

**公共放送ワーキンググループ
取りまとめ**

2023年（令和5年）10月18日

目次

| | |
|--|-----------|
| 1. はじめに | 2 |
| 2. NHK の役割 | 4 |
| (1) 放送全体の発展への貢献 | 4 |
| (2) インターネットを通じた放送番組の配信..... | 5 |
| 3. NHK のインターネット活用業務の在り方 | 9 |
| (1) 必須業務化の是非と範囲 | 9 |
| (2) 必須業務として配信すべき情報の範囲 | 10 |
| ① 放送番組と同一のもの（映像及び音声） | 10 |
| ② 放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等） | 10 |
| ③ 配信すべき情報に関する規律..... | 13 |
| (3) 放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置 | 13 |
| ① 配信すべき情報の範囲及び提供条件に関する判断の主体とそのプロセス | 13 |
| ② 判断の拘束力 | 17 |
| ③ 当面取り組むべき事項..... | 17 |
| 4. インターネット活用業務の財源と受信料制度 | 18 |
| 5. 今後の進め方 | 21 |
| (1) 地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信..... | 21 |
| (2) 必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件 | 21 |
| (3) その他 | 21 |
| ① インターネット活用業務に対する意見・苦情等を受け付ける仕組みの改善..... | 22 |
| ② NHK のガバナンス..... | 22 |
| 6. 結びにかえて | 24 |

1. はじめに

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(座長：三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授) から令和 4 年 8 月 5 日に公表された「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」において、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長と視聴デバイスの多様化、これらに伴う視聴スタイルの変化と「テレビ離れ」などを背景に、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送コンテンツの価値を、インターネット空間にも浸透させていくための方策の一つとして、日本放送協会(以下「NHK」という。)のインターネット配信の在り方について引き続き検討することとされ、令和 4 年 9 月に、そのための検討組織として、同検討会の下に「公共放送ワーキンググループ」が設けられた。

放送は、有限希少な電波を用いて不特定多数に同時に同じ情報を提供する手段として大きな社会的影響力を有しており、放送事業者は、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)の規定に基づいて、災害情報など公共性の高い情報をあまねく伝えるとともに報道は事実を曲げないですること等の番組準則¹⁾に則って、いわば「質の担保された情報」を提供する責務を有している。その上で、放送法は、受信料を財源とする公共放送である NHK と主に広告料収入を財源とするローカル局を含めた民間放送の二元体制を基本としており、相互に切磋琢磨することにより放送界全体の発展が図られることを期待している。現在は、放送だけでなくインターネットへと情報空間が広がり、多様な主体によって多種多様な情報が流通する状況になっているデジタル時代だからこそ、互いに切磋琢磨の中で創意工夫を凝らして質の高い放送番組を制作・発信し、生活や経済活動に欠かせない国民の情報基盤としての使命を果たしてきた放送の役割の重要性はますます高まっている。

また、コンテンツ産業は、我が国を牽引する重要な産業分野の一つであり、日本のソフトパワーとして大きな役割を果たすことが望まれている中、放送には、海外から高く評価される優れた放送番組を制作することが大いに期待されることを踏まえれば、我が国の放送制度の基軸である二元体制を確保し、我が国の放送コンテンツの制作力・発信力を維持・強化することにより、我が国のコンテンツ産業の発展に寄与していくことが必要である。

本取りまとめは、このような問題意識の下、二元体制の一翼を担う公共放送である NHK が、このデジタル時代にどのような役割を果たすべきか、そして、これに対応した NHK の

1 公共の福祉の観点からの放送番組の編集に関するルールとして、放送法第 4 条第 1 項に規定されている。放送事業者は、国内放送等の放送番組の編集に当たっては、①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、が求められている。

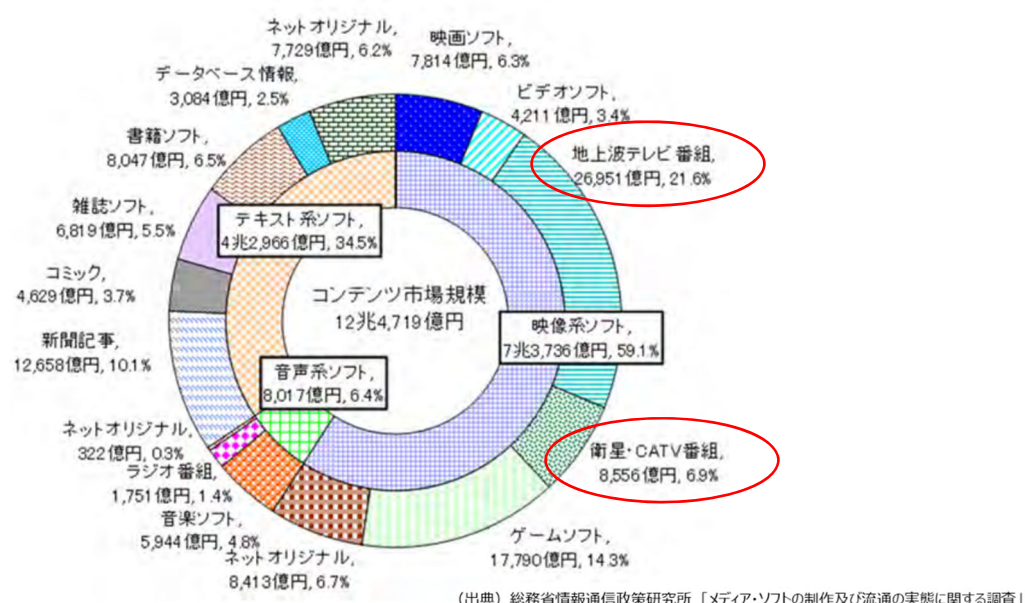
インターネット活用業務²の在り方（放送制度の中でどのように位置付けていくべきか、規制はどのように課されるべきか）、また、デジタル時代の NHK の事業運営を支える財源はどのような形であるべきか、といった点について、本ワーキンググループとして計 13 回の会合を開催し、オブザーバである NHK、（一社）日本民間放送連盟に加え、（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の参加も得ながら検討を行い、その結果を取りまとめたものである。

² 放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する業務（任意業務）として行う業務。放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に放送番組等を提供する業務であり、現在 NHK は、NHK プラスや NHK オンデマンド等のサービスを実施している。

2. NHK の役割

(1) 放送全体の発展への貢献

放送法は、公共放送である NHK について、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことを目的とすることを定め、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うことを必須業務³とするなど、従来から放送全体の発展に貢献することを期待している。近年のインターネットの普及により、情報空間がインターネットへと広がりを見せる中、我が国のコンテンツ産業は、Netflix や Amazon Prime Video などの海外事業者をはじめとする動画配信プラットフォーム事業者との激しい競争に直面している。



【図-1 日本のコンテンツ市場の内訳 (2021年)】

我が国のコンテンツ産業の中でも、放送コンテンツは3割近くを占めており、依然として重要な地位にあることを踏まえ、本ワーキンググループにおいて、NHKの将来を検討するに当たっては、単に放送業界のみならず、コンテンツ産業の今後についても視野に入れて検討してきたところである。そうした観点から、NHKが、民間放送との二元体制の下で、従来から時代や技術の変化に適切に対応しながら放送全体の発展に貢献してきたことの延長線上にあるものとして、NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべきと考えられる。

NHKには、こうした役割の下で、民間放送事業者等と協調・協力した取組を具体的に進めていくことが期待される。その際、インターネットへと情報空間が広がった中で、放送業界全体が動画配信プラットフォーム事業者等との視聴者獲得競争のフェーズに入っ

³ 放送法第20条第1項に規定されている、NHKが「行う」業務。

ていることを直視し、その中で放送コンテンツが埋没しないような仕組みをどのように作り上げていくかという視点を持つべきである。もっとも、NHKには、放送コンテンツのプラットフォームとして、放送番組の流通のみならず、報道や教育といった一般的に採算性が低いと考えられるが公共性の高いコンテンツの制作を支えていくことも期待される。

我が国のコンテンツ産業の発展を視野に入れつつ、デジタル時代における我が国の放送コンテンツの制作と、国内外への流通を促進するための具体的方策については、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」（主査：山本龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授）（以下、「コンテンツ WG」という。）において議論され、取りまとめられており、そこで示された内容を踏まえ、総務省、NHK、民間放送事業者など関係者が連携・協力して取り組んでいくことが重要である。

また、放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしてのNHKの役割については、別途、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」（主査：内山隆 青山学院大学総合文化政策学部教授）（以下、「プラットフォーム TF」という。）において取りまとめられた内容に沿って、その役割を果たすことが期待される。

また、NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある。この点については、放送法第20条第6項において、民間放送事業者の放送ネットワークインフラ整備に対するNHKの協力努力義務が規定されているが、さらにNHKの業務として位置付けることの必要性について指摘があったことも踏まえ、今後の法制化の過程で検討すべきである。

さらに、民間放送事業者のみならず、新聞社・通信社等との適切な協調・競争関係を構築することも、民主主義にとって重要な価値であるジャーナリズムを実践するメディアの多元性⁴を確保する観点から重要である。この点に関しては、NHK自らが、本ワーキンググループにおいて、新聞、民間放送、NHKという伝統メディアに対する国民の信頼という構図が維持・強化されることは、NHKがインターネット業務を展開することの前提であるとの考えを表明している。

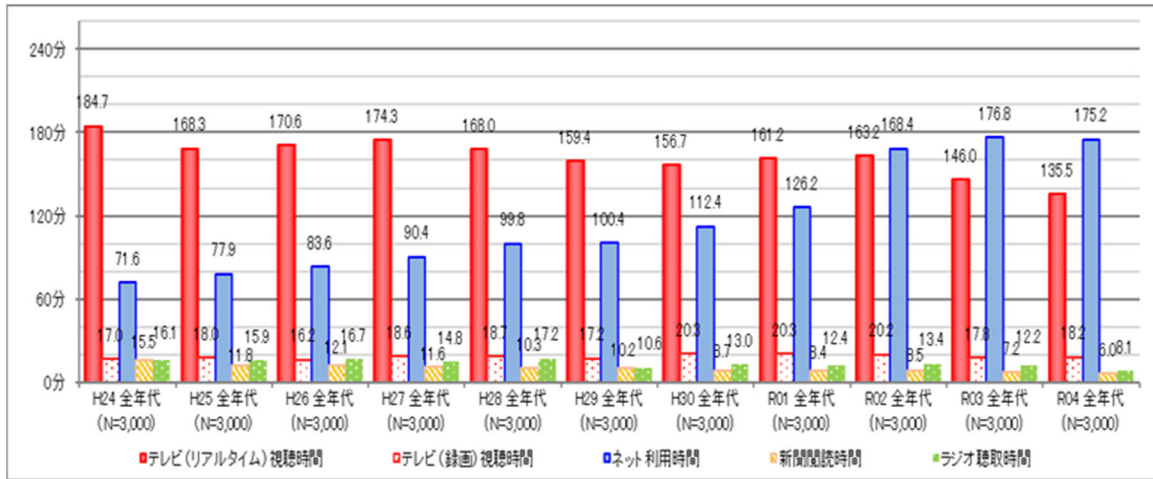
(2) インターネットを通じた放送番組の配信

1.でも述べたとおり、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長、視聴デバイスの多様化に伴い、視聴者のコンテンツ視聴スタイルも変化しており、いわゆる若者の「テレビ離れ」に象徴されるように、視聴者の行動は、テレビ放送を通じた

4 本ワーキンググループにおいて、「メディアの多元性」は、公共放送と民間放送との併存による二元体制に加え、国民の知る権利を充足するためのメディアとして位置付けられる新聞社・通信社等とも共存・競争する状態を指す言葉として用いている。なお、2022年のG7エルマウ・サミットで採択された「強じんな民主主義声明」においても、開かれた多元的議論を守る民主主義国として、「オンライン及びオフラインでの表現及び意見の自由を保護し、…メディアが自由で独立した状況であることを確保する」との決意が示されている。

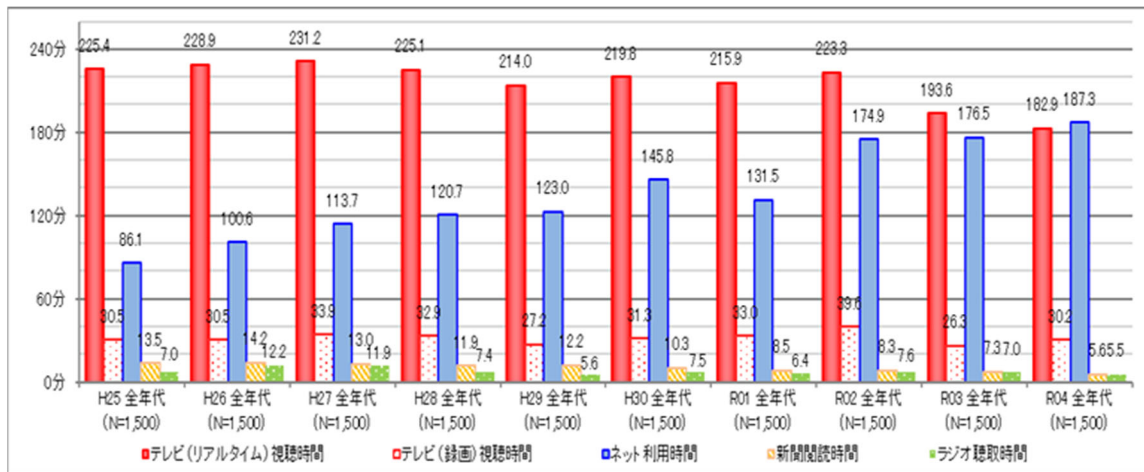
視聴から、インターネットを通じた視聴へと確実にシフトしている。

例えば、総務省情報通信政策研究所の調査によると、平日における主なメディアの平均利用時間について、令和2年度に初めてインターネットがテレビを上回り、令和3年度、令和4年度には、その差は更に拡大している。また、休日における主なメディアの平均利用時間については、令和4年度になって初めてインターネットがテレビを上回る結果となり、テレビ離れが加速していると考えられる。



(出典) 総務省情報通信政策研究所「令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

【図-2 [平日] 主なメディアの平均利用時間 (全年代)】



(出典) 総務省情報通信政策研究所「令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

【図-3 [休日] 主なメディアの平均利用時間 (全年代)】

このように、視聴者の多くが、インターネットを主な情報入手手段として利用しつつあることを踏まえると、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する業務を、

その実施の有無が NHK の判断に完全に委ねられている「任意業務⁵」ではなく、その継続的・安定的な実施⁶が義務付けられる「必須業務」として位置付けることにより、インターネットを通じた場合であっても、視聴者が継続的・安定的に放送番組を視聴できる制度に変更していくべきである。

現在の放送法は、公共放送と民間放送という二つの異なる性格の事業者が併存し、相互に補完しつつ、切磋琢磨することにより、多様な放送が形成されていく二元体制を前提として制度を構築している。こうした制度の下では、公共放送と民間放送が、同法が求める相互の「併存」を前提として、いずれも編集の自律を保障された言論報道機関として、各々に求められる役割を果たすために必要な事業形態と事業規模を維持しつつ、公正な競争の下、より高品質で多様な放送番組の制作・流通に取り組んでいくことが期待されていると考えられる。すなわち、現在の放送制度は、二元体制の一翼を担う NHK が極端に縮小して社会に与える影響が限定的になることを想定しておらず、他方、NHK が肥大化することで民間放送事業者の存続が危うくなることも想定していないと解することができる。

こうした二元体制の下、NHK や民間放送事業者の活動が活性化され、更に新聞社・通信社等の他のメディアとも相互に共存・競争することによって、多元的なメディアが形成され、インターネットへと広がる情報空間全体のインフォメーション・ヘルス（情報的健康）⁷が確保されていくものと考えられる。

以上のような、現行の放送制度の趣旨に鑑みれば、NHK について、インターネットという新たな伝送路を通じた放送番組の提供を必須業務化するに当たっては、こうした二元体制を含むメディアの多元性の維持という観点から、具体的な制度を検討することが必要である。

もともと、NHK がインターネット上で活動することにより情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的である可能性には留意する必要がある。一方で、今後増加が見込まれるテレビを持たない者に対しても、NHK がインターネットを通じて、国民全体が共有すべき基本的情報を提供することは、日本社会の多様な構成員の知る権利をデジタル時代に的確に対応した形で充足し、民間放送との二元体制の下、NHK が公共放送として、

5 放送法第 20 条第 2 項に規定されている、NHK が「行うことができる」業務。

6 放送法第 86 条において、NHK は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を 12 時間以上（協会国際衛星放送にあっては、24 時間以上）休止することができない旨規定されている。

7 多様な情報にバランスよく触れることで、フェイクニュース等に対して一定の「免疫」（批判的能力）を獲得している状態。なお、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令和 4 年 8 月 5 日公表）p.18 参照。

社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に公衆を形成する⁸役割を果たすことを可能とすると考えられる。

以上をまとめると、視聴者のコンテンツ視聴スタイルが急速に変化する中、NHKは、放送の二元体制の枠組みの下で、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する役割を主体的に担っていくべきと考えられる。

なお、NHKと民間放送との並存と競争を旨とする二元体制の趣旨を踏まえ、公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、本ワーキンググループにおいて要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきである。

8 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令和4年8月5日公表）p.17において、「放送は、NHKと民間放送事業者がこの二元体制の下で様々な情報発信を行うことを通じ、国民の『知る自由』を保障し、災害情報や地域情報等の『社会の基本情報』の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たしてきたとすることができる。また、その『公共性』に着目すれば、放送は公衆の包摂・形成であり、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に『公衆』を形成するという社会インフラとしての役割を果たしてきたとすることができる。」とされている。

3. NHK のインターネット活用業務の在り方

(1) 必須業務化の是非と範囲

テレビなどの受信設備では NHK の放送番組を視聴することができるが、インターネット活用業務が任意業務である現状においては、たとえ費用を支払う意思があっても、テレビなどの受信設備を持たない限り、NHK の放送番組を継続的・安定的に視聴することはできない。

インターネット活用業務を必須業務化するという事は、こうした現状を変更することを意味する。具体的には、テレビなどの受信設備を持たないがインターネットを利用できる環境にある者から、インターネットを通じて NHK の放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHK には放送番組を提供する義務が生じる。これは任意業務とは異なり、法律によって提供の義務が課されるものであり、放送法第 86 条により総務大臣の認可を得ない限り放送の業務の廃止等はできない仕組みとされていること、また、テレビ放送及びラジオ放送の全国普及を義務付けている放送法第 20 条第 5 項⁹の趣旨を踏まえれば、全国のどこであっても、インターネットを利用できる環境にある者からの求めに応じて放送番組の同時・見逃し配信を継続的・安定的に行うことを義務付けられることを意味する。

また、必須業務である放送については、NHK の放送を受信することのできるテレビなどの受信設備を設置した者は、放送法第 64 条第 1 項において、NHK と受信契約を締結しなければならないと規定されており、この受信契約に基づく受信料は NHK の事業運営の財源となる。この受信料制度については、最高裁判決¹⁰において、「現実に原告(NHK)の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示されている。

すなわち、受信料制度は、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者からは広く公平に負担を求める趣旨であると解されることから、インターネット活用業務を NHK の必須業務化する場合、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じて NHK の放送番組を視聴する者についても、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の負担を求めることが適当であるとの考えが導かれる。

以上をまとめると、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者に該当するとし

⁹ NHK に対し、ラジオ放送及びテレビジョン放送の全国普及を義務付けている。

¹⁰ 最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 71 卷 10 号 1817 頁（平成 23 年 11 月 16 日に、NHK が、受信契約を締結していない者に対し、受信契約の締結と受信料の支払を求め提訴した事案）。

て相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することが必須業務化の意味であると考えられる。

そして、本ワーキンググループにおいては、2.で述べたように、インターネットへと広がる情報空間の中で、NHKには、日本の放送全体の発展により一層貢献するとともに、視聴者の視聴スタイルの急速な変化に対応して、少なくとも地上波テレビ放送の放送番組について、インターネットにより視聴者に同時・見逃し配信を行う役割が求められており、それに応じた重い責任をNHKに対し課すことについては認識の一致を見ており、こうした業務は必須業務とすべきものと考えられる。

他方、衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しては、NHKが果たすべき役割に鑑み、これらの同時・見逃し（聞き逃し）配信を必須業務化すべきかどうかについて、これまでの議論において、現時点では結論を導くに至る程度にまで議論が尽くされた状況とは必ずしも言えないため、今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。

なお、公共放送として、あるいは報道機関の一つとして、災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高く、国民全体に広く確実に提供すべき重要な情報については、費用を負担する者以外への提供が例外的に必要な場合があることに配慮すべきである。

また、放送番組以外のコンテンツの伝送の範囲については下記の(2)、(3)、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当するとして費用を負担すべき者の範囲は下記の4.でそれぞれ検討する。

(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲

① 放送番組と同一のもの（映像及び音声）

これまで述べたとおり、テレビなどの受信設備を設置すれば視聴することができるNHKの放送番組について、放送、インターネットといった伝送手段を問わず、視聴者に対しNHKの放送番組を継続的・安定的に提供することが必須業務化の意味するところであることから、必須業務化する場合には、放送番組そのもの（映像及び音声）の提供は当然にその業務範囲に含まれると考えるべきである。

② 放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）

放送番組（映像及び音声）以外のコンテンツとしては、現在、放送法第20条第2項

第2号¹¹に基づき、NHK NEWS WEB や NHK ニュース・防災アプリ等において、主にテキスト情報等（テキスト情報のほか、映像・画像情報を含む。以下同じ。）が「理解増進情報」として提供されている。

現行制度における理解増進情報は、放送法第20条第2項第2号の規定を受けて、NHK が同条第10項の規定に基づき定める「インターネット活用業務実施基準¹²」において、「放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）」と定義されている。その上で、基本原則として、「法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。」と規定され、放送番組を周知・広報するもの、放送番組等を再編集したもの、放送番組の内容を解説・補足するもの等が限定列挙されている。

本ワーキンググループでの議論においては、この理解増進情報について、実際には、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとは考えづらいものも含め、NHK のインターネット活用業務として、NHK と放送受信契約を締結した者以外の者にも無償で提供されているところ、これは、なし崩しの拡大であり、収支を勘案してインターネット事業に取り組む民間放送事業者その他の民間報道機関の経営に悪影響を及ぼしているのではないかとの指摘があった。

このような NHK による理解増進情報の提供によって、民間放送事業者その他の民間報道機関の経営が、実際にどの程度の悪影響を受けているのかについては、エビデンスベースで検証していくことが必要である。しかし、いずれの場合であっても、必須業務化する場合の NHK のインターネット活用業務の範囲を画定するに当たっては、受信料を財源とすることがいわゆる「国家補助 (state aid) ¹³」に該当し得るという意見もあること、特に有力な公的事業者が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争を歪めるおそれがあることについての指摘を踏まえる必要があると考えられる¹⁴。

この点、NHK からは、本ワーキンググループに対して、インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲については、「放送番組の同時・見逃し配信」と「報道

11 NHK は、自らが放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することができる旨規定されている。

12 <https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/standards/221221-01-jissi-kijyun.pdf>

13 「国家補助 (state aid) は、EU の競争政策上の概念であり、欧州連合運営条約第 107 条において原則として禁止される国家補助について、「加盟国によって又は国家資源を通じて与えられる補助であって、いかなる形態によるかを問わず、特定の行為や商品生産を優遇することで競争を歪める又は歪めるおそれのあるもの」(any aid granted by a Member State or through State resources in any form whatsoever which distorts or threatens to distort competition by favouring certain undertakings or the production of certain goods) と規定されている。

14 本ワーキンググループ (第 6 回) において、京都大学大学院法学研究科の川濱昇教授から、NHK について、従来の放送業務を超えた業務拡大を行う場合には、受信料を財源とすることは、講学上の「国家補助」に当たり、特に有力な公的企業が「国家補助」を受けた場合の経済活動は競争を歪めるおそれがあるため、それが何らかの公共目的に照らし必要なものであるか、目的に照らしてその歪曲効果が是認できるものであるかのチェックが必要である、との指摘があった。

サイト（放送と同一の情報内容の多元提供）」が基本であり、これ以外は「放送と同様の効用が異なる態様で実現されるもの」について限定的に提供することを想定していること、そして、テキスト情報については、放送と同一の情報内容についてインターネットの特性に合わせたものを提供することが基本であり、現在の放送番組に対する理解増進情報は必然的に再整理され、付加的な情報によって放送への誘引効果を高めるようなサービスについては今の形のまま残ることはない、との考えが示された。NHKにおいては、本ワーキンググループにおいて「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」について平易な説明を求める指摘があったことを踏まえ、より分かりやすい説明に努めるべきである。

このように、本ワーキンググループにおいて行われた、現在の理解増進情報に関する様々な問題点の指摘や、受信料がいわゆる国家補助に当たるため NHK のインターネット活用業務の拡大は競争を歪め、放送の二元体制を含むメディアの多元性を損なうおそれがあるという指摘を踏まえ、NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合、その範囲は、放送番組の同時・見逃し配信のみとし、テキスト情報等は一切提供しないという選択肢も考えられる。

しかし、NHK の設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHK を含めた様々な主体から、視聴者が多元的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましい。

もともと、NHK によるテキスト情報等の配信を認めるとしても、先に示した様々な指摘も踏まえれば、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれることがないよう、その範囲を限定して画定されるべきである。また、インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである。

これらの点を制度化する場合、インターネットを通じて提供すべき情報の範囲をあらかじめ法律において限定列挙し、費用負担者にどこまで提供すべきか等の提供条件についても法律で画定することも選択肢となり得るが、これは、言論報道機関としての性格を有する NHK に対する過度の制約となり、適当ではないと考えられる。

そのため、制度化に当たっては、NHK が必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の情報内容を基本とする考え方を示していること、また、議論の過程で、NHK は視聴者に対し、まずはテキストでなく放送番組として情報を伝達するよう努めるべきとの指摘があったことも踏まえ、放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、放送番組そのもの（映像及び音声）ではない情報については、i) 災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、ii) 番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方

向で検討すべきである。

その上で、費用負担者にどこまで提供すべきかといった点も含め、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、次に述べる担保措置（競争評価）のプロセスを経て定める制度とすべきである。その際、上記 i）のような情報については、費用を負担する者以外も含めた国民全体に広く確実に提供されることが例外的に必要な場合があることに配慮すべきである。

③ 配信すべき情報に関する規律

インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲は、これまで述べたとおり、放送番組と同一の内容が基本となる。

放送番組と同一のものについては、放送法第 4 条の番組準則等の放送法上の規律¹⁵⁾に則って制作・配信されることが前提となるため、情報の質が担保されると考えられる。それ以外のコンテンツについては、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHK における自主的な判断に委ねるべきであり、放送法の規律の下で放送番組について実現されているのと同様に、自らの公共的性格及び使命に適したものとなるよう、NHK の自主自律による対応が求められる^{16 17)}。

(3) 放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置

① 配信すべき情報の範囲及び提供条件に関する判断の主体とそのプロセス

放送法は、公共放送と民間放送という二つの異なる性格の事業者が、相互に補完しつつ、公正な競争環境の中で切磋琢磨し、多様な放送を形成していくという二元体制を基本としている。放送だけでなくインターネットへと情報空間が広がる中であっても、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれてはならない。したがって、2.(2)で述べたとおり、NHK が、放送に加えてインターネットでも放送番組等を視聴者に提供する役割を担うとしても、それは、メディアの多元性に資する放送の二元体制の枠組みを前提とすることが求められる。

15 現行放送法においては、放送番組について、法律に定める権限に基づく場合でなければ干渉・規律されないとの放送番組編集の自由を原則とした上で（第 3 条）、放送事業者の自主自律を基本とした番組準則への適合性の確保（第 4 条及び第 81 条）や番組基準の策定・公表（第 5 条）等の措置が講じられている。また、NHK については、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画について、経営委員会の議決事項とされている（第 29 条第 1 項第 1 号リ）。

これに対して、NHK のインターネット活用業務については、このような内容面での規律は課されていない。

16 なお、NHK は、現行制度の下でも、インターネットでの情報発信について自主的にガイドラインを策定している。

「放送ガイドライン 2020 改訂版（インターネットガイドライン統合版）」（<https://www.nhk.or.jp/info/pr/bc-guideline/assets/pdf/guideline2020.pdf>）の項目 3 参照。

17 本ワーキンググループでは、インターネットによる放送番組等の配信を必須業務とする場合の内容面での規律について、NHK の自主自律にとどめるのが妥当との意見もあった一方で、その前提として NHK が拠って立つ準則を法律上明記すべきとの意見もあった。

NHKの業務拡大が競争を歪め、放送の二元体制を含むメディアの多元性を損なうおそれがあるとの指摘があることを踏まえれば、NHKが必須業務としてインターネットを通じて放送番組等を提供するに当たって、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれないことを担保するための措置を講じることが必要である。言い換えれば、NHKがインターネットを通じて放送番組等を提供するに当たって、放送の二元体制を含むメディアの多元性を確保するために、NHKに重い責任と規律を課していくことが必須業務化の意義であるとも考えられる。

そして、放送の二元体制、メディアの多元性は、ひとたび損なわれてしまうと回復することは困難との指摘があることを踏まえ、NHKがインターネット活用業務を必須業務として実施する前に、あらかじめ放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための措置を講じる仕組みとすることが適当である。

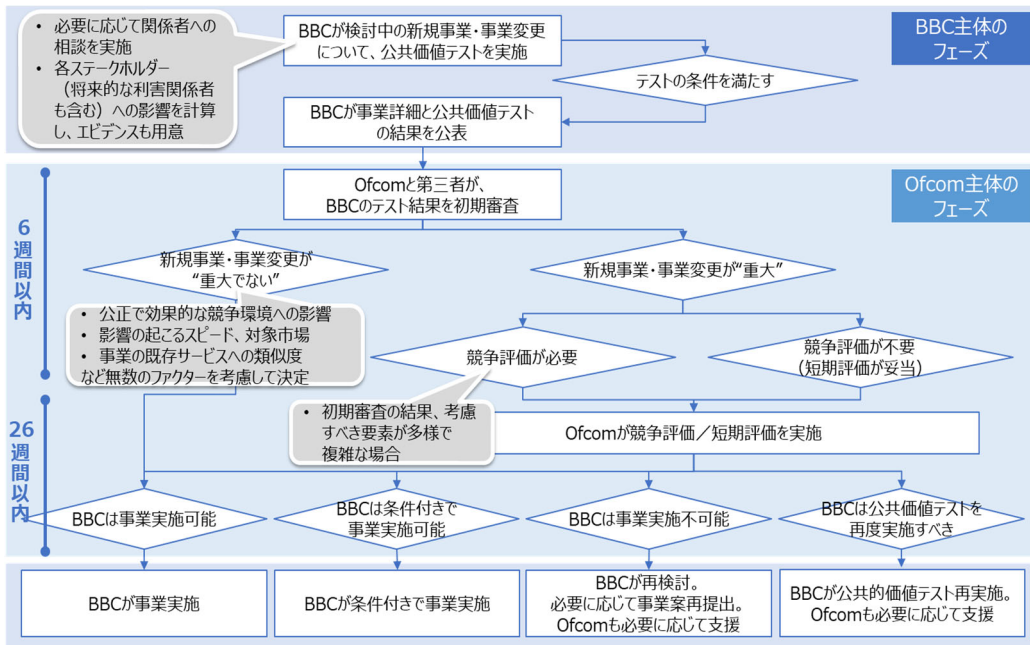
このように、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合には、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保することが必要であり、この点を踏まえた担保措置を講じることが求められる。こうした観点から、2(2)でも述べたとおり、公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、本ワーキンググループにおいて要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきである。

また、担保措置としての競争評価の仕組みの詳細を検討するに当たっては、基本的な考え方として、自らの事業運営の状況や競合する市場の状況を把握できるNHK自身が、関係者の参加を得て、競争評価を実施し、必須業務としてのインターネット活用業務の具体的範囲や提供条件を判断することも考えられる。すなわち、NHKには、事業運営を担う執行部を監督する機関として経営委員会が存在することから、経営委員会に競争評価の実効性を確保するための必要な権能を付与した上で、NHKから提案のあったように、経営委員会の監督の下、執行部から独立した専門家からなる委員会が競争評価を実施すれば足りるとも考えられる。

しかし、受信料により支えられているNHKは、競争評価の仕組みをより公正かつ客観的なものとする中で、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者の理解を得つつ、国民の知る権利にとってマイナスとなる事態を厳に回避することが必要である。

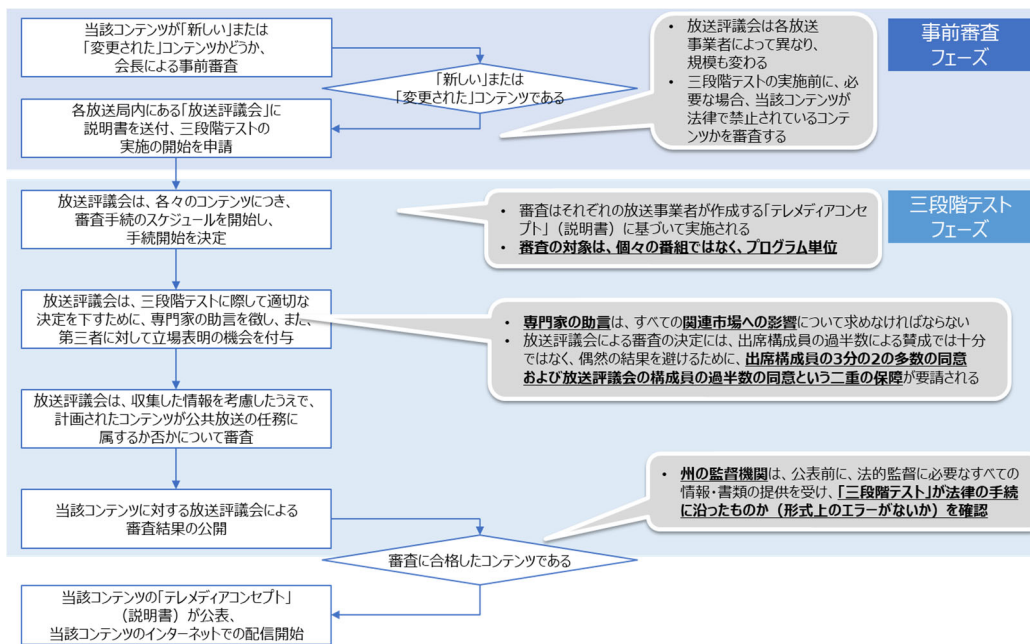
したがって、担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるNHKが上記の仕組みによって原案を策定し、その評価・検証を、NHK以外の第三者機関（電波監理審議会等）が、NHKが必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきである。

また、競争評価の手法としては、本ワーキンググループでは英国の「公共価値テスト」やドイツの「三段階テスト」を念頭に議論を進めてきたが、英国のような仕組みの中でも、公共的価値と市場競争への悪影響の程度とを単純に比較衡量することへの疑問が呈されたことも踏まえて、よりエビデンスに立脚した評価手法の確立に向けて、更に詳細に検討を深めるべきである。



(出典) 公共放送ワーキンググループ第6回会合 資料6-2 p.23

【図-4 英国の公共価値テストと競争評価の実施手順】



(出典) 公共放送ワーキンググループ第6回会合 資料6-2 p.28

【図-5 ドイツの三段階テストの審査プロセス】

なお、NHKが必須業務として実施するインターネット活用業務に要する費用についても、競争評価を実施するに当たっての重要な一要素と考えられる。そのため、競争評価の仕組みにおいては、必須業務として実施するインターネット活用業務の費用の規模を明らかにすべきであるが、費用の規模が市場への影響に具体的にどのように寄与するかについても専門的・技術的に検討する必要がある。その上で、費用の規模の拡大が市場に悪影響を与え得ることが認められるのであれば、事前に、競争評価を実施すべきである。

さらに、NHKは、新規サービス又は既存サービスの大幅な変更を行う場合は、事前の競争評価を実施するとの考えを示している。しかし、NHKが必須業務として実施するインターネット活用業務には、その性質上、競争を歪め放送の二元体制を含むメディアの多元性を損なうおそれがあるとの指摘を踏まえれば、NHKが必須業務として実施するインターネット活用業務全般について、競争上の問題が生じていないかを検証する「競争レビュー（仮称）」も定期的実施すべきである。

② 判断の拘束力

①のプロセスを経て行われる評価・検証の結果を受け、総務大臣は、評価・検証の結果を踏まえてNHK予算に意見を付し、国会に提出するものとし、これにより、国会での予算審議を通じてNHKの策定する原案の内容の適否が判断されるようにすべきである。また、総務省は、国会での審議結果等を踏まえ、必要に応じ行政指導を行うことが考えられる。

この点については、本ワーキンググループにおいても、NHKが策定する原案について、総務省が、有識者等から構成される「検証会議（仮称）」を設置し、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者も参画する形で検証する仕組みとすること、電波監理審議会に諮問し答申を得ること、総務大臣意見を付すとしてもNHKが提供する個別のコンテンツの是非に立ち入る内容とならないよう留意した運用とすべきとの指摘があったことも十分に踏まえて、プロセスの具体化に向けた検討を進めるべきである。

③ 当面取り組むべき事項

①及び②で検討した担保措置（競争評価）の枠組みについては、本ワーキンググループにおいても、利害関係者間の議論を速やかに開始し、その検討結果を法改正や今後の運用に反映することが重要であるため、競争評価に関する準備組織を、総務省の関与の下、早期に設定すべきとの指摘があったことも踏まえ、今後、法制化に向けて、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきである。

また、これまでの議論において、NHKは、インターネットを通じて提供される情報について、その公共性及び市場競争への影響等について説明することが重要との指摘があったことを踏まえ、こうした検討の場において、NHKは、提供される情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきである。

4. インターネット活用業務の財源と受信料制度

公共放送である NHK の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度のほかにも、視聴の対価として視聴料を徴収する方法や、諸外国でも採用されている広告収入による方法、税収入による方法なども考え得るところである。

しかし、視聴料を徴収する方法は、NHK と契約する者の関心や意向などを意識したコンテンツ制作を助長しかねないなど、公共放送として備えるべき基本的な性格と相容れないと考えられる。また、広告収入や税収入は、特定のスポンサーや国家・政治との関係で、財源としての中立性・独立性を保てなくなるおそれがあるため、これも公共放送として備えるべき基本的な性格と相容れないと考えられる。もともと、国際放送¹⁸については、将来的な安定財源の確保のための方策として、英国の国際放送で採用されている広告収入について検討の余地がある。

このように、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であると考えられる。この点に関して、最高裁判決¹⁹は、NHK の事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告 (NHK) の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHK が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示しているが、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告 (NHK) に及ばないようにし、現実に NHK の放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆している。

そして、3.(1)でも述べたとおり、インターネット活用業務を必須業務化する場合には、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、NHK の事業運営の財源である受信料制度について規定した放送法第 64 条第 1 項²⁰の「協会の放送を受信することのできる受信設備…を設置した者」に基づいて定めることが適当である。また、先の最高裁判決は、「放送法は、受信料の支払義務を、受信設備を設置することのみによって発生させたり、原告 (NHK) から受信設備設置者への一方的な申込みによって発生させたりするのではなく、受信契約の締結、すなわち原告と受信設備設置者との間の合意によって発生させることとしたものであることは明らか」である旨述べている。すなわち、受信料制度の運用においては、受信者の意思を尊重することが求められている。

18 NHK が必須業務として行う、法人向け・外国人向けの国際放送（放送法第 20 条第 1 項第 4 号）及び協会国際衛星放送（同項第 5 号）。

19 最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 71 卷 10 号 1817 頁。脚注 10 参照。

20 「協会の放送を受信することのできる受信設備…を設置した者は、…受信契約…の条項…で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。」と規定されている。

このような放送法の規定の趣旨を踏まえ、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価できる者を具体的にどのような範囲で捉えるかについては、テレビとスマートフォン・PC等の通信端末との性質の違いに着目すべきである。すなわち、一般的に、テレビは、チューナーレステレビを除き、放送番組を視聴する機能をあらかじめ有しているのに対し、スマートフォン・PC等の通信端末は汎用的に用いられ、少なくとも放送番組を視聴することが主たる用途として想定されているわけではない。

このような性質の違いに鑑みれば、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけで「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価することは、視聴者の理解を得ることができないため、適当ではない。これに対して、テレビなどの受信設備を持たないが、スマートフォン・PC等の通信端末を用いてNHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者であれば、汎用的な通信端末をNHKの放送番組を視聴するための「受信設備」として「設置した」と評価することについて、視聴者の理解を得られやすいものと考えられることから、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して、受信料制度における公平負担の観点から、費用負担を求めることを基本とすべきである。

もっとも、同等と評価される行為の具体的内容については、例えば、スマートフォンについて、まず、その購入のみで費用負担を求めるべきではない。加えて、これまでの本ワーキンググループにおいて、NHKの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような、i) アプリのダウンロード、ii) IDやパスワードの取得・入力、iii) 一定期間の試用、利用約款への同意などの行為も含めて解釈していくことが必要との指摘があったことを踏まえ、今後、総務省において制度化の検討を進める中で、これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべきである。

また、現在のテレビなどの受信設備の設置に伴う受信契約は世帯単位²¹となっているが、スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約を個人単位とするのか、IDをいくつ払い出すか、何台の通信端末まで同一のIDで利用可能とするか等受信契約の単位に関する課題については、インターネットの普及等に伴う視聴実態を勘案しつつ、引き続き検討すべきであり、この点についても視聴者にわかりやすい形で周知等がなされることが期待される。

上述のとおり、テレビなどの受信設備を持たないがインターネットを通じてNHKの放送番組等を視聴しようとする者について、放送法第64条第1項の「受信設備を設置した者」と同等と評価される者と捉えるべきであることを踏まえれば、これらの者に求められ

21 放送法第64条第3項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた受信契約（日本放送協会放送受信規約）において規定されており、具体的には、同規約第2条において、「放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。」等と規定されている。

る負担は、公共放送としての NHK の事業運営のための「特殊な負担金²²」としての性格を帯びるものと考えることが適当である。

そして、このように考えれば、NHK の事業運営は、テレビなどの受信設備の設置を通じて支払われる受信料と、それと同等と評価できる通信端末上の行為を通じて支払われる負担金の全体で支えられるものとするのが自然であるが、視聴者に負担いただくものである以上、総務省及び NHK においては、現在の NHK オンデマンド²³のように対価として徴収するものではなく、その負担により得られる財源の用途について、2.(1)で述べたような放送全体に貢献する役割に対応した NHK の事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべきである。

なお、テレビなどの受信設備を持たずともインターネットを通じて NHK の放送番組等を視聴する者が支払う金銭を、テレビなどの受信設備の設置に伴う受信契約に基づく費用の呼称としてこれまで定着してきた用語である「受信料」と呼称するか別の呼称とするかは、今後、制度化を進める中で整理されるべき問題である。

一方、いわゆる「ネット受信料」という呼称が流通し、スマートフォン・PC 等の通信端末を保有しただけで NHK に対する費用負担が義務付けられるとの誤解が生じているとの指摘があることを踏まえ、総務省や NHK においては、そのような誤解が生じることのないよう、国民・視聴者に対して丁寧な説明に努めるべきである。加えて、必須業務化に伴う費用負担についても、NHK の放送番組のインターネットでの視聴を無料から有料にするものではなく、NHK の放送番組をインターネットで視聴できる機会を、テレビなどの受信設備を持たない者に対して新たに広げ、それに伴って、テレビなどの受信設備を持っている者との公平負担の観点から相応の費用負担を求めるものであることについて丁寧な説明を尽くすべきである。

22 受信料の法制上の位置付けについては、例えば、臨時放送関係法制調査会の答申（1964年9月）においては、「国家機関ではない独特の法人として設けられた NHK に徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金と解すべき」、内閣法制局長官の答弁（1980年3月参議院予算委員会）においては、「公共的放送を NHK の業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであり」と示されている。

23 放送法第20条第2項第2号の任意業務として NHK が行うサービス。衛星放送の一部の放送番組も含む放送番組を、2～3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービスであり、有料（月額990円等）により実施。

5. 今後の進め方

これまで13回にわたり丁寧に議論を進め、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する際に必要となる制度の骨格に関わる基本的な事項については、議論を取りまとめることができた。

しかし、それぞれの箇所で言及してきた点を含め、今後検討すべき課題も多く残されており、継続した議論・検討が不可欠である。その意味では、今般の取りまとめは、デジタル時代にふさわしい放送制度の在り方の一つとして、NHKのインターネット活用業務の在り方を継続して検討していくための議論の軸となる内容を提供するものと位置付けることができる。

については、総務省においては、急速に進む視聴者の「テレビ離れ」（インターネットへのシフト）に速やかに対応するため、所要の制度整備を早急に進めるとともに、以下の事項についても、検討を行い、今後の制度整備や制度の運用に反映すべきである。

(1) 地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信

3.(1)でも述べたとおり、衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しても、今後、NHKが果たすべき役割に鑑み、これらの同時・見逃し（聞き逃し）配信を必須業務化すべきかどうかについて、速やかに検討する必要がある。

(2) 必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件

3.(3)③でも述べたとおり、必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を定める担保措置（競争評価）の枠組みについては、本ワーキンググループにおいても、利害関係者間の議論を速やかに開始し、その検討結果を法改正や今後の運用に反映することが重要であるため、競争評価に関する準備組織を、総務省の関与の下、早期に設定すべきとの指摘があったことも踏まえ、今後、法制化に向けて、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきである。

(3) その他

本ワーキンググループでは、NHKのインターネット活用業務の在り方について、必須業務化するか否かを中心に検討を行ってきたが、これに付随して、現行のインターネット活用業務を巡る下記の事項についても指摘があったことを踏まえ、総務省及びNHK

は、現行制度の運用改善にも取り組むべきである。

① インターネット活用業務に対する意見・苦情等を受け付ける仕組みの改善

現在のインターネット活用業務実施基準では、インターネット活用業務について、競合事業者等からの意見・苦情等を受け付ける仕組みが用意されている。こうした意見・苦情等への対応については、NHK 会長の諮問機関である「インターネット活用業務審査・評価委員会²⁴」に、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずることがあわせて規定されている。しかし、実態としては、この仕組みは競合事業者等によって十分に活用されていない。

今後、NHK のインターネット活用業務が必須業務として提供されることとなる場合でも、同様の仕組みが継続されるとともに、適切に機能することが求められる。その際、現在の仕組みがなぜ活用されていないのかについて検証を行い、運用上の問題点があるのであれば、NHK と競合事業者等で改善策について協議する等、現行制度の運用改善に取り組むべきである。

② NHK のガバナンス

NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合において、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置として、NHK の経営委員会及び執行部がどのような役割を果たすべきかといった NHK のガバナンスについても議論したが、今般の NHK のインターネット活用業務の設備調達に係る事案²⁵に関連して、現状の NHK のガバナンスについても指摘が相次いだ。

NHK は国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であり、特に、NHK の執行部を監督する経営委員会については、平成 19 年の放送法改正²⁶をはじめとして、監督機能の強化・改善に不断に取り組んできた経緯がある。

今般の NHK のインターネット活用業務の設備調達に係る事案については、本年 7

24 インターネット活用業務における適切性を確保するため、NHK インターネット活用業務実施基準に則り、NHK 会長の諮問機関として設置されている。同委員会は、NHK に寄せられたインターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見・苦情等に対して採るべき対応を検討し、NHK は、その結果を尊重して必要な措置を講ずることとされている。また、インターネット活用業務実施計画の策定や実施状況の評価に当たり、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を述べる。

25 2023 年、NHK が、インターネット活用業務について、現在認められていない衛星放送の放送番組の同時配信に向けた設備の調達手続きを進めていた事案。NHK は、関連業務を停止するとともに、外部有識者から構成される「NHK 執行部ガバナンスレビューに関する専門委員会」からの助言を踏まえ、同年 7 月 25 日に再発防止策を発表している。

26 通信・放送分野の改革を推進するため、NHK に係る事項を中心として放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続を創設する等の所要の改正を行った法律。NHK 関係は、ガバナンス強化、放送番組アーカイブのブロードバンドによる提供、新たな国際放送の制度化を内容としたもの。

月 25 日、再発防止策が NHK から発表され²⁷、これに対し、総務省から「再発防止に取り組む決意の表れと認められるこの再発防止策を、NHK には着実に実行していただきたいと考えており、総務省としてはその動向をしっかりと見守ってまいりたい」とするコメントが公表されているところである²⁸。

NHK においては、再発防止策を着実に実行し、国民・視聴者からの信頼回復に取り組むべきであり、総務省においてもその動向を注視していくことが求められる。

また、NHK のインターネット活用業務を必須業務化することで重い責任と規律を課していくことの一環として、子会社²⁹を含む NHK のガバナンスについて見直す契機とすべきとの指摘もあり、具体的には、地方公共団体のイベント等の公募について NHK 子会社が参加することの可否の検証の必要性についても指摘があったところである。

NHK による子会社への出資については、放送法第 22 条の規定に基づき、NHK の必須業務又は任意業務の遂行に必要な場合に、これらの業務に密接に関連する事業³⁰を行う者への出資に限定されており、こうした法の趣旨を踏まえ、総務省が「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン³¹」（令和 4 年 10 月）を策定している。地域におけるイベントの受注など、NHK の子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる。

27 NHK（2023 年 7 月 25 日）「稟議事案に関する再発防止策について」
(https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2023/20230725_2.pdf)

28 総務省（2023 年 7 月 25 日）「NHK のインターネット活用業務に係る設備調達についての総務省コメント」
(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000266.html)

29 2023 年 8 月 1 日現在、NHK の子会社（放送法第 21 条第 1 項）は 12 社（（株）NHK メディアホールディングス傘下の子会社も含む。）、その他、関連会社（放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 30 条第 1 項第 11 号イ）は 4 社、関連公益法人等（同号ロ）は 6 団体存在している。

30 放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）第 2 条に掲げる「協会（NHK）の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業」等の計 14 事業。

31 https://www.soumu.go.jp/main_content/000838082.pdf

6. 結びにかえて

NHK のインターネット活用業務の在り方の議論は、これと競合し得る民間放送事業者や新聞社・通信社等との関係をどのように考えていくかという視点ももちろん重要であるが、本ワーキンググループの議論では、そうした業界の問題のみにとらわれるのではなく、国民生活に浸透した放送、その中の NHK の将来の方向性について、放送番組が重要な役割を果たしている我が国のコンテンツ産業全体の将来の方向性を視野に入れつつ、国民・視聴者の目線を常に意識して検討を進めてきた。

すなわち、テレビなどの受信設備を持っていない国民が確実に増えつつある状況の中で、国民の知る権利に奉仕するメディアの一員である NHK がどのように振る舞えば、民間放送事業者や新聞社・通信社等とあいまって、豊かなコンテンツを国民に届けられる社会になるか、そして、放送番組の制作・流通の過程でこれまで蓄積されてきた貴重な人材やノウハウを今後どのように我が国のコンテンツ産業の発展に活かしていくべきか、という観点から、関係者の意見を丁寧に聴きつつ、議論を重ねてきたところである³²。

その結果、本ワーキンググループの構成員の総意として、我が国の放送の二元体制の下で、インターネットの普及に伴い視聴者の行動が急速に変化する中でも、視聴者に継続的・安定的に放送番組を届けていくこと、そして放送のプラットフォームとして放送全体の発展に貢献していくことが公共放送としての NHK の役割であり、そうした役割を担っていく上では、インターネット空間へと広がる情報空間の中で、テレビなどの受信設備を持つ人だけでなく、これを持たない人に対してもインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい放送番組³³」を提供する責務を課すことが必要との結論に達した。

そして、NHK にそのような責務を課すことに対応して、テレビなどの受信設備を持たない人からも相応の負担を求めるべきという結論も導いているが、これは、国民・視聴者に新たに負担を課そうとするものではない。視聴者目線で見れば、公共放送を支える共同体に属するかどうかの自由を確保しつつ、これまでテレビなどの受信設備を設置することでしか共同体に属することができなかった状態から、テレビなどの受信設備を設置しなくてもインターネットを通じて共同体に属する選択肢が新たに提供されるものであることを強調しておきたい。

5.で述べたとおり、今般の取りまとめは、新たな時代に対応した NHK のインターネット活用業務の在り方の基本的な骨格を示す一里塚であり、今後、歩みを止めることなく、詳細な検討を進めていく必要がある。

³² 主としてプラットフォーム TF 及びコンテンツ WG において、この点関係者ヒアリング等を実施し議論を重ね、放送コンテンツの制作・流通促進に向けた具体的方策がとりまとめられているところである。

³³ 放送法第 15 条において、NHK の目的として、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送…を行う」ことが規定されている。

制度設計を検討する総務省、必須業務化した場合にインターネット活用業務の詳細を検討する NHK においては、「国民・視聴者にとって何がベストか」を常に意識しながら取組を進めていくことを期待するものである。

民間放送事業者や新聞社・通信社等においては、放送の二元体制を含むメディアの多元性を確保するための競争評価の詳細設計に積極的に参画することを期待する。加えて、どうすれば、フェイクニュースも含めた多種多様な情報が流通するインターネットの世界でも、信頼性の高い情報の提供を継続できるか、NHK、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本新聞協会など、メディアの関係者が連携・協力して検討を加速させることも期待するものである。NHK には、こうしたメディア間の連携・協力の場面でも先導的な役割を果たすことを大いに期待したい。

なお、情報空間全体のインフォメーション・ヘルスをいかに確保していくかという点に関しては、本ワーキンググループの検討課題である「NHK のインターネット活用業務の在り方」を議論するだけでは十分でないことは明らかである。例えば、利用者の ICT リテラシーを推進するための政策や、プラットフォーム事業者等による偽情報対策の推進の在り方についても検討が進められており³⁴、本ワーキンググループでの検討内容も含め、これらの政策が相互に連携することによって、その目的を達成することができるものと考えている。

34 例えば、偽情報等に対応した ICT リテラシー向上のための取組として、2021 年に開設したサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」において、「SNS 等での誹謗中傷」、「インターネット上の海賊版対策」、「ネットの時代におけるデマやフェイクニュース等の不確かな情報」といった「旬」のトピックを特集として掲載しているほか、2022 年 6 月に偽・誤情報に関する啓発教育教材「インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報に騙されないために～」を開発・公表している。今後の ICT リテラシー推進方策については、同年 11 月に「ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会」を立ち上げ、検討を進めている。また、「プラットフォームサービスに関する研究会」(座長：宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授)を通じて、偽情報に関するプラットフォーム事業者の取組とその透明性等に関するモニタリングを実施しており、2022 年 8 月に当該モニタリングの結果や海外の動向に関する調査結果等を踏まえ、プラットフォーム事業者による適切な対応や透明性の確保のための今後の方策の取組の方向性を示した第二次取りまとめを公表した。2023 年 3 月、同研究会において、各ステークホルダーによる自主的な対応をまとめた「偽情報対策に係る取組集 Ver1.0」を公表。同年 4 月 29 日及び 30 日に開催された G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言において、偽情報対策に関する民間企業や市民団体を含む関係者によるプラクティス集 (EPaD: Existing Practices against Disinformation) を作成することが宣言された。

參考資料集

参考資料集 目次

| | | |
|------|---|--------|
| 参考1 | 開催要綱 | 参考-1 |
| 参考2 | 開催状況 | 参考-5 |
| 参考3 | ヒアリング資料等 | 参考-9 |
| (1) | 【資料1-4】時系列データ（生活者1万人アンケート）から読み解く日本人のメディア利用行動（株式会社野村総合研究所資料） | 参考-10 |
| (2) | 【資料2-1】デジタル特代における公共放送の役割と受信料制度の在り方（曾我部構成員資料） | 参考-30 |
| (3) | 【資料2-2】ネット配信時代のメディア産業—産業組織と経営戦略の観点から（内山構成員資料） | 参考-38 |
| (4) | 【資料2-3】「公共放送」に関するWEBアンケート調査話果（野村総合研究所） | 参考-56 |
| (5) | 【参考資料2】第1会合における総務大臣からの質問事項に対する回答 | 参考-67 |
| (6) | 【資料3-1】日本放送協会提出資料 | 参考-74 |
| (7) | 【資料3-2】（一社）日本民間放送連盟提出資料 | 参考-115 |
| (8) | 【資料3-3】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 意見書 | 参考-121 |
| (9) | 【資料3-4】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 説明資料 | 参考-125 |
| (10) | 【資料4-2】前回会合における質問事項への回答（日本放送協会） | 参考-138 |
| (11) | 【資料4-3】前回会合における質問事項への回答（（一社）日本民間放送連盟） | 参考-140 |
| (12) | 【資料4-4】前回会合における質問事項への回答（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会） | 参考-144 |
| (13) | 【資料6-1】川瀆教授説明要料 | 参考-147 |
| (14) | 【資料7-2】NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問（（一社）日本民間放送連盟提出資料） | 参考-150 |
| (15) | 【資料8-1】日本放送協会提出資料 | 参考-153 |
| (16) | 【資料8-2】NHKインターネット活用業務の検討に対する意見（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出） | 参考-167 |
| (17) | 【資料9-1】日本放送協会提出資料 | 参考-170 |

- (18) 【資料 9-2】 前回会合における質問事項への回答（日本放送協会） …… 参考-172
- (19) 【要料 9-3】（一社）日本民間放送連盟提出資料 …… 参考-177
- (20) 【資料 9-4】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 意見書 …… 参考-184
- (21) 【資料 9-5】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 説明資料 …… 参考-189
- (22) 【資料 10-1】 日本放送協会説明資料 …… 参考-198
- (23) 【資料 10-2】（一社）日本民間放送連盟の質問への回答 …… 参考-202
- (24) 【資料 10-3】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の質問への回答 参考-211
- (25) 【資料 10-4】 第 8 回会合における質問事項への回答 …… 参考-218
- (26) 【資料 10-5】 第 9 回会合における質問事項への回答 …… 参考-222
- (27) 【資料 10-6】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の意見 …… 参考-226
- (28) 【資料 11-2】 構成員からの質問への（一社）日本民間放送連盟による回答
…………… 参考-227
- (29) 【資料 11-3】 構成員からの質問への
（一社）日本新聞協会メディア開発委員会による回答 …… 参考-228
- (30) 【資料 11-4】 NHK インターネット活用業務の「必須業務化」に対する意見
（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出） …… 参考-232
- (31) 【資料 12-2】 放送の多元性確保に向けたご提案
（（一社）日本民間放送連盟提出） …… 参考-234
- (32) 【資料 12-3】 総務省「公共放送ワーキンググループ」の検討に対する意見
（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出） …… 参考-235
- (33) 【資料 13-3】 議論の取りまとめに対する意見
（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出） …… 参考-237

参考 1 開催要綱

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 「公共放送ワーキンググループ」開催要綱

1 背景・目的

本ワーキンググループは、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下で開催される会合として、検討会取りまとめの第4章「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」を踏まえ、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中において、信頼性の高い情報発信などの放送コンテンツの価値を情報空間全体に浸透させる観点から、NHKのインターネット配信の在り方等について検討することを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループは「公共放送ワーキンググループ」と称する。

3 検討項目

- (1) インターネット時代における公共放送が担うべき役割
- (2) NHKのインターネット活用業務の在り方
- (3) NHKのインターネット活用業務に関する民間放送事業者との協力の在り方
- (4) NHKのインターネット活用業務の財源と受信料制度
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、検討会座長が指名する。本ワーキンググループの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- (5) 主査は、必要に応じ、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合につ

いては、非公開とする。

6 その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「公共放送ワーキンググループ」構成員名簿

(敬称略・主査及び主査代理を除き五十音順)

<構成員>

| | | |
|--------|------------------|---|
| (主査) | みともひとし 三友仁志 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授 |
| (主査代理) | やまもとりゅうじ 山本隆司 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 |
| | うちやまたかし 内山隆 | 青山学院大学総合文化政策学部 教授 |
| | おおたにかずこ 大谷和子 | 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長 |
| | おちあいたかふみ 落合孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策 研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| | ししとじょうじ 宍戸常寿 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 |
| | そがべまさひろ 曽我部真裕 | 京都大学大学院法学研究科 教授 |
| | たきとしお 瀧俊雄 | 株式会社マネーフォワード 執行役員CoPA Fintech研究所長 |
| | ながたみき 長田三紀 | 情報通信消費者ネットワーク |
| | はやししゅうや 林秀弥 | 名古屋大学大学院法学研究科 教授 |

<オブザーバ>

日本放送協会
一般社団法人日本民間放送連盟

参考 2 開催状況

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」
開催状況

○第1回（令和4年9月21日（水）17:00～）

- (1) 開催要綱の確認等
- (2) 公共放送ワーキンググループについて
- (3) 公共放送の現状について
- (4) 公共放送ワーキンググループの論点(案)
- (5) 意見交換

○第2回（令和4年10月17日（月）13:00～）

- (1) 曾我部構成員プレゼンテーション
- (2) 内山構成員プレゼンテーション
- (3) 「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果について
- (4) 質疑応答・意見交換

○第3回（令和4年11月24日（木）15:00～）

- (1) ヒアリング①
 - ・日本放送協会
- (2) 質疑応答①
- (3) ヒアリング②
 - ・（一社）日本民間放送連盟
 - ・（一社）日本新聞協会メディア開発委員会
- (4) 質疑応答②
- (5) 諸外国の公共放送に関する制度について（※第4回会合に持ち越し）
- (6) 質疑応答③・意見交換

○第4回（令和4年12月22日（木）16:00～）

- (1) 諸外国の公共放送に関する制度について
- (2) 質疑応答①
- (3) 前回会合における質問事項への回答
- (4) 質疑応答②・意見交換
- (5) これまでの議論の整理について
- (6) 質疑応答③・意見交換

○第5回（令和5年2月24日（金）16:00～）

- (1) インターネット時代における公共放送の役割に関する論点と考え方（事務局）
- (2) 意見交換①
- (3) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方（事務局）
- (4) 意見交換②

○第6回（令和5年3月15日（水）16:00～）

- (1) 前回の議論の振り返り
- (2) インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点
- (3) 意見交換
- (4) NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問の提出について

○第7回（令和5年4月27日（木）13:00～）

- (1) 前回の議論の振り返り
- (2) インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点
- (3) 意見交換
- (4) NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問の提出について

○第8回（令和5年5月26日（金）15:00～）

- (1) 前回の議論の振り返り等
- (2) ヒアリング
 - ・日本放送協会
- (3) 質疑応答・意見交換

○第9回（令和5年6月7日（水）10:00～）

- (1) 日本放送協会からの説明
- (2) 質疑応答①
- (3) ヒアリング
 - ・（一社）日本民間放送連盟
 - ・（一社）日本新聞協会メディア開発委員会
- (4) 質疑応答②・意見交換

○第10回（令和5年6月30日（金）15:00～）

- (1) 日本放送協会からの説明
- (2) （一社）日本民間放送連盟及び（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の質問への回答
- (3) 質疑応答・意見交換

○第11回（令和5年7月24日（月）10:00～）

- (1) これまでの主な検討項目について（事務局）
- (2) 質疑応答・意見交換

○第12回（令和5年8月10日（木）16:00～）

- (1) これまでの主な検討項目について（事務局）
- (2) 質疑応答・意見交換

○第13回（令和5年8月29日（火）15:00～）

- (1) 公共放送ワーキンググループ取りまとめ案について
- (2) 意見交換

参考3 ヒアリング資料

時系列データ（生活者1万人アンケート）から読み解く 日本人のメディア利用行動

プリンシパル 松下 東子

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
マーケティングサイエンスコンサルティング部

2022年9月21日



NRI「生活者1万人アンケート調査」の実施概要

- ◆NRI「生活者1万人アンケート調査」（1997年,2000年,2003年,2006年,2009年,2012年,2015年,2018年,2021年）
 - ・調査対象：全国の満15～79歳の男女個人（2009年調査までは満15～69歳としていた）
 - ・サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法
 - ・調査方法：訪問留置法
 - ・有効回答数：
10,052人（97年）, 10,021人（00年）, 10,060人（03年）, 10,071人（06年）, 10,252人（09年）, 10,348人（12年）
10,316人（15年）, 10,065人（18年）, 10,164人（21年）

※2021年調査は、2021年8月に調査を実施した。

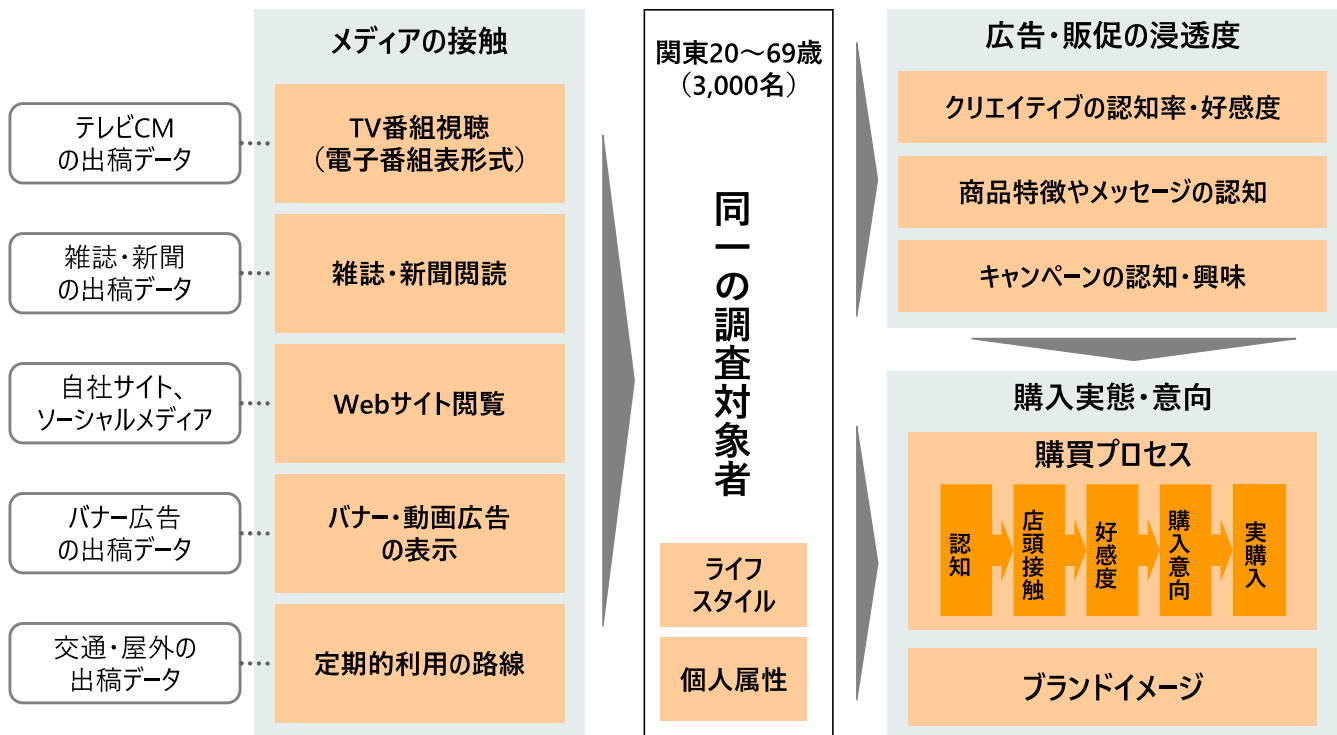
本資料では、2009年以前の調査結果と時系列で比較する際には、2012年以降の調査データを15～69歳（2012年：8,821人、2015年：8,718人、2018年：8,431人、2021年：8,297人）としている。

資料を読む際の注意点

- 結果数値（%）は、各設問の回答者数を分母として算出した各回答の比率である。なお、特に明示していない場合は原則、各調査年の回収サンプル数が基数であるが、別途表記があるものは、無回答を回収サンプル数から除いた値を基数としている。
- 結果数値（%）は四捨五入の関係で、内訳の合計が計に一致しないことがある。
- 質問によっては一部の調査年の結果数値しか、グラフ上で表示していない場合がある。
- 複数回答の設問で、結果数値が低いなどの理由により、すべての選択肢を表示していない場合がある。

【参考】月次推移のソース：シングルソースパネルの概要

メディアの接触、商品の購入実態・意向などをすべて同一の調査対象者に調査するシングルソースデータにより、消費者の価値観・行動変化を時系列で分析できる。



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 2

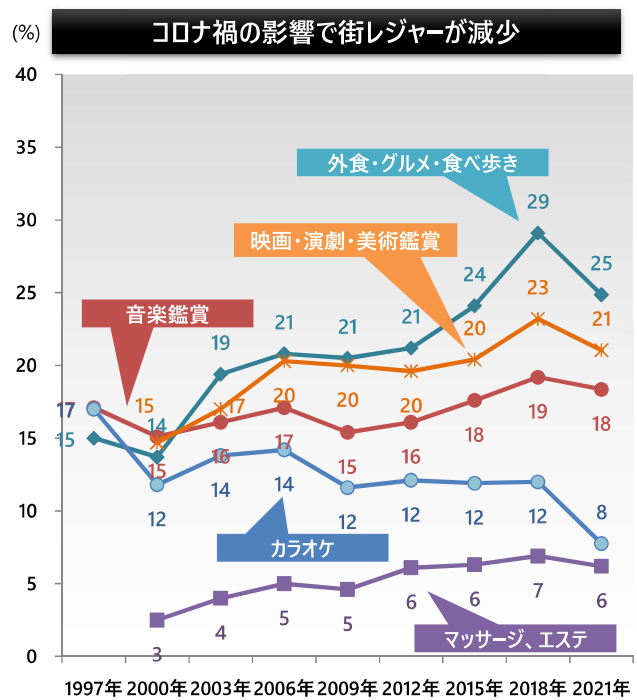
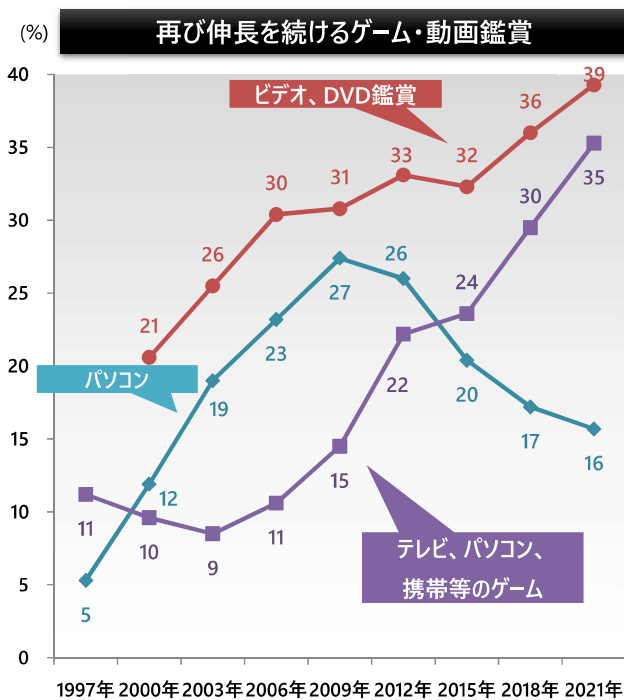
1. 生活者の変化 — 社会・時代の変化とコロナ禍の影響 —

生活者の視聴スタイルの変化の背景には、
 マスメディアから個人消費メディア（スマホ・ネット）への
 「時代の流れ」＝社会の変化がある。
 さらに、コロナ禍がそれを加速させた。

1. 生活者の変化 - 社会・時代の変化とコロナ禍の影響 -

動画鑑賞等のデジタルレジャーは時代とともに伸長しており、直近でさらに再加速。
 外食・グルメ、映画、カラオケ等の「街レジャー」については、コロナ禍の影響を受け減少。

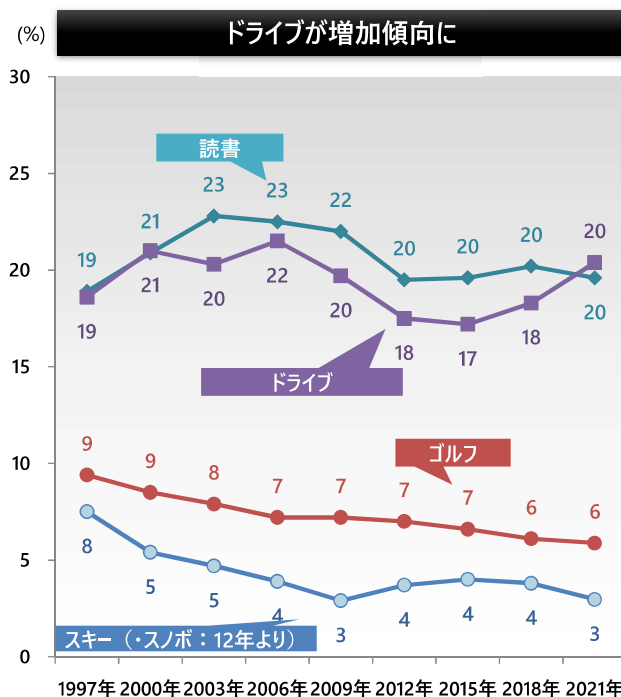
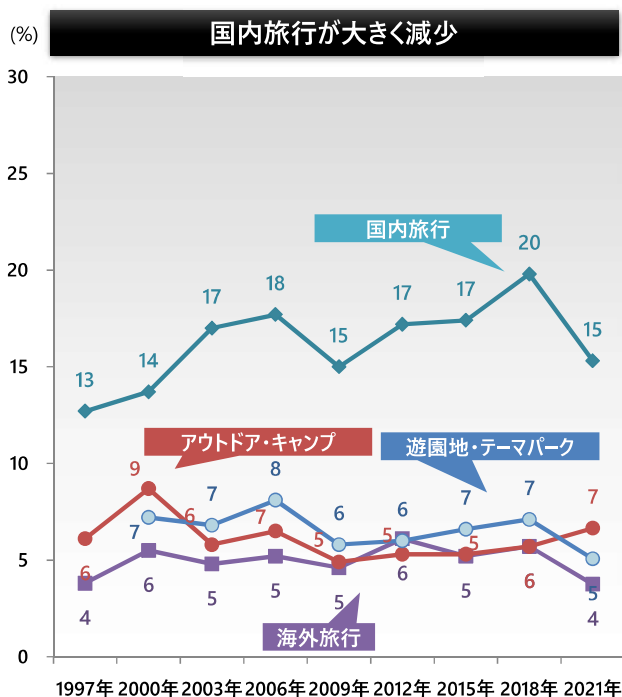
余暇活動をする人の割合の推移（複数回答）



1. 生活者の変化 - 社会・時代の変化とコロナ禍の影響 -

国内旅行、海外旅行、遊園地も自粛影響により減少したが、感染リスクの低いアウトドアやドライブといった趣味は増加した。

余暇活動をする人の割合の推移（複数回答）



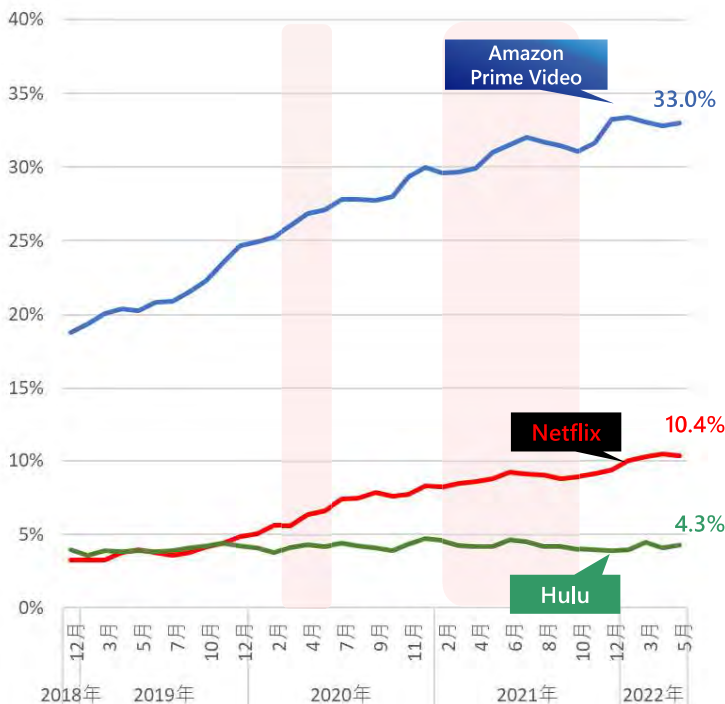
出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(1997年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 6

1. コロナ禍による生活者の変化 1) 視聴スタイル変化の背景 【参考】月次データの推移：趣味・余暇活動

伸長傾向にあった動画配信サービス利用もコロナ禍により急増。コロナ禍で大きく伸びたオンラインレジャーは外出自粛傾向が緩和した後も伸長・コロナ禍前の水準を維持している。

動画配信サービスの利用率推移

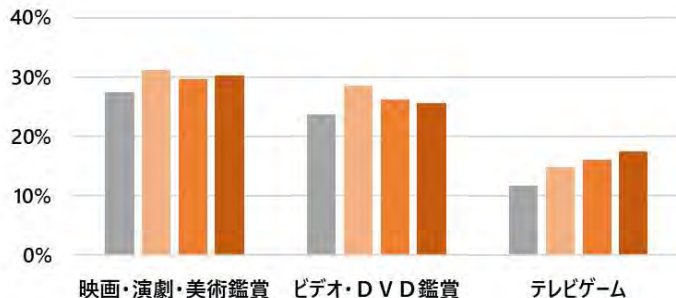
(2018年12月～2022年5月:3ヶ月移動平均)



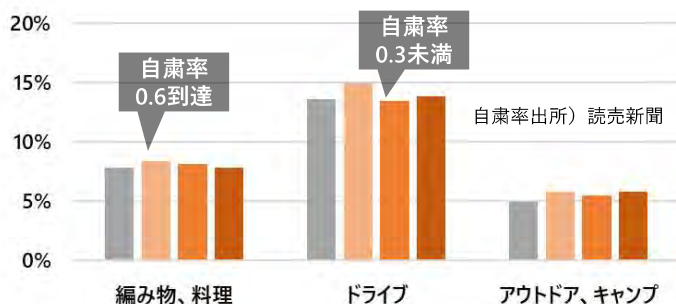
■コロナ前(2019年) ■コロナ禍①(2020年) ■コロナ禍②(2021年) ■コロナ禍③(2022年)

※季節性の影響を避けるため各年1月～6月平均値で算出

オンラインレジャー・オンライン代替できる趣味



巣ごもり・密を避けた外出は一度伸びた後縮小



出所) NRIインサイトシグナル調査 (関東男女20-60代)

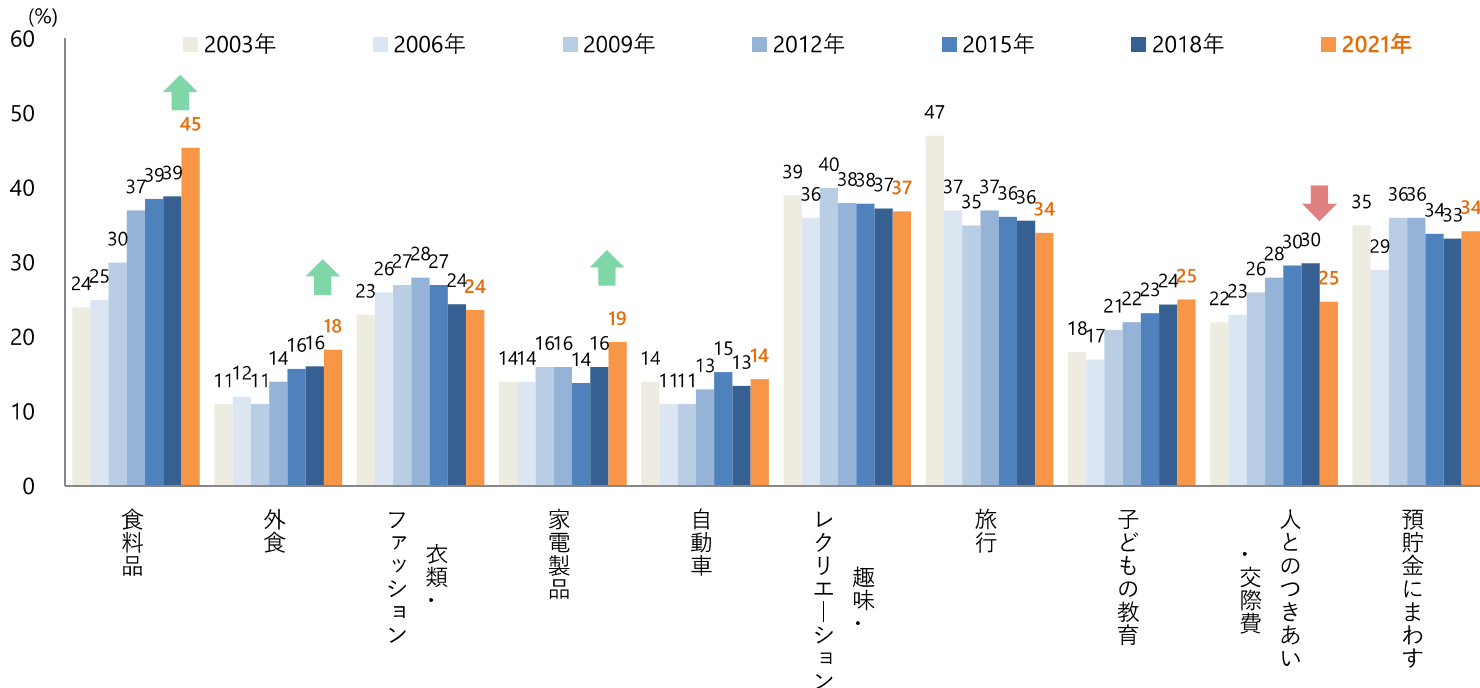
参考-13

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 7

1. 生活者の変化 - 社会・時代の変化とコロナ禍の影響 -

コロナ禍において、「人とのつきあい・交際費」への支出意向は大きく減少。おうち時間を充実させる「食料品」が大きく伸び、「家電製品」も増加した。

積極的にお金を使いたい費目の推移（複数回答）



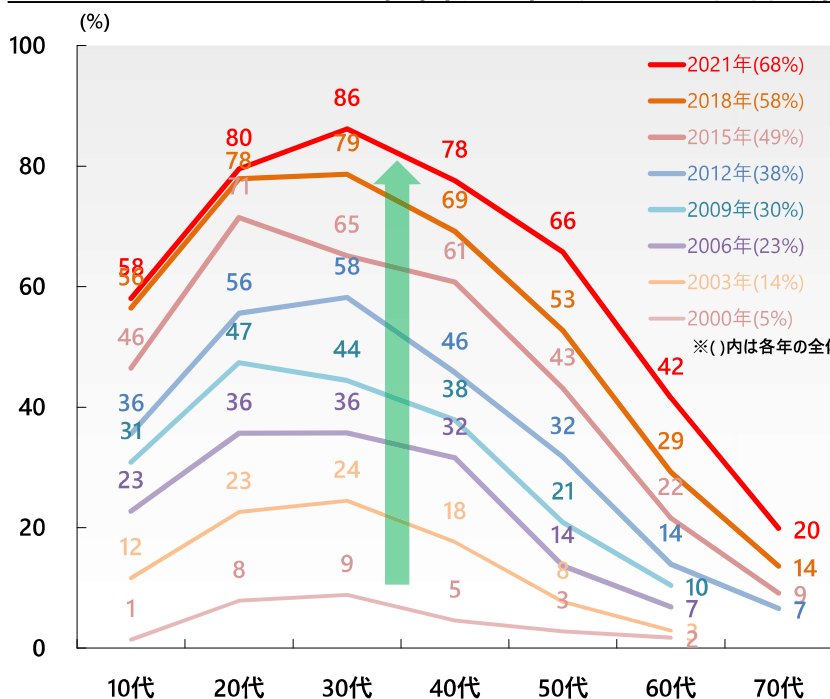
※旅行については2015年以降は「国内旅行」「海外旅行」のいずれか1つを回答した人を対象としている

出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

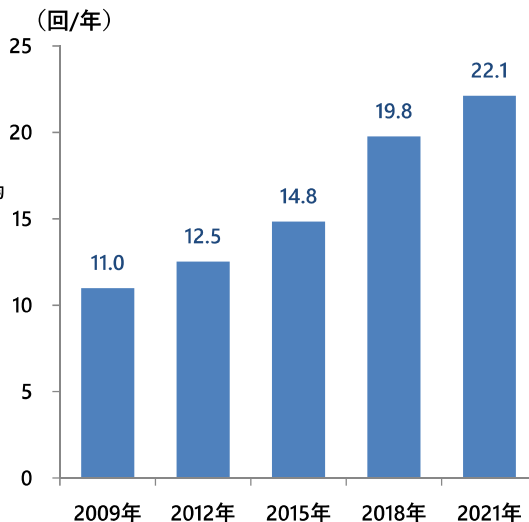
1. 生活者の変化 - 社会・時代の変化とコロナ禍の影響 -

消費行動もオンライン化が進む。2021年度は特に、これまで利用の進んでいなかった40代以上の中高年層で伸びが大きい。利用者あたりの年間平均利用回数もさらに増加。

インターネットショッピングを年1回以上利用する人の割合の推移



「インターネットショッピング」
利用者の年間平均利用回数の推移



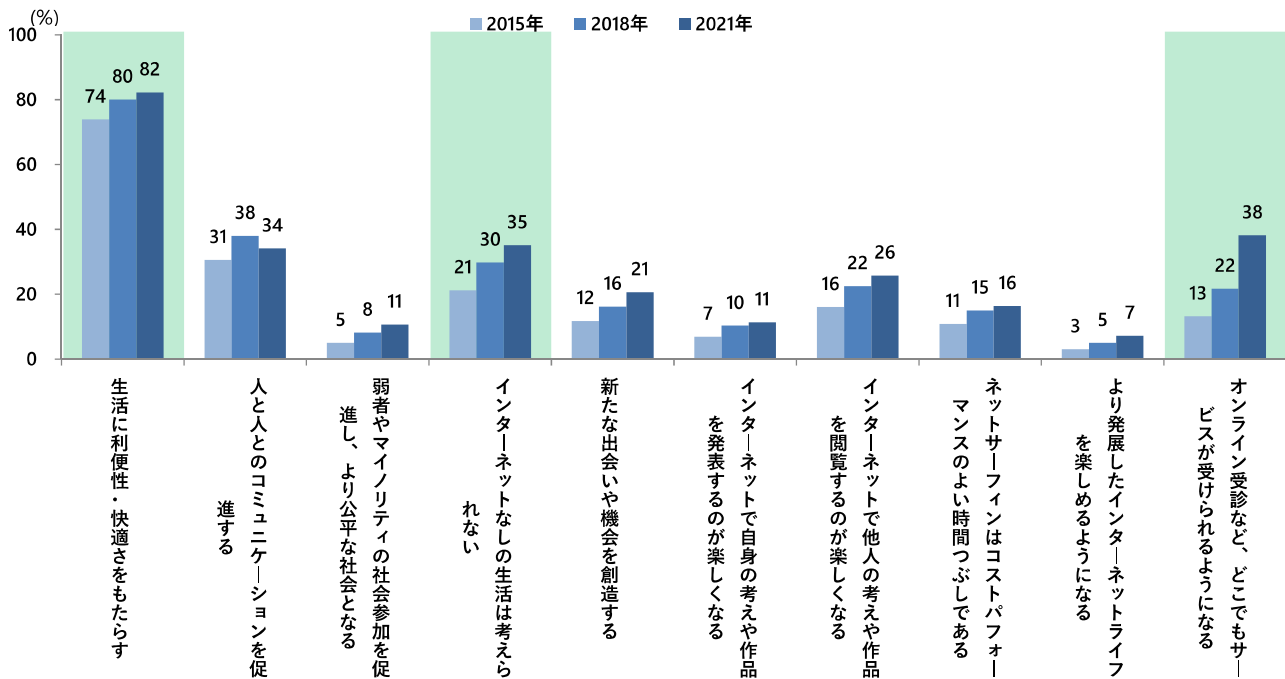
※2000～2006年調査は「パソコンを使って商品・サービスの発注をしたことがある人」の割合、2009年～2015年調査は「インターネットショッピング利用者の割合」(それぞれ1年間で利用した割合)

出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 生活者の変化 - 社会・時代の変化とコロナ禍の影響 -

インターネット利用に対するポジティブな考えとして、「生活に利便性・快適さをもたらす」が継続して伸長。「インターネットなしの生活は考えられない」など、生活浸透が進んでいる。

インターネット利用に対する考え（ポジティブ面）の回答割合の推移（複数回答）



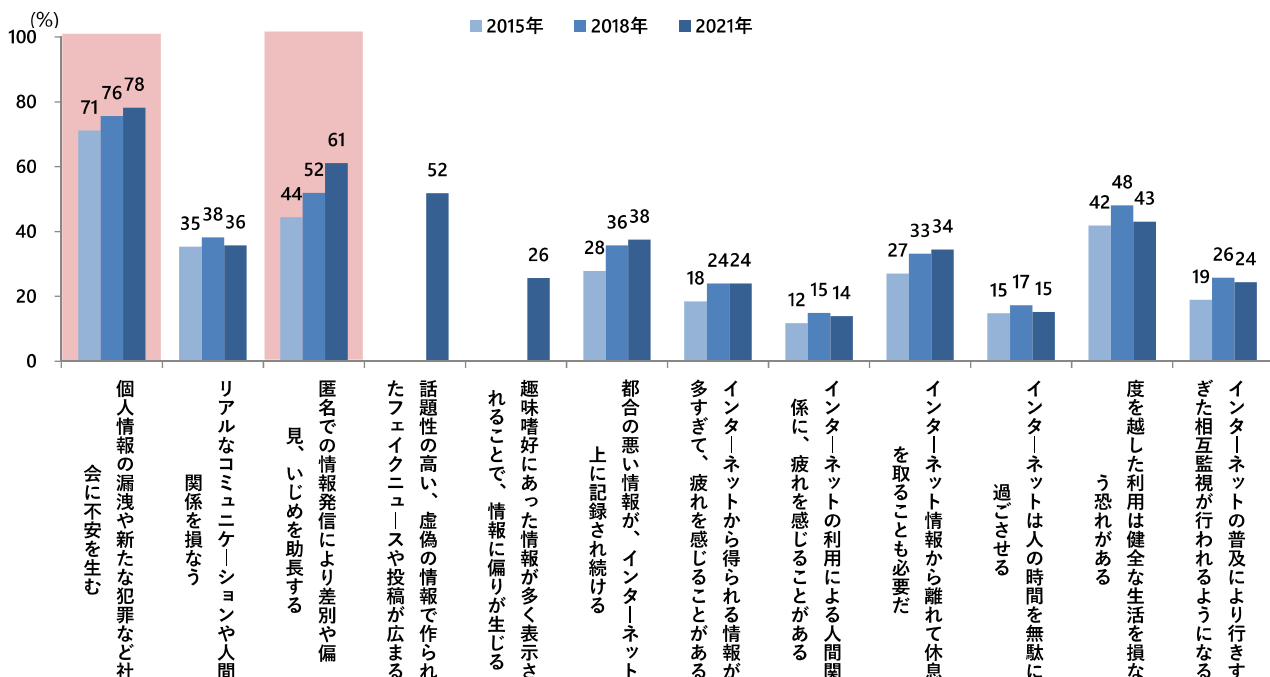
出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2015年、2018年、2021年)

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 10

2. 生活者のメディア利用行動 5) ネット社会の功罪

一方で、インターネット利用に対するネガティブな考えとして、個人情報漏洩への不安や、匿名であることから差別等につながるなどの意識が上昇している。フェイクニュースへの不安も強い。

インターネット利用に対する考え（ネガティブ面）の回答割合の推移（複数回答）



出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2015年、2018年、2021年)

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ

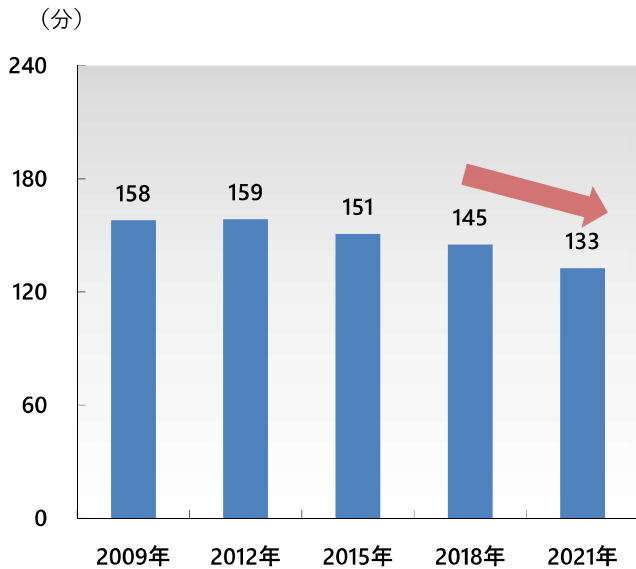
2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1) メディアの利用状況

テレビの視聴時間は、特に若年層を中心に大きく減少。
一方、インターネットを利用する時間はさらに伸びている。
特に、2021年では中高年層の利用時間が伸長した。

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1)メディアの利用状況

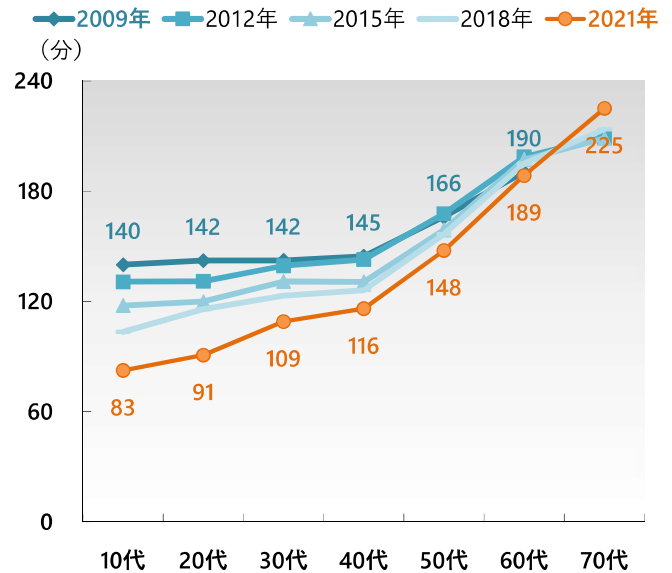
テレビの視聴時間は、特に若年層を中心に大きく減少している。

1日あたりの「テレビを見ている時間」
(平日)の推移



※無回答を除外して集計している

1日あたりの「テレビを見ている時間」
(年代別・平日)の推移



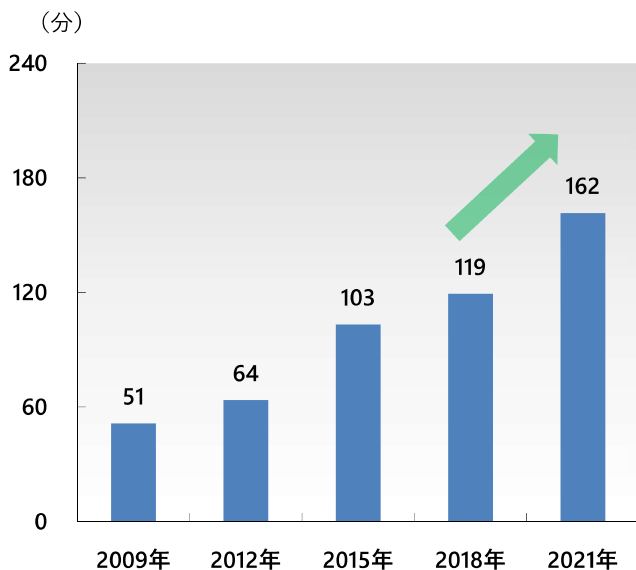
※無回答を除外して集計している

出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2009年、2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 14

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1)メディアの利用状況

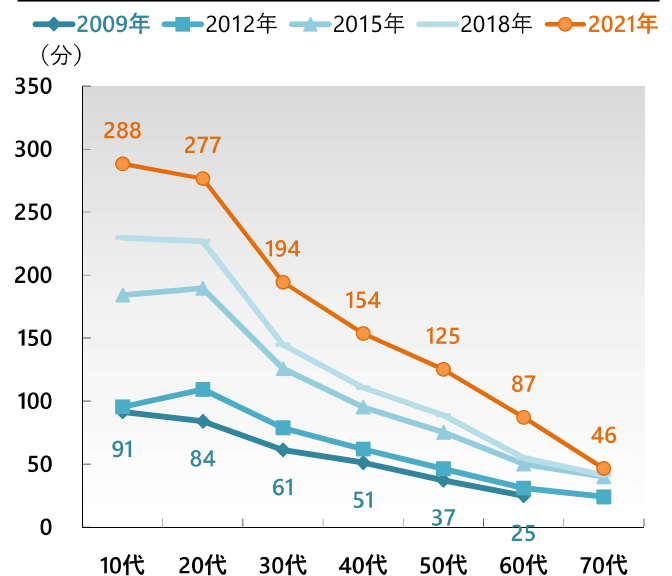
一方、インターネットを利用する時間はさらに伸びている。特に若年層を中心に利用時間は2018年まで急増を続けていたが、2021年では中高年層の利用時間も伸びている。

1日あたりの「インターネットを利用している時間」
(仕事での利用を除く) (平日)の推移



※無回答を除外して集計している

1日あたりの「インターネットを利用している時間」
(仕事での利用を除く) (年代別・平日)の推移

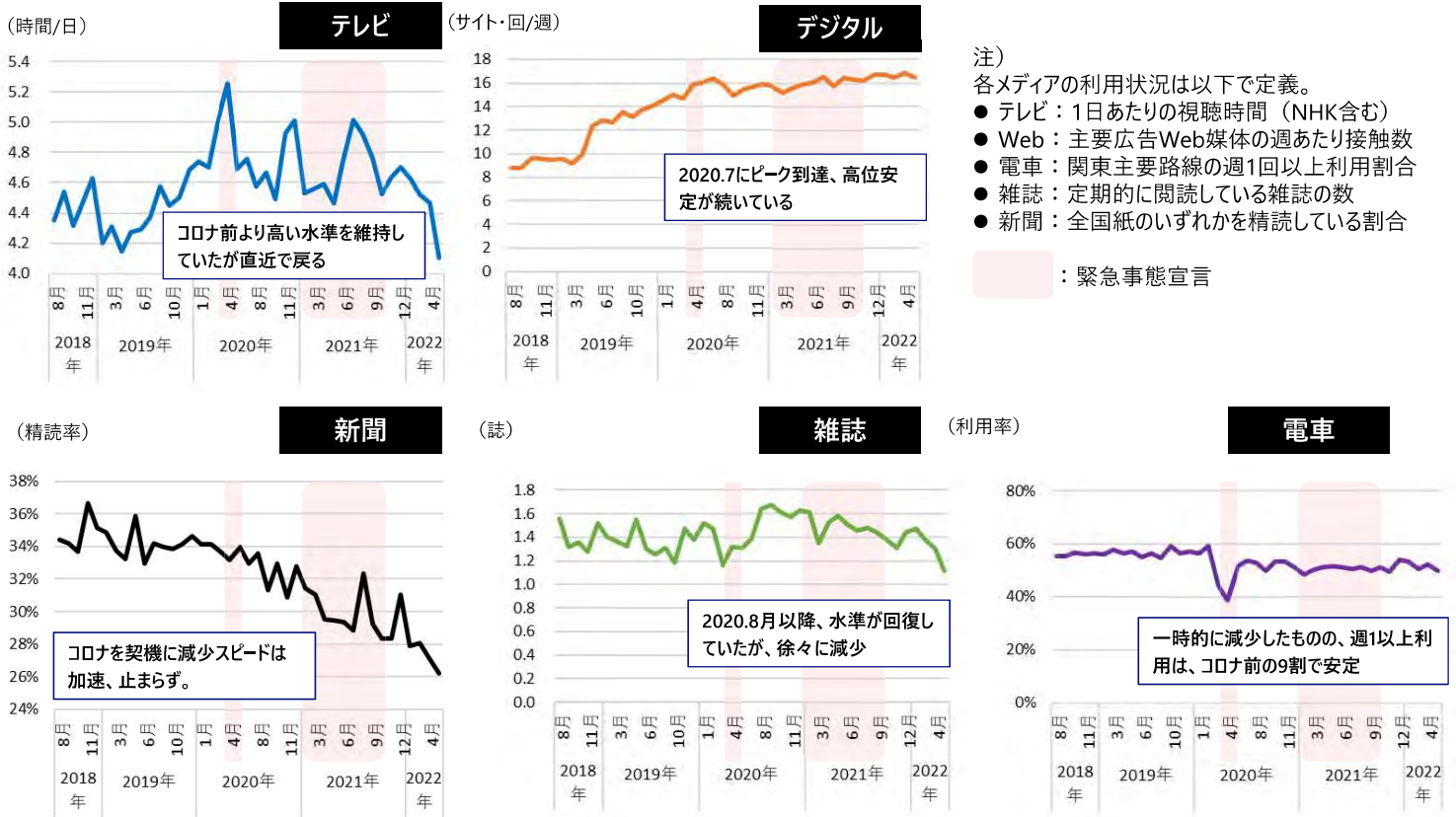


※無回答を除外して集計している

出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2009年、2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 15

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1) メディアの利用状況【参考】月次データの推移

コロナ期に入り、テレビの視聴時間は増えていたが、直近で2019年水準に戻った。



出所) NRIインサイトシグナル調査（関東男女20-60代）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 16

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1) メディアの利用状況

NHKや民放をよく見る層は2018年調査以降で大きな減少傾向に。インターネット（スマホ）は増加が飽和していたが、今回再び大きく伸長。インターネット（パソコン）は下げ止まった。

現在、よく見るメディアの推移



出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2012年、2015年、2018年、2021年)

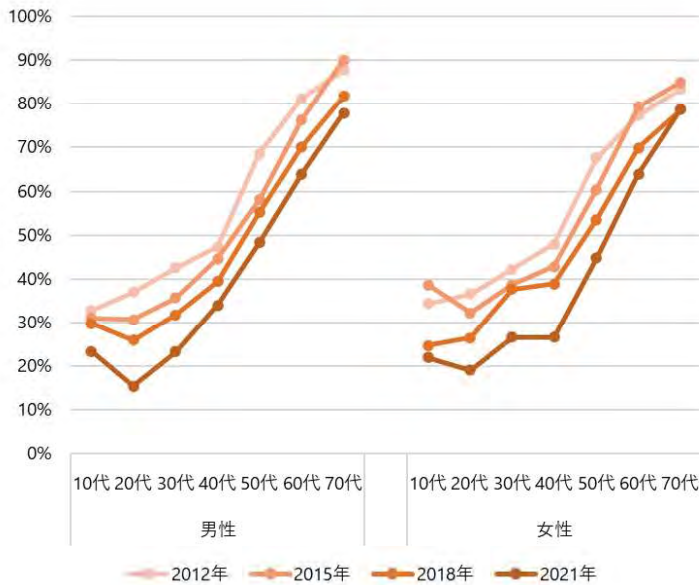
参考-18

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 17

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1) メディアの利用状況

NHK、民放ともに2021年にかけて減少傾向。特に2018年から2021年にかけての減少が大きい。年代別では男女とも若年層ほど減少が顕著。

性年代別・NHKをよく見る人の割合の推移(%)



性年代別・民放をよく見る人の割合の推移(%)



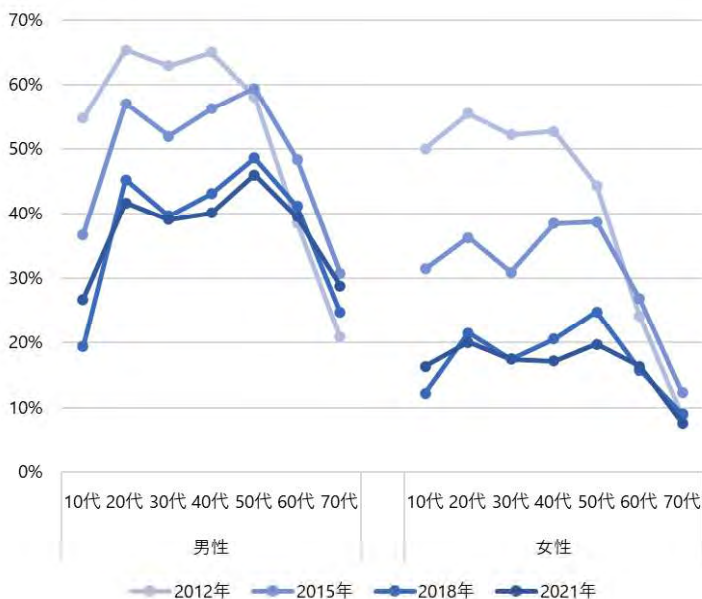
出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2012年、2015年、2018年、2021年)

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 18

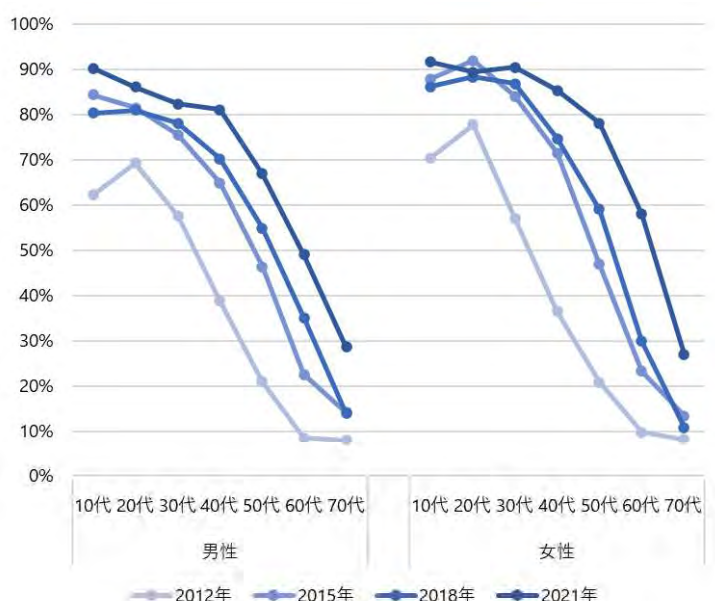
2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1) メディアの利用状況

PCは、女性を中心とした若年層において減少していたが、2021年には下げ止まった。スマホ・タブレットは全体的に増加傾向だが、特に中高年層での増加が顕著。

性年代別・インターネット(PC)をよく見る人の割合の推移



性年代別・インターネット(スマホ・タブレット)をよく見る人の割合の推移

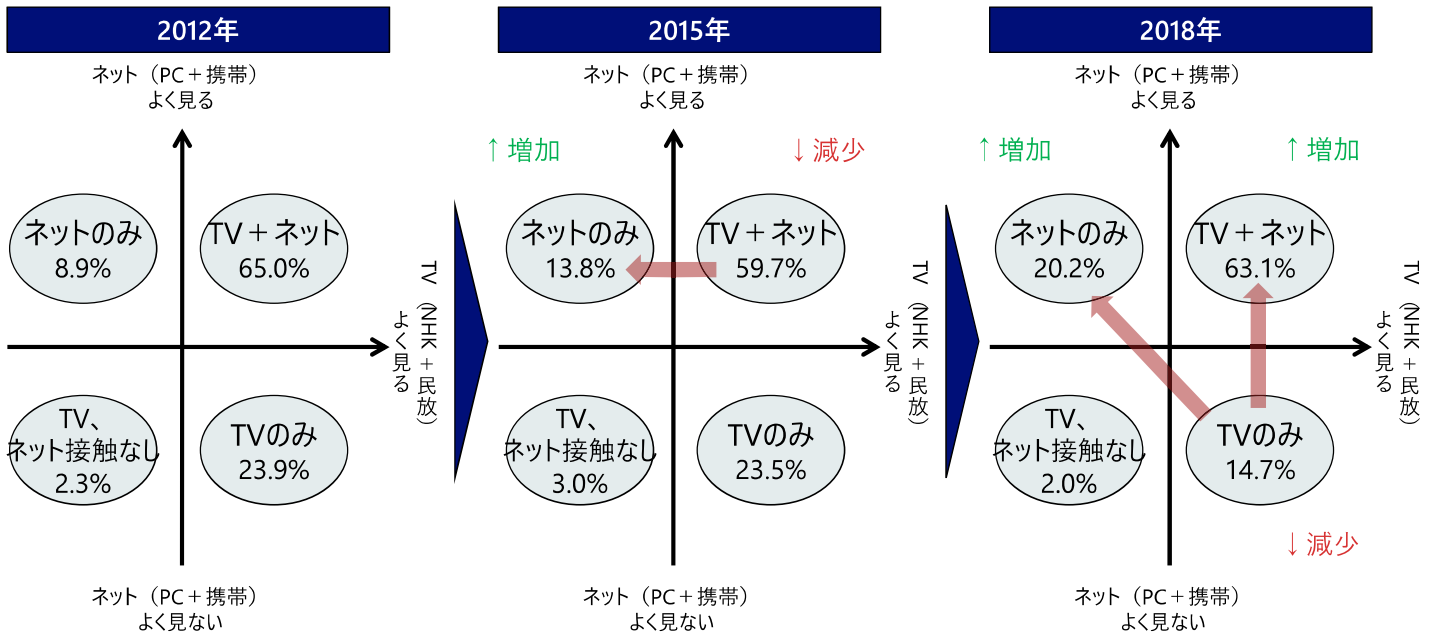


出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2012年、2015年、2018年、2021年)

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1) メディアの利用状況

TV×ネットの視聴パターンを見ると、TVのみ層が減少し、ネット利用層が増加。
特にネットのみ層の増加が顕著。

各メディアを「現在、よく見る」人の割合



出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2015年、2018年、2021年)

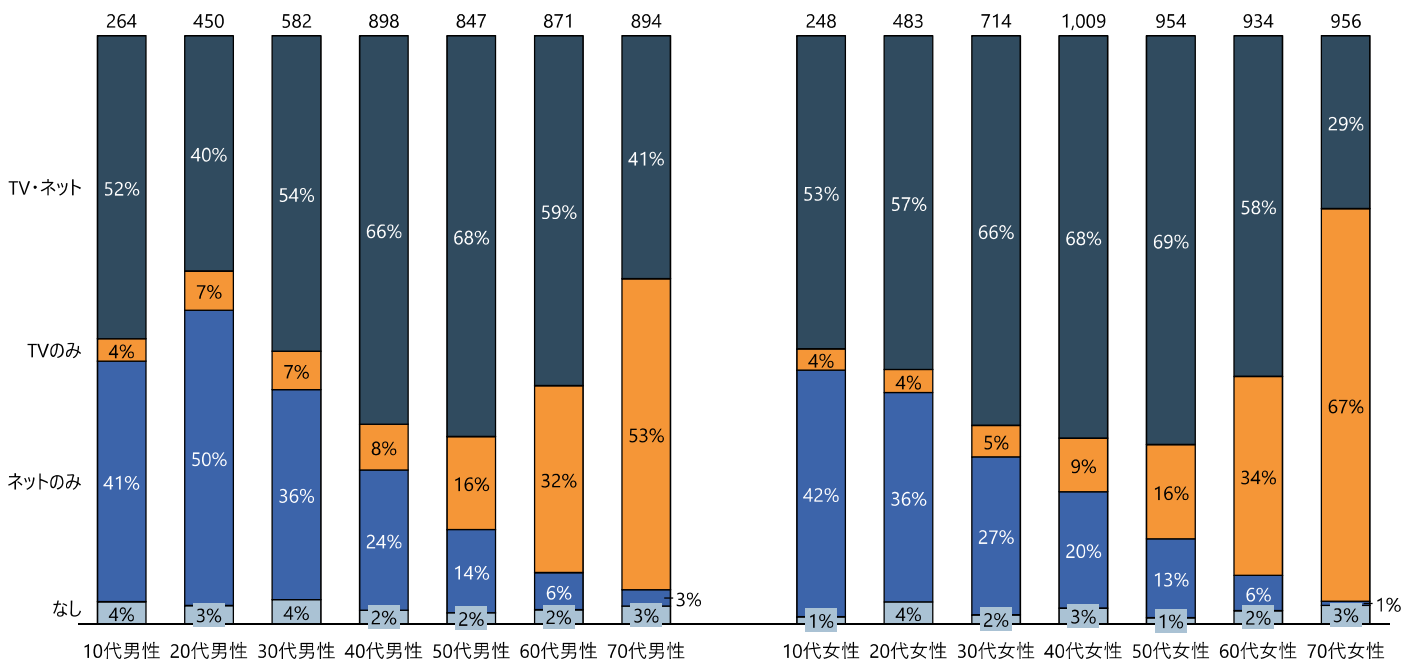
※70代を除外した60代以下。無回答を除外して集計。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 20

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1) メディアの利用状況

男女30代以下では2割超が、ネットのみ層。特に20代男性は50%がネットのみ層。
一方、70代では男女とも、TVのみ層が過半数となっている。

各メディアを「現在、よく見る」人の割合

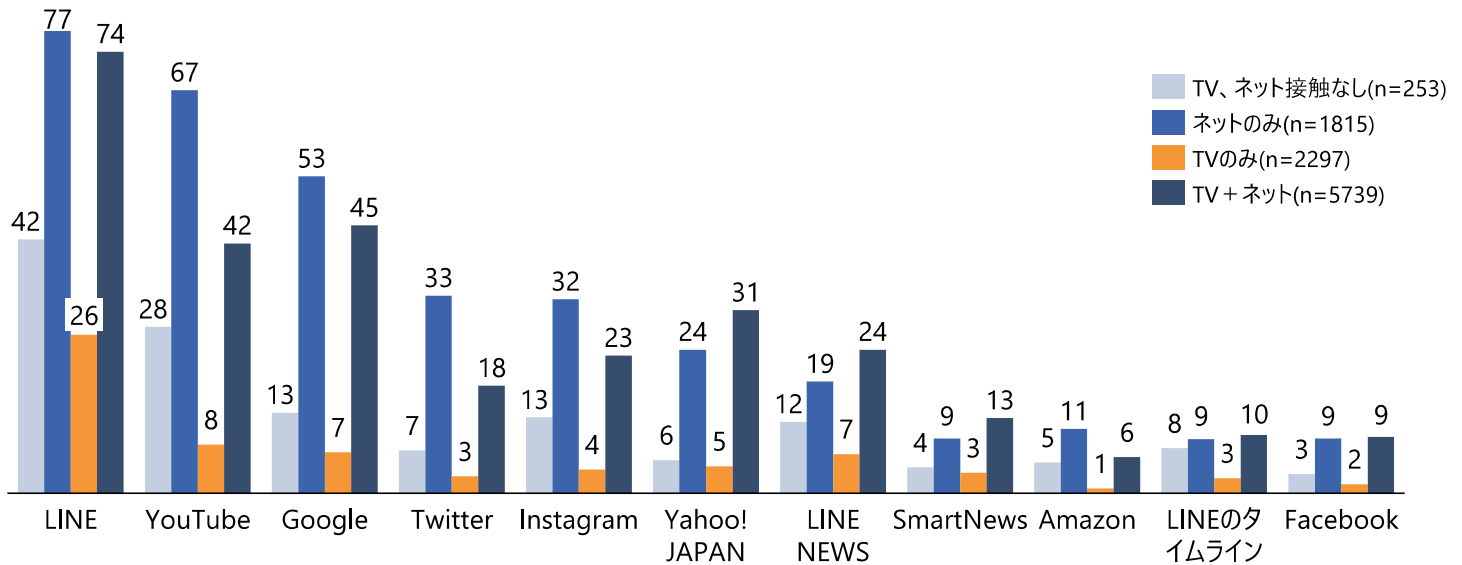


出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2021年)

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 1) メディアの利用状況

ネットのみ層は、SNS等インターネットサービスを毎日利用する人が多い。インターネットサービスでニュースや動画を閲覧したり、ゲームで暇つぶしをしたりしていると想定される。

「現在、よく見る」メディアパターン別、SNS等インターネットサービスを毎日利用する人の割合（％）



出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2021年)

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 22

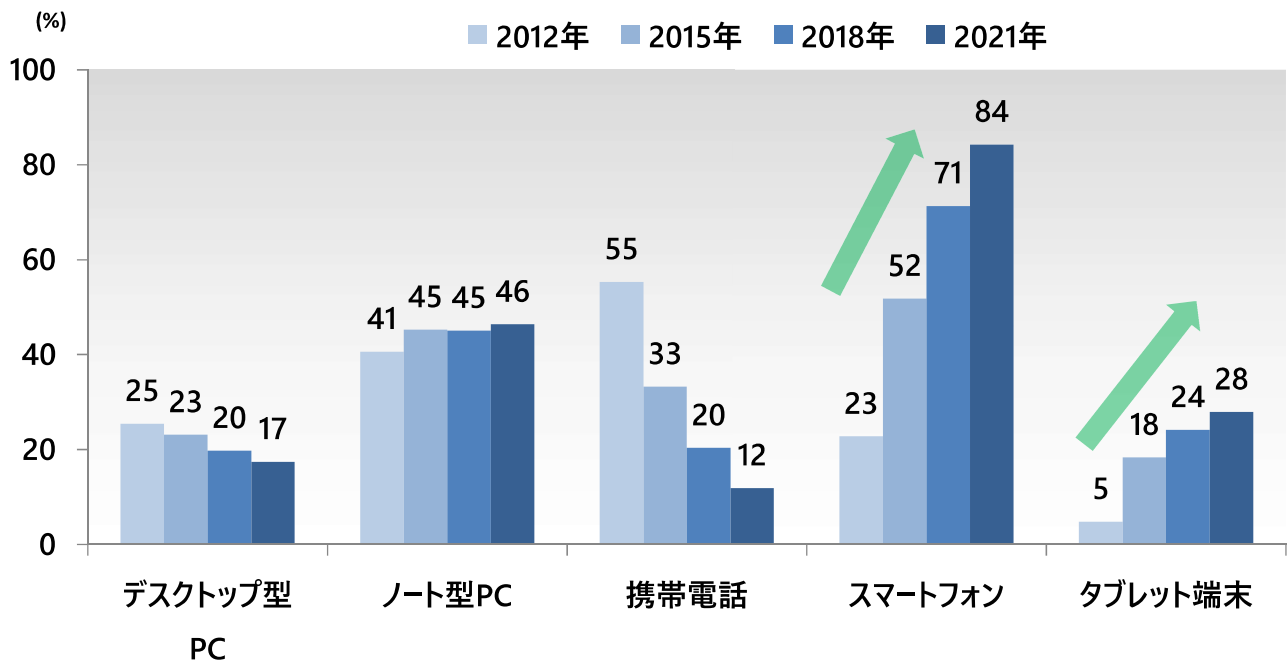
2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 2) モバイル端末の普及

モバイル端末の普及が、テレビからネットへの動きを加速。
 特にモバイル端末は中高年層で急速に普及。
 その背景に、第1部で見たコロナ禍のデジタルレジャー、
 ネットショッピングの伸長がある。

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 2) モバイル端末の普及

従来型携帯電話の利用率はさらに減少。スマートフォンは70代まで含めた生活者全体で8割を超えた。デスクトップPCも減少し、端末のポータブル化が進むが、タブレットはやや飽和。

情報端末の利用状況の推移（自分で自由に使えるもの、複数回答）

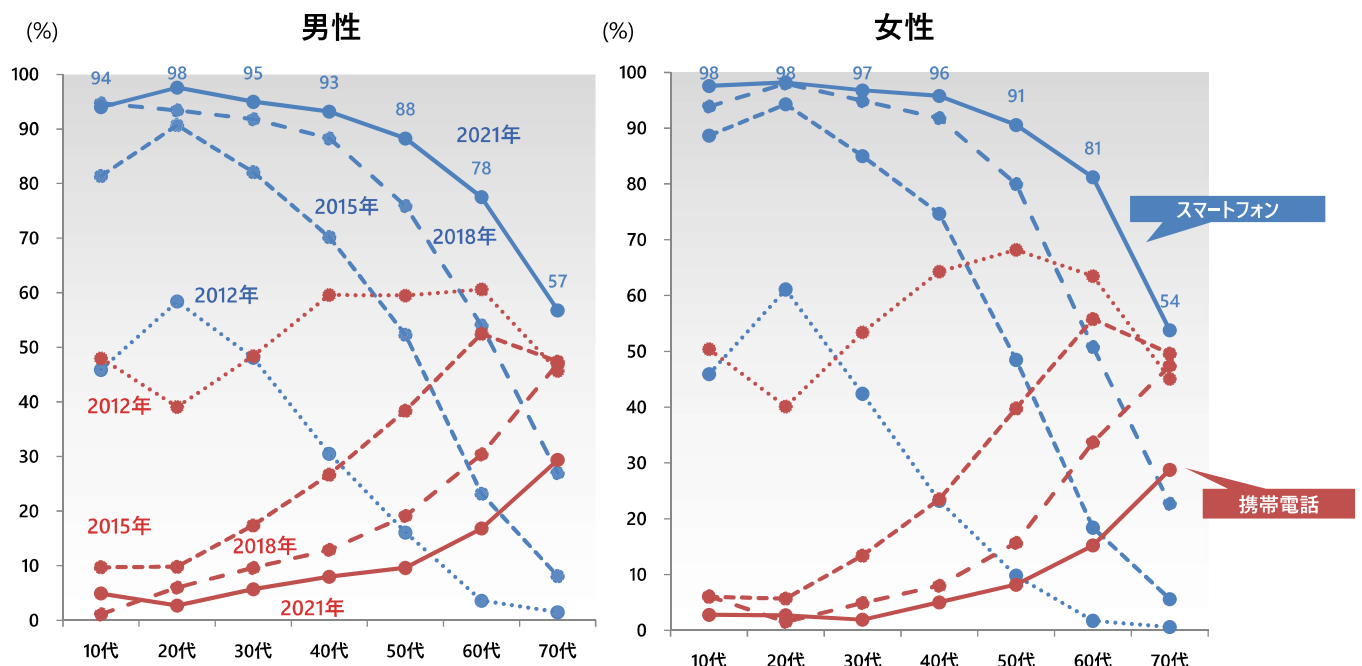


出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 24

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 2) モバイル端末の普及

スマートフォンの普及が50代において9割程度、70代でも半数以上に達し、中高年層で急速に普及が進んでいる。

男女・年代別情報端末の利用状況（自分で自由に使えるもの、複数回答）

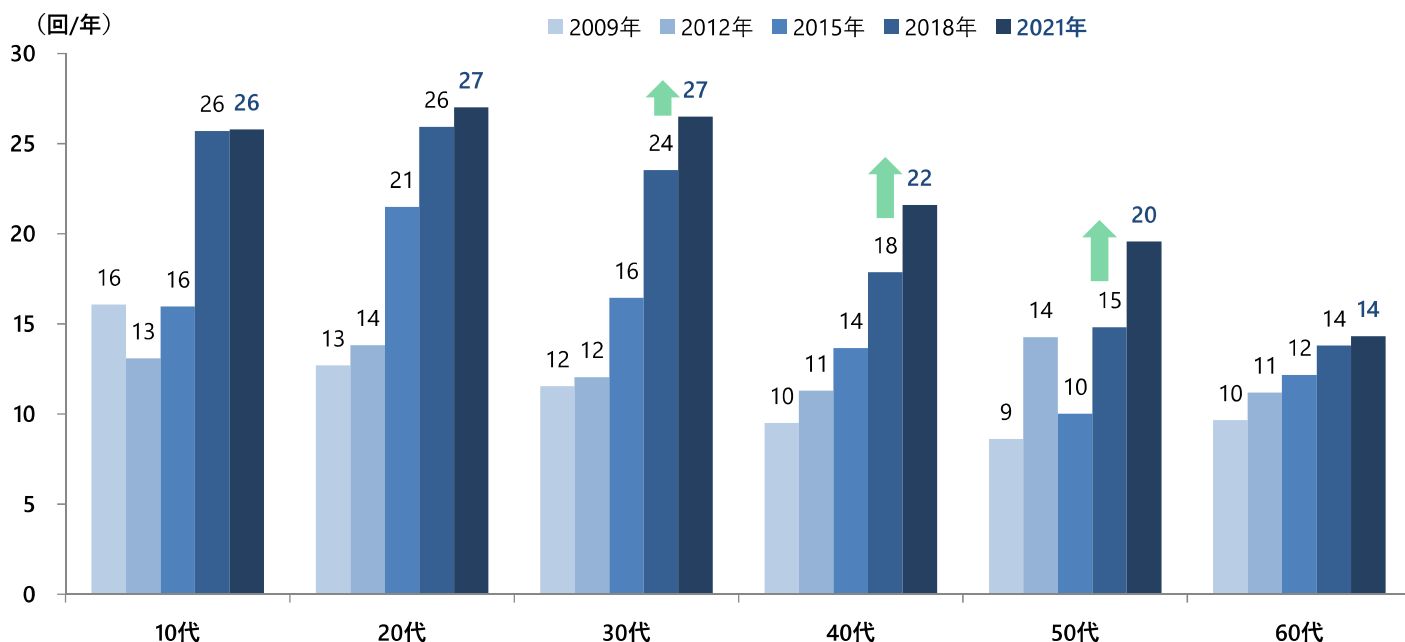


出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 25

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 2) モバイル端末の普及

ネットショッピングは2015年⇒2018年では特に10代～30代の若年層における利用頻度が大きく伸びたが、2018年⇒2021年では30代～50代以上の中年層が大きく伸びている。

「インターネットショッピング」利用者の年間平均利用回数の推移（年代別）



出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2009年、2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 26

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 3) 放送のネット進出の状況

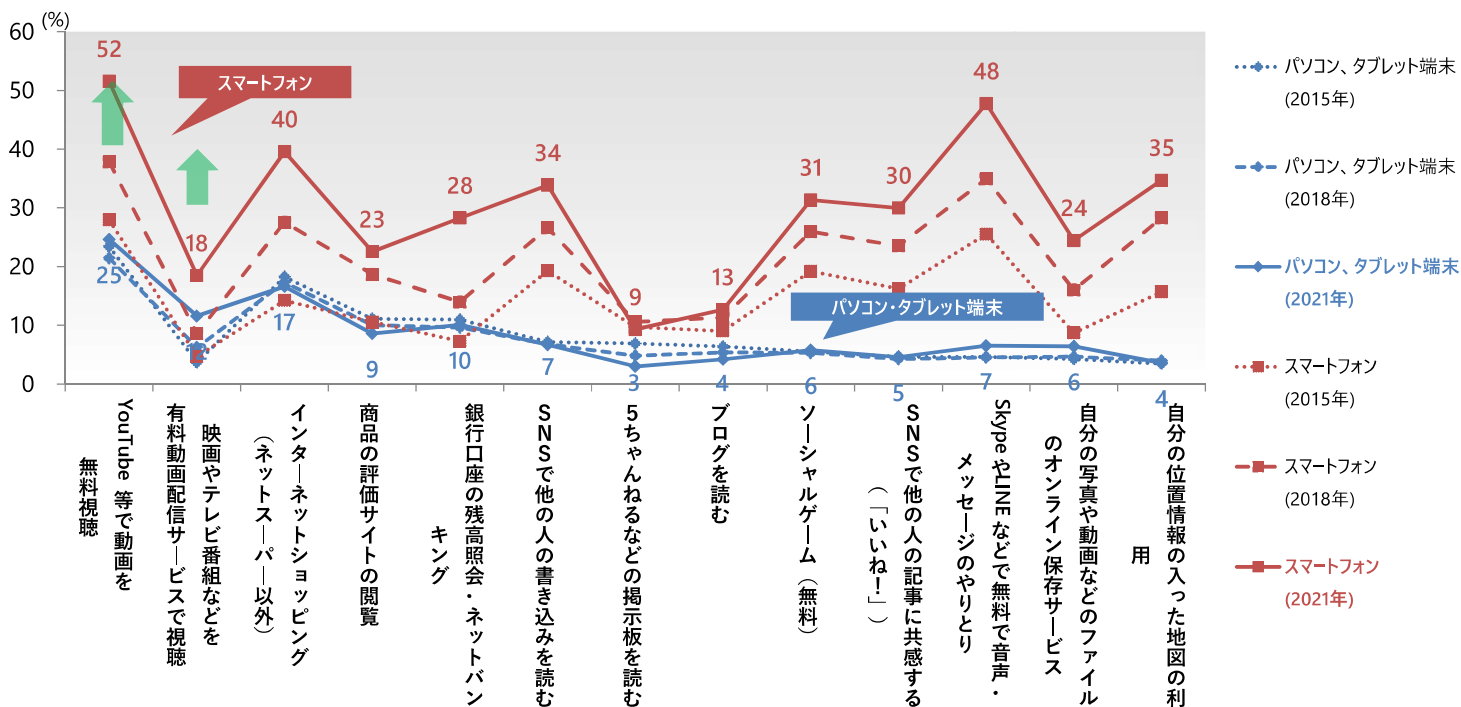
放送事業者のネット進出（テレビ番組のネット視聴）も
若年層を中心に受け入れられつつある。

もっとも、ネットでの主役は依然動画配信でありテレビの
ネット視聴が浸透するかは未知数。

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 3) 放送のネット進出の状況

スマートフォンでは情報収集からコミュニケーション、ゲームや動画視聴などの余暇活動、金融関連まで幅広く、さらに多くの人に行われている。動画配信サービスもスマホで楽しめるように。

インターネットの利用状況（利用端末別、複数回答）



出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 28

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 3) 放送のネット進出の状況

有料動画配信サービスの利用者比率は2020年3月から5月の2か月間（初回の緊急事態宣言が発令されたタイミング）で、過去2年間の2倍にあたる利用増が実現された。

コロナ禍前後におけるインターネットの利用状況（複数回答）

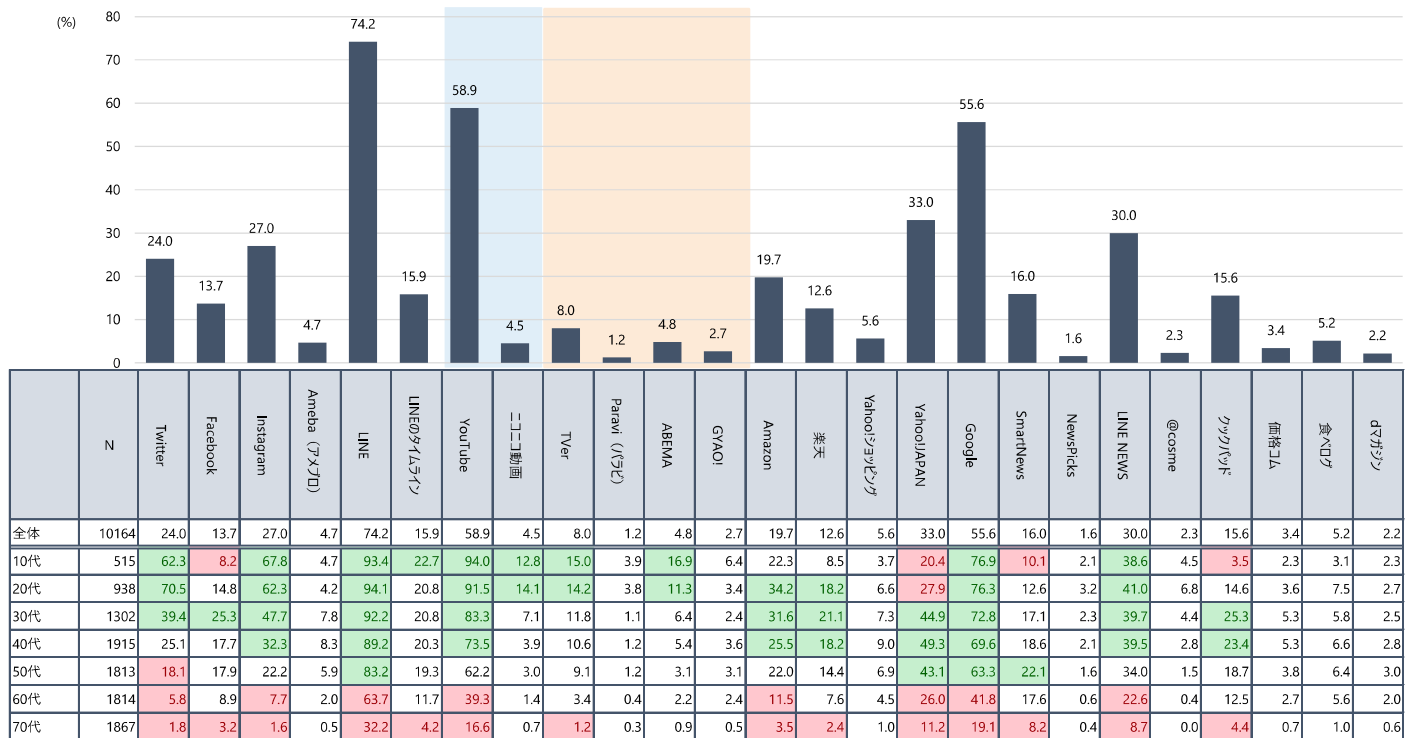


出所) NRI「生活者年末ネット2019年12月、2020年12月」、NRI「日常生活に関する調査」(2020年1月)、NRI「新型コロナウイルス感染拡大による影響調査」(2020年3月、2020年5月、2020年7月)

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 3) 放送のネット進出の状況

Tver、ABEMA等、ネットサービスに放送事業者も進出しているものの、利用率は現時点ではYouTubeなどと比べて限定的。

週1回以上利用するSNS等インターネットサービス

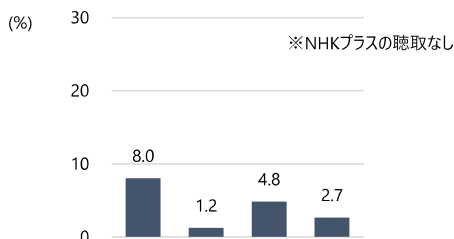


※網掛けルール：緑...全体の割合より5%以上大きいセル、赤...全体の割合より5%以上小さいセル
出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2021年)

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 3) 放送のネット進出の状況

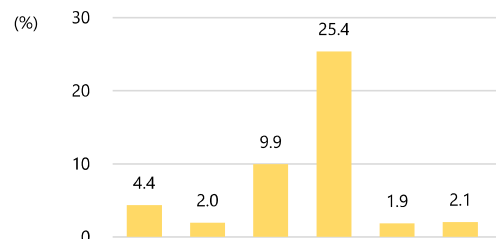
TVerはNetflixに、ABEMAはHuluに近い規模を獲得しているが、先駆者であるAmazon プライム・ビデオの規模にはまだ到達できていない。

週1回以上利用する動画視聴系ネットサービス (放送系)



| | N | TVer | Paravi (パラビ) | ABEMA | GYAOI |
|-----|-------|------|--------------|-------|-------|
| 全体 | 10164 | 8.0 | 1.2 | 4.8 | 2.7 |
| 10代 | 515 | 15.0 | 3.9 | 16.9 | 6.4 |
| 20代 | 938 | 14.2 | 3.8 | 11.3 | 3.4 |
| 30代 | 1302 | 11.8 | 1.1 | 6.4 | 2.4 |
| 40代 | 1915 | 10.6 | 1.2 | 5.4 | 3.6 |
| 50代 | 1813 | 9.1 | 1.2 | 3.1 | 3.1 |
| 60代 | 1814 | 3.4 | 0.4 | 2.2 | 2.4 |
| 70代 | 1867 | 1.2 | 0.3 | 0.9 | 0.5 |

現在、よく利用する動画視聴系ネットサービス (有料動画配信)



| | N | Hulu | DTV | Netflix (ネットフリックス) | Amazon プライム・ビデオ | DAZN (ダーゼン) | Disney+ (ディズニープラス) |
|-----|-------|------|-----|--------------------|-----------------|-------------|--------------------|
| 全体 | 10164 | 4.4 | 2.0 | 9.9 | 25.4 | 1.9 | 2.1 |
| 10代 | 515 | 9.1 | 2.5 | 16.1 | 30.3 | 1.9 | 3.7 |
| 20代 | 938 | 10.8 | 4.1 | 25.3 | 46.6 | 3.8 | 4.5 |
| 30代 | 1302 | 7.6 | 2.7 | 14.7 | 44.9 | 2.9 | 4.4 |
| 40代 | 1915 | 4.3 | 2.6 | 10.6 | 31.7 | 2.6 | 2.3 |
| 50代 | 1813 | 4.0 | 2.1 | 10.4 | 26.6 | 1.8 | 1.5 |
| 60代 | 1814 | 1.9 | 1.2 | 4.6 | 12.1 | 0.9 | 0.9 |
| 70代 | 1867 | 0.4 | 0.3 | 1.4 | 5.0 | 0.4 | 0.2 |

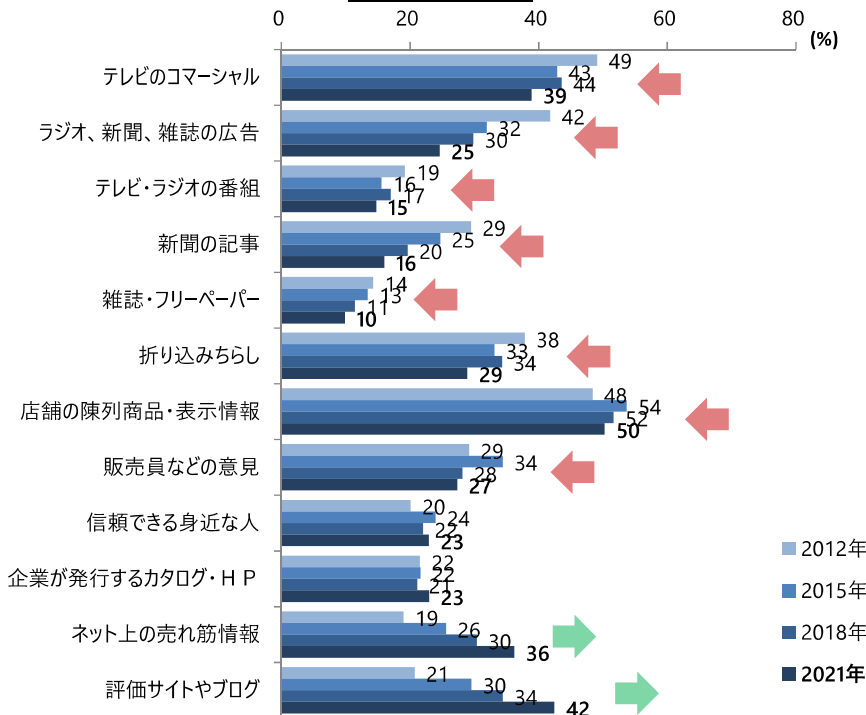
※網掛けルール：緑...全体の割合より5%以上大きいセル、赤...全体の割合より5%以上小さいセル

出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2021年)

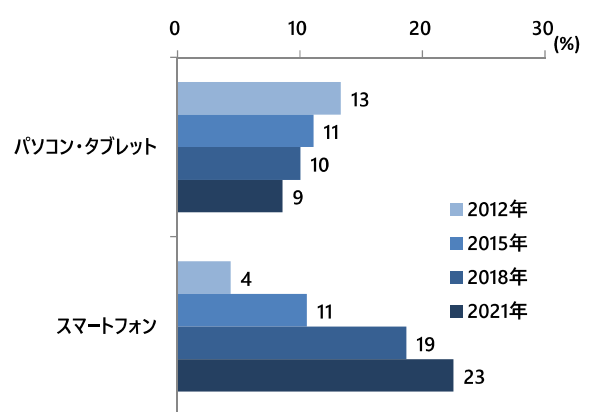
広告主もテレビ（放送）からネットへシフト。
 生活者もネットを情報源とする傾向が高まっているが、
 テレビをはじめとするマスメディアは
 高齢層には依然として訴求力を維持。
 ただし、世代交代が進めば厳しい局面に。

購入時の情報源として、さらにマスメディアの利用は減少し、ネット（特にスマートフォン）による
 情報収集傾向は強まっている。

商品やサービスを購入する際に利用する情報源の推移
 (複数回答)



評価サイトを用いて情報収集を行う人の割合の推移
 (利用機器別、複数回答)

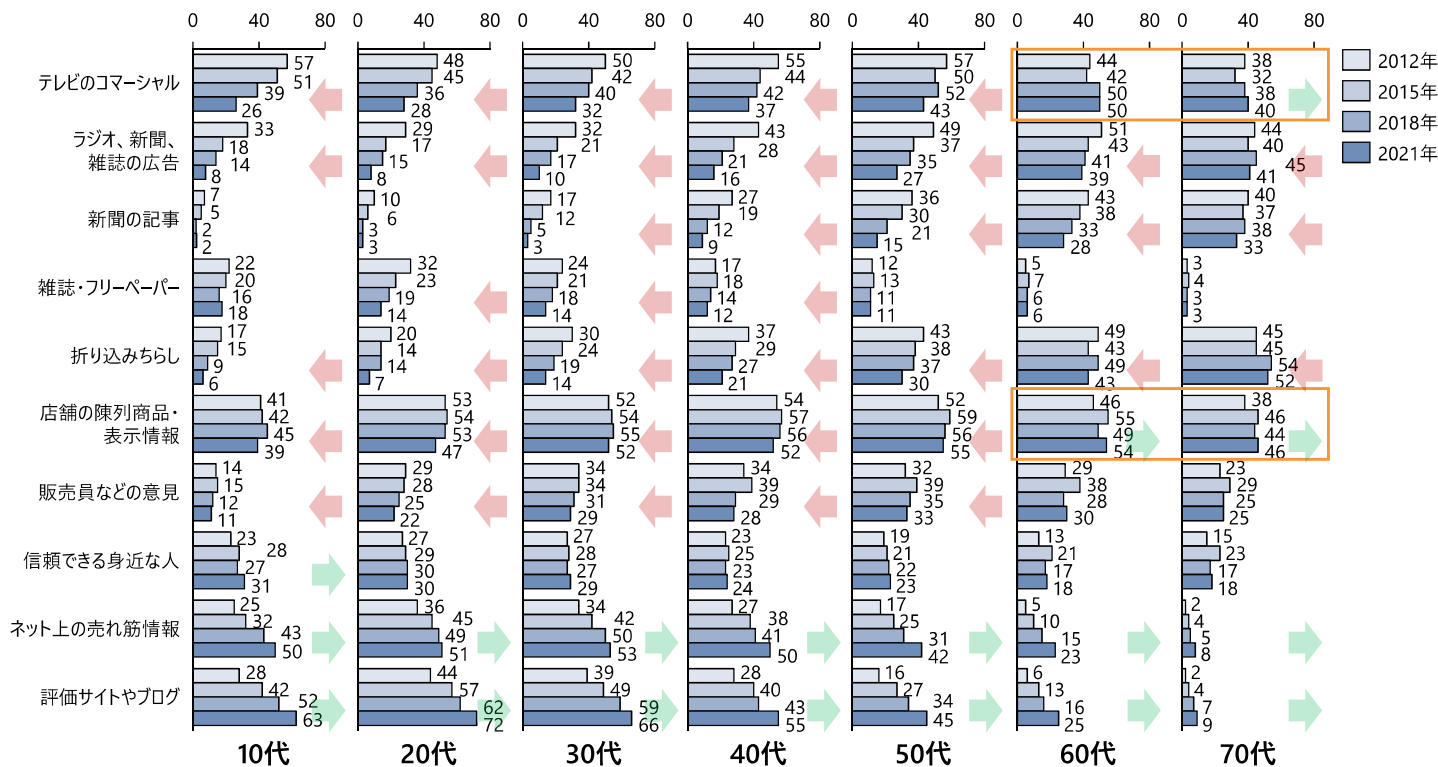


(← : 減少、 → : 増加)

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ 4) 消費の際の情報源 = 広告主もネットへシフト

コロナ禍において、生活者のデジタル活用は進み、シニアにおいてもネット情報収集は増加した。ただし、シニアにとってはテレビCMや店頭情報は維持もしくは増加であり、重要な情報源。

商品やサービスを購入する際に利用する情報源の推移（年代別、複数回答）



出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2012年、2015年、2018年、2021年) Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 34

参考資料

1万人調査の質問項目と時系列データについて

調査の全体像（主な質問項目）

| 分野 | 質問項目 |
|-----------|-----------------------------|
| 生活価値観 | 日常生活における考え方（個人意識、社会貢献意識など） |
| | 組織・機関、職業に対する信頼度 |
| | 生きがいのウエイト（家族、地域、仕事、趣味） |
| コミュニケーション | 人との付き合い（配偶者、親、子、隣近所など） |
| | 親子関係、夫婦関係、地域関係に対する意識 |
| 居住 | 持ち家の形態 |
| | 持ち家志向 |
| | 今後の住まいに対する意向 |
| | 理想の暮らし方 |
| 就労スタイル | 就労状況、勤務先の業種・従業員規模など |
| | 仕事内容、仕事上の立場 |
| | 勤務先への信頼感 |
| | 就労意識 |
| 消費価値観 | 消費に対する意識（価格、品質、利便性、メーカー志向等） |
| | 今後積極的にお金を使いたい分野 |
| | 消費の際の情報活用をめぐる考え方 |

| 分野 | 質問項目 |
|-------------------------|------------------------------|
| 消費実態 | 世帯、個人で保有している商品、購入したい商品 |
| | 利用しているサービス |
| | 利用しているチャンネルと頻度 |
| | 商品に関する情報源（テレビ、インターネットなど） |
| | 自動車の保有台数 |
| 余暇・レジャー | ポイント制度の利用状況 |
| | 今後増やしたい時間 |
| | 趣味・スポーツ |
| | 海外旅行・海外出張・海外生活の経験 |
| 生活全般、生活設計 | インターネットの利用状況（頻度、利用サービスなど） |
| | 景気、収入等の見通し、今後の生活設計上の収入の前提 |
| | 直面している不安や悩み（健康、雇用、治安、社会制度など） |
| | 保有している金融商品、投資に対する考え方など |
| | 生活満足度 |
| | 幸福度 |
| 世間一般からみた自分の生活レベル（上、中、下） | |

日本人の平均像の推移（NRI「生活者1万人アンケート調査」結果の時系列変化）

| | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均世帯年収 (万円) | 713 | 654 | 614 | 596 | 595 | 583 | 645 | 668 | 678 |
| 平均個人年収 (万円) | 288 | 257 | 249 | 236 | 253 | 239 | 272 | 285 | 300 |
| 平均世帯貯蓄額 (万円) | 859 | 853 | 818 | 827 | 896 | 926 | 1014 | 1015 | 1033 |
| 持ち家率 | 77.1 | 78.0 | 77.4 | 77.3 | 78.7 | 79.1 | 81.2 | 81.7 | 80.8 |
| 自動車保有率 | 86.3 | 88.6 | 89.2 | 90.0 | 89.6 | 88.4 | 90.0 | 90.2 | 89.9 |
| 不動産相対率 (既+見込み) | 43.0 | 46.4 | 54.8 | 55.0 | 52.2 | 53.9 | 56.4 | 57.0 | 56.6 |

| | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|---------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| インターネット利用率 | 3.6 | 27.3 | 53.1 | 64.2 | 83.3 | 90.0 | 93.7 | 96.6 | 97.4 |
| 電子メールの送受信 | - | 19.5 | 44.5 | 52.6 | 79.3 | 82.7 | 85.6 | 90.2 | 90.7 |
| インターネットショッピング | - | 4.8 | 13.8 | 23.3 | 30.4 | 38.0 | 48.5 | 58.2 | 67.5 |
| ネットバンキング | - | - | - | - | - | 14.5 | 19.0 | 24.3 | 39.7 |
| 株式オンライントレード | - | - | - | - | - | 4.8 | 7.2 | 9.2 | 12.4 |
| 位置情報を活用した地図利用 | - | - | - | - | - | 13.3 | 21.4 | 34.3 | 40.6 |

| | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 自分の健康 | 51.1 | 50.4 | 52.0 | 55.4 | 52.4 | 51.4 | 49.4 | 53.0 | 53.1 |
| 雇用、失業 | 9.9 | 16.8 | 20.5 | 16.5 | 22.6 | 19.2 | 14.2 | 13.7 | 14.6 |
| 社会保障制度の破たん | - | 26.8 | 28.7 | 26.6 | 24.3 | 22.7 | 21.4 | 21.1 | 18.6 |
| 増税、社会保険料増加 | 39.5 | 25.5 | 30.3 | 33.0 | 28.8 | 28.8 | 27.7 | 29.0 | 26.5 |
| 治安悪化、犯罪増加 | 19.3 | 28.0 | 27.7 | 25.8 | 17.9 | 12.1 | 15.2 | 11.9 | 11.5 |
| 自然災害 | 22.0 | 15.4 | 22.7 | 33.4 | 28.2 | 38.2 | 33.5 | 42.6 | 37.0 |

| | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| パソコン | 26.2 | 43.4 | 62.7 | 70.2 | 77.0 | 80.7 | 80.5 | 80.6 | 80.4 |
| ファックス | 24.5 | 38.9 | 48.2 | 57.1 | 59.0 | 57.0 | 53.8 | 47.4 | 39.3 |
| 携帯電話 (含PHS、スマートフォン) | 21.8 | 45.8 | 71.3 | 82.9 | 89.7 | 80.2 | 86.1 | 92.0 | 96.2 |
| カメラ | 85.3 | 79.7 | 74.2 | 61.6 | - | - | - | - | - |
| デジタルカメラ (コンパクト、一眼) | 3.1 | 11.0 | 36.3 | 56.4 | 67.9 | 70.9 | 67.3 | 62.6 | 54.7 |
| DVD機器 | 0.7 | 2.5 | 27.2 | 58.3 | 61.7 | 60.6 | 59.0 | 55.1 | 52.2 |
| ブルーレイレコーダー | - | - | - | - | 8.1 | 39.7 | 48.8 | 53.9 | 56.0 |
| 食器洗浄機 | 9.2 | 12.9 | 16.1 | 22.2 | 26.5 | 29.4 | 34.2 | 35.7 | 37.6 |

| | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 園芸、庭いじり | 24.0 | 28.0 | 27.5 | 24.0 | 20.5 | 20.3 | 14.8 | 13.7 | 15.0 |
| 読書 | 19.0 | 20.9 | 22.8 | 22.5 | 21.9 | 19.5 | 19.6 | 20.2 | 19.6 |
| カラオケ | 17.0 | 11.8 | 13.8 | 14.2 | 11.5 | 12.1 | 11.9 | 12.0 | 7.7 |
| グルメ、食べ歩き | 15.0 | 13.7 | 19.4 | 20.8 | 20.4 | 21.2 | 24.1 | 29.1 | 24.9 |
| ドライブ | 18.6 | 21.0 | 20.3 | 21.5 | 19.6 | 17.5 | 17.2 | 18.3 | 20.4 |
| 国内旅行 | 12.7 | 13.7 | 17.0 | 17.7 | 14.9 | 17.2 | 17.4 | 19.8 | 15.3 |
| 海外旅行経験(1年間) | 18.8 | 23.9 | 23.2 | 23.9 | 22.3 | 22.6 | 17.4 | 18.5 | 7.6 |
| ペットを飼っている割合 | - | - | 44.8 | 46.8 | 44.8 | 42.4 | 40.9 | 38.1 | 37.3 |

| | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 生活程度 (中の中) | 53.8 | 53.1 | 53.1 | 49.7 | 52.1 | 52.4 | 53.6 | 54.6 | 56.1 |
| 現在の生活に満足 | 71.7 | 71.1 | 70.6 | 72.0 | 68.5 | 73.1 | 75.8 | 76.3 | 78.3 |
| 生きがいは「家族」 | 20.0 | 25.3 | 23.8 | 22.9 | 24.2 | 26.0 | 23.5 | 22.2 | 25.6 |
| 「景気」はよくなる | 7.8 | 13.7 | 8.4 | 18.4 | 11.6 | 5.7 | 11.6 | 12.2 | 9.0 |
| 「家庭収入」はよくなる | 8.9 | 9.0 | 6.1 | 9.8 | 6.5 | 6.9 | 10.0 | 10.7 | 7.4 |
| 今以上の収入を前提 | 24.4 | 22.5 | 18.6 | 20.6 | 16.4 | 14.4 | 15.8 | 18.6 | 14.2 |
| 転職経験 | 46.9 | 42.5 | 52.6 | 52.9 | 54.7 | 54.7 | 56.1 | 56.4 | 59.5 |
| 離婚率 (離別状態比率) | 2.2 | 2.7 | 3.7 | 4.5 | 4.6 | 5.3 | 5.5 | 5.7 | 5.7 |

| | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| コンビニエンスストア | 6.0 | 6.5 | 6.7 | 7.6 | 8.2 | 8.4 | 9.0 | 9.7 | 8.9 |
| 食品スーパー | - | 9.6 | 10.1 | 9.9 | 9.7 | 9.0 | 9.5 | 9.3 | 9.0 |
| 百貨店・デパート | 1.6 | 1.1 | 1.1 | 1.0 | 0.8 | 0.7 | 0.7 | 0.6 | 0.5 |
| 薬局・ドラッグストア | 1.4 | 1.8 | 2.0 | 2.3 | 2.4 | 2.4 | 2.8 | 3.2 | 3.4 |
| 雑誌・カタログ通販 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.2 |

◆NRI「生活者1万人アンケート調査」

(1997年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年)

・対象者：全国の満15～69歳の男女個人。2012年調査から調査対象者を満15～79歳に拡大

・サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法

・調査方法：訪問留置法

・回収サンプル

10,052人 (97年)、10,021人 (00年)、10,060人 (03年)、10,071人 (06年)、10,252人 (09年)、10,348人 (12年)、10,348人 (15年)、10,065人 (18年)、10,164人 (21年)

※時系列でサンプル属性を合わせて比較するため、上記の2012年/2015年/2018年/2021年は満15～69歳 (12年：8,821人/15年：8,718人/18年：8,431人/21年：8,297人) のデータを用いて集計



Share the Next Values!

デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

「公共放送ワーキンググループ」（2022/10/17）

曽我部真裕（京都大学）

プロフィール

曽我部真裕（そがべまさひろ）

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程（中退）、司法修習生（第54期）、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。

放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、日本ファクトチェックセンター（JFC）運営委員長、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）共同代表理事、（一財）情報法制研究所（JILIS）副理事長、次世代NHKに関する専門小委員会委員長など。

『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）、『憲法Ⅰ 総論・統治（第2版）』『憲法Ⅱ 人権（第2版）』（共著、日本評論社）など。

Twitter @masahirosogabe

E-mail sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

「放送」という「場」について

技術的・政策的に設定された「視聴率」の高い「場」で、公共的な情報を国民に広く提供してきたのが「放送」。

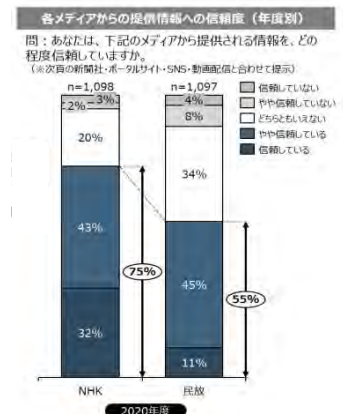
- 放送の技術的・経済的特性
 - 技術的には、極めて多数の人々に同時に大容量（＝動画）を届けることができる。
 - 地上波を念頭におくと、「場」に数少ないチャンネルしかない上に、かつては、マスメディア以外の大量情報伝達手段がないため、実際に多くの人々が見る。
 - 広告収入の寡占→制作費も豊富となり、他ではないコンテンツが放送可能で、それが放送の視聴にもつながる。
- 公共的な情報を伝達するための政策手段（国家の介入）としての放送
 - 「放送は、憲法 2 1 条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、『放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること』、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（1 条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したもの」（NHK受信料判決：2017年2月6日最高裁大法廷判決）

3

公共放送の位置づけ

放送の公共性の中核的な担い手として想定され、実際にもその役割を果たしてきたのは公共放送ではないか。

- 放送の公共性の中核的な担い手としての公共放送
 - 「放送法は、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を發揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとした」（受信料判決）
 - 二元体制がとられているが、放送の公共性の中核的な担い手は公共放送であるNHKである。ヨーロッパ諸国などでは、民放の公共性も強調され、法制度上も一定の規律を受けているが、日本では民放に対する規律は少ない。
 - 「市民としての利益」と「消費者としての利益」との区別の必要性と、放送の公共性の核心は前者への寄与にある（次ページ参照）。



（次世代NHKに関する専門小委員会「次世代NHKに関する論点取りまとめ」（2020年）29頁）

（https://www.nhk.or.jp/info/pr/kento/assets/pdf/sub_committee_report.pdf）

(参考) 市民の利益と消費者の利益との区別 (英国の議論)

citizens' interestsは社会全体にもたらされる利益、consumers' interestsは個人々人にとっての利益と定義できる。

| | 各interestsの定義 | Ofcomの認識 |
|----------------------------------|--|---|
| consumers' interests (消費者の利益) | <p>(個人や企業としての) 自分自身にとって良いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に消費者は、価格を下げ、選択肢を増やし、品質を改善することを望んでいる より良い選択をするために、もしくは詐欺等の不正な行為から保護されるために、必要な情報やツールを求めている | <ul style="list-style-type: none"> Ofcomの主要業務の一つに、consumers' interestsの促進も含まれている 消費者の利益は通常、競争市場を促進することによってもたらされる 一方、有害な行為から消費者を保護し、消費者が十分な情報に基づいた選択をするために必要な情報を確実に得るためには、市場介入も必要である |
| citizens' interests (市民の利益) | <p>すべての市民が平等で、同じ権利と責任を持つこと。人々が社会に参加するために必要なサービス、コンテンツ、スキルにアクセスでき、適切に保護されること</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民は、投票権や国民健康保険から自由に治療を受ける権利を行使する 陪審員を務めたり、制限速度を守ったりと、責任を果たす | <ul style="list-style-type: none"> Ofcomの主要業務の一つに、citizens' interestsの促進も含まれている 社会が必要としているが、市場だけでは実現できないものが存在するならば、市場介入も必要である たとえば、高速なブロードバンド・アクセスを遠隔地を含めた英国全土に普及させるには、市場が提供する以上のものを提供させる必要がある |
| 留意点 | <p>ただし、citizens' interestsおよびconsumers' interestsは、曖昧な時がある</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信サービスを利用して社会に参加するためには、消費者としてこれらのサービスにアクセスする必要がある。 携帯電話といった消費財は、聴覚障がい者がテキストメッセージを用いてコミュニケーションを取れるようになる等、障がい者の安全性の向上、ソーシャルネットワークの促進、社会参加の実現等に活用できる。 | |

次世代NHKに関する専門小委員会「検討に関する補足資料」27頁
(https://www.nhk.or.jp/info/pr/kento/assets/pdf/sub_committee_hosoku.pdf) 5

公共放送の位置づけ 放送に期待される役割

放送制度、さらには公共放送の設置という形で国家が情報空間に介入する理由として、国民が広く共有すべき「基本的情報」の提供確保であるが、その具体的な項目としては主に下記のようなものが考えられるのではないかと。

| | |
|------------------------|---|
| 生命・身体の維持 | 一般の需要が高いため、放送制度がなくても情報空間に十分に提供されると思われるが、不正確な情報が広まるとかかって健康被害が生じる。 |
| 社会の多様性を提示し、個人の自律を助ける情報 | <p>教育情報は典型的に当てはまる。</p> <p>たとえば、ドラマのようなものであっても、伝統的な男尊女卑社会の中で自律を目指す主人公の女性を描くドラマとか、性的マイノリティの葛藤を描く作品などは、当事者をエンパワーし、非当事者に社会の多様性を知らせることによって、民主主義の前提となる多様な社会や、個人の自律に寄与することになる。</p> <p>もっとも、このカテゴリーの情報については幅が非常に広いので、どのようなものが過少提供になるのか、どこまで公権力の力を借りて情報空間に発信すべきなのかについては判断が難しい面もある。</p> |
| 「国民」の維持 | <p>国民国家としての日本という観点からすれば、国民統合のため、国民全体で共有すべき「物語」が存在することが必要だという意見もあり得る。</p> <p>(地域文化を含む) 伝統文化のほか、NHK番組でいえば、紅白、大河ドラマ、朝ドラ等々はこうした観点からも理解可能か。</p> <p>他方で、もちろん、国民統合のための物語を公権力の手を借りて供給することの危険性を指摘する声もあるだろう。</p> <p>やや異なるものとして、政治的な国民統合という観点もありうる。</p> |
| 民主主義の維持 | <p>典型的には(全国的、地域的な)報道番組であり、知られざる社会問題を広く知らせるドキュメンタリー等でもある。</p> <p>民主主義社会において、国民が主権者としての役割を果たすことが可能になるような情報が提供される必要がある。</p> |
| その他 | 産業政策的な観点から介入することはありうるが、これは憲法的な観点からは規範的に要請されるものではなく、表現の自由の不当な制約とならない範囲で許される |

NHKのインターネット業務の今後について

● 論点例

a. 業務範囲と規模との決定方法

- 最終的には国民の納得も含めた広い意味での民主政プロセス（仕組み的には法律、予算承認）。
- 国民負担＝受信料（利用料？）の水準とも関連。
- 総務省は、b以下の検討を経て適切な提案をすべき。

b. 業務範囲を考えるに当たっての考え方

- アセットを活かす観点、情報空間の不備補完、利用者ニーズ、国民文化／国内コンテンツ確保など。

c. 業務範囲の規律のための仕組み

- 放送とは異なり、インターネット上の業務は、放送類似サービスから社会実証でなされたようなものまで、さらにその他多様なため、より具体的な規律が求められる。
- 上記考え方に基づく運用の確保や、メディアの多元性（※親会取りまとめの「情報空間全体における二元体制の維持」の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか）。

d. 業務内容の規律

- 番組準則に相当する準則のあり方
- アルゴリズムの規律、アテンションエコノミーに陥らないための規律
- （総務省で議論すべきものではないが）BPOとの関係

e. 受信料制度について

7

b. 業務範囲を考えるに当たっての考え方

● アセットを活かす観点

- NHKを廃止するのであれば別であるが、テレビ保有率が低下し視聴者が減少する中、NHKがこれまで蓄積してきた人材、（地方も含めた）拠点、取材・番組制作能力、アーカイブ、信頼性・ブランド等のアセットを活かすのが必要があるのではないか。また、それが国民負担の有効活用ではないか。
- もっとも、既存組織の単純な維持の正当化につながるおそれも。

● 放送制度・公共放送の規範論＋情報空間の不備補完

- 情報空間には〇〇というジャンルの情報が過少供給であるから、公共メディアが提供するという発想は必要だが、限界もある。
 - 供給過少は誰がどのように評価するのか。また、ネット情報空間には公共性の高い良質な情報も大量に存在する。
 - ただし、問題は情報選択能力の確立で、そのために公共メディアは寄与しうる（次スライド参照）。
 - また、部分規制論的発想。「新聞や放送のような既存メディアを、アテンション・エコノミーの行き過ぎを監視する存在として、言い換えればプラットフォーム事業者による「権力」濫用を監視する存在としてサステイナブルなものにしていくことが重要」（PHP総研「デジタル社会における憲法のあり方を考える（後編）」（山本龍彦））
- 情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的。
- あわせて、NHKの潜在利用者のニーズ充足（→そこからの浸透）の観点が重要ではないか。
 - NHKブランドを信頼する（が、テレビがないなど放送になじみのない）人々に対し、公共放送の価値を届ける。
 - こうした人々を通じて、公共放送が寄与したい価値が社会全体に広がる。

- ネット上では、「見たいものを見る」ことが大前提。
- よって、フィルターバブルに陥っている者、偽情報に影響される者を直接救い出すことはできない。
- 偽情報の流通拡散を直接止めることはできない。
 - ただし、監視（部分規制論的発想）。
- NHKコンテンツがバラバラに流通している場合にはセレンディピティは期待できない。
- NHKプラットフォーム上では「総合編成」（→セレンディピティ）が可能だが、PFへのリテンションがテレビ新聞時代と違って困難。
- アテンション・エコノミーに乗らずにどのようにアテンションを獲得するか。
- 最後の2点との関係で、露出性の確保は有効かどうか。

8

(参考) 政策による情報空間の環境整備

望ましい情報空間の実現が、自由市場に任せる等では実現できない場合には、何らかの規律を検討しうる。その場合、多くの選択肢の提示と、個人の選択能力の確立を可能にする環境を整えていくことが有効と考えられる。



9

b. 業務範囲を考えるに当たっての考え方

- **利用者ニーズ**
 - 国民理解の前提として無視できないが、過度に重視すべきではない。
 - そもそも、NHKは国民が共有すべき情報を提供するのが目的である (「市民」の利益と「消費者」の利益との区別)。
 - 教育や福祉など、ニーズが(強いが)少ないものをやめることにはならない。娯楽についても、ニーズが低いことが直ちに十把一絡げに優先順位が低いことにはならない。ドラマであっても、現代社会の問題を理解させるなど公共放送の使命を親和的なものもあり、大型番組では後掲の視点も考慮される。
- **国民文化／国内コンテンツ確保**
 - NHKは、朝ドラ、大河ドラマなどで時代を象徴するような番組を放送し、国民文化の一翼を担ってきた。
 - 外資系OTT事業者が (海外展開も睨んだ) 独自コンテンツ制作を強化する中で、国内事業者による大型コンテンツの制作能力を確保する必要はないか。

10

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。メディアの多元性(≒「情報空間全体における二元体制の維持」)の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
 - 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
 - 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
 - 「インターネット」では限定にならない。
 - 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
 - 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
 - なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
 - 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと思料。
 - メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
 - NHKの設置及びネットへの進出は、情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。

11

d. 業務内容の規律

業務内容(コンテンツ内容など)の規律は、放送法の原則を踏まえつつも、ネットサービスの特性に合わせ、また、固有の規律も含めての検討を要する。

- 番組準則に相当するコンテンツ内容規律のあり方
 - 現在は、放送法4条、81条による番組内容規律＋番組審議会に対する説明責任。
 - (総務省で議論すべきものではないが) BPOの審議・審理対象は放送番組のみとなっている点をどうするか。
 - ネット上のコンテンツについても、その趣旨は妥当するだろうが、具体的な内容は異なりうるか。
 - 例えば、個々のコンテンツ単位での提供となることに伴う公平性や調和原則の考え方、など。
- ネットサービスに固有の規律
 - フィルターバブルに陥らないためのアルゴリズムの規律や、アテンション・エコミーに撓め捕られないための規律が必要ではないか。

12

e. 現在の受信料制度について

放送の対価ではなく、公共放送機関そのものを支える受信者(≒国民)負担が受信料である。

- 受信料判決
 - 「営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送することを禁止し（…）、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。」
 - 「上記の財源についての仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし、現実原告の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」
 - 「国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的とし、そのために必要かつ合理的な仕組みを形作ろうとするもの」

13

e. 現在の受信料制度について

放送の対価ではなく、公共放送機関そのものを支える受信者(≒国民)負担が受信料である。ただし、実際には受益の観点も加味した制度となっている。

- 「特殊な負担金」論
 - 要は、「放送の対価」ではないということ。
 - 公共放送機関自体を支える。放送を現実に見なくても負担。
- ただし、実際には受益の観点も加味した制度となっている。
 - 公共放送は社会全体に恩恵を及ぼすので、国民（在住者）全員で支えるべきとの立論もありうる。
 - ドイツの放送負担金制度の論理はこのようなもの（居住者＋事業主）。
 - なお、日本の政党助成金は、「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与すること」（政党助成法1条）を目的に、人口1人あたり250円を基準とする総額を一般会計予算から配分。無党派層や助成金受領を拒否する共産党支持者も間接的に負担することになるが、これは上記の論理に基づくもの。
 - しかし、放送を見られる環境にあるか否かで受益の程度は異なるとされ、テレビ受信機（ワンセグ携帯含む）の設置の有無、受信の範囲（地上波だけか衛星もか）で受信契約締結義務の有無及び契約種別が区別されている。
 - ラジオは契約なしに聴取可能なので、そこが閾値。

14

e. 受信料制度の今後についての論点例

- これまでの考え方を前提とすると、多様な選択肢がありうる。
 - 無料（ラジオ扱い）、アプリのインストール、端末所有者、すべての国民。
 - 前回のWGでは、第2の選択肢を示唆する発言が目立ったが、たしかに、これまでの考え方に親和性が高いか。
 - いずれにしても、理論的には決め手はなく、国民的議論を経て決定するほかない。
- 例えば、（PC／タブレット・スマホ／CTV）アプリをインストールした場合に契約を義務づける場合
 - 現行の放送契約（地上放送／衛星放送）とは別個の契約となる。
 - 前者は世帯単位、後者は個人単位。
 - 放送契約をした場合、一定数のネット契約は（若干の追加金額で）付帯することにするのか。
 - アプリ経由以外のコンテンツ接触はどうなるのか。
 - ウェブサイトやSNSについては、ラジオと同様、契約不要とするのか。一定のものはそうすることが望ましいか。
 - 外部P F提供コンテンツについて。

ネット配信時代のメディア産業 —産業組織と経営戦略の観点から

2022年10月17日

青山学院大学 内山 隆

1. 国内(あるいは電波リニア放送エリア)に 閉じない競争エリア

- ▶ ネット技術で事実上の参入障壁が壊されうる（著作権制度とウインドウ戦略でブレーキがかかり、やがて電波ではなく言語・文化圏ごとの境界へ）。
- ▶ **放送エリア内でのエリア外事業者との競争と、放送エリア外への発信能力の強化・向上**はネット時代に必要な要件。「海外番販」「国内番販」以上のこと。
- ▶ 映像配信の民族系の強化はもっと高まるべき。わが国ネット映像配信事業は、まだまだ普及戦略が必要。

無縁だった国際競争に 放送産業が引き込まれている。

- ▶ 伝統的には許認可事業／国家・地域密着メディアであったテレビが、グローバル競争に巻き込まれている。
- ▶ 音楽のような、映画のような、産業組織を想定して、配信事業のあり方を考えるべきでは？

| | グローバル・プレイヤー | 国内メジャー、民族系 |
|-------------|----------------------------|--|
| 映画 | ハリウッド5メジャー | 世界の多くの国において、シェア1位・2位を米国製と自国映画で構成。その他国製は独立系のような存在感。 |
| 伝統的な放送、放送番組 | ハリウッド製ドラマ 日本のアニメ BBC | どこの国でも放送は許認可事業ゆえ、各国で国内メジャーが守られ、他に比べれば、グローバル・プレイヤーが育ちにくい環境がこれまでであった。今後、程度の差はあれ、インターネットが伝送路として組み込まれることによって、「電波」とITU、各国政府によって守られてきた国境、県境、圏域の壁が低くなる。 |
| 音楽 | Universal W.B. Sony | 国内メジャー、民族系といえる存在がある国は、積極的に評価すべき国といえるくらい、米国（旧英国含め）の世界支配の強い領域。 |

今後も残り続ける、この領域の大きな市場障壁; Cultural Discount/Gap/Distance

国内メジャー・プレイヤー

| | グローバル・プレイヤー | 日本市場の民族系、国内メジャー | |
|---------|---------------------------------------|---|--|
| 映画 | ハリウッド・メジャーに対して | 東宝、東映、松竹、角川、日活、他 | |
| 音楽 | 3メジャー(WB, Universal, Sony)に対して | ポニーキャニオン、キングレコード、エイベックス、日本コロムビア、ビクターエンタテインメント、等 | |
| ゲーム | MSに対して | 任天堂、ソニー | |
| (ECモール) | Amazonに対して | 楽天、ヤフー、他 | |
| 映像配信 | Netflix, Amazon, Disney+, HBO Maxに対して | ???? | |

日本の市場の各分野は《国内メジャー + 米国資本メジャー》で構成されている。

各領域で国内メジャーを持たない国は世界にたくさんある。

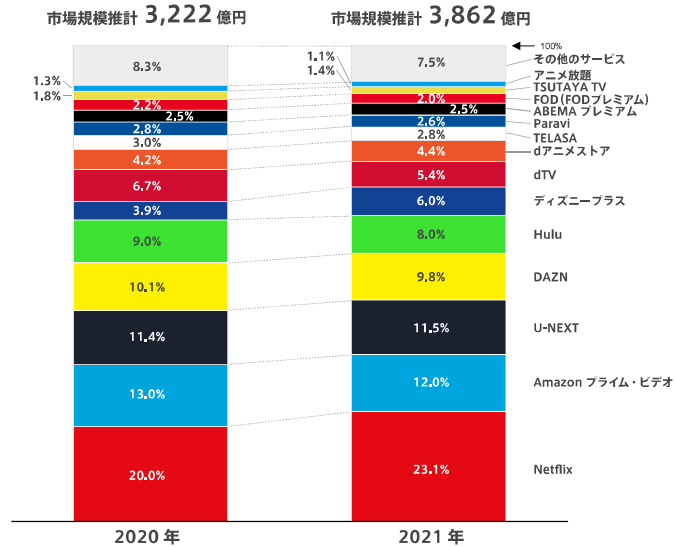
(配給、編成、流通、PF) 機能はメディア産業における資源配分の要。 これを失うことは国益の遺失そのもの。「ゲームのルール」を支配される。

有料動画配信領域

5

定額制動画配信 (SVOD) サービス別市場シェア推移

※2021年の市場規模が大きい順に表示



※2020年の市場規模については、最新の統計データを用いて、2020年版「動画配信 (VOD) 市場5年間予測 (2021-2025年) レポート」の推計結果を再集計した資料) GEM Partners「動画配信/放送/ビデオソフト市場ユーザー分析レポート」「定額制動画配信サービスブランド・ロイヤリティ調査」「SVOD利用プラン調査」、総務省統計局「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、総務省「通信利用動向調査」、米国 The DIGITAL Entertainment Group「Home Entertainment Report」および各社IR、報道発表資料、Web サイトを用いて分析

GEM Standard 「動画配信 (VOD) 市場5年間予測 (2022-2026年) レポート」より

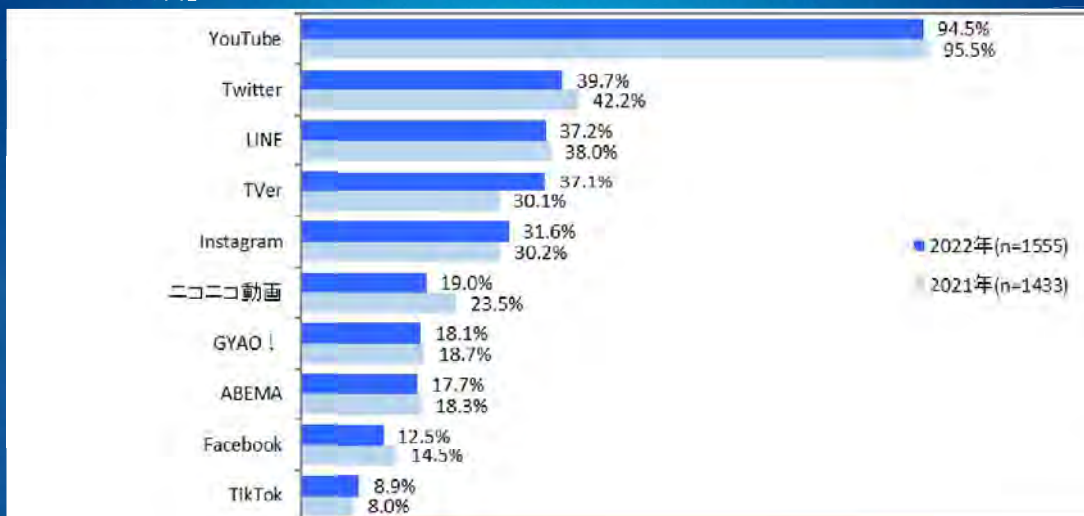
【出所】 GEM Standard(2022/02/22) <https://gem-standard.com/columns/510>

内山隆@青学

無料動画配信領域

6

「無料の動画配信サービス、動画共有サービスをよく視聴すると回答したユーザーに対して、利用しているサービス名」



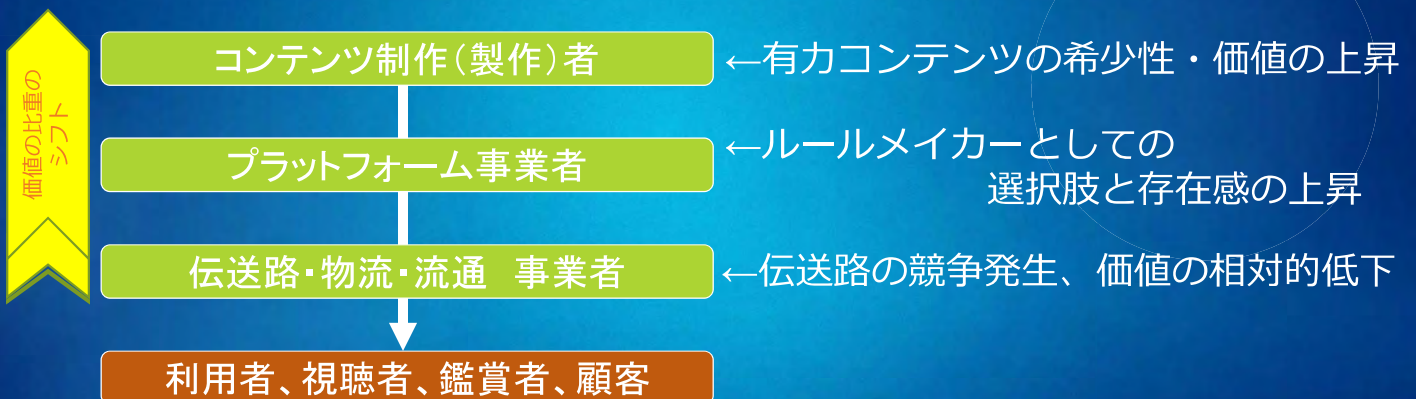
「昨年調査と比較すると、『TVer』が7.0ポイントと大きく増加し2年連続で順位を上げていることが注目されます」 【出所】 インプレス総合研究所(2022/06/23) <https://research.impress.co.jp/report/list/video/501424>

内山隆@青学

2. 競争優位の源泉は、川下「伝送路」職能から、川上「編成PF」 & 「コンテンツ」職能へ少し傾斜。

- ▶ 欧州のような「伝送路中立性」は、ひとつの“極論”（伝送路特性は今後もある。しかし弱くなる。）。
- ▶ PF機能（編成。ルール・メイキング機能）は、メディア産業における資源配分の要。国家としてこれを失ってはいけない（外資規制の趣旨と同様）。

インターネットが映像伝送を可能にして以来（since 2005）、競争優位の源泉として、



【欧州】 EUで定めた技術的中立性 (technologically neutral)

9

“Principles and guidelines for the community’s audiovisual policy in the digital age”
final

Brussels, 14.12.1999COM(1999) 657

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TEXT/PDF/?uri=CELEX:51999DC0657&from=EN>

- 【原則】
- Be the minimum necessary to meet those objectives;
 - Further enhance legal certainty in a dynamic market;
 - **Aim to be technologically neutral;**
 - Be enforced as closely as possible to the activities being regulated.

“A common regulatory framework for electronic communications networks and services” (Framework Directive).

Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32002L0021>

Article 8 Policy objectives and regulatory principles

1. (中略) Member States shall ensure that in carrying out the regulatory tasks specified in this Directive and the Specific Directives, in particular those designed to ensure effective competition, national regulatory authorities take the utmost account of the desirability of making regulations **technologically neutral**.

その一方で、メディア企業としての行動と属性を考慮する方向へ (欧州評議会 Council of Europe)

10

▶ 「New Notion of Media 新しいメディア概念の推奨」

Recommendation CM/Rec(2011)7 of the Committee of Ministers to member states on a new notion of media, (Adopted by the Committee of Ministers on 21 September 2011 at the 1121st meeting of the Ministers' Deputies)

https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectID=09000016805cc2c0

- ▶ メディアを（伝送路ではなく）、以下のような多属性から総合的に判別することを模索した会議体の結論。
- ▶ Appendix 第一部 メディアの基準と指標
 - 基準1 メディアとして行動する意思
 - 基準2 メディアの目的と根底にある目的
 - 基準3 編集権
 - 基準4 プロフェッショナル標準
 - 基準5 アウトリーチ、普及
 - 基準6 一般公衆の期待



Audiovisual Media Services Directive (AVMSD)

a REVISED media framework for the 21st century #AVMSD #DigitalSingleMarket



NEW RULES

- Video-sharing platforms and social media used for sharing video content will now need to **protect minors from harmful content**, protect citizens from incitement to violence and hatred and from illegal content.
- They will also need to respect certain advertising rules and to indicate when user generated videos have an advertising purpose. Video-sharing platforms will also be encouraged to **reduce the exposure of children to ads for unhealthy foods**.
- Strengthened rules against hate speech and terrorist content** across the EU, on TV, VoD and now also on video-sharing platforms.
- Broadcasters will be given **more flexibility** as to when ads can be shown, but these still cannot make more than 20% of broadcast time during the day (6:00 – 18:00) and during prime time (18:00 – 24:00).
- Independence of audiovisual regulators** will be reinforced so that their work is not influenced by their governments or industry.
- European works** will be **better promoted** on VoD services - at least 30% share of their catalogues will need to be devoted to European content.
- At the same time the rules seeking to **protect the most vulnerable** are reinforced, in particular to protect children from advertising for alcohol or unhealthy foods.

AVMSD
(2018/1808)

3. NHKに期待される役割

12

- ▶ 国際競争上の圧力と、市場/産業の「導入期」として、これからの社会の変化の方向性を「市場のレッス・フェール」に依拠するというよりは、「NHKの戦略」と「国の政策」次第ではないか？
- ▶ NHKは民間よりはリスク投資をしやすい財源を持つ立場なので、「業界リーダーとして何かを開拓する」上で先行していただくのは「ミッション」ではないか？
- ▶ NHKにとって、本来業務化によって描くビジョン（もっとベタに「夢」）は？ 本来業務化に伴う諸制度上の義務の適用は？（功罪両面が整理しきれていないのでは？）

内山隆@青学

オーソドックスな介入根拠（経済系）

13

内山隆@青学

市場の失敗

- ∴設備と番組製作の費用逓減性、
- ∴情報の非排除性と非競合性からくる公共財的性格

「知識は公共財的性格と不可分割性と不確実性を持つ特殊な財」（アロー）

公共財としての程度（準公共財）は、伝送路がカバーする範囲や、情報内容のターゲット範囲の性格により、私的財（私的通信）的にも公共財（オーソドックスな放送サービスの）にも傾く。

価値財（メリット財）的な性格

（肯定するならばメディア産業のパターナリズム的側面を認めることとなる。意思決定プロセスの側面から考えるならば、対価は「情報から得られる効用に対して支払う」というよりは、「支払い前に抱く期待に対して払われる」ということを肯定する形。）

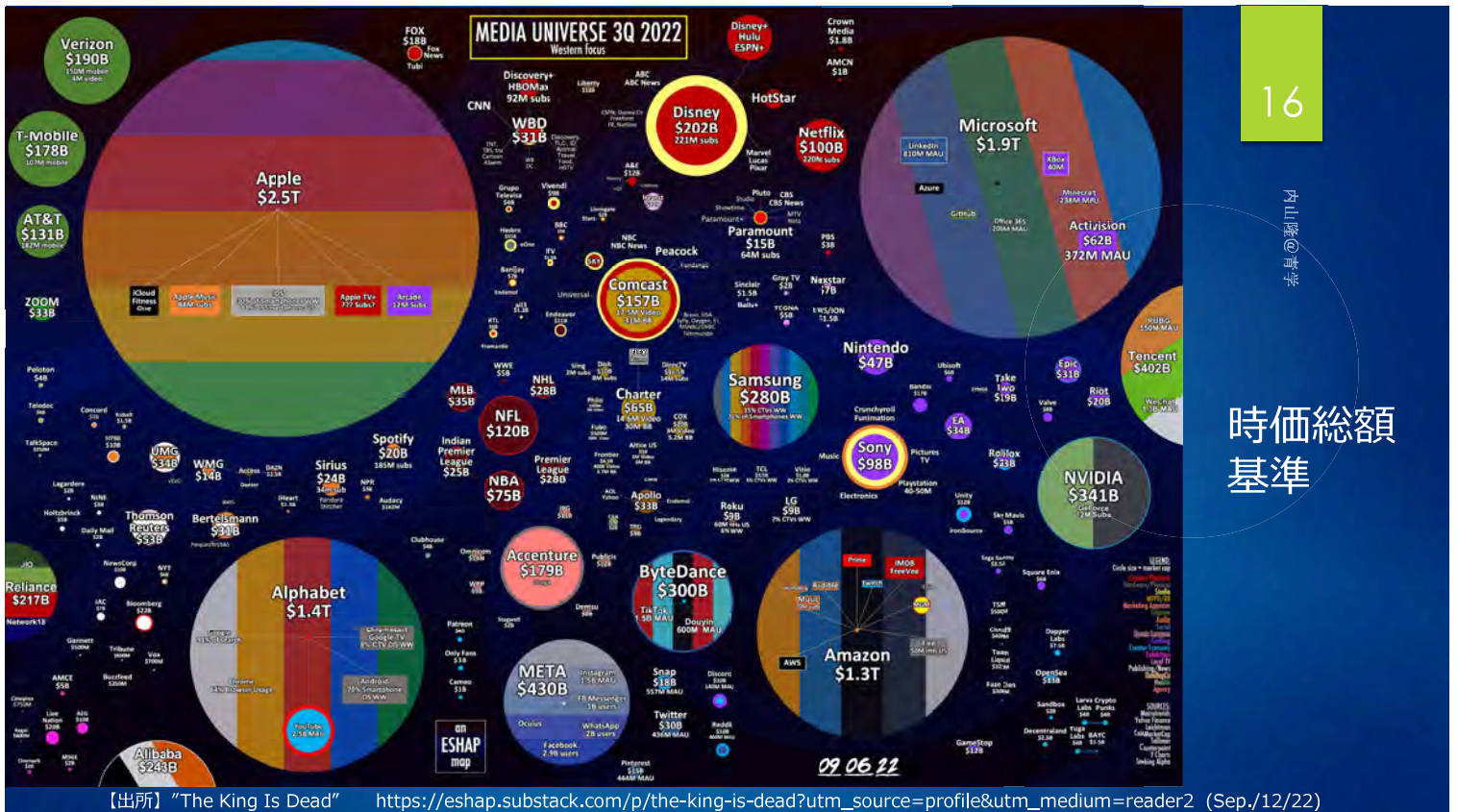
実際、昭和25年以來、放送（と情報通信）産業は規制産業であり、競争促進と制限の両面がある。

14

内山隆@青学

- ① **あまねく性**（あまねく義務／努力、ユニバーサル・サービス、情報デバイド解消、知る権利、他）
- ② **多様性の確保**（一般にレッセ・フェールは必ずしも「多元・多様」な状態を保証するわけではないので、人為的に多元・多様性を促進（≒参入促進）政策。一方で自然独占性を有している産業分野なので、結果的に零細性と独り勝ち、"インディとメジャー"が同居する市場。）
- ③ **産業の戦略性**（知財、ソフトパワー、他。国際競争のなかで、競争可能なプレイヤーの育成の観点から。）

4. NHKのポジショニング



時価総額
基準

【出所】 "The King Is Dead" https://eshap.substack.com/p/the-king-is-dead?utm_source=profile&utm_medium=reader2 (Sep./12/22)

| USD million 1ドル=79.76円 1ユーロ=111.06円 | | | | EUR million 1ドル=106.73円 1ユーロ=121.87円 | | | | |
|-------------------------------------|--|---------|-------------------------|--------------------------------------|------|---|---------|----------|
| Rank | Company | Country | Activities | 2011 | Rank | Company | Country | 2020 |
| 1 | Walt Disney | US | PROD, DIS, TV, VID, REC | 29,096 | 1 | Comcast ⁽¹⁾ | US | 59,572.7 |
| 2 | DirecTV | US | TV | 27,226 | 2 | The Walt Disney Company | US | 58,380.8 |
| 3 | Time Warner | US | PROD, DIS, TV, VID | 25,928 | 3 | AT&T ⁽¹⁾ | US | 51,700.2 |
| 4 | News Corporation ⁽¹⁾ | US | PROD, DIS, TV, VID | 24,840 | 4 | Apple Inc. ⁽²⁾ | US | 48,006.1 |
| 5 | Twenty First Century Fox Inc. | US | PROD, DIS, TV, VID | 24,232 | 5 | Sony | JP | 35,199.7 |
| 6 | Sony | JP | PROD, DIS, VG | 22,555 | 6 | ViacomCBS ⁽³⁾ | US | 22,137.1 |
| 7 | Microsoft (Devices and Consumers - Licensing) ⁽⁴⁾ | US | VG, VoD, IT software | 19,945 | 7 | Netflix | US | 21,894.1 |
| 8 | NBC Universal | US | TV, PROD, DIS | 18,050 | 8 | Microsoft ⁽⁴⁾ | US | 20,030.2 |
| 9 | Comcast Corporation ⁽³⁾ | US | TV | 16,596 | 9 | Tencent ⁽⁵⁾ | CN | 19,823.1 |
| 10 | Vivendi Universal ⁽⁶⁾ | FR | PROD, DIS, TV, VG | 16,546 | 10 | Google Inc. ⁽⁶⁾ | US | 17,335.0 |
| 11 | Viacom ⁽⁷⁾ | US | TV, PROD, DIS | 14,914 | 11 | Charter Communications ⁽¹⁾ | US | 16,749.2 |
| 12 | Dish DBS Corporation | US | TV, RET | 14,048 | 12 | Vivendi | FR | 16,090.0 |
| 13 | CBS Corp. | US | TV, RAD | 11,767 | 13 | Nintendo | JP | 14,216.9 |
| 14 | Amazon Inc. (estimates of audiovisual media sales) | US | Retail (Music, VID, VG) | 10,667 | 14 | Dish DBS Corporation | US | 11,010.3 |
| 15 | Microsoft (Entertainment and Devices Division) | US | VG, IPTV software | 9,599 | 15 | Fox Corporation ⁽⁷⁾ | US | 10,819.7 |
| 16 | Gamestop Corporation | US | VG (retail) | 9,550 | 16 | Discovery Inc. | US | 9,342.5 |
| 17 | Apple Inc. (iTunes, software and services) ⁽⁸⁾ | US | MUS, VOD | 9,373 | 17 | Amazon Prime Video ⁽⁸⁾ | US | 7,211.9 |
| 18 | Liberty Interactive Corp. ⁽⁹⁾ | US | TV | 8,268 | 18 | Activision Blizzard | US | 7,079.3 |
| 19 | ARD | DE | TV, RAD | 8,091 | 19 | Sirius XM Radio | US | 7,039.0 |
| 20 | RBC (Group) | GB | TV, RAD, PROD, DIS, VID | 8,005 | 20 | Nintendo | JP | 6,934.8 |
| 21 | Nintendo | JP | VG | 7,871 | 21 | ARD | DE | 6,527.4 |
| 22 | Bertelsmann | DE | TV, PROD, DIS | 7,528 | 22 | RTL Group | LU | 6,017.0 |
| 23 | Fuji Media Holdings Inc. | JP | TV, PROD, Others | 7,120 | 23 | NHK | JP | 5,822.8 |
| 24 | Globo - Comunicação e Participações S.A. | BR | TV, PROD | 5,892 | 24 | BBC | GB | 5,674.4 |
| 25 | Mediaset | IT | TV, PROD, DIS | 5,631 | 25 | Sinclair Broadcasting Group ⁽¹⁰⁾ | US | 5,203.1 |
| 26 | France Télévisions | FR | TV | 5,542 | 26 | Electronic Arts | US | 4,823.5 |
| 27 | NHK | JP | TV, RAD | 5,505 | 27 | Abice ⁽¹⁾⁽¹¹⁾ | NL | 4,441.3 |
| 28 | Activision Blizzard ⁽⁸⁾ | US | VG | 4,755 | 28 | Fuji Media Holdings Inc. | JP | 4,202.6 |
| 29 | Grupo Televisa | MX | TV, RAD, CIN, others | 4,495 | 29 | ProSiebenSat.1 Media | DE | 4,047.0 |
| 30 | Tokyo Broadcasting System | JP | TV, PROD, DIS | 4,212 | 30 | Warner Music Group | US | 3,994.7 |
| 31 | Discovery Communications Inc. | US | TV | 4,168 | 31 | Grupo Televisa | MX | 3,970.8 |
| 32 | Electronic Arts | US | VG | 4,143 | 32 | Abice | CA | 3,960.3 |
| 33 | RAI | IT | TV, RAD, PROD, DIS | 4,051 | 33 | CGTV | CN | 3,772.5 |
| 34 | Nippon Television Network | JP | TV | 3,582 | 34 | Nippon Television Network | JP | 3,163.1 |
| 35 | ProSiebenSat.1 Media AG | DE | TV, RAD, PROD, VoD | 3,568 | 35 | ITV | GB | 3,125.8 |
| 36 | TF1 | FR | TV, PROD, DIS | 3,391 | 36 | France Télévisions | FR | 3,047.5 |
| 37 | ITV PLC | GB | TV | 3,309 | 37 | Lions Gate Entertainment Corp. | US | 2,802.9 |
| 38 | Netflix | US | VoD, retail | 3,204 | 38 | Vodafone ⁽¹⁾ | GB | 2,741.9 |
| 39 | Naspers | ZA | TV | 3,132 | 39 | Group Mediaset | IT | 2,638.8 |
| 40 | HSN Inc. | US | TV | 3,069 | 40 | Tokyo Broadcasting System | JP | 2,632.4 |
| 41 | Sirius XM Radio | US | RAD | 3,015 | 41 | Bouygues ⁽¹⁾ | FR | 2,625.1 |
| 42 | CC Media Holding Inc. | US | RAD | 2,996 | 42 | iHeart Media Inc. ⁽¹²⁾ | US | 2,581.2 |
| 43 | TV Asahi Corporation | JP | TV, MUS, VID | 2,894 | 43 | Liberty Global ⁽¹⁾ | US | 2,580.0 |
| 44 | ZDF | DE | TV | 2,580 | 44 | RAI | IT | 2,508.7 |
| 45 | Warner Music Group | US | REC | 2,311 | 45 | AMC Networks | US | 2,464.5 |
| 46 | Cinemark Inc. | US | EXH | 2,280 | 46 | Rogers Communications ⁽¹⁾ | CA | n.a. |
| 47 | Univision Communications Inc. (est.) | US | TV, RAD, REC | 2,200 | 47 | ZDF | DE | 2,233.1 |
| 48 | Scripps Networks | US | TV | 2,072 | 48 | Univision Communications Inc. | US | 2,225.4 |
| 49 | Google Inc. (estimates of YouTube revenues) ⁽¹⁰⁾ | US | Open platform | 2,000 | 49 | MultiChoice Group | ZA | 2,186.7 |
| 50 | Modern Times Group MTG AB | SE | TV, RAD | 1,956 | 50 | TV Asahi Corporation | JP | 2,138.4 |

メディア関連売上高 ベース 世界50メディア企業 時価総額とは見える景色が異なる。

【売上高計算に含むもの】放送、視聴覚オンデマンドサービス、映画・テレビ制作、配給、展示会、ホームビデオ、録音音楽、ビデオゲーム、視聴覚製品の小売、テーマパークなどの事業。

【含まないもの】視聴覚以外のセグメント（出版物、家電製品、ケーブルネットワーク、施設など）は含まず。

アジア、オーストラリア、中東の一部の大企業はデータなし。

- (1) Turnover as at 30 June of year + 1.
- (2) Media Capital Ltd, a company owned by funds managed by Terra Firma, acquired EMI PLC on 28/01/2011. Comcast Corporation closed its transaction with General Electric Company to
- (3) On 28/01/2011, Comcast Corporation closed its transaction with General Electric Company to
- (4) Microsoft divisions were restructured during the fiscal year 2013-2014. The "Devices and
- (5) Includes mainly the revenues of iTunes Store. Change of definition from 2011.
- (6) Bankruptcy in 2010. The company was acquired in April 2011 by Dish DBS Corporation.
- (7) Data for 2010 are for 4 quarters calculated as at 31/08.
- (8) On 25/07/2013 Activision Blizzard announced the purchase of 429 million shares from owner
- (9) On 23/09/2011, Liberty Media Corporation completed a split-off of its wholly owned subsidiary,
- (10) Estimates by e-Marketers for 2011-2013 ; OBS estimates for 2009-2010.

Source: European Audiovisual Observatory Yearbook Online Premium Service 2014

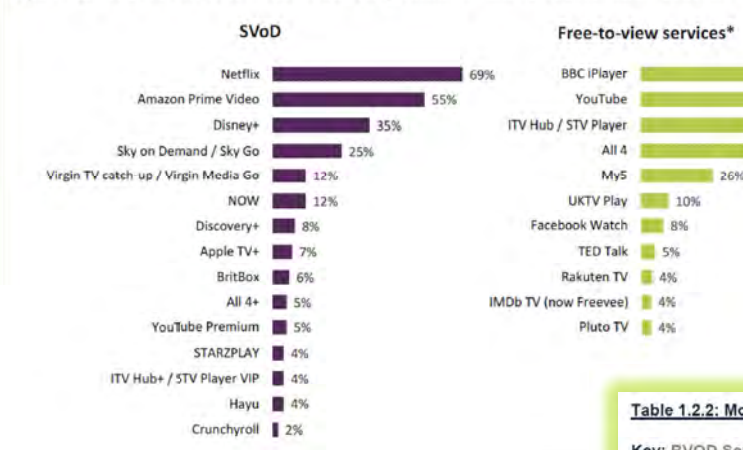
- (1) Excludes telecoms activities.
- (2) Includes mainly the revenues of iTunes Store. Change of definition from 2011.
- (3) 2015-2017: proforma combination of CBS Corp and Viacom revenues.
- (4) Gaming and advertising activities.
- (5) Gaming revenues.
- (6) YouTube revenues.
- (7) Incorporated after the acquisition of Twentieth Fox by The Walt Disney Company.
- (8) Estimate.
- (9) Gaming revenues.
- (10) Acquisition of several Sports networks from The Walt Disney Company in 2010.
- (11) Combined revenues of Abice USA and Abice Europe.
- (12) Digital media & Entertainment revenues.
- (13) ISM division revenues.

Source: European Audiovisual Observatory Yearbook 2021

2011年版 注

2020年版 注

Figure 13: VoD services used to watch programmes, films or other video content



公共放送が配信市場を引っ張り、外資と競争する。

【出所】 ofcom(2022), Media nations: UK 2022, p19.
https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0016/242701/media-nations-report-2022.pdf

Table 1.2.2: Most used online services for watching video each month – Q1 2019

Key: BVOD Services, Social/Online VoD services, SVOD services

| Rank | UK | USA | Germany | France | Spain | Denmark |
|------|-------------|--------------|---------------|----------|--------------|---------------|
| 1 | BBC iPlayer | YouTube | YouTube | YouTube | YouTube | YouTube |
| 2 | YouTube | Netflix | ZDF Mediathek | MyTF1 | Netflix | Netflix |
| 3 | Netflix | Amazon Prime | Amazon Prime | Netflix | Facebook | DRTV/dr.dk.tv |
| 4 | ITV Hub | Hulu | Netflix | 6play | Amazon Prime | Viaplay |
| 5 | All4 | Facebook | ARD Mediathek | Facebook | Instagram | TV2 Play |

Source: Ampere Consumer Note: Facebook and Instagram uptake refers purely to consumers that use them to watch video

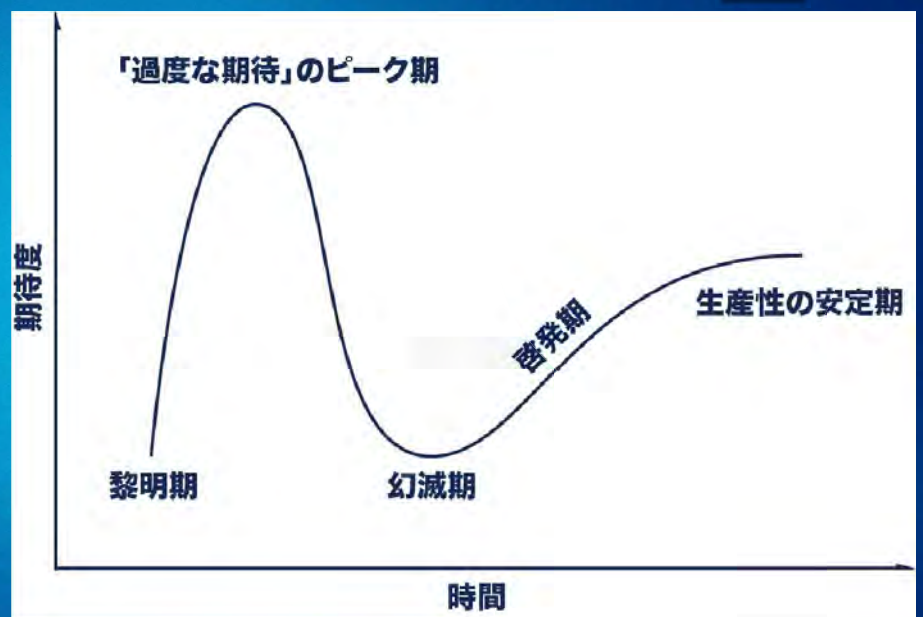
【出所】 Ofcom(2019), The UK VoD market, Ampere Analysis Ltd, p7.
https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0026/149075/ampere-analysis-current-status-future-development.pdf

5.1 理想と現実 —どのようにロードマップを引くか？

- ▶ 議論のどこかに「ハイブ・サイクル」論のような過剰な《期待感と恐怖》が含まれていないか？（期待；配信推進論者、恐怖；NHKと競合しうる媒体）
- ▶ 仮に現行の200億円キャップや用途制約を外したとしても、NHKはどこまで増やす／増やせるのか？（∵収支相償原則。またNHK予算はゼロサムなので、ここを増やせば、どこかを減らすことになる）。
- ▶ 2020年代の放送業界は、縮小傾向としても、まだまだ電波リニア放送が主業務。放送業界も人手不足がかなり深刻。NHK、民放、他、いずれも本業と無関連多角化をやる余裕は乏しい。
- ▶ 年号または数値付きのロードマップで、議論したほうがよいのでは？（この種の議論、それぞれの人が想定している時期と程度が、割にズレている）。特に“普及率16%”までは、「産業育成」の意識があってもよいのでは？。

過度な(期待と恐怖)にならないように

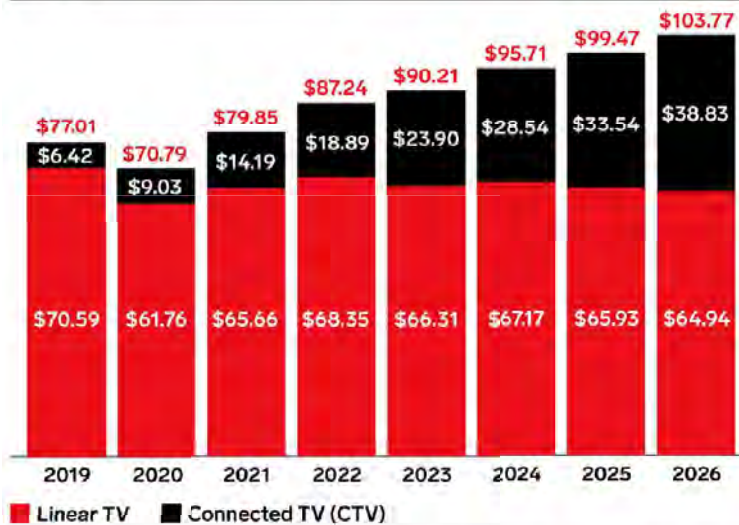
- ▶ 過度な期待が、将来の芽を摘む（ガートナー社「ハイブ・サイクル」の概念）



<https://www.gartner.co.jp/ja/research/methodologies/gartner-hype-cycle>

Combined US Linear and Connected TV (CTV) Ad Spending, 2019-2026

billions



Note: linear TV includes broadcast (network, spot, and syndication) and cable TV; excludes digital; CTV includes digital advertising that appears on CTV devices; examples include display ads that appear on home screens and in-stream video ads that appear on CTVs from platforms like Hulu, Roku, and YouTube; excludes network-sold inventory from traditional linear TV and addressable TV advertising
Source: eMarketer, March 2022

275631

eMarketer | InsiderIntelligence.com

21

eMarketer

“CTV is fueling the US TV ad industry”

Article by Sara Lebow | Jun 14, 2022

<https://www.emarketer.com/content/ctv-fueling-us-tv-ad-industry>

2020年代にリニア放送が無くなるわけではない。

様々なデータが指摘する【視聴者のネットシフト】
に対して

【民間事業者のシフト】が遅れる。
(売上がついてこない)

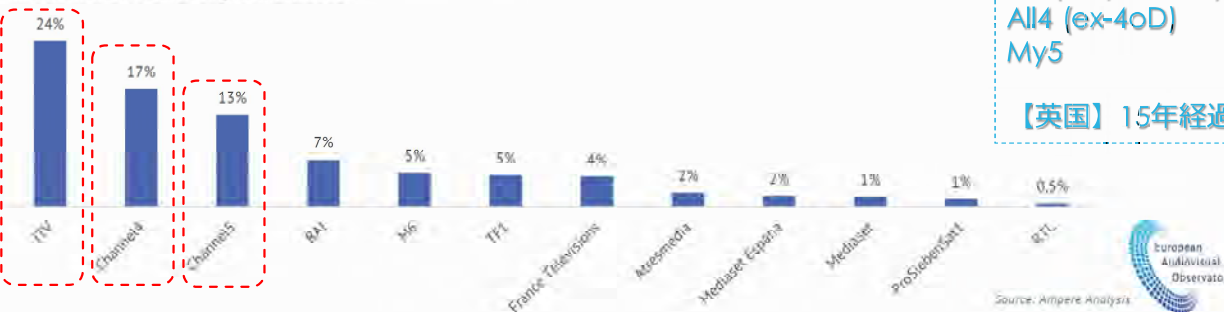
BVOD revenues – Still a small part of advertising revenues for broadcasters

Traditional advertising revenues and BVOD revenues of selected EU broadcasters
In EUR million, 2020



公共放送の強い欧州の場合

BVOD revenues as a percentage of TV advertising revenues of selected EU broadcasters
In % traditional TV advertising revenues, 2020



BBC iPlayer
ITV (Player/Hub)
All4 (ex-4oD)
My5

since 2007
since 2008
since 2006
since 2009

【英国】15年経過してのデータ

【商業放送の強い米国】SVoDからAVoD/FASTへ。 ならば【日本】ネット映像配信も二元体制が必要か？

23

| | SVoD | AVoD (Freemium) | FAST | vMVPD |
|------------------|--|-----------------------|-----------|------------------|
| Comcast | Peacock(premium) | Peacock(basic) | XUMO | |
| NBC Universal | | | VUDO | |
| Viacom | CBS ALL ACCESS →Paramount+(Premium) SHOWTIME | Paramount+(Essential) | Pluto TV | |
| FOX | (on Amazon) | | Tubi | |
| Disney | Disney+, ESPN+ Hulu (no ads) | Hulu | | (Hulu & Live TV) |
| Warner | HBO Max | | VUDOに部分出資 | |
| Roku | | Roku | | |
| Netflix | Netflix | MSとの協業による広告導入の検討 | | |
| Amazon | Prime Video | Freevee | →IMDb TV | |
| YouTube | | YouTube | | YouTube TV |

5.2 理想と現実 一国の裁量とNHKの 裁量、権限の移譲、規制緩和

24

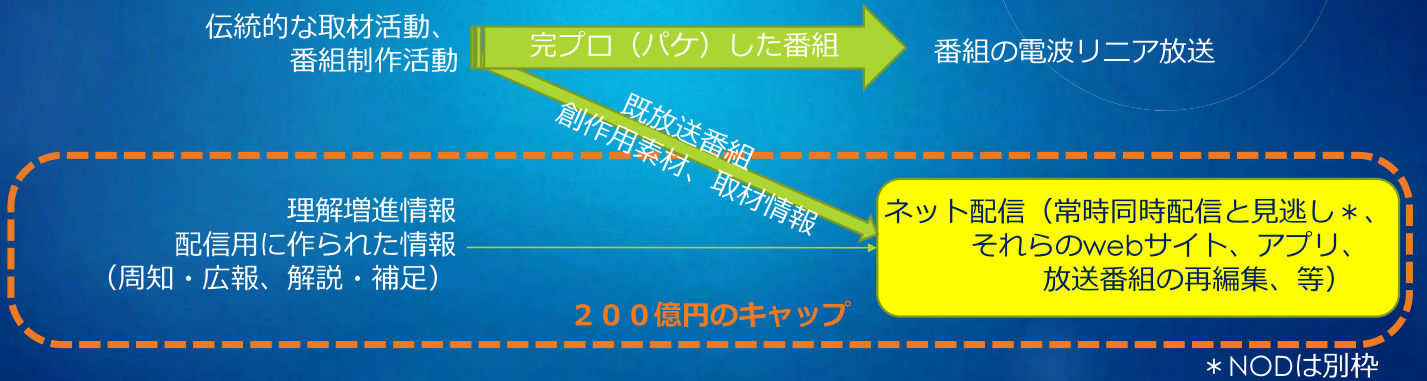
内山隆@青学

現行制度

NHK『インターネット活用業務実施基準』（放送法第20条第9項、総務大臣の認可事項）

- ▶ 受信料収入2.5%(導入期)、200億円(2号受信料財源業務)、1億円(3号受信料財源業務)のキャップ。
- ▶ 使える用途を制限(含、共通費の按分規定)。
- ▶ CM禁止
- ▶ ほぼ新規のコンテンツ活動はできず、伝送路整備が主(⇔ 補完業務)

「2号受信料財源業務」規定



何を規制緩和する？

【オプション】 全面緩和 これをやれば、BBC Three(2016-2022*)のようなことも可能。

* (この期間、電波リニア放送からネット専門チャンネルに転換、BBC全体のコスト削減に貢献すると同時に、低予算&短尺番組、17歳から34歳を集中ターゲットにした運用が行われた。2022年2月1日に電波リニア放送に復帰。)

ただし様々な電波リニア放送に課せられている義務(あまねく、他)の適用をどうするのか？

【オプション】 部分緩和 用途規定の(部分的)緩和？
200億円キャップの緩和？

【オプション】 現状ママ

Q: そもそも200億円のキャップで、NHKはどんな息苦しさを感じているのだろうか???

5.3 理想と現実 — 公民の連携と競争

27

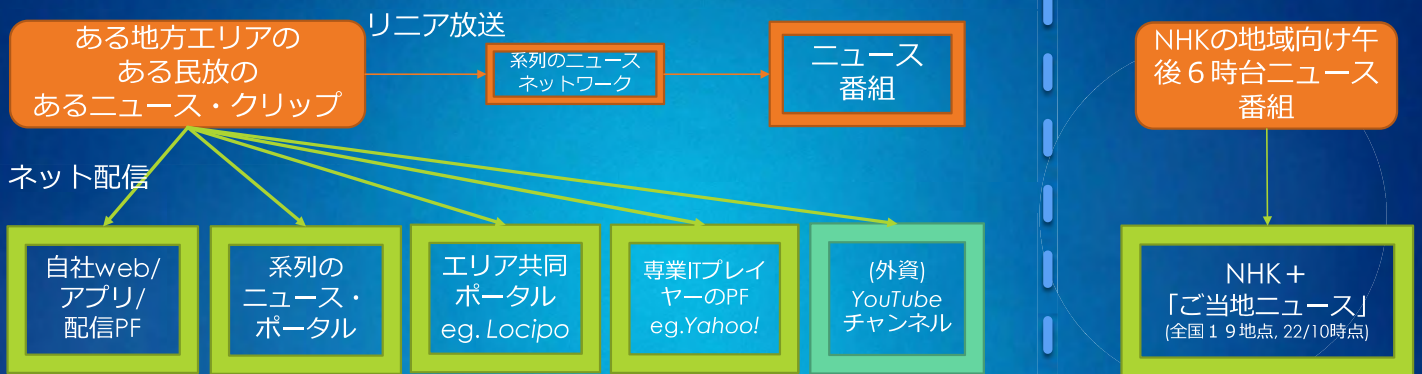
内山隆@青学

- ▶ 求める社会像に対して、「市場の失敗」領域はどこか？ 「放送エリア内でのエリア外事業者との競争」、「放送エリア外への発信能力の強化・向上」の観点から。
- ▶ エリア的には、民放基幹局以上のエリア、というよりは、ローカルだろうか？
- ▶ サービスそのものの補完よりは、技術やリソースの共有？

地域情報のエリア外発信（報道系）

28

内山隆@青学



論点 これらの流通チャンネルに載らない/載せられないコンテンツがあるか？
ネット・サイト側からみて、コンテンツ不足なサイトは？

クリップの展開方法は多いが、ローカル・ニュース“番組”の同時配信・見逃しの方法は限られている。生放送もの選択肢が乏しい。地方が地元向けに緊急ライブ配信するとなると、YouTubeライブ一択？（例外 Locipo, 自社配信PFを持つ局）

独立局は一段、選択肢が狭まる。
局の放送基準とネット・サイトのプラポリが合致しなかった事例はあるか？

ただし、これらへの視聴者需要は未知。

「あまねく/多様」か？、「レッセフェール」か？

地域情報のエリア外発信（収録系）



* 基幹局クラス以上ならば、自社配信PFを持つ事例もある。

論点 これらの配給チャンネルに載らない／載せられないコンテンツがあるか？
ネット・サイト側からみて、コンテンツ不足なサイトは？

公民連携の可能性

「あまねく／多様」推進か？ レッセフェールか？

- ▶ (極論) 「あまねく／多様」方針を貫くならば、民間／レッセフェールの穴、市場の失敗領域をNHKが埋めることは是。しかしそれは需要の乏しい領域で社会的資源配分上はマイナス。
- ▶ (極論) 「レッセフェール」方針ならば、「連携」よりは、競争促進すべき。この場合は零細事業者の市場退出が起きるし、競争相手になる者からの「NHK肥大化論」は無効。またサービス提供の穴も各所に生まれるだろう。

うちやまの私見「市場の変化と歩を合わせざるを得ない民間よりも、NHKは“一定程度”しかし“十分に”先行すべきポジショニング。」

- ▶ それは「量的」というよりは、「質的」なところかもしれない。
- ▶ NHKを民間レベルに引き下げるベクトルではない。
- ▶ 民族系のネット映像配信市場の全体拡大に寄与するような、公民共通リソース開発、業界標準なブロックチェーン流通体制、DAO空間の規範づくり、とか。

ネット配信のための日本語環境の**技術的**整備

31

内山隆@青学

- ▶ 既に指摘されている「文字起こし/字幕」領域。

ネットと放送では、根本的な設計思想の違いがある。

- ▶ 放送「字幕制作者が完成させたデータを、チェッカー（校正者）が最終確認」
- ▶ ネット 機械的な文字起こし まかせ（十分に誤変換あり）。

【参考】小森智康(2020)、「生放送番組における自動字幕制作の最新動向」、『NHK技研R&D 2020年 夏号』、No.182, <https://www.nhk.or.jp/stri/publica/rd/182/3.html>

「公民共通リソース開発」 コンテンツ適正化技術の開発

32

内山隆@青学

- ▶ EU DSAで導入されたコンテンツ適正化(Content Moderation)義務。
- ▶ テキサス州でも同等の議論が進行中（ただし抵抗も強いので経過観察は必要）。
- ▶ 日本の放送業界が、日本語、日本文化、日本の放送基準に基づく「コンテンツ適正化」に対応できるように、また将来的な省力化が図れるように、

手動な体制ではなくAIアルゴリズムの開発。

GAFAsは欧州にて既に対応を迫られている。

- ▶ あくまで既存の「放送基準」の自動化、AI化。「放送基準」の内容そのものではない。
- ▶ 「日本の業界標準」システムが生まれると、放送局が、一般の人の投稿をより拾いやすくなる。

EUでのメディア関連法制の体系

33

放送法的なAVMSD
(Audio-Visual Media
Service Directive,
2018)



編集・編成責任を有するか否か？

著作権法的な
DSM指令
(Digital Single Market,
2019)



競争法的なDMA & DSA
(Digital Market /Service
Act.)

B to B to C

34

「垂直的取引における（多重）限界性が起きないように、独占レイヤーへの注視」が経済学的な立場だが、現実的に完全な回避は不可能なので（∴極度に差別化された財、費用逦減性）、極論に陥らないようなバランスが必要。

- ▶ NHK to B to C (3号受信料活用業務)
- ▶ NHK to B to C (3号有料業務)

NHKと取引関係になる他社PFとの公正取引問題（接続問題）。その力関係や、様々な付帯契約条件次第で、常にNHKが交渉上の強者とは限らない。

- ▶ B to NHK to C

希少コンテンツの権利争奪競争、製作取引問題、など。

一方で出口のない（ex.数字は取れないけれど役に立つ価値財的な）製作会社（のコンテンツ）に対して救済にはなる。

内山隆@青学

(次回) 質問

35

内山隆@青学

NHKさまへの質問

- ▶ 現行制度（200億円キャップ、1億円キャップ、費目；使途制約）のどのあたりに息苦しさがあのか？
 - eg; 浸透が進まない同時配信のプロモーション費用？
 - 実は“持ち出し状態？”
 - ネット海外番販での取引費用の上昇？
- ▶ 「本来業務」化によって描く「夢」は？

民放連さまへの質問

- ▶ ローカルの自主制作比率の高い平日夕方の情報／ニュース等、ネット展開に関しての今後の展望は？（仮に中短期的にはクリップのVoD配信で十分としても、同時配信等の展開は、超長期的観点においては必要か不要か？）

「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
ICTメディアコンサルティング部

2022年10月17日



資料構成

01 調査概要・設計

02 調査結果

調査概要

■ 調査目的

- 国民のメディア利用状況の把握
- 国民の情報空間上の課題認識の把握
- 国民がデジタル時代の公共メディアに期待する役割の把握

※本資料における「公共メディア」とは、NHKの放送およびインターネットサービスを念頭においた表現である

■ 調査概要

- 定量調査
 - ・ 調査方法：インターネットアンケート調査
 - ・ 調査期間：2022年7月25日～2022年7月28日
 - ・ 対象者：全国15～79歳の男女2,000名
 - ・ 母集団は、インターネットアンケート調査会社のモニター登録者
 - ・ 性別（男女）×年代（15～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～79歳）の10区分で人口構成比に割付

※手法上、インターネット非利用者は含まれない点に留意
 ※公共メディアやデジタル時代特有の課題について、文言のみで説明を行ったため、回答者のリテラシーによって各設問への理解に差異が存在する可能性があることに留意
- 定性調査
 - ・ 調査方法：オンライングループインタビュー
 - ・ 調査期間：2022年8月20日14時00分～15時30分（90分）
 - ・ 対象者：上記アンケート回答者のうち、グループインタビューに同意いただけた方 5名1グループ
 - ・ 性年代およびテレビ利用の多寡を分散させて聴取を実施（下記参照）

| | | 年代 | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 30代以下 | 40,50代 | 60代以上 |
| テレビ 利用状況 | テレビ利用が多い※ | 男性1名（30代） | 男性1名（40代） | 女性1名（60代） |
| | テレビ利用が少ない | 女性1名（30代） | 女性1名（50代） | |

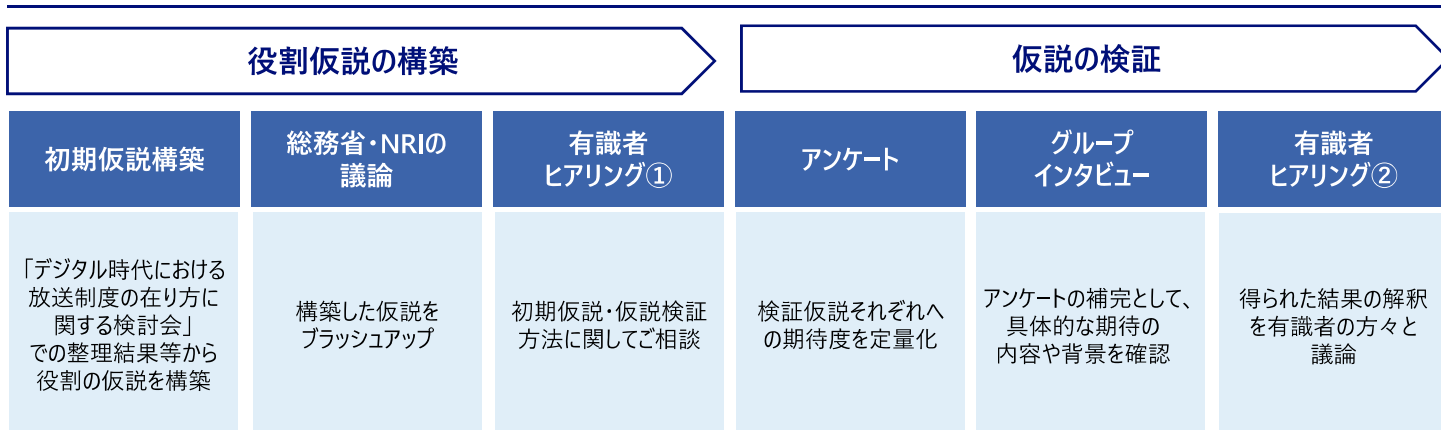
※テレビ利用が多い：平日も休日とも1時間以上のテレビ視聴を行っている

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 2

調査設計 | 調査のフロー

まずデジタル時代の公共メディアに期待される役割についての仮説を構築し、有識者にご意見をいただいた上でアンケート・グループインタビュー調査を行った

調査のフロー



公共メディアの役割仮説は17項目設定した

| 役割のカテゴリ (第1回公共放送WG資料より) | # | 役割 |
|--|---|--|
| 豊かで、かつ、良い放送番組の提供 | ①生命・身体の維持 | 1 生命・身体の維持のための情報を提供すること(災害や健康に関する情報等) |
| | ②社会の多様性・自律を助ける | 2 幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること |
| | | 3 高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること |
| | | 4 世の中には様々な人々や考え方があつたことを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること |
| | ③国民的な娯楽 | 5 国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること |
| | ④民主主義の維持 | 6 国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること |
| | | 7 なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること |
| | | 8 社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること |
| | | 9 取材や報道を通じて、権力を持つ組織(政府・企業など)や人(政治家・経営者など)を監視すること |
| | | 10 地域社会の維持のための情報を提供すること(地域独自の行事や事件の報道等) |
| | ⑤地域社会の維持 | 11 地域社会や地域文化を全国に紹介すること |
| | | ⑥文化の保存・育成・普及 |
| | あまねく日本全国において受信できるよう措置 | 13 映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること |
| 14 いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること | | |
| 放送及び受信の進歩発達のための調査研究 | 15 映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること | |
| | 16 質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること | |
| 国際放送 | 17 世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること | |

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 4

※性別、年齢、居住地域、1日のテレビ接触時間、未婚/既婚、子供のライフステージ、世帯構成、職業、世帯年収、受信契約有無、社会/個人志向は基礎項目として聴取

調査設計 | アンケート・グループインタビューでの聴取項目

アンケート・グループインタビューともに以下のような項目について聴取を行った

| # | 項目概要 | 主な聴取目的 | アンケートの主な設問 | グループインタビューの主な設問 |
|---|---------------|---|---|--|
| 1 | 利用率 | <ul style="list-style-type: none"> 国民のメディア利用状況の把握 (NHKとその他メディアの利用状況比較) | <ul style="list-style-type: none"> メディアの利用頻度 | <ul style="list-style-type: none"> NHKを利用する理由 |
| 2 | 信頼度 | | <ul style="list-style-type: none"> メディアのジャンル別信頼度 | <ul style="list-style-type: none"> NHKを信頼する理由 |
| 3 | 情報空間上の課題認識 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル時代に生じる情報空間上の課題への問題意識の把握 上記課題についての、回答者の認識の統一 (デジタル時代の公共メディアの役割を回答いただく際の前提となるため) | <ul style="list-style-type: none"> 情報空間上の課題仮説への問題意識 | <ul style="list-style-type: none"> - (アンケートで提示した課題について改めて説明を実施) |
| 4 | 公共メディアに期待する役割 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル時代に公共メディアに期待される役割の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 役割仮説のNHKへの期待度 | <ul style="list-style-type: none"> 特に期待する役割とその理由 あまり期待しない役割とその理由 |
| 5 | 公共メディアに期待する機能 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル時代に公共メディアのインターネットサービスに期待される役割の把握 | <ul style="list-style-type: none"> インターネットサービスごとの必要度 (自分にとって/社会にとって) | <ul style="list-style-type: none"> NHKのインターネットサービス展開への期待有無とその理由 |

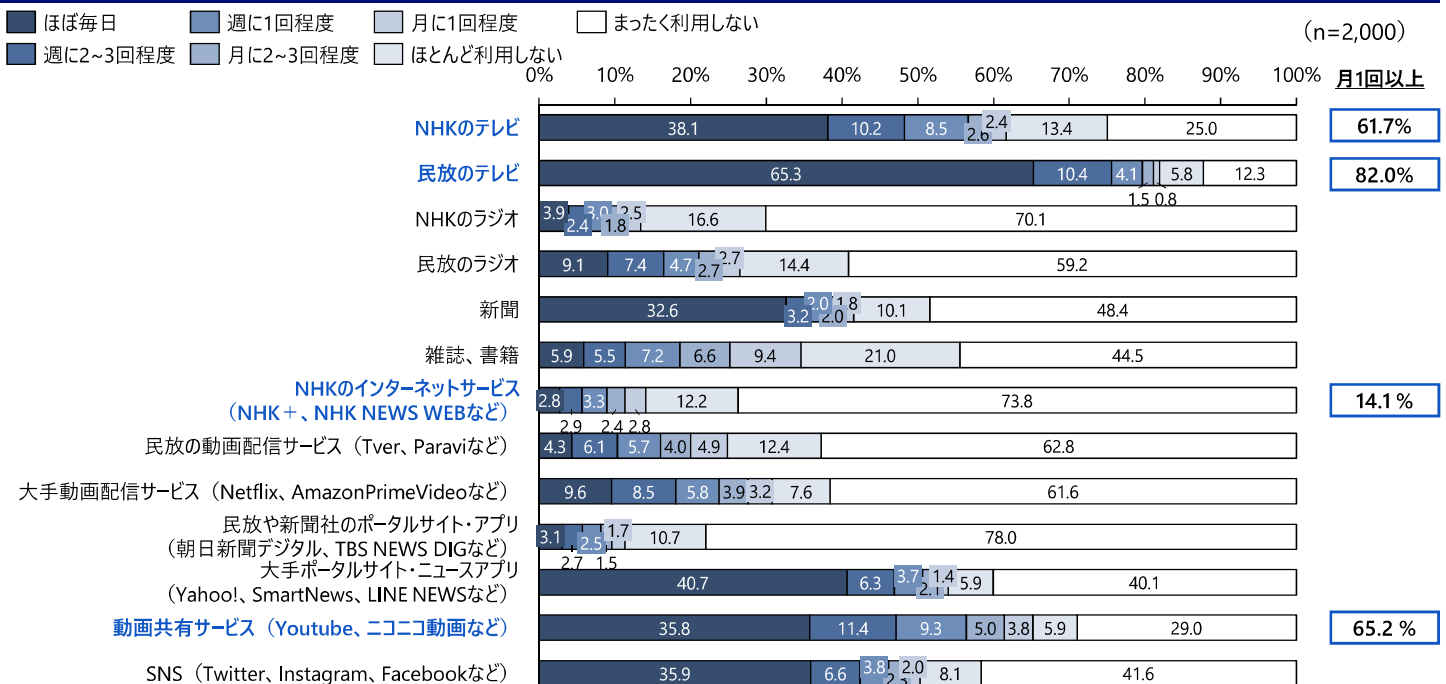
01 本調査研究の背景と設計方法

02 調査結果

アンケート調査結果 | 1. 利用率 | 各メディアの利用頻度

NHKのテレビを月1回以上利用している人は全体の約62%で、民放、動画共有サービスに次ぐ利用率。NHKのインターネットサービスの利用率は約14%

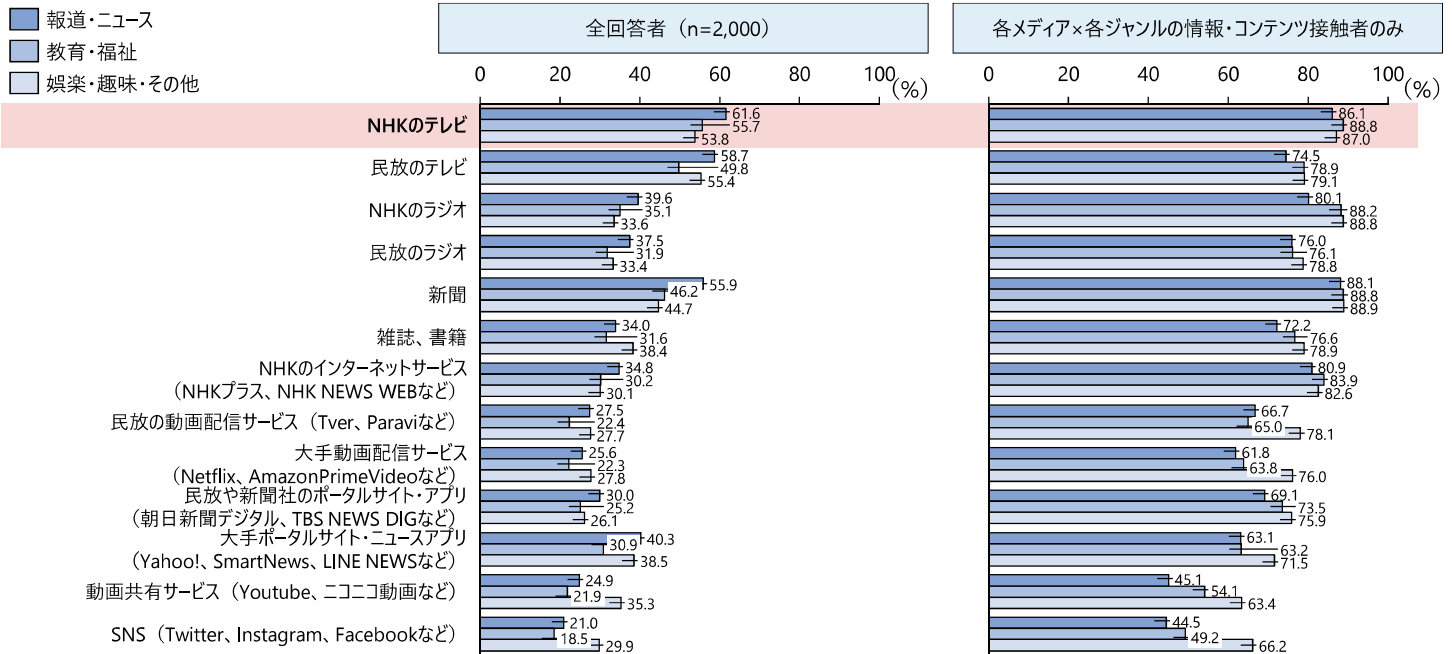
Q5. あなたは普段、以下のメディアをどの程度利用していますか。各メディアそれぞれについてお答えください。(SA)



アンケート調査結果 | 2. 信頼度 | 各メディアにおけるジャンル別信頼度

NHKのテレビの信頼度は、いずれのジャンルでも全体の50%超、利用者の80%超で、大手ポータルサイト・ニュースアプリ、動画共有サービス、SNSと比較して高い

Q7, 9, 11. あなたは以下のメディア・情報源が発信する各ジャンルの情報・コンテンツを信頼していますか。それぞれ1つお答えください。(SA)

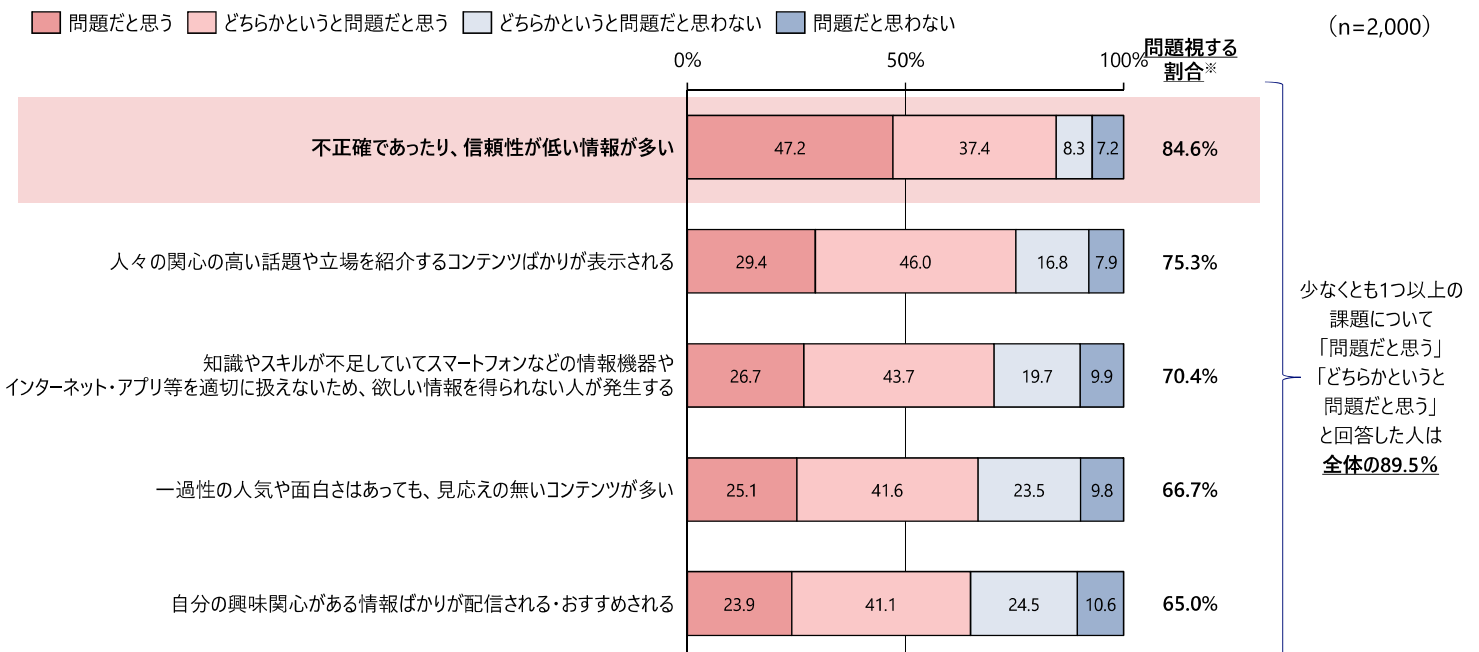


注) 各設問における選択肢「信頼している」「どちらかという信頼している」を信頼している人として計算。各メディア×各ジャンルの情報・コンテンツ接触者のn数はメディア・ジャンル毎に異なる。

アンケート調査結果 | 3. 情報空間上の課題認識 | 情報の質・発信・入手に関する課題

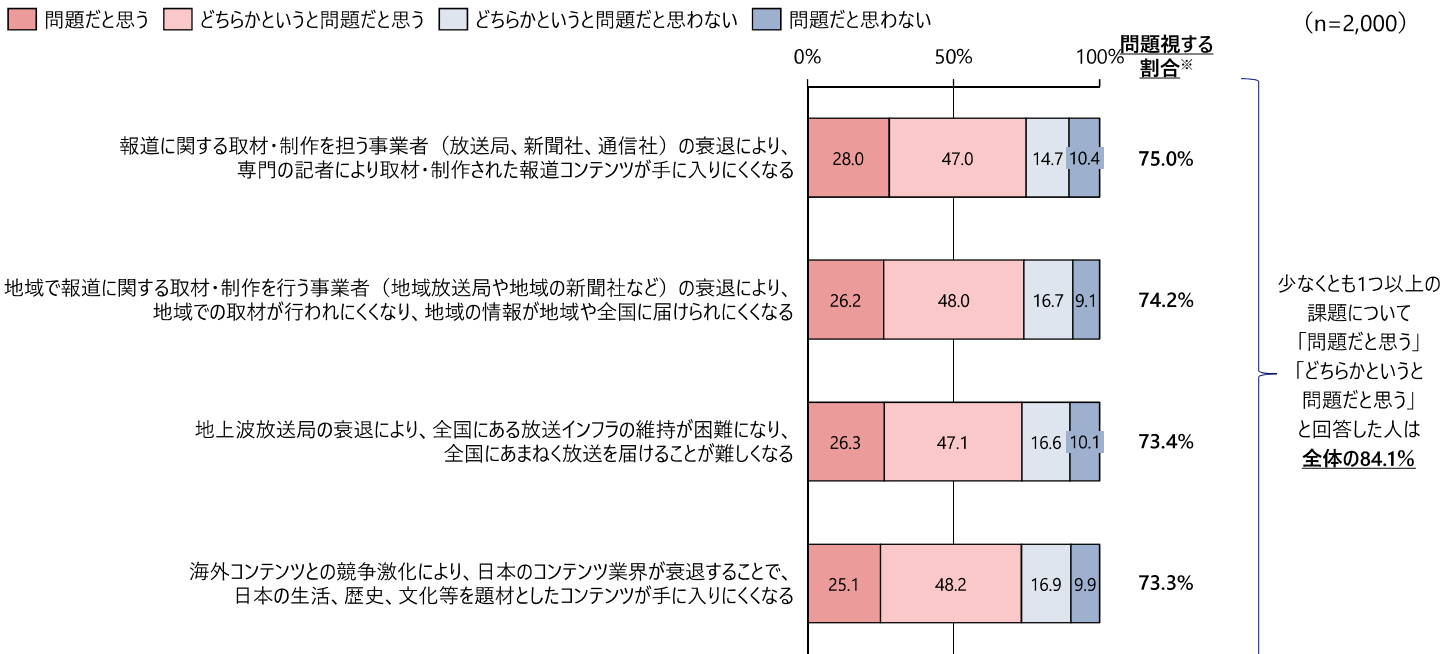
情報の質・発信・入手に関する課題について聴取したところ、どの課題も60%以上が問題視。中でも、「不正確・信頼性の低い情報」に対しては80%超が問題と認識

Q12. インターネットの利用が広まった現代において、情報の質・発信の仕方・入手の仕方について様々な課題が発生しているという意見があります。あなたは、以下について社会全体としてどの程度問題だと思えますか。それぞれ1つお答えください。(SA)



日本のコンテンツ業界に関する課題について聴取したところ、 どの課題についても70%以上が問題と認識

Q13. インターネットの利用が広まった現代において、人々の視聴習慣が変化したり、インターネット事業者が増加・拡大したりすることにより、日本のコンテンツ業界に以下のような課題が生じる可能性があるという意見があります。
あなたは、以下のような課題が生じた場合どの程度問題だと思いますか。それぞれ1つお答えください。(SA)



※問題視する割合は、「問題だと思う」「どちらかという問題だと思う」割合の合計値。

どの役割も過半数が期待しており、いずれか1つでも役割を期待している人の割合は約81%。 生命・身体維持のための情報、正確で信頼できる情報、公平公正な情報の提供が特に高い

Q14. 前の設問でお示したようなインターネットの普及に伴う様々な課題を踏まえ、あなたがこれからのNHKに期待する役割を伺います。営利を目的としない公共メディアとして、NHKは以下のような役割を果たしていくことが考えられますが、あなたは以下の役割それぞれについてNHKが担うことをどの程度期待しますか。それぞれ1つお選びください。(SA)

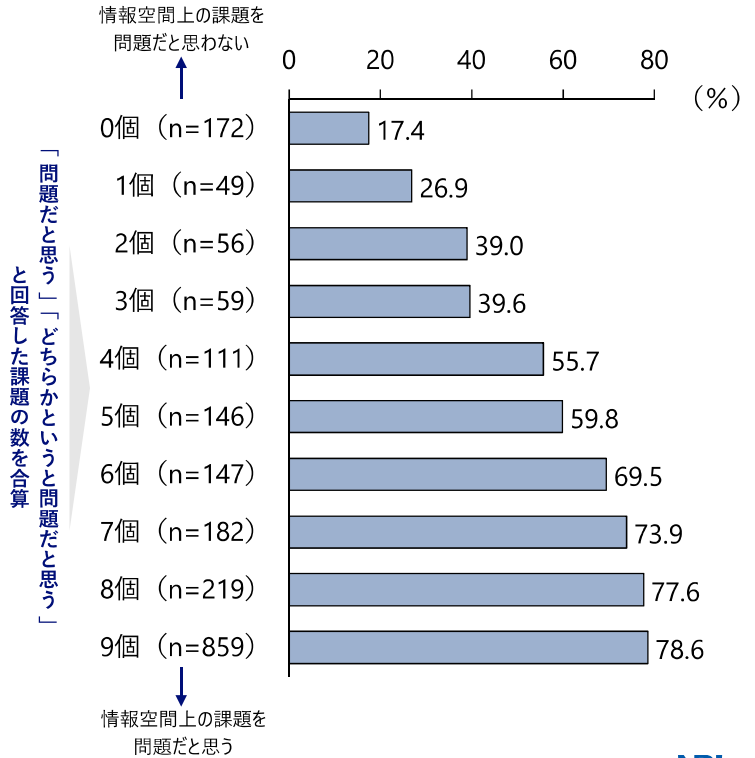


※期待割合は、「期待する」「どちらかという期待する」割合の合計値

デジタル時代に生じる情報空間上の課題を問題だと思ふ人ほど、公共メディアへの期待は高い

Q12,13の課題の数別・Q14の17個の役割仮説に対する期待割合※の平均値

| | |
|------------------|--|
| 情報の質・発信・入手に関する課題 | 不正確であったり、信頼性が低い情報が多い |
| | 人々の関心の高い話題や立場を紹介するコンテンツばかりが表示される |
| | 一過性の人気や面白さはあっても、見応えの無いコンテンツが多い |
| | 自分の興味関心がある情報が配信される・おすすぬまれる |
| コンテンツ業界の課題 | 報道に関する取材・制作を担う事業者(放送局、新聞社、通信社)の衰退により、専門の記者により取材・制作された報道コンテンツが手に入りにくくなる |
| | 地上波放送局の衰退により、全国にある放送インフラの維持が困難になり、全国にあまねく放送を届けることが難しくなる |
| | 地域で報道に関する取材・制作を行う事業者(地域放送局や地域の新聞社など)の衰退により、地域での取材が行われにくくなり、地域の情報が地域や全国に届けられにくくなる |
| | 海外コンテンツとの競争激化により、日本のコンテンツ業界が衰退することで、日本の生活、歴史、文化等を題材としたコンテンツが手に入りにくくなる |

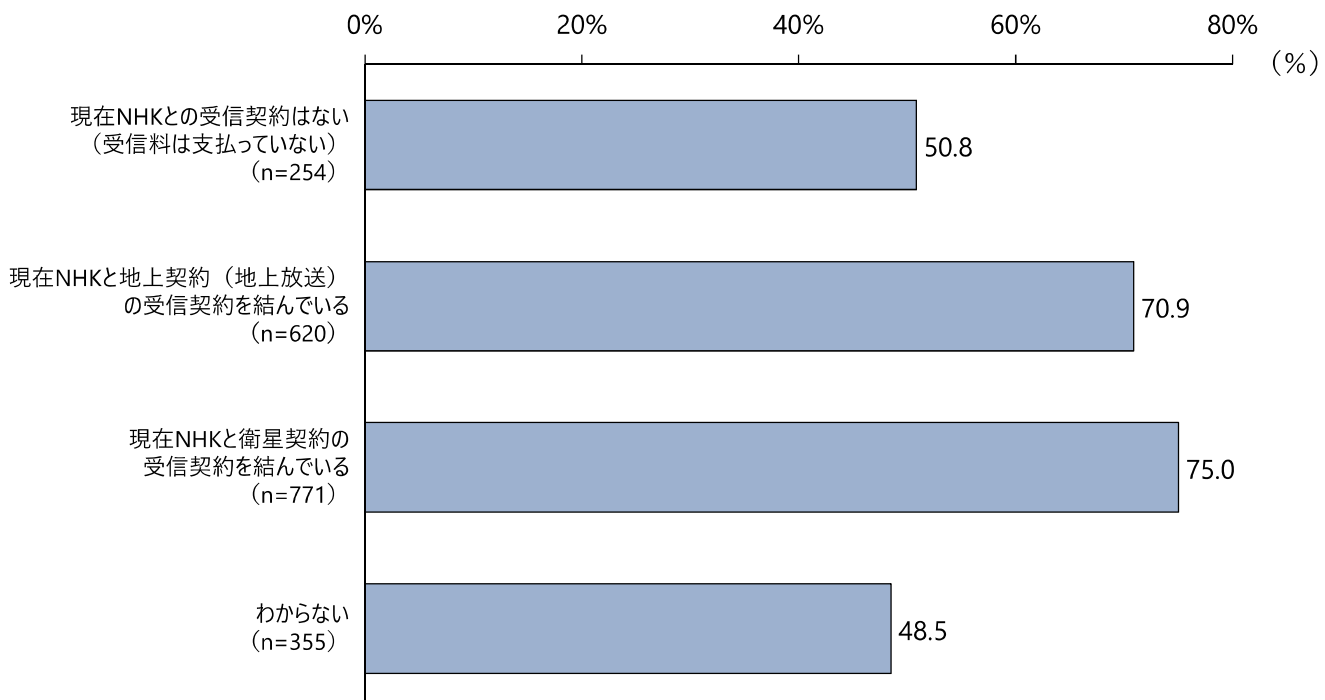


※期待割合は、「期待する」「どちらかという期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 12

受信契約がある方の概ね7割超がNHKの各役割に期待している

受信契約有無別・Q14の17個の役割仮説に対する期待割合※の平均値



※期待割合は、「期待する」「どちらかという期待する」割合の合計値

アンケート調査結果 | 4. 公共メディアに期待する役割 | 年代×公共メディアへの期待

全年代を通し、生命・身体維持のための情報、正確で信頼できる情報が期待されている。
 加えて、若年層はアーカイブを、高年齢層は高齢者・障害者などのための情報を相対的に期待

年代別・Q14の各項目の期待割合※

■ : 各年代の上位1-3位項目 □ : 各年代の上位4-5位の項目

| 役割のカテゴリ (第1回公共放送WG資料より) | # | 役割 | 20代以下 (n=363) | 30代 (n=284) | 40代 (n=370) | 50代 (n=337) | 60-70代 (n=646) |
|----------------------------|----|---|------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|
| ① 生命・身体維持 | 1 | 生命・身体維持のための情報を提供すること(災害や健康に関する情報等) | 63.6% | 67.6% | 70.8% | 71.5% | 81.3% |
| | 2 | 幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること | 59.8% | 61.3% | 64.3% | 66.8% | 73.4% |
| | 3 | 高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること | 59.8% | 60.9% | 63.8% | 69.1% | 76.5% |
| | 4 | 世の中には様々な人々や考え方があり共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること | 60.3% | 61.3% | 66.2% | 66.8% | 75.4% |
| ② 社会の多様性・自律を助ける | 5 | 国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること | 55.6% | 53.9% | 58.6% | 56.4% | 59.1% |
| | 6 | 国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること | 58.4% | 60.2% | 63.2% | 67.4% | 73.7% |
| | 7 | なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること | 60.1% | 64.8% | 67.0% | 69.1% | 77.2% |
| ③ 国民的な娯楽 | 8 | 社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること | 66.1% | 66.5% | 69.7% | 71.5% | 77.4% |
| | 9 | 取材や報道を通じて、権力を持つ組織(政府・企業など)や人(政治家・経営者など)を監視すること | 60.3% | 60.2% | 59.7% | 65.3% | 71.2% |
| | 10 | 地域社会の維持のための情報を提供すること(地域独自の行事や事件の報道等) | 60.1% | 62.7% | 66.5% | 68.0% | 75.1% |
| ④ 民主主義の維持 | 11 | 地域社会や地域文化を全国に紹介すること | 57.3% | 60.6% | 63.4% | 66.5% | 73.4% |
| | 12 | 日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること | 60.3% | 57.0% | 64.3% | 64.7% | 71.4% |
| ⑤ 地域社会の維持 | 13 | 映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること | 60.9% | 61.6% | 64.6% | 67.4% | 73.7% |
| | 14 | いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること | 59.0% | 53.9% | 58.4% | 64.7% | 68.0% |
| ⑥ 文化の保存・育成・普及 | 15 | 映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること | 57.0% | 56.0% | 60.3% | 61.4% | 69.0% |
| | 16 | 質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること | 59.0% | 58.8% | 62.2% | 65.0% | 68.3% |
| あまねく日本全国において受信できるよう措置 | 17 | 世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること | 60.1% | 61.3% | 64.1% | 65.6% | 71.5% |

※期待割合は、「期待する」「どちらかという期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

グループインタビュー聴取結果 | 4. 公共メディアに期待する役割 | 各役割への評価・期待

各役割について、以下のような意見が挙げられた (1/2)

| カテゴリ | # | 役割 | 評価・期待 |
|------------------------------------|---|--|--|
| 豊かで、かつ良い放送番組の提供 | ① 生命・身体維持 | 1 生命・身体維持のための情報を提供すること(災害や健康に関する情報等) | ・ 最も大事な役割の1つとして期待する。 今までNHKが国民から期待されてきたことをぶれさせることなく続けて欲しいという思いがある。(30代 男性) |
| | ② 社会の多様性・自律を助ける | 2 幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること | ・ 学習に役立つ情報が放送されていたら嬉しい と感じるが、自分で 参考書等を買って勉強する方が多くの情報を得られる ことが多いと思う。(30代 女性) |
| | | 3 高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること | ・ これは 地域の自治体 でできることだと思う。(60代 女性) |
| | ③ 国民的な娯楽 | 4 世の中には様々な人々や考え方があり共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること | ・ 自然や動物の姿や、障害がある方の生活など、 普段生活しているだけでは手に入らない情報や知識 を視聴者に教えてほしいので 特に期待 する。(30代 女性) ・ 特に期待 する。 世界には色々な考え方があり共有 することで、日本人が一回り豊かになればいいと思う。(50代 女性) |
| 5 国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること | | ・ 朝ドラは家事をした後に見てほっとできる時間 で癒やされるため、今後も NHKの役割として期待 する。(60代 女性) ・ NHKの娯楽番組を個人的には 楽しみにしていない ため、NHKの役割として 期待していない 。(50代 女性) ・ スポーツ中継はよく見ており、役割としてあってもよいが、 他の役割の方が優先されてしまう 印象を持つ。(40代 男性) | |
| ④ 民主主義の維持 | 6 国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること | ・ 国際社会を理解するために NHKの力が必要 だと思うので 特に期待 する。(50代 女性) | |
| | 7 なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること | ・ 民放ではなく、 NHKだからその役割として期待 している。(50代 女性) | |
| | 8 社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること | ・ - | |

各役割について、以下のような意見が挙げられた (2/2)

| カテゴリ | # | 役割 | 評価・期待 | |
|---------------------|------------------------|--|--|---|
| 豊かで、かつ良い放送番組の提供 | ④民主主義の維持 | 取材や報道を通じて、権力を持つ組織（政府・企業など）や人（政治家・経営者など）を監視すること | ・ 国民一人一人が監視するのは難しいので、NHKのような機関が厳しく監視して放送して欲しいという意味で特に期待する。(50代 女性) | |
| | ⑤地域社会の維持 | 10 | 地域社会の維持のための情報を提供すること（地域独自の行事や事件の報道等） | ・ 重要ではないわけではないが、NHKでなくてもある程度役割を担えるものかと思う。(50代 女性) |
| | | 11 | 地域社会や地域文化を全国に紹介すること | |
| | ⑥文化の保存・育成・普及 | 12 | 日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること | ・ 周りの大人から口頭で伝えられたり、周りの人から学習したりして共有するものだと感じる。(30代 女性) |
| | | 13 | 映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること | ・ NHKは既にこの役割については、かなり取り組んでいると思っている。(30代 男性) |
| | あまねく日本全国において受信できるような措置 | 14 | いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること | ・ 地震や災害が起こった時は出先でも情報が見られるのはありがたいが、普段どこでも見たいかと言われるとそうではない。(30代 女性) |
| 放送及び受信の進歩発達のための調査研究 | 15 | 映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること | ・ - | |
| | 16 | 質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること | ・ - | |
| 国際放送 | 17 | 世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること | ・ 国際社会の中で日本としてのアピールを行うためにNHKの力が必要だと思うので特に期待する。(50代 女性) | |

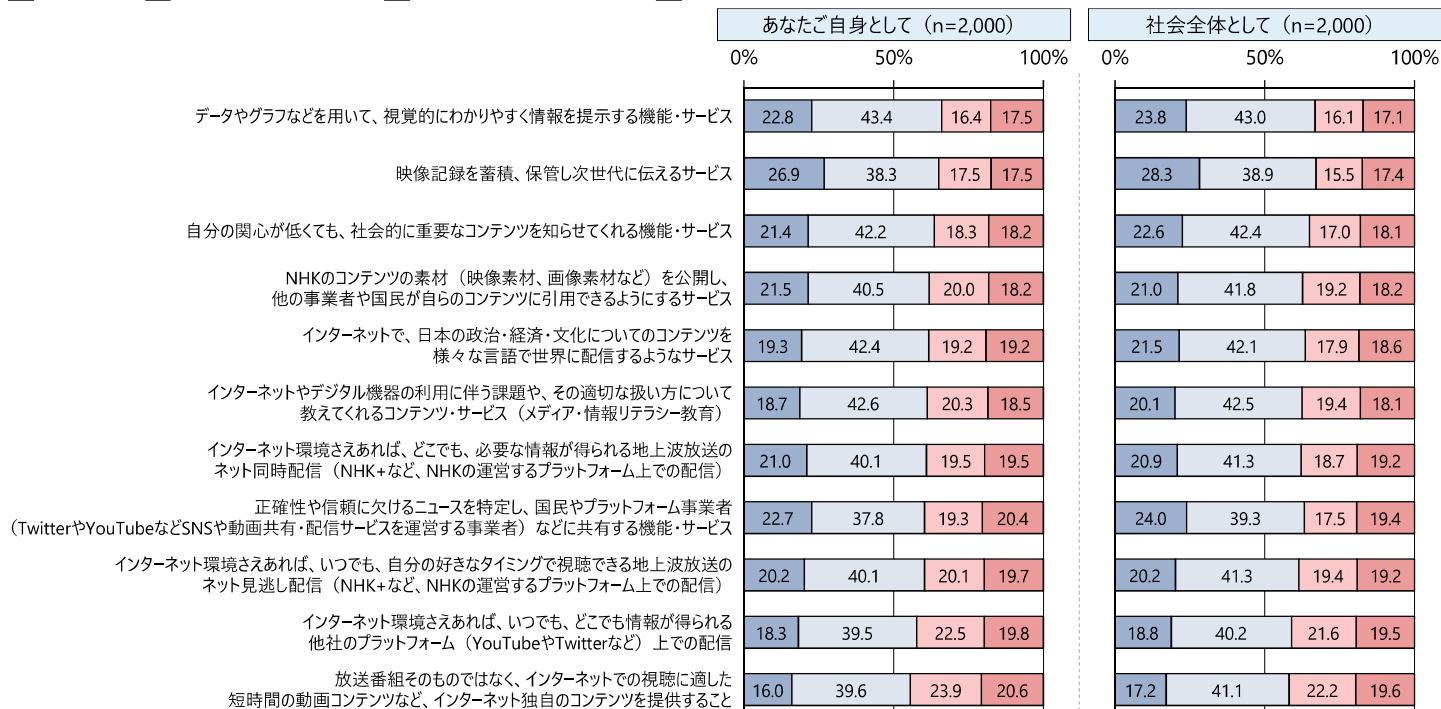
※グループインタビューでの発言は抜粋した上で、表現を一部修正して掲載

アンケート調査結果 | 5. 公共メディアに期待する機能 | 各機能・サービスに対する期待度

公共メディアの役割を実現する手段として、例示した全てのインターネット上での提供機能・サービスについて、半数以上の人々が、自分自身・社会全体双方で必要と考えている

Q16. NHKがインターネット時代においてもその役割を果たすために、NHKが以下のような機能・サービスを提供することは必要だと思いますか。あなたご自身として必要だと思うか、社会全体として必要だと思うか、それぞれ1つずつお答えください。(SA)

■ 必要だと思う □ どちらかという必要だと思う ■ どちらかという必要だと思わない ■ 必要だと思わない



NHKのインターネットサービスへの期待は、自分自身の利用意向によって変わるが、利用意向が無い人でも、テレビ非保有者がNHKコンテンツを利用できる環境が必要と考えている

NHKのインターネットサービス展開を期待する人の意見

- 特に期待するものとしては「映像記録を蓄積、保管し次世代に伝えるサービス」に期待したい。また、現状NHK+はNHKの受信料を払っている人向けにコンテンツを提供しているが、**テレビ等を持っていない人向けにも、個別に利用料を支払ってNHKのコンテンツを見られるような環境を作してほしい**（40代 男性）
- 「映像記録を蓄積、保管し次世代に伝えるサービス」への期待はある。**起こったニュースや事件の映像を好きな時に見られたりするサービス**があったら良い。また、ネット上でニュースを放送するだけでなく、視聴者の意見を見られる形や、一般人を集めて討論するようなサービスは良いのではないか。NHKのインターネットでしか見られないような特別な番組、テレビではやっていないようなネット限定の番組があると珍しくて見るかもしれない（30代 女性）

NHKのインターネットサービス展開を期待しない人の意見

- 日々のニュース等を後で見返したりすることは**日常的にはない**。そういった状況でデジタルコンテンツを先進的に発展させる役割がNHKにあるかという疑問がある。一方でより時代が進み、**テレビが使われなくなる時代になれば、コンテンツを他のデバイスで見られるようにすることは必要になる**と思う（30代 男性）
- 全く期待しないわけではないが、インターネット上で、というよりもテレビでのニュースを安定的にしっかり放送してほしいという気持ちがある（50代 女性）
- 世代的にインターネットを自由に操れる世代ではなく、**苦手なのでテレビで十分**だと考えている。一方で、**将来的にはインターネットの時代になる**と感じており、その中で現在の**若者の「とにかく自分の好きなものばかり集中して見る」状況は課題**だと思う（60代 女性）

※グループインタビューでの発言は抜粋した上で、表現を一部修正して掲載

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 18

調査結果サマリ | 総論

調査結果全体のサマリは以下の通り

| 調査項目 | | 調査結果サマリ |
|------|---------------|--|
| 1 | 利用率 | <ul style="list-style-type: none"> □ NHKのテレビは民放と共に国民の過半に利用されている。 □ また、NHKのインターネットサービスは利用率は約14% |
| 2 | 信頼度 | <ul style="list-style-type: none"> □ 放送は新聞と並び、国内で最も信頼されているメディアであり、現状、インターネット専門メディアの中には同程度信頼されているメディアが存在しない状況である |
| 3 | 情報空間上の課題認識 | <ul style="list-style-type: none"> □ 不正確・信頼性の低い情報など、提示した全てのデジタル時代に生じる情報空間上の課題について、国民の60%以上が問題視 |
| 4 | 公共メディアに期待する役割 | <ul style="list-style-type: none"> □ デジタル時代においても、「豊かで、かつ、良い放送番組の提供」「あまねく日本全国において受信できるよう措置」「放送及び受信の進歩発達のための調査研究」「国際放送」のいずれも、国民の過半に期待されている □ 特に生活や社会の根幹を支える情報提供への期待は年代問わず大きい □ それらに加えて、若年層はアーカイブの役割を、高年齢層は高齢者や障害者のための情報提供を、相対的に期待している |
| 5 | 公共メディアに期待する機能 | <ul style="list-style-type: none"> □ 特定の機能・サービスにとどまらず幅広い取り組みに期待されている □ 特に、インフォグラフィックス、アーカイブ、レコメンドなど、必要な情報をわかりやすく流通・蓄積させるサービスへの期待が高い □ また、公共メディアの役割を実現する手段として、インターネット上での提供機能・サービスについて、半数以上の人々が、自分自身・社会全体双方で必要と考えている |

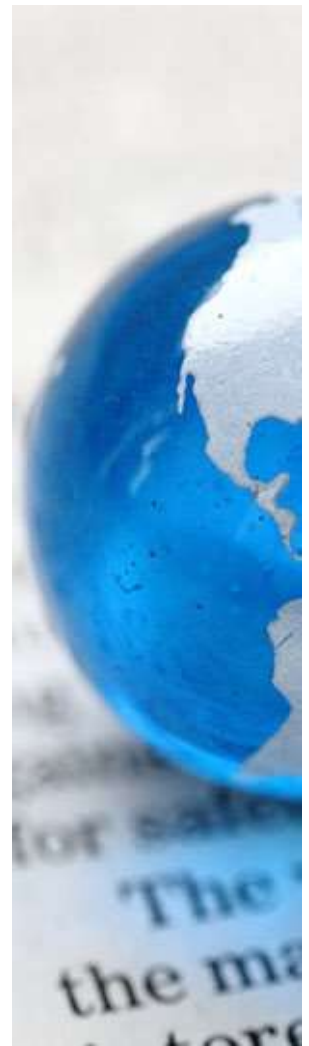


Share the Next Values!

第1回会合における質問事項に対する回答

株式会社 野村総合研究所

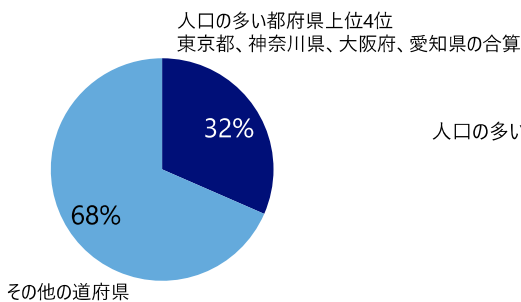
株式会社 野村総合研究所
コンサルティング事業本部



第1回会合における質問事項に対する回答 | 都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

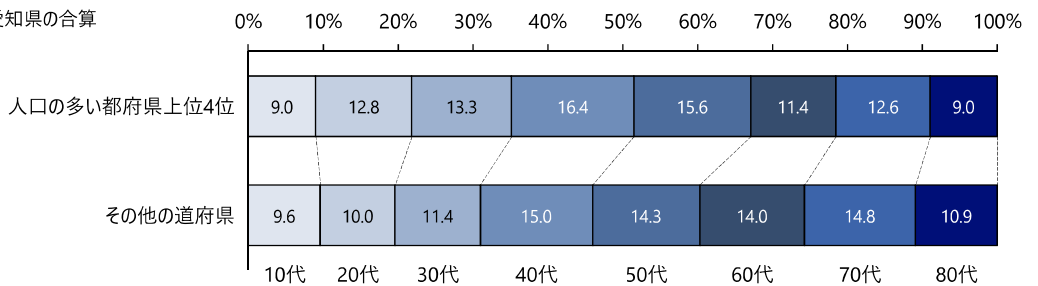
前提として、地方の方が高齢者が多く、都市部の方が労働世代が多い。メディアの利用実態の都市部vs.地方部の違いについては、年齢別構成比の違いが交絡因子として効いてくる

都市部・地方部の構成比

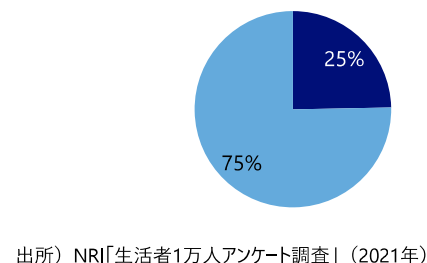


出所) 総務省統計局 人口推計 第10表 (2021年10月1日現在人口)

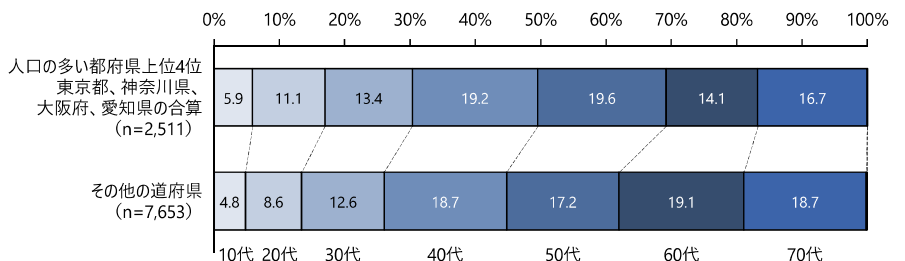
エリア×年代の構成比 (人口推計は10代未満を除いた割合)



参考) NRI生活者1万人アンケート調査での分布 (全国15~79歳男女、層化二段無作為抽出法にてサンプル抽出)



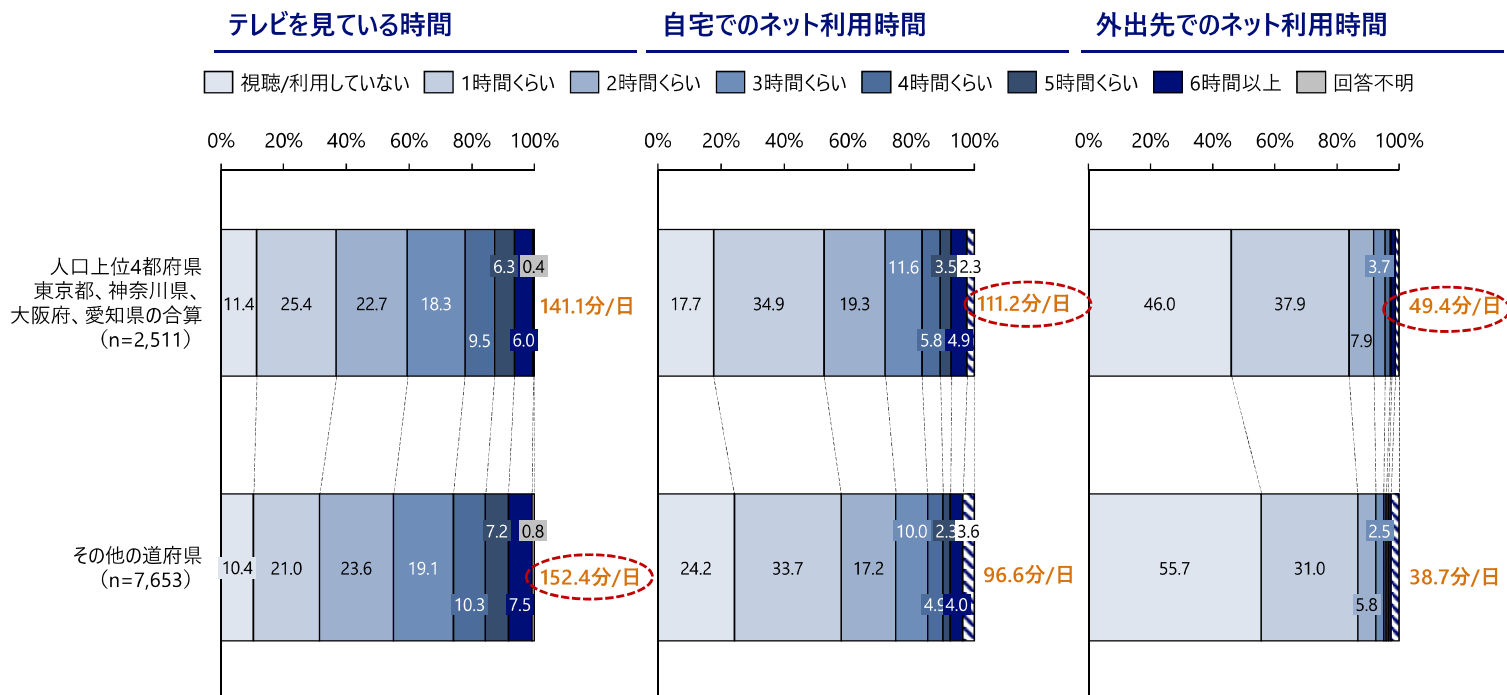
出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2021年)



第1回会合における質問事項に対する回答 | 都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

テレビの利用時間は、地方部ほど長く、
ネット利用時間は自宅・外出先共に都市部ほど長くなっている

メディア利用時間（平日）と居住地域の規模による差

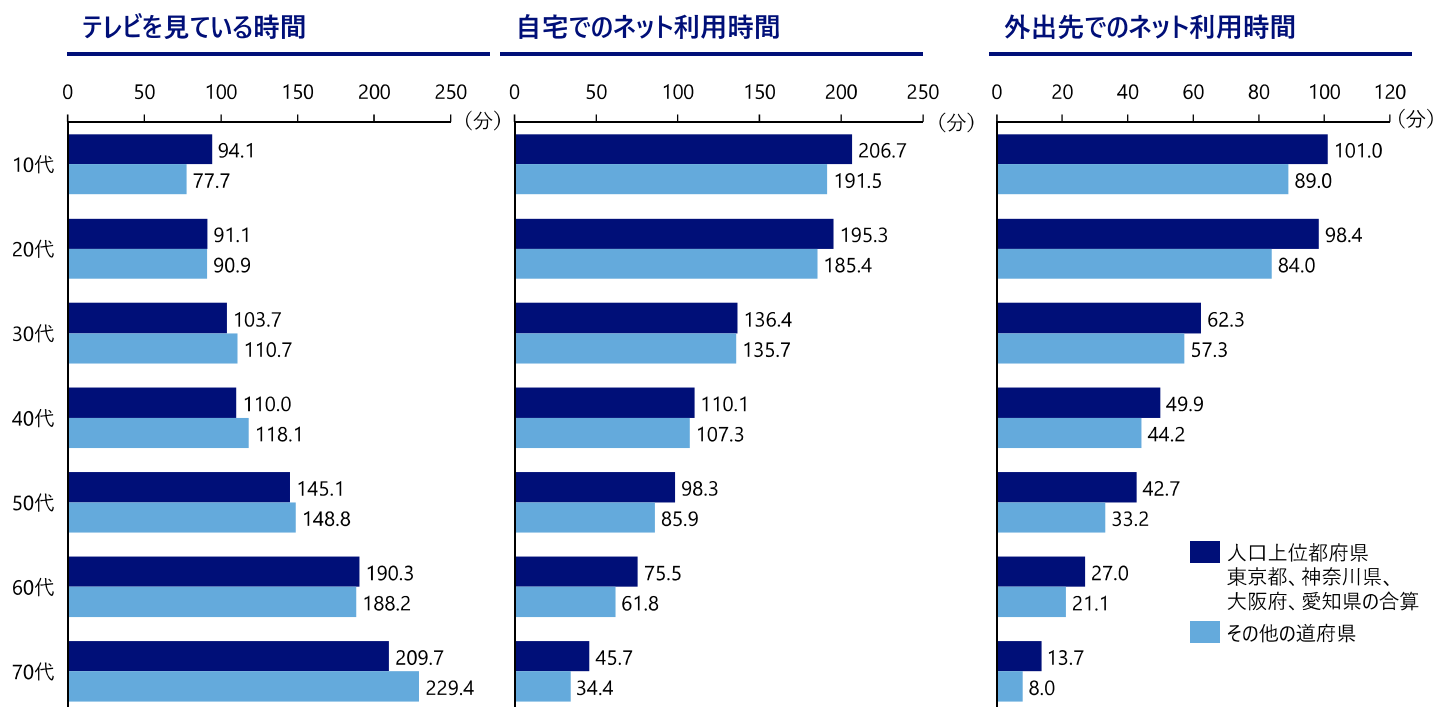


注) ネット利用時間とは、趣味・娯楽・教養のためにインターネットを利用している時間のこと、仕事での利用を除いた時間を聴取している。
出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2021年)

第1回会合における質問事項に対する回答 | 都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

ネット利用時間は、全年代において自宅・外出先を問わず都市部が地方部よりも長い傾向。
テレビ視聴時間に関しては、年代別では都市部と地方部の差は顕著ではない。

メディア利用時間（平日）と居住地域の規模による差 | 年代別・平均視聴/利用時間（分）



注) ネット利用時間とは、趣味・娯楽・教養のためにインターネットを利用している時間のこと、仕事での利用を除いた時間を聴取している。
出所) NRI「生活者1万人アンケート調査」(2021年)

都市部と地方部でのメディア視聴行動の差について、 1万人アンケートにおける結果のサマリは下記の通り

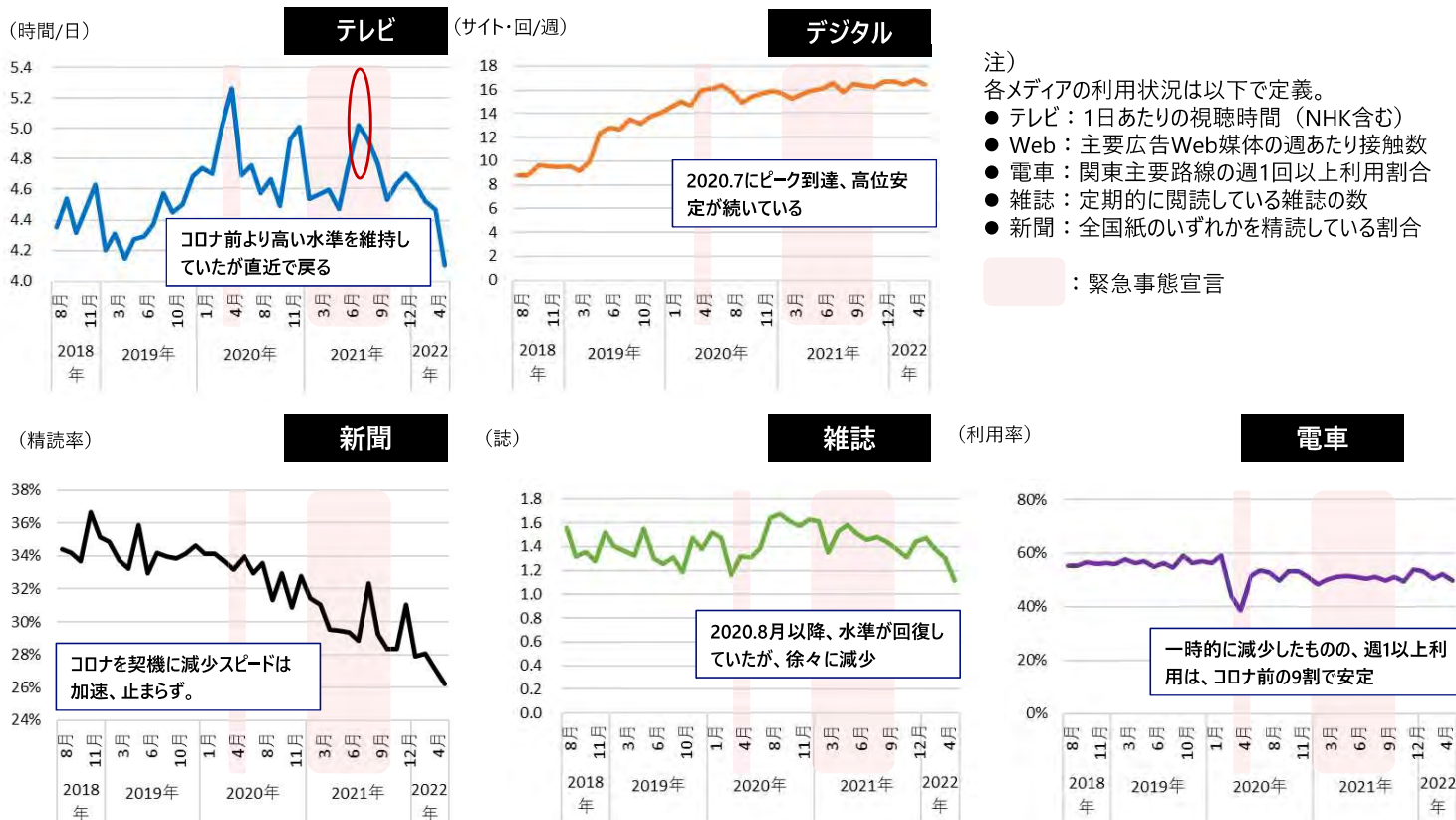
いただいていた質問事項

- 都市部と地方部でメディア視聴行動に有意な差があるのか

NRI生活者1万人アンケート調査における結果

- 都市部と地方部では、メディア視聴行動に差は存在する
都市部の方がネット利用時間が長く、地方部の方がテレビ利用時間が長い (p.2)
- 高齢者の割合が地方部では高いという人口構成比の影響 (p.1) に加えて、
年代別で見た際、全年代においてネット利用時間は都市部の方が長い傾向が表れている (p.3)

月次データでは、テレビ視聴時間は2021年オリパラ開催時にスパイクが見られる



オリパラ報道時のメディア視聴行動についてNRI保有のデータから見た傾向

いただいていたご質問事項

- オリパラ報道は、通常時と比べて、リアルタイムでネット／放送で見た人の割合はどうだったか

NRI生活者1万人アンケート調査⇒シングルソースパネルにおける結果

- 生活者1万人アンケート調査では、特定期間の視聴時間等のデータを聴取していない（一般的な行動のみ）
- シングルソースパネルの月次データでは、電子番組表ベースで実際の番組視聴実態を把握。テレビ視聴「時間」は2021年オリパラ報道時にスパイクを見せている（p.5）

参考資料

1万人調査の質問項目と時系列データについて

NRI「生活者1万人アンケート調査」の実施概要

◆NRI「生活者1万人アンケート調査」（1997年,2000年,2003年,2006年,2009年,2012年,2015年,2018年,2021年）

- ・ 調査対象：全国の満15～79歳の男女個人（2009年調査までは満15～69歳としていた）
- ・ サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法
- ・ 調査方法：訪問留置法
- ・ 有効回答数：
 - 10,052人（97年）, 10,021人（00年）, 10,060人（03年）, 10,071人（06年）, 10,252人（09年）, 10,348人（12年）
 - 10,316人（15年）, 10,065人（18年）, 10,164人（21年）

※2021年調査は、2021年8月に調査を実施した。

本資料では、2009年以前の調査結果と時系列で比較する際には、2012年以降の調査データを15～69歳（2012年：8,821人、2015年：8,718人、2018年：8,431人、2021年：8,297人）としている。

■ 資料を読む際の注意点

- 結果数値（％）は、各設問の回答者数を分母として算出した各回答の比率である。なお、特に明示していない場合は原則、各調査年の回収サンプル数が基数であるが、別途表記があるものは、無回答を回収サンプル数から除いた値を基数としている。
- 結果数値（％）は四捨五入の関係で、内訳の合計が計に一致しないことがある。
- 質問によっては一部の調査年の結果数値しか、グラフ上で表示していない場合がある。
- 複数回答の設問で、結果数値が低いなどの理由により、すべての選択肢を表示していない場合がある。

質問項目

調査の全体像（主な質問項目）

| 分野 | 質問項目 | 分野 | 質問項目 |
|-----------|-----------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 生活価値観 | 日常生活における考え方（個人意識、社会貢献意識など） | 消費実態 | 世帯、個人で保有している商品、購入したい商品 |
| | 組織・機関、職業に対する信頼度 | | 利用しているサービス |
| | 生きがいのウエイト（家族、地域、仕事、趣味） | | 利用しているチャネルと頻度 |
| コミュニケーション | 人との付き合い（配偶者、親、子、隣近所など） | | 商品に関する情報源（テレビ、インターネットなど） |
| | 親子関係、夫婦関係、地域関係に対する意識 | | 自動車の保有台数 |
| 居住 | 持ち家の形態 | ポイント制度の利用状況 | |
| | 持ち家志向 | 余暇・レジャー | 今後増やしたい時間 |
| | 今後の住まいに対する意向 | | 趣味・スポーツ |
| | 理想の暮らし方 | | 海外旅行・海外出張・海外生活の経験 |
| 就労スタイル | 就労状況、勤務先の業種・従業員規模など | インターネットの利用状況（頻度、利用サービスなど） | |
| | 仕事内容、仕事上の立場 | 生活全般、生活設計 | 景気、収入等の見通し、今後の生活設計上の収入の前提 |
| | 勤務先への信頼感 | | 直面している不安や悩み（健康、雇用、治安、社会制度など） |
| | 就労意識 | | 保有している金融商品、投資に対する考え方など |
| 消費価値観 | 消費に対する意識（価格、品質、利便性、メーカー志向等） | | 生活満足度 |
| | 今後積極的にお金を使いたい分野 | 幸福度 | |
| | 消費の際の情報活用をめぐる考え方 | 世間一般からみた自分の生活レベル（上、中、下） | |

日本人の平均像の推移 (NRI「生活者1万人アンケート調査」結果の時系列変化)

| 財産・金融 (%) | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均世帯年収 (万円) | 713 | 654 | 614 | 596 | 595 | 583 | 645 | 668 | 678 |
| 平均個人年収 (万円) | 288 | 257 | 249 | 236 | 253 | 239 | 272 | 285 | 300 |
| 平均世帯貯蓄額 (万円) | 859 | 853 | 818 | 827 | 896 | 926 | 1014 | 1015 | 1033 |
| 持ち家率 | 77.1 | 78.0 | 77.4 | 77.3 | 78.7 | 79.1 | 81.2 | 81.7 | 80.8 |
| 自動車保有率 | 86.3 | 88.6 | 89.2 | 90.0 | 89.6 | 88.4 | 90.0 | 90.2 | 89.9 |
| 不動産相続率 (限+見込み) | 43.0 | 46.4 | 54.8 | 55.0 | 52.2 | 53.9 | 56.4 | 57.0 | 56.6 |

| インターネット接触 (%) | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|---------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| インターネット利用率 | 3.6 | 27.3 | 53.1 | 64.2 | 83.3 | 90.0 | 93.7 | 96.6 | 97.4 |
| 電子メールの送受信 | - | 19.5 | 44.5 | 52.6 | 79.3 | 82.7 | 85.6 | 90.2 | 90.7 |
| インターネットショッピング | - | 4.8 | 13.8 | 23.3 | 30.4 | 38.0 | 48.5 | 58.2 | 67.5 |
| ネットバンキング | - | - | - | - | - | 14.5 | 19.0 | 24.3 | 39.7 |
| 株式オンライントレード | - | - | - | - | - | 4.8 | 7.2 | 9.2 | 12.4 |
| 位置情報を活用した地図利用 | - | - | - | - | - | 13.3 | 21.4 | 34.3 | 40.6 |

| 直面している不安 (%) | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 自分の健康 | 51.1 | 50.4 | 52.0 | 55.4 | 52.4 | 51.4 | 49.4 | 53.0 | 53.1 |
| 雇用・失業 | 9.9 | 16.8 | 20.5 | 16.5 | 22.6 | 19.2 | 14.2 | 13.7 | 14.6 |
| 社会保障制度の破たん | - | 26.8 | 28.7 | 26.6 | 24.3 | 22.7 | 21.4 | 21.1 | 18.6 |
| 増税・社会保険料増加 | 39.5 | 25.5 | 30.3 | 33.0 | 28.8 | 28.8 | 27.7 | 29.0 | 26.5 |
| 治安悪化・犯罪増加 | 19.3 | 28.0 | 27.7 | 25.8 | 17.9 | 12.1 | 15.2 | 11.9 | 11.5 |
| 自然災害 | 22.0 | 15.4 | 22.7 | 33.4 | 28.2 | 38.2 | 33.5 | 42.6 | 37.0 |

| 商品保有率 (%) | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| パソコン | 26.2 | 43.4 | 62.7 | 70.2 | 77.0 | 80.7 | 80.5 | 80.6 | 80.4 |
| ファックス | 24.5 | 38.9 | 48.2 | 57.1 | 59.0 | 57.0 | 53.8 | 47.4 | 39.3 |
| 携帯電話 (含PHS・スマートフォン) | 21.8 | 45.8 | 71.3 | 82.9 | 89.7 | 80.2 | 86.1 | 92.0 | 96.2 |
| カメラ | 85.3 | 79.7 | 74.2 | 61.6 | - | - | - | - | - |
| デジタルカメラ (コンパクト・一眼) | 3.1 | 11.0 | 36.3 | 56.4 | 67.9 | 70.9 | 67.3 | 62.6 | 54.7 |
| DVD機器 | 0.7 | 2.5 | 27.2 | 58.3 | 61.7 | 60.6 | 59.0 | 55.1 | 52.2 |
| ブルーレイレコーダー | - | - | - | - | 8.1 | 39.7 | 48.8 | 53.9 | 56.0 |
| 食器洗浄機 | 9.2 | 12.9 | 16.1 | 22.2 | 26.5 | 29.4 | 34.2 | 35.7 | 37.6 |

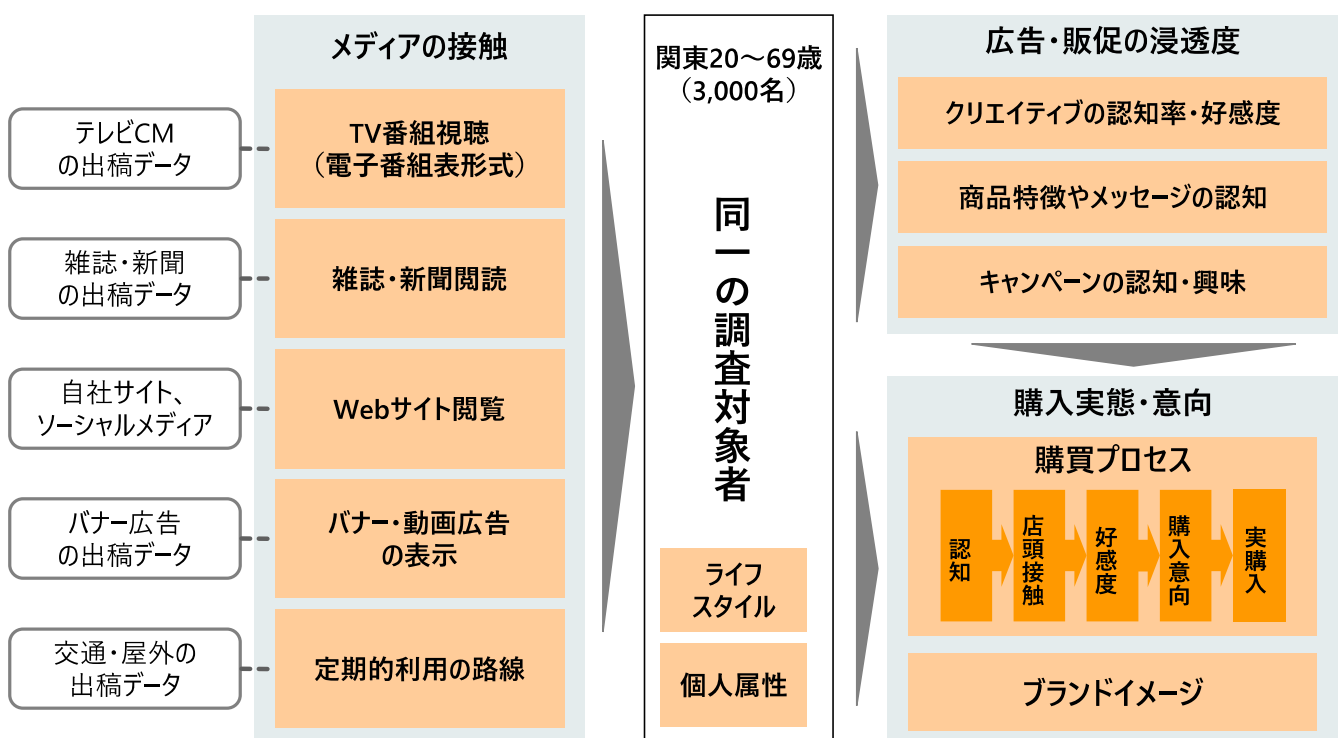
| 趣味・余暇 (%) | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 園芸・庭いじり | 24.0 | 28.0 | 27.5 | 24.0 | 20.5 | 20.3 | 14.8 | 13.7 | 15.0 |
| 読書 | 19.0 | 20.9 | 22.8 | 22.5 | 21.9 | 19.5 | 19.6 | 20.2 | 19.6 |
| カラオケ | 17.0 | 11.8 | 13.8 | 14.2 | 11.5 | 12.1 | 11.9 | 12.0 | 7.7 |
| グルメ・食べ歩き | 15.0 | 13.7 | 19.4 | 20.8 | 20.4 | 21.2 | 24.1 | 29.1 | 24.9 |
| ドライブ | 18.6 | 21.0 | 20.3 | 21.5 | 19.6 | 17.5 | 17.2 | 18.3 | 20.4 |
| 国内旅行 | 12.7 | 13.7 | 17.0 | 17.7 | 14.9 | 17.2 | 17.4 | 19.8 | 15.3 |
| 海外旅行経験(1年間) | 18.8 | 23.9 | 23.2 | 23.9 | 22.3 | 22.6 | 17.4 | 18.5 | 7.6 |
| ペットを飼っている割合 | - | - | 44.8 | 46.8 | 44.8 | 42.4 | 40.9 | 38.1 | 37.3 |

| 生活 (%) | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 生活程度 (中の中) | 53.8 | 53.1 | 53.1 | 49.7 | 52.1 | 52.4 | 53.6 | 54.6 | 56.1 |
| 現在の生活に満足 | 71.7 | 71.1 | 70.6 | 72.0 | 68.5 | 73.1 | 75.8 | 76.3 | 78.3 |
| 生きがいは「家族」 | 20.0 | 25.3 | 23.8 | 22.9 | 24.2 | 26.0 | 23.5 | 22.2 | 25.6 |
| 「景気」はよくなる | 7.8 | 13.7 | 8.4 | 18.4 | 11.6 | 5.7 | 11.6 | 12.2 | 9.0 |
| 「家庭収入」はよくなる | 8.9 | 9.0 | 6.1 | 9.8 | 6.5 | 6.9 | 10.0 | 10.7 | 7.4 |
| 今以上の収入を前提 | 24.4 | 22.5 | 18.6 | 20.6 | 16.4 | 14.4 | 15.8 | 18.6 | 14.2 |
| 転職経験 | 46.9 | 42.5 | 52.6 | 52.9 | 54.7 | 54.7 | 56.1 | 56.4 | 59.5 |
| 離婚率 (離別状態比率) | 2.2 | 2.7 | 3.7 | 4.5 | 4.6 | 5.3 | 5.5 | 5.7 | 5.7 |

| チャンネル利用 (回/月) | 97年 | 00年 | 03年 | 06年 | 09年 | 12年 | 15年 | 18年 | 21年 |
|---------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| コンビニエンスストア | 6.0 | 6.5 | 6.7 | 7.6 | 8.2 | 8.4 | 9.0 | 9.7 | 8.9 |
| 食品スーパー | - | 9.6 | 10.1 | 9.9 | 9.7 | 9.0 | 9.5 | 9.3 | 9.0 |
| 百貨店・デパート | 1.6 | 1.1 | 1.1 | 1.0 | 0.8 | 0.7 | 0.7 | 0.6 | 0.5 |
| 薬局・ドラッグストア | 1.4 | 1.8 | 2.0 | 2.3 | 2.4 | 2.4 | 2.8 | 3.2 | 3.4 |
| 雑誌・カタログ通販 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.2 |

【参考】月次推移のソース：シングルソースパネルの概要

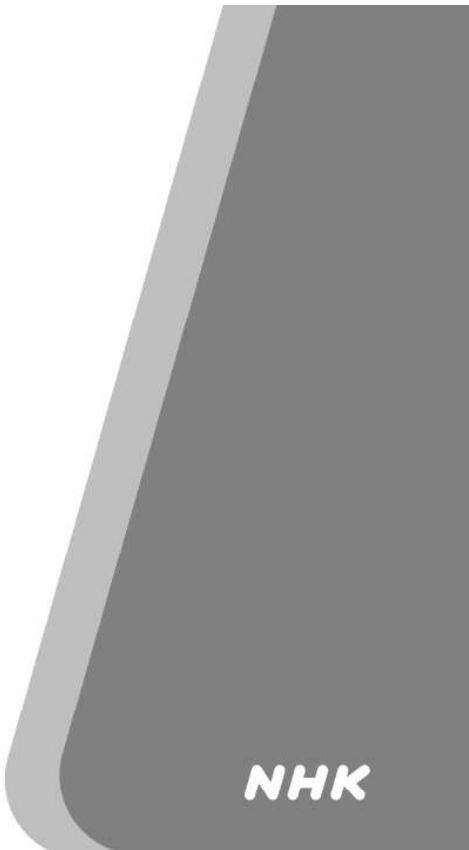
メディアの接触、商品の購入実態・意向などをすべて同一の調査対象者に調査するシングルソースデータにより、消費者の価値観・行動変化を時系列で分析できる。





Share the Next Values!

公共放送ワーキンググループ (第3回) 説明資料



はじめに～昨夜のワールドカップサッカー

NHKがネットも含め、ナショナルイベントを放送・配信することについて5割弱が評価
そのうち、公共放送としての意義・ふさわしさへの評価が9割強を占める

FIFA ワールドカップ カタール 2022

1次リーグ 日本代表 第1戦 対ドイツ

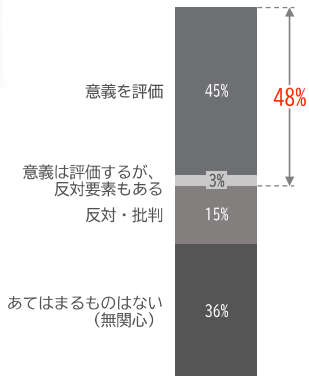
日本代表対ドイツ代表戦、サッカーワールドカップ2022試合情報、過去の日本戦結果、今後の日本戦情報、番組の配信・録り出しの可否や
登録料などに関する情報をお知らせします。



例えば欧州では、FIFAワールドカップのようなナショナル(国民的)イベントのナショナルチームの試合等については、
制度化して公共メディアに放送・インターネットで無料提供させています。

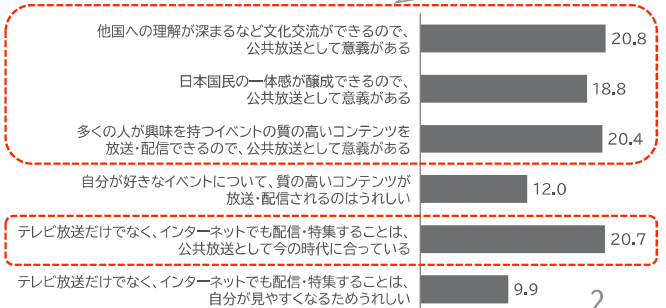
Q.あなたはNHKがテレビ放送／インターネットサービスを通じて、FIFAワールドカップ
カタール2022のようなナショナルイベントの試合や関連番組の放送／配信や関連情報の
特集を行うことについて、どのようにお考えですか。(いくつでも)【必須】

評価している人／反対・批判している人の比率(複数設問から算出)



意義を評価(ポジティブ設問抜粋)

公共放送としての意義・ふさわしさへの評価(赤枠)が、ポジティブ意見の92.5%を占める



出所)NHK調査(関東一都六県在住の生活者を対象としたインターネット調査、2022年11月12～14日調査)

(全体:N=3,311)

はじめに

1. NHK改革について

- ①現在のNHK経営計画の概要、“三位一体改革”の取り組み
- ②修正経営計画について
- ③修正経営計画についてのネット調査から～今後を見据えて

2. NHKのインターネット活用業務について

- ①NHKのインターネットサービスの利用実態と評価
- ②インターネット特有の課題（広がる情報空間）について
- ③インターネット空間を意識した公共放送の取り組み

3. 今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

- ①情報空間全体におけるNHK：ひとりNHKの話ではない
- ②寄与できること、すべきことは何か：放送と同じ価値・異なる態様
- ③規律の在り方について～欧州の事例も踏まえて

3

1. NHK改革について

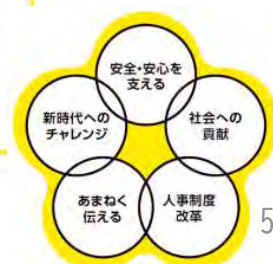
- ①現在のNHK経営計画の概要、“三位一体改革”の取り組み

4

- 「NHK経営計画2021-2023年度」では、**経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中**させ、正確、公平公正で豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、「**新しいNHKらしさの追求**」を掲げている。
- 5つの重点項目と徹底した構造改革が両輪で、“公約”として、**還元原資の確保による値下げ**と、**衛星1波の削減**をお示しした。

5つの重点項目

1. **安全・安心を支える** 「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築
2. **新時代へのチャレンジ** 最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
3. **あまねく伝える** 確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
4. **社会への貢献** 地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
5. **人事制度改革** 組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進



NHKの“三位一体改革”の取り組み

・スリムで強靱な「新しいNHK」への変革をめざす現経営計画は**順調な進捗**

- 【業務】 経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中
⇒全体を圧縮しつつ、シフトを実現
2020年度⇒2023年度で**550億円削減**・計画通り実施見通し、コンテンツ経費の比率は増加
- 【受信料】 「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に業務モデルを転換
⇒計画以上のコスト削減・収入増を実現
2020年度⇒2022年度で営業経費155億円減、**営業経费率9.3%**(初の10%割れ)
2021年度決算で**受信料収入は計画額より87億増収**
- 【ガバナンス】 中間持株会社設置を待たずに、**業務効率化の断行**
⇒関連団体数は最終的に22に(過去65団体)
業務委託費を10%削減、子会社役員30人削減(147→117人:2020年度比25%)

二つの大きな公約を達成できる見通し

- ・**還元の原資を確保、2023年度に値下げ**(2023年10月実施予定)
- ・**衛星波を1波削減**(2023年度末実施予定)

- ・“公約”達成:改革を実現し、還元のための原資700億円を確保、衛星1波の削減
- ・インフレのなか、少しでも値下げをして欲しいとの視聴者・国民の要望
- ・経営委員会において、地上料金を含む値下げの意見

- ・今後の構造改革を拡大し、6000億円を下回る、
より“スリムで強靱な”事業規模とするとともに、剰余金の大幅な活用に踏み込むことで、

- ・ **地上料金、衛星料金のそれぞれ1割値下げを実現**
- ・ **経済的に厳しい学生への免除を拡大**

経営全体へのインパクト：一時的に収支は赤字となるが、2027年度には収支均衡を想定
 ➔ これらを反映させた、**経営計画の修正を実施** **今後も不断の努力を続けていく**

(意見募集：2022年10月12日～11月10日 ご意見を受けてさらに検討を行い、最終議決に進む予定)

*同時期に実施した調査によれば、一定の評価をいただいている

7

受信料値下げ水準への評価

- ・ 提示されている受信料値下げ水準について、一定の評価(支払いありでは7割超)
- ・ 値下げの原資を用意することができる見込みとなったことについて、一定の評価

現経営計画期間中の2023年度を含む、中長期的収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等(受信料体系の見直し)を実施します。

■還元(値下げ等)の方法 ※いずれも、2023年10月から実施します。

- ・地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。
- ・学生への免除を拡大します。

■還元(値下げ等)の規模

- ・値下げに際して充当する還元の原資…総額1,500億円を想定

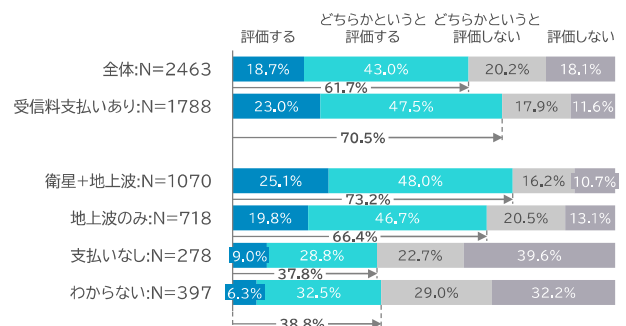
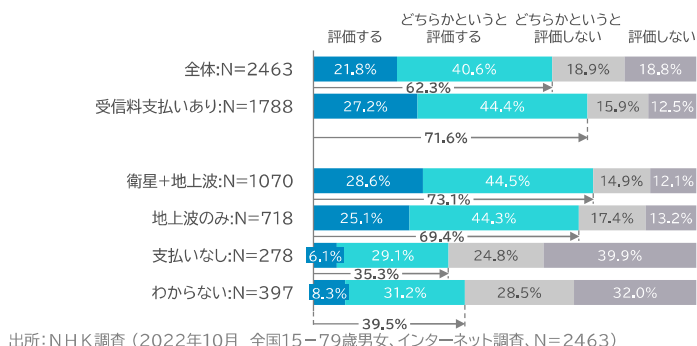
| 契約種別 | 地上波 | 衛星1波 | 衛星2波 |
|------|-------|-------|-------|
| 地上契約 | 1割値下げ | 1割値下げ | 1割値下げ |
| 衛星契約 | 1割値下げ | 1割値下げ | 1割値下げ |

「NHK経営計画(2021-2023年度)の修正(案)」で述べられている通り、NHKは、NHK経営計画(2021-2023年度)で策定した以下の改革を進めてきたことで、受信料を値下げするための原資を用意することができる見込みです。

- 1)経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、他のコストを削減
- 2)受信料の契約活動を「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に転換させ、コストを抑えて受信料収入を増額

Q.この受信料値下げについては、もともと示していた衛星契約の1割値下げだけでなく、**地上契約の値下げ、学生への免除など、さらに踏み込んだ過去最大規模の還元を行う方針**になっています。あなたは、このNHKの受信料値下げの考え方について、評価しますか。(ひとつだけ)【必須】

Q.あなたはこのようなNHKの取り組みを評価しますか。(ひとつだけ)【必須】



8

1. NHK改革について

②修正経営計画について

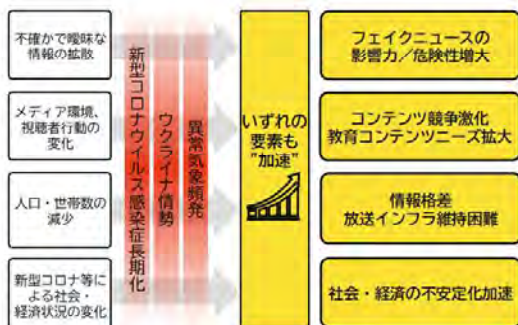
修正経営計画（案）

- 加速する環境変化を踏まえ、“安全・安心”の追求（信頼できる基本的な情報の提供）、“あまねく”の追求（世代や場所にかかわらず価値を提供）の二つを進めていく（意見募集を受け、さらに検討を行い、最終議決に進む予定）

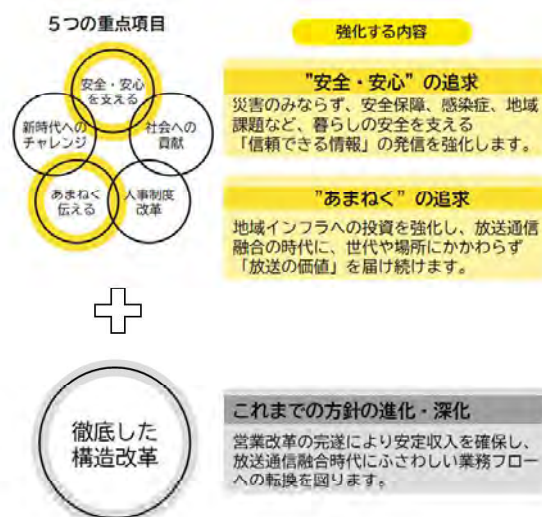
現経営計画で想定した環境変化の加速

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により、放送を取り巻く環境変化が加速し、新たに課題が発生し深刻化しています。

環境変化は大きく“加速”



強化する重点項目



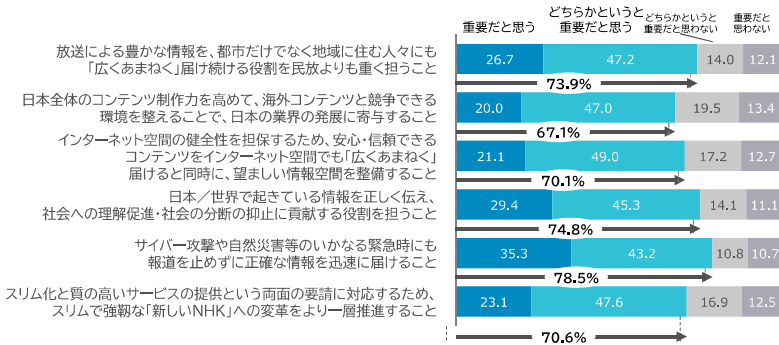
(参考)NHKに対する期待 (策定前の調査から)

“安全・安心”の追求(信頼できる基本的な情報の提供)、“あまねく”の追求(世代や場所にかかわらず価値を提供)への期待が示されている

■ 新たなNHKの役割・意義の重要性

Q. メディアの課題を考えた上で、以下は、今後NHKに求められる役割として重要だと思いますか。それぞれについて最もあてはまるものをお知らせください。(それぞれひとつずつ)【必須】

N=2,722

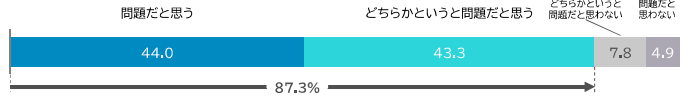


■ 不確かで曖昧な情報の拡散についての意識

インターネット上では、フェイクニュース、(中略)不確かで曖昧な情報が増えているとの指摘があります

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。(ひとつだけ)【必須】

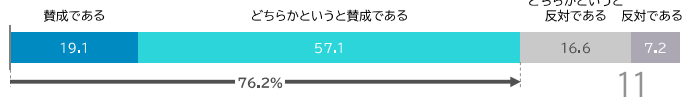
全体: N=2,722



海外では放送事業者の価値が再認識され、インターネット上のコンテンツも放送事業者が制作したものが多く、放送事業者に対して、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ったり、求めたりする動きがあります

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。(ひとつだけ)【必須】

全体: N=2,722



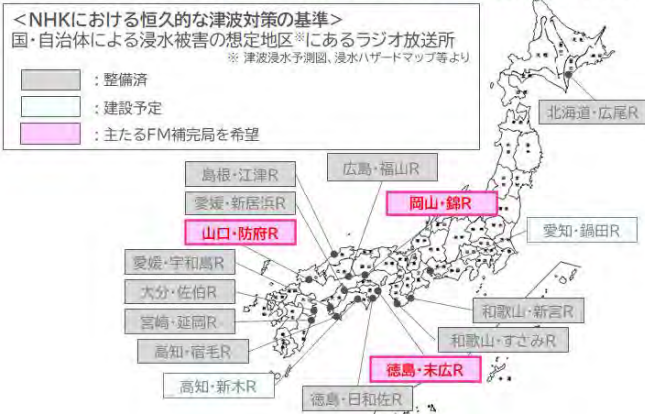
出典: NHK調査 (2022年9月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2722)

(関連) “安全・安心” の追求へ向けて

- 災害時の報道は、テレビ・ラジオ・インターネットを使い分けて実施することが評価されている
- 津波の浸水想定地区にある親局のAMラジオ放送についても、FMでの補完を行いたい

これまでに実施した津波対策

- 東日本大震災(2011年)以降、津波の浸水想定地区にある中継局のAMラジオ放送を補完する「FM補完局」の整備を実施
- 親局のAMラジオ放送を補完する「主たるFM補完局」制度がNHKには認められていないため、**下図の赤枠3局(岡山・山口・徳島)**の対策は未実施



災害時の事例：熊本地震におけるメディア利用と評価 -災害時に利用したメディア別の評価-

- 「最新の情報」では、NHK(テレビ・ラジオ)の評価が高い。
- 「災害の全体像」は、新聞が最も高い。
- 「被災者を元気づける情報」は、ラジオ(民放・コミュニティラジオ)、ソーシャルメディアの評価が高い。

利用メディア別の評価(地震発生後1週間～10日間程度)(母数：熊本県在住の各メディアの利用者)

| メディア | 母数 | 最新の情報がわかる | 正確な情報が得られる | わかりやすい | 災害の全体像がわかる | 被災者への配慮がなされている | 被災者を元気づけるような情報を扱っている | 地震に関する多様な情報がまとまっている | 災害の状況がよくわかる |
|---------------------------|-----|-----------|------------|--------|------------|----------------|----------------------|---------------------|-------------|
| テレビ (NHK) | 694 | 72.6% | 62.3% | 43.3% | 48.7% | 26.6% | 19.6% | 24.6% | 40.2% |
| テレビ (民放) | 639 | 68.2% | 38.7% | 36.2% | 42.3% | 14.7% | 23.3% | 26.9% | 38.8% |
| 新聞 | 262 | 28.2% | 58.4% | 63.9% | 58.4% | 30.5% | 39.9% | 53.8% | 37.8% |
| インターネットのポータルサイト・アプリ | 252 | 66.3% | 21.0% | 26.6% | 25.0% | 6.0% | 9.9% | 28.2% | 13.5% |
| 家族・友人からのメール・LINEなどのメッセージ | 206 | 31.6% | 18.0% | 20.9% | 5.3% | 9.7% | 27.7% | 6.3% | 23.8% |
| ラジオ (NHK) | 186 | 71.5% | 40.9% | 30.6% | 23.7% | 15.1% | 22.6% | 21.0% | 18.8% |
| 家族・友人から聞いて | 172 | 43.0% | 20.3% | 30.2% | 6.4% | 11.6% | 22.7% | 2.9% | 27.9% |
| ラジオ (民放・コミュニティラジオ) | 146 | 65.9% | 31.5% | 26.7% | 17.1% | 22.6% | 38.0% | 22.6% | 17.1% |
| ソーシャルメディアの情報 | 118 | 47.5% | 5.1% | 16.1% | 11.9% | 8.5% | 32.2% | 16.9% | 31.4% |
| スマートフォン・タブレット端末向けのニュースアプリ | 91 | 61.8% | 15.4% | 26.4% | 13.2% | 6.6% | 11.0% | 20.9% | 12.1% |

出所) NHK調査 2016年6月

凡例: 各情報の中で評価の高いメディア上位3つを赤字

10

災害時の事例：熊本地震におけるメディア利用と評価 -災害時におけるNHKの取り組みへの評価②-

- NHKがメディアを使い分けて地震情報を提供したことに対して、3県の居住者いずれも9割以上が評価している。

※ 設問文「NHKは今回の熊本地震において、各メディアの特性を踏まえ、メディアを使い分けて地震の情報を伝えています。このことについて、どのようにお考えですか。(ひとつだけ)」

NHKの対応への評価(メディアの使い分け)(母数：全員)



出所) NHK調査 2016年6月

13 12

出所: デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 (第2回)

1. NHK改革について

③修正経営計画についてのネット調査から～今後を見据えて

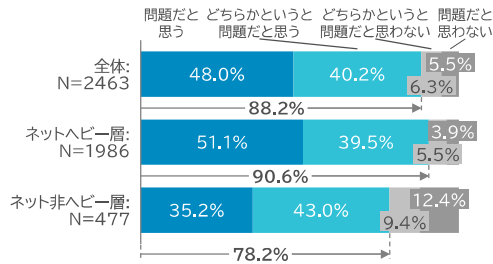
修正経営計画についてのネット調査から(1.安全・安心)

- 「不確かで曖昧な情報の拡散が増えていること」に対して9割弱が問題と感じており、「放送事業者に対して、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ること」に対して、7割超が賛成と回答。問題意識はネットヘビー層の方が高い

インターネットやスマートフォンの急速な普及により、いつでもどこでも多くの情報を取得できるようになり、人々の利便性は高まりました。一方、インターネット上では、新型コロナウイルスワクチンに関するデマやフェイクニュース、極端な説を強調する記事、対立を煽る投稿、世界での紛争を偏った視点で伝えるネット記事等、**不確かで曖昧な情報が増えている**等との指摘があります。

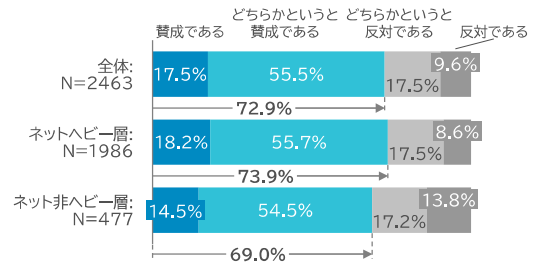
以前は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民放の二元体制の下、各放送事業者がそれぞれの特性を活かすことで、社会にとって必要とされる基本的な情報を提供してきたと言われていました。海外ではそのような放送事業者の価値が再認識され、インターネット上のコンテンツも放送事業者が制作したものが多いため、**放送事業者に対して、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ったり、求めたりする動き**があります。

Q.あなたは、このことを問題だと思えますか。(ひとつだけ)【必須】



※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：NHK調査（2022年10月 全国15～79歳男女、インターネット調査、N=2463）

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思えますか。(ひとつだけ)【必須】



修正経営計画についてのネット調査から(1.安全・安心)

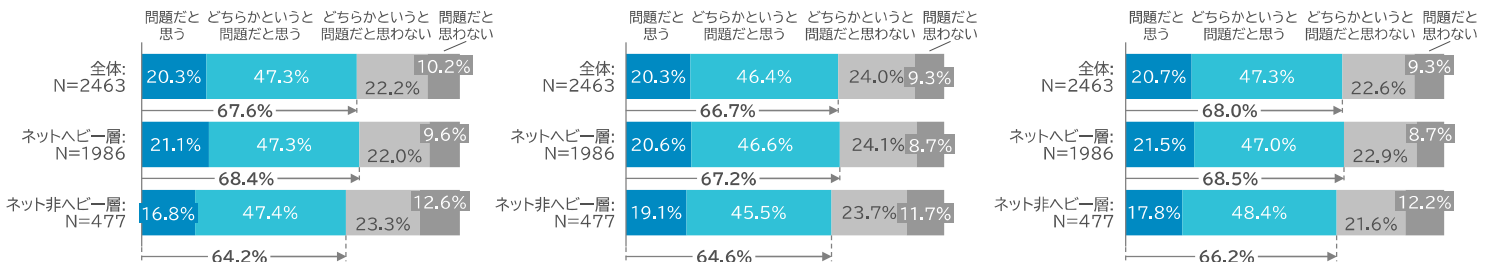
- 動画配信サービスの普及により「若者に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなること」「日本の国際社会の中でのプレゼンスが低下すること」に対して、7割弱が問題視その問題意識はネットヘビー層の方が高い

近年、NetflixやAmazon Prime Video等のインターネット動画配信サービスが普及してきていますが、放送事業者がその環境変化に対応しきれず、若者層を中心にテレビを視聴する人が減っているとされています。そのことにより、若者層を中心に、政治や選挙情報、社会全体で共有し考えるべき課題等の**社会にとって必要とされる基本的な情報が共有されにくくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる(つぶれる)ところも出てくる可能性があります。海外の事業者が、なるべく多くの世界の視聴者に見てもらおうとすることを優先してコンテンツを制作するあまり、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、**日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる(つぶれる)ところも出てくる可能性があります。それにより、国際社会に対して、正確な日本の文化・伝統や社会情勢を発信するメディアが減り、**日本の国際社会の中でのプレゼンス(存在感や影響力)が低下する**可能性が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思えますか。(ひとつだけ)【必須】



※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：NHK調査（2022年10月 全国15～79歳男女、インターネット調査、N=2463）

修正経営計画についてのネット調査から(1.安全・安心)

- 「1.安全・安心を支える」に記載された施策は、約7割がNHKにとって重要と回答
- ネットヘビー層、受信料支払層の方が、重要と考える割合が高い

「1.安全・安心を支える」災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。

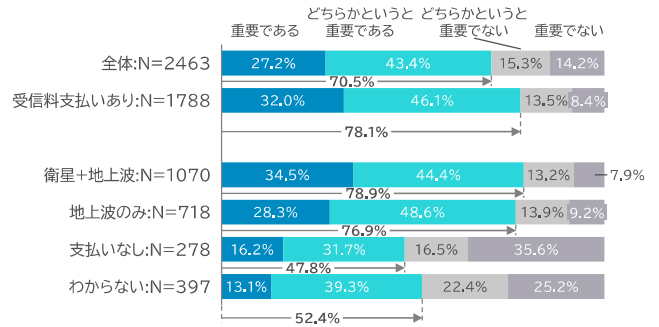
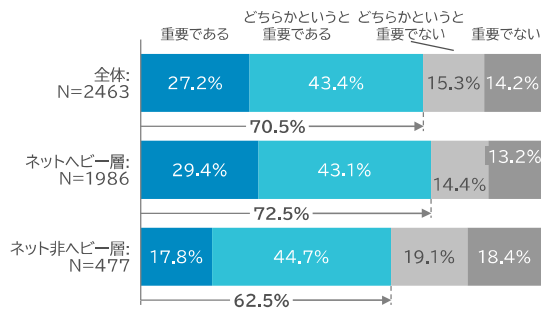
■国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。

- ・フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
- ・取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
- ・専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組みます。

■信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。

- ・学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
- ・放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。

Q.あなたは、「1.安全・安心を支える」に記載されたこれらの施策が、公共メディアであるNHKにとってどの程度重要だとお考えですか。(ひとつだけ)



※ネットヘビー層:ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所: NHK調査(2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

修正経営計画についてのネット調査から(3.あまねく伝える)

- 人口・世帯数の減少により「地域の人々に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「地域の情報の担い手が減少すること」に対して、約75%が問題と感じている。その問題意識はネットヘビー層の方が高い

現在、日本の人口減少が加速しており、2050年には全国の居住地域の約半数で50%以上の人口が減ることが予測されています。

また、大雨、地震等の自然災害がさらに増加していくことにより、放送設備の事故が増えいく可能性も高まっています。

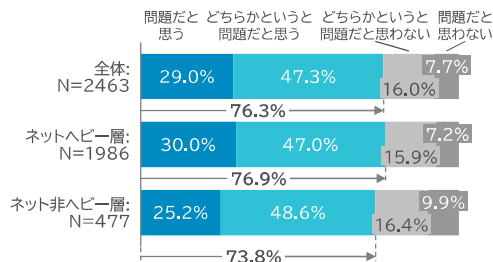
このような状況の中、放送事業者が日本全国各地の人々に向けて放送ネットワークを維持することが困難になり、NHKと民放の二元体制の下で提供されてきた社会にとって必要とされる基本的な情報※が、**地域に住む人々に届けられにくくなる可能性**が指摘されています。

※全国向けの情報だけでなく、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等

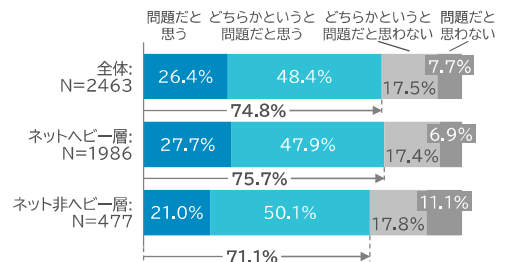
今後、人口減少がさらに進むことにより、地方の放送局の経営が厳しくなり、立ち行かなくなる(つぶれる)ところも出てくる可能性があります。

それにより、記者による取材が全国各地で行われなくなり、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等の**地域に住む人々が必要な情報を得られなくなったり**、地域の活性化につながる観光・産業の情報や、地域社会の課題等の**地域情報が全国各地に届けられにくくなる可能性**が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いませんか。(ひとつだけ)【必須】



Q.あなたは、このことを問題だと思いませんか。(ひとつだけ)【必須】



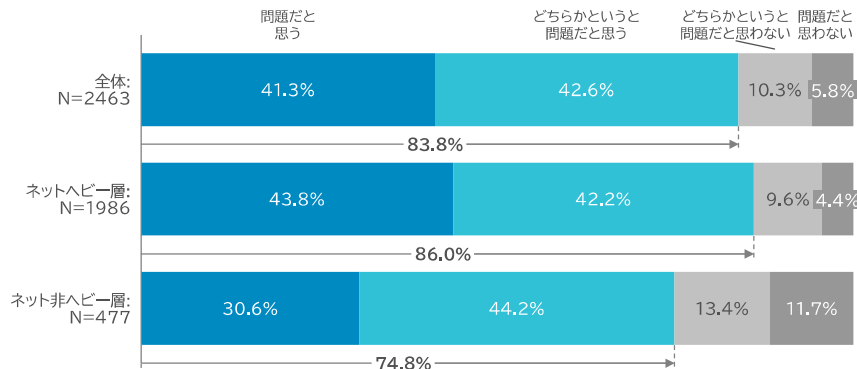
※ネットヘビー層:ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所: NHK調査(2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

修正経営計画についてのネット調査から(3.あまねく伝える)

- 「日本のメディアへのサイバー攻撃や大規模災害等により、社会にとって必要とされる基本的な情報の提供が止まってしまうこと」について、8割超の人が問題と感じている。その問題意識はネットヘビー層の方が高い

想定以上の新型コロナウイルス感染症の長期化や戦争・異常気象等、日本を含めた世界情勢はより不安定になってきており、日本のメディアへのサイバー攻撃や大規模災害等により、社会にとって必要とされる基本的な情報の提供が止まってしまう可能性が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思えますか。(ひとつだけ)【必須】



※ネットヘビー層:ポータルサイト・アプリ、ニュースキューションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所: NHK調査 (2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

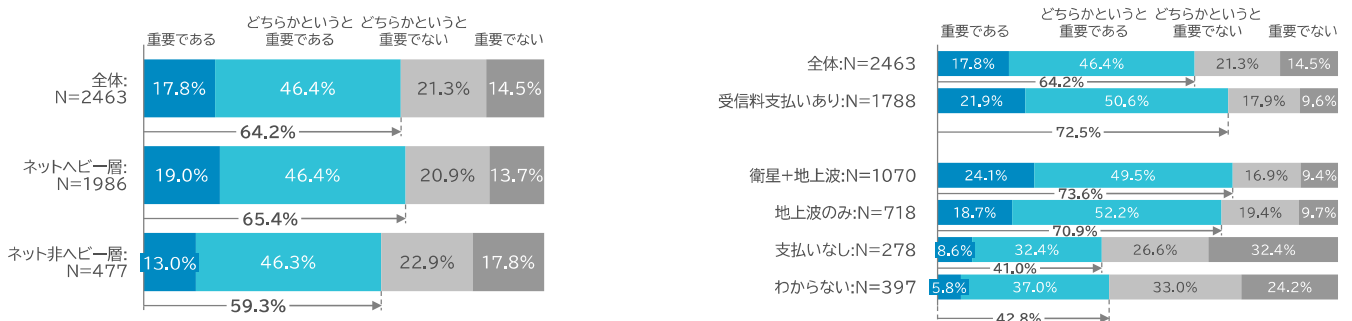
修正経営計画についてのネット調査から(3.あまねく伝える)

- 「3.あまねく伝える」に記載された施策は、6割超がNHKにとって重要と回答
- ネットヘビー層、受信料支払層の方が、重要と考える割合が高い

「3.あまねく伝える」地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。

- 二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
 - ・民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靱な放送ネットワークを維持します。
- レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。
 - ・適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します(災害対応のためのFM補完新局を含む)。
 - ・経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

Q.あなたは、「3.あまねく伝える」に記載されたこれらの施策が、公共メディアであるNHKにとってどの程度重要だとお考えですか。(ひとつだけ)



※ネットヘビー層:ポータルサイト・アプリ、ニュースキューションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

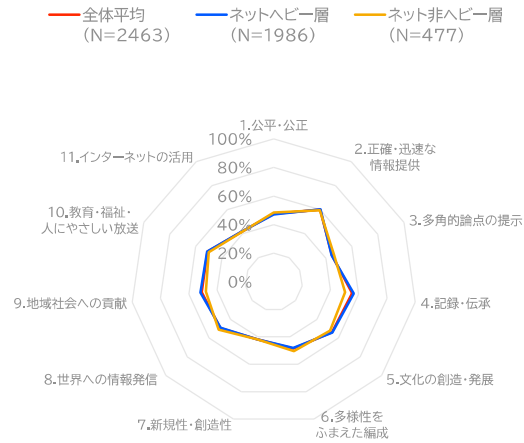
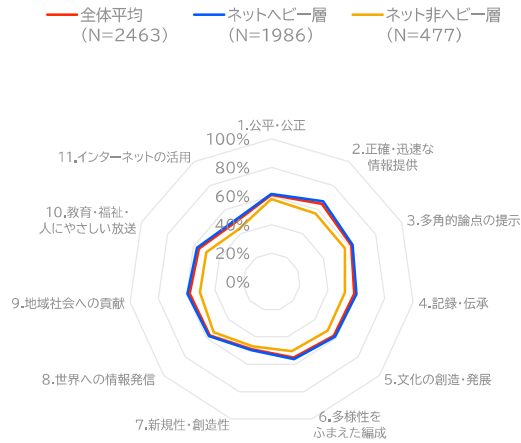
出所: NHK調査 (2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

NHKの公共的役割への評価(期待度、実現度)

- NHKの各公共的役割（放送法が求める事項から導出：後出47頁参照）に対し、いずれの項目も6割程度が期待されており、ネットヘビー層の方が期待が高い

NHKへの期待度

NHKの実現度評価



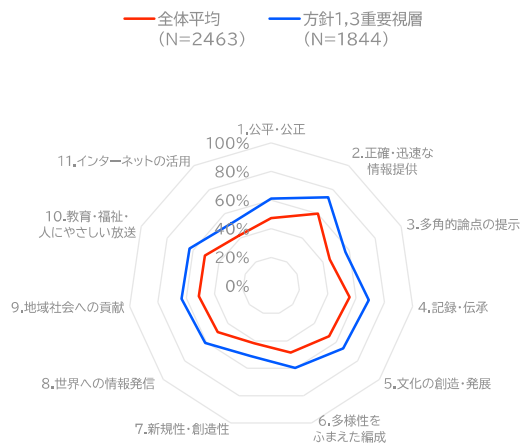
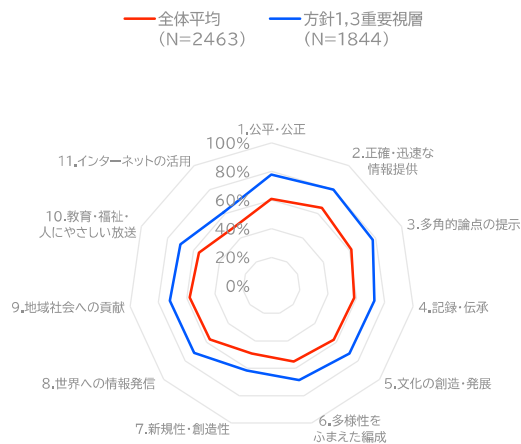
※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
 出所：NHK調査（2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463）

NHKの公共的役割への評価~修正経営計画の方針を踏まえて

- 修正経営計画の方針1, 3を重要視している層は、NHKの各公共的役割に対し、いずれの項目も6割以上が期待している
- 全体としてのNHKの価値を踏まえつつ、修正経営計画の重点事項を評価していると言えるのではないかと

NHKへの期待度

NHKの実現度評価



※方針1,3評価層：方針1または方針3について、「重要である」「どちらかという重要である」と回答した層
 ※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかという期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかという実現している」と回答した人の割合
 出所：NHK調査（2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463）

2. NHKのインターネット活用業務について

①NHKのインターネットサービスの利用実態と評価

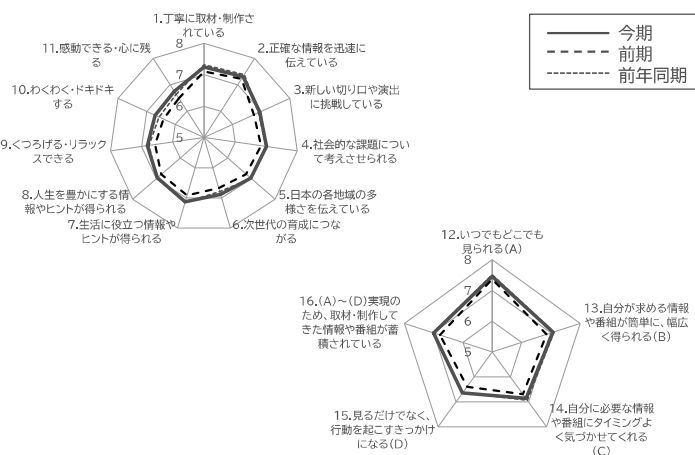
NHKの利用実態（NHKオンラインの利用状況・質的評価）

- 1週間の訪問数は、2015年以降順調に増加し、2021年度は3,300万UB超・2022年度も同水準で推移
- 「正確な情報を迅速に伝えている」「丁寧に取材・制作されている」などの**公共放送としての価値評価に加え、「いつでもどこで見られる」の評価が高い**

NHKオンラインの訪問数(アプリを含むUB=ユニークブラウザ数)



NHKインターネットサービスの質的評価



※インターネットサービスの質的評価は、各項目を10点満点で評価

出所：2022年9月トータルリーチ調査（全国20～70代、インターネット調査）

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

NHKのインターネットサービス概要

- NHKプラス、NHKニュース・動画アプリ、NHKワールドJAPAN、らじる★らじる等を受信料財源業務、NHKオンデマンドを有料業務として実施している

NHKが実施している主なインターネット配信サービスの概要

▶ NHKは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「NHKオンデマンド」を開始。
▶ 2020年4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「NHKプラス」を開始。

インターネット活用業務 (2号受信料財源業務) 2022年度予算 190.1億円 (国内: 159.3億円, 国際: 30.8億円)

NHKプラス

- 地上波(総合・教育)の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信(原則1週間)サービス。
- ※同時配信については、原則すべて。(総合テレビは24時間、Eテレは19時間)
- 無料だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。
- 登録完了者数は約280万件(2022年6月末時点)
- 訪問ユーザー数(UB数※)は週平均約106万。
- ※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザー数。

NHKニュース・防災アプリ

- 災害情報等のニュースを同時配信(2016年から)
- 理解増進情報の配信

NHKワールドJAPAN

- 外国人向け国際放送(テレビ・ラジオ)の同時配信、オンデマンド配信

らじる★らじる

- ラジオ放送(第1、第2、FM)の同時配信、聴き逃し配信(2011年9月から)

インターネット活用業務 (2号有料業務) 2022年度予算 27.5億円 (3号有料業務含む)

NHKオンデマンド

- 衛星放送の一部番組も含む放送番組を、2~3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。
- 会員登録者数は約314万人(2022年6月末時点)
- 有料(月額990円が1本あたり110円~330円)
- 10,000本以上の番組を提供。

出所:公共放送ワーキンググループ(第1回)「公共放送の現状について」

最新のアクセス数等

NHKプラス
登録完了者数は約320.9万件
(2022年10月末時点)
訪問ユーザー数(UB数※)は週平均121.4万
※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザー数

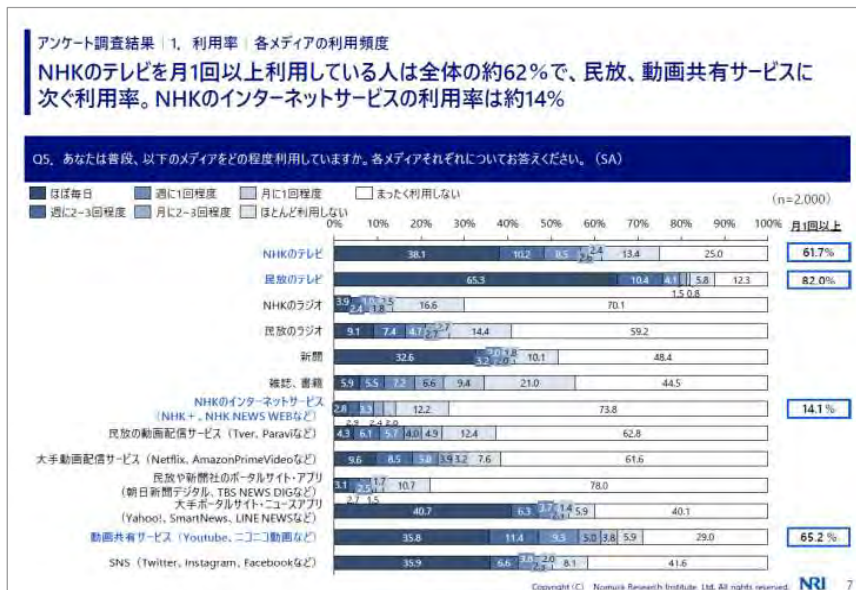
らじる★らじる
訪問者数 106.6万
※2022年度第2四半期の週次平均

NHKワールドJAPANオンライン
訪問者数 107.4万
※2022年度第2四半期の週次平均

地域放送局サイトへのアクセス
訪問者数 約330万
※2022年10月の週次平均

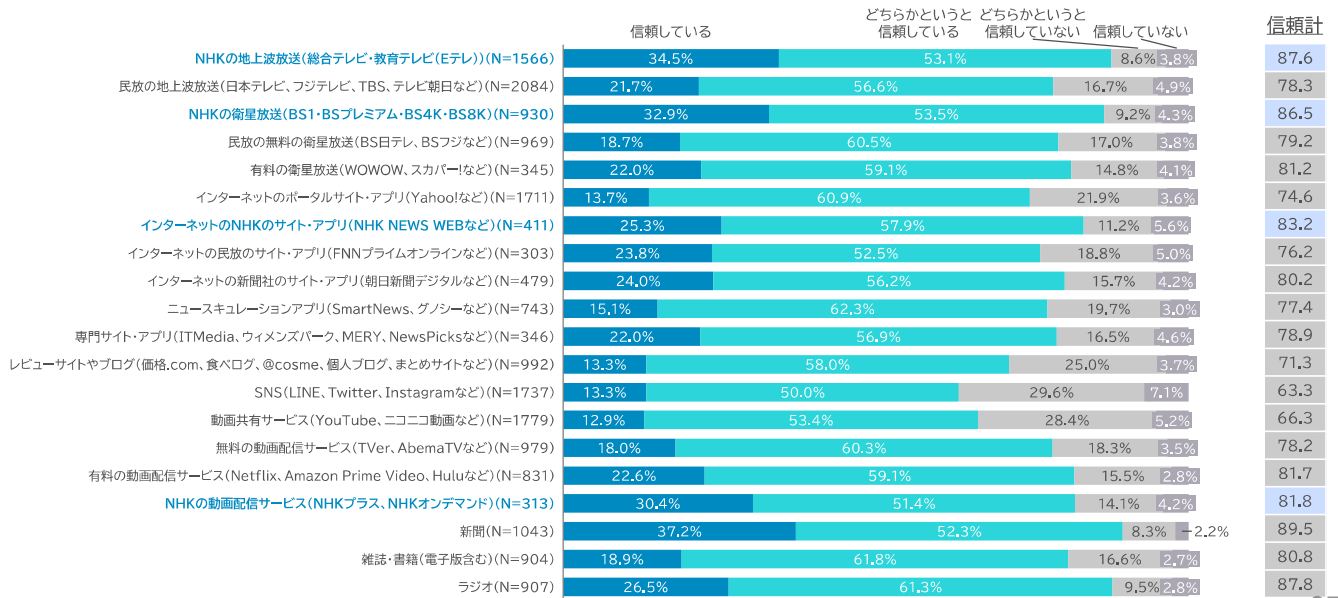
(参考) NHKの利用実態 (インターネットサービスの利用率)

- NHKのテレビを月1回以上利用している人は全体の約62%であり民放・動画共有サービスに次ぐ利用率
- NHKのインターネットサービスの利用率は約14%



出所:公共放送ワーキンググループ(第2回)「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果

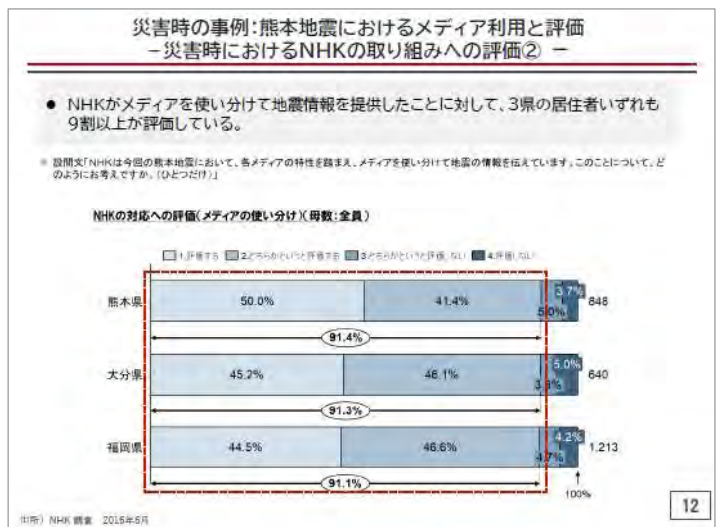
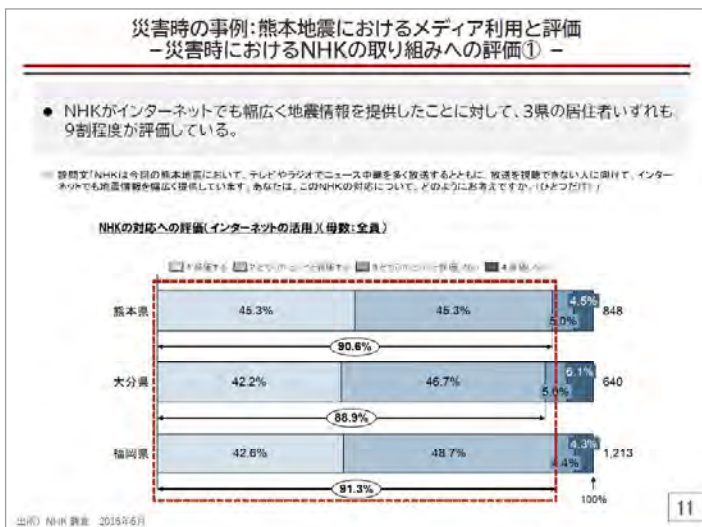
- NHKの放送やインターネットサービスへの信頼度は、いずれも8割超



出所：NHK調査（2022年10月 全国15～79歳男女、インターネット調査、N=2463）

災害時のNHKのインターネット対応の評価

- NHKがインターネットで幅広く地震情報を提供したことに對して、3県の居住者いずれも9割程度が評価している



出所：NHK調査 2016年6月（デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回））

- NHKプラスやNHKオンデマンド等のインターネット活用業務は「任意業務」として実施
- NHKが定める実施基準を受信料制度の趣旨に照らして総務大臣が認可する仕組みで、必須業務である放送を補完するものとして位置づけられている

| NHKのインターネット活用業務の制度的位置付け | | 19 | | | | |
|---|--|--|---|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ NHKプラス、NHKオンデマンドなどのインターネット活用業務は、NHKの「任意業務」として実施。 ▶ 実施に当たっては、NHKが定める実施基準を総務大臣が認可する仕組みとしており、「必須業務」である放送を補完するものとして、「目的達成に資すること」「過大な費用を要するものでないこと」「受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと」などを要件としている。 | | | | | | |
| NHKの業務 | | | | | | |
| 必須業務 (放送法第20条第1項) | ■国内放送 ■国際放送 ■放送に関する研究開発等 | | | | | |
| 任意業務 (放送法第20条第2項) | インターネット活用業務 | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td> NHKプラス 国内地上波番組の ・放送同時配信 ・見逃し配信 (第2号) </td> <td> NHKオンデマンド 国内地上波・衛星波 番組の ・オンデマンド配信 (第2号) </td> <td> NHKワールドJAPAN ネットサービス 外国人向け国際放送 番組の ・放送同時配信 ・オンデマンド配信 (第2号) </td> <td> NHKワールドプレミアム ネットサービス ・邦人向け国際放送番組の一部の 放送同時配信、オンデマンド配信 (第2号) ・日本総テレビ番組(邦人向け国際 放送番組含む)を外国動画 配信事業者への提供を予定 (第3号) </td> </tr> </table> | NHKプラス 国内地上波番組の ・放送同時配信 ・見逃し配信 (第2号) | NHKオンデマンド 国内地上波・衛星波 番組の ・オンデマンド配信 (第2号) | NHKワールドJAPAN ネットサービス 外国人向け国際放送 番組の ・放送同時配信 ・オンデマンド配信 (第2号) | NHKワールドプレミアム ネットサービス ・邦人向け国際放送番組の一部の 放送同時配信、オンデマンド配信 (第2号) ・日本総テレビ番組(邦人向け国際 放送番組含む)を外国動画 配信事業者への提供を予定 (第3号) | |
| NHKプラス 国内地上波番組の ・放送同時配信 ・見逃し配信 (第2号) | NHKオンデマンド 国内地上波・衛星波 番組の ・オンデマンド配信 (第2号) | NHKワールドJAPAN ネットサービス 外国人向け国際放送 番組の ・放送同時配信 ・オンデマンド配信 (第2号) | NHKワールドプレミアム ネットサービス ・邦人向け国際放送番組の一部の 放送同時配信、オンデマンド配信 (第2号) ・日本総テレビ番組(邦人向け国際 放送番組含む)を外国動画 配信事業者への提供を予定 (第3号) | | | |
| | ■放送番組等の外国放送事業者への提供 ■附帯業務(番組の周知広報、テキスト出版、受信相談等) | | | | | |
| 目的外業務 (放送法第20条第3項) | ■施設・設備の提供・賃貸 ■番組制作の受託等 | | | | | |
| インターネット活用業務実施基準 (総務大臣認可) | | | | | | |
| ・インターネット活用業務の種類・内容・実施方法 ・インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項 ・料金その他の提供条件に関する事項 等 | | 認可要件 <ul style="list-style-type: none"> ・NHKの目的達成に資すること ・過大な費用を要するものでないこと ・受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと 等 | | | | |

出所:公共放送ワーキンググループ(第1回)「公共放送の現状について」

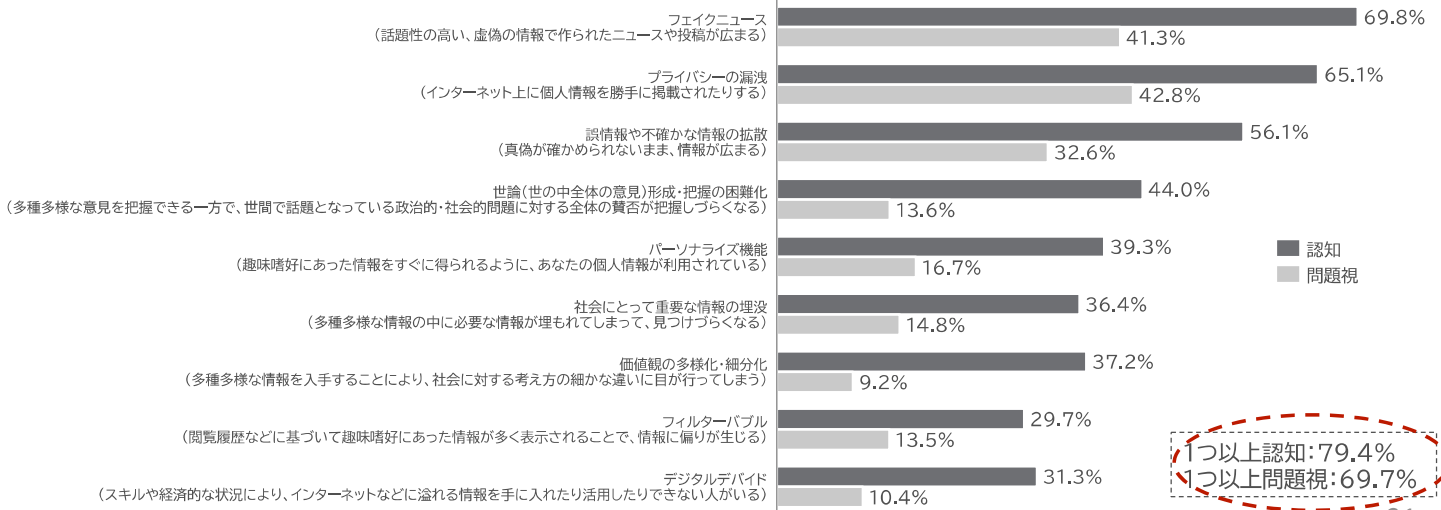
2. NHKのインターネット活用業務について

②インターネット特有の課題(広がる情報空間)について

インターネット特有の課題に対する認知・問題意識

- フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する認知・課題認識をしている人は少なくない

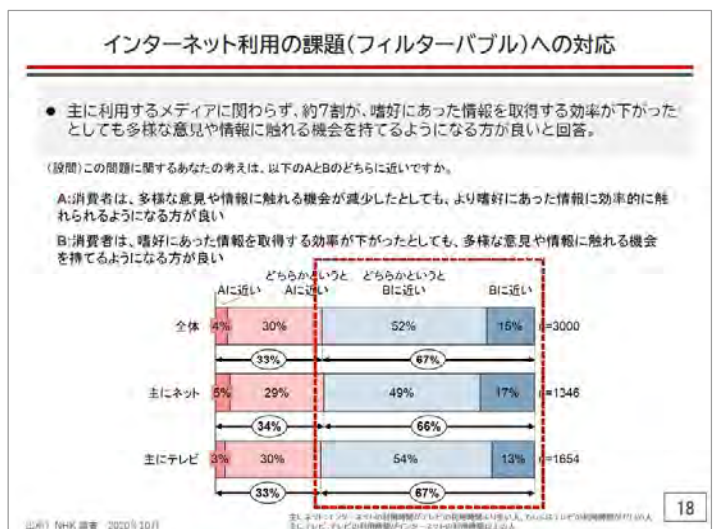
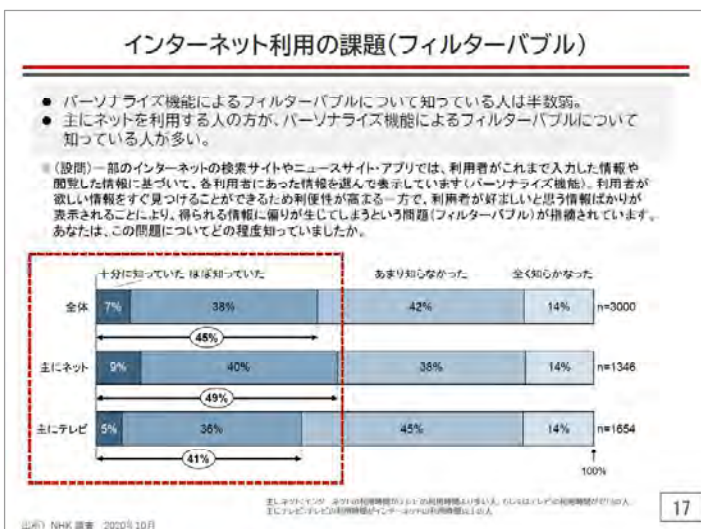
Q.インターネットによる情報取得が広く行われるようになり、利便性が高まる一方で、現代社会にはさまざまな問題が起きていていると言われています。それらを表す以下の言葉の意味するものをあなたは知っていましたか。また、ご自身で問題だと感じていますか。



出所: NHK調査 (2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

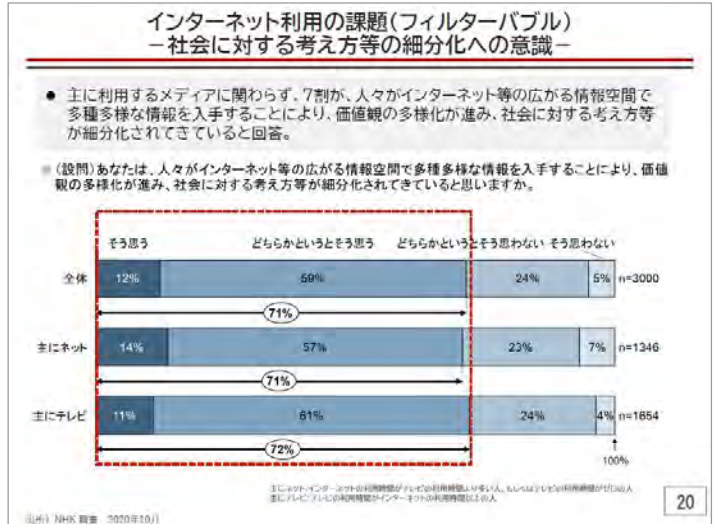
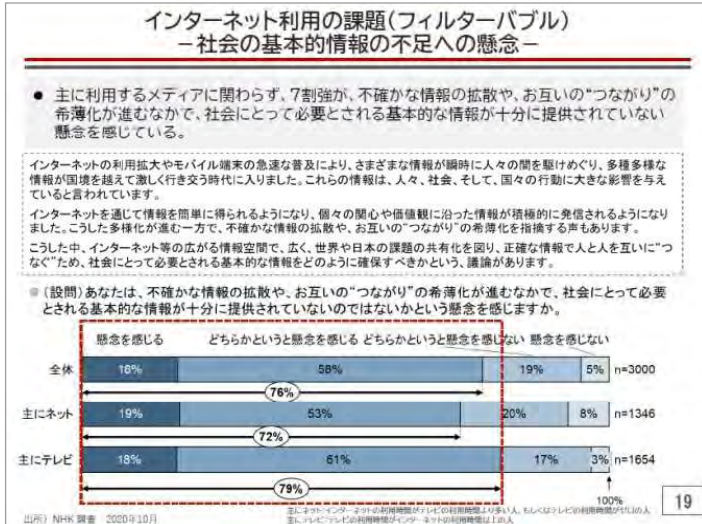
インターネット特有の課題：フィルターバブルにおける課題認識

- パーソナライズ機能によるフィルターバブルについて知っている人は半数弱
- 嗜好にあった情報を取得する効率が下がったとしても多様な意見や情報に触れる機会を持てるようになる方が良いという人は7割弱



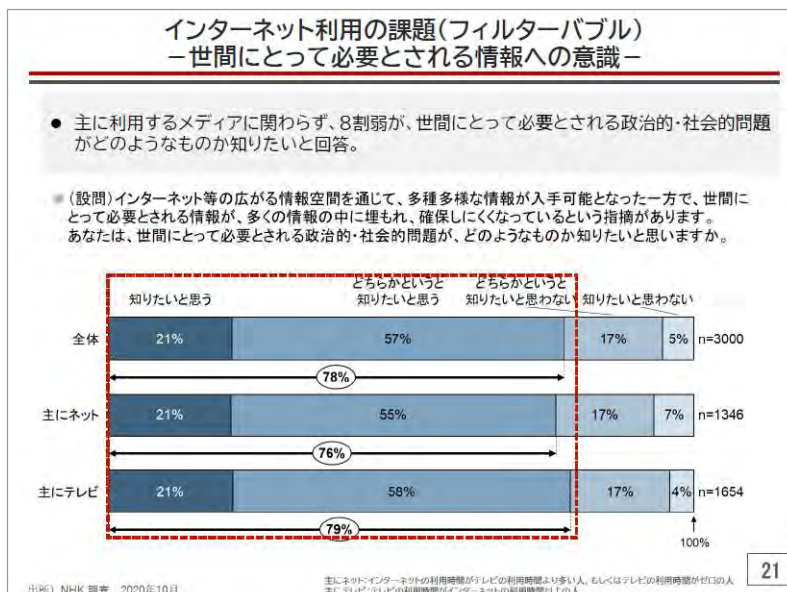
出所: デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 (第2回)

- 主に利用するメディアに関わらず、7割超が、不確かな情報の拡散やお互いの“つながり”の希薄化が進むなかで、社会にとって必要とされる基本的な情報が十分に提供されていない懸念を感じている



出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

- 主に利用するメディアに関わらず、8割弱が、世間にとって必要とされる政治的・社会的問題がどのようなものか知りたいと回答



出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

- OSINT（オープンソース調査）等、手段としてのインターネット活用を進めるほか、アテンションエコノミーに対応した取材・制作を行っている
- 実際に課題に直面するのはインターネット利用層であり、その層に合う形の発信も行っている

コンテンツの強化①

- 放送とネットの両方を活用して、信頼できる質の高い情報を提供

「水害から命を守る」キャンペーン



出水期に合わせて、台風や豪雨から命を守るための啓発や、具体的な避難方法などを伝える全国キャンペーン。全国統一のロゴ・キャッチコピーを使い、各地の放送局が地域の状況に適したコンテンツを制作。夕方のニュース番組、ホームページのほか、地域自治体と連携した防災ポスター掲示やイベントなどを展開した。

NHKスペシャル「ミャンマー」シリーズ



ミャンマー軍による弾圧の実態を、市民たちが撮影しSNSなどに投稿した映像をOSINT（オープンソース調査）という手法で検証して明らかにした。伝統的報道機関の持つ取材力と、膨大な情報を短時間で分析・処理する最新テクノロジーを融合させた、新しい調査報道番組として高く評価された。

36

コンテンツの強化②

- フェイクニュース・フィルターバブルなどによるアテンション・エコノミーが蔓延するなかで、それに対抗する情報を放送・デジタルで発信

フェイク・バスターズ



2019年12月に放送を開始した、アテンションエコノミー・情報リテラシーを主題とする特集番組。これまで5回放送し、「ネットの誹謗中傷」「新型コロナの情報爆発」「選挙とフェイク」など、ネット社会ならではの課題を取り上げ、放送・ネットで発信した。



報道局のネット監視チーム「SoLT(ソルト)」



2013年に発足したSoLT（ソーシャル・リスニング・チーム）は、SNSなどで拡散している誤情報の収集・分析を行い、取材部局に連絡している。コロナ禍でも多くの誤った情報が流れ、SoLTから連絡を受けた取材部局では専門家に取材の上、放送やネットで事実に基づく情報を発信した。

37

出所: デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

37

- 世界の公共放送は、培った知見、放送の“効用”をインターネットに展開し、貢献への期待、高い評価を獲得

2022年日本賞ファイナリストから紹介



『ultra:bit』

(ウルトラビット: デンマーク公共放送)



コーディング(プログラミング)教育にネットの双方向性を活用。放送とも組み合わせつつ、教育放送の効用の高度化を図る

デンマークの学校に配布されたマイクロコンピュータを使い、子どもたちはテレビ番組、オンライン教材やSNSコンテンツなどを通してコーディングを学ぶもの。

(効果)

調査対象の教師(300名)の96%が、生徒がこのプロジェクト後、さらに学びたいという意欲を示したと報告
調査対象の教師の90%が、このプロジェクト後、コーディングが容易になったと報告

38

- 世界の公共放送は、培った知見、放送の“効用”をインターネットに展開し、貢献への期待、高い評価を獲得

2022年日本賞ファイナリストから紹介



『@IAmSophieScholl』
（“私はゾフィー・シヨル”：ドイツ公共放送）



ドキュメンタリーを、若者に届くSNS上で表現。
放送の“同報性”という効用を実現

参加者がSNSへの投稿を通じて、過去の出来事をまるでリアルタイムで起きているかのように体験できる作品。

舞台となるのは、1942年、反ナチス活動家ゾフィー・シヨルの人生最後の10カ月。ミュンヘンでの学生生活や、彼女の反戦運動やナチス批判など、逮捕されるまでの当時の出来事が、実際のSNSに投稿された。

39

3. 今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

- ①情報空間全体におけるNHK：ひとりNHKの話ではない

40

- 現在の情報空間においては、「規制を受けないメディア」と「規制を受けるメディア」を分けることで言論空間全体として適正な状態が保たれるという“部分規制論”の考えが主張されている。
- 新聞と放送が競い合うことで、相互の信頼性を高め、情報の多元性に寄与していくことと認識している。
- インターネットを含むこれからの情報空間において、インターネット特有の課題も含めて対応していく際にも、このような考え方を踏まえ、デジタルプラットフォーム事業者も含め、あくまで情報空間全体での在り方を考えていくことが求められるのではないかと
- 実際に、伝統メディアに対しては、情報空間全体への寄与と高い信頼が存在している**

はじめに 放送政策とはなにか

- 放送政策は、個々の放送局あるいは放送業界そのものの保護を議論するものではない。また、放送政策は、放送だけのこと視野に入れて議論すべきものでもない。
- 放送は、**情報空間**の一部であり、放送政策の議論は、国として情報空間にどのように向き合うかという方針を議論するものである。
- これまでは、情報空間のうち、国の政策、さらには立法の対象となってきたのはほぼ放送だけである。
 - それは、放送が電波を利用して情報発信を行ってきたという事情による。
- 公共的な役割として、どのようなものかを考えるというのが放送政策のテーマの一部となるが、実は、日本ではこの点は深掘りされてこなかった。
- 重要なのは、様々な媒体の中でも放送は、政策的に設計する余地が大きいという特質があるということ。
 - 実際に番組を制作して放送するのは放送局という民間企業あるいは公共放送であり、そこにおける創意工夫、自発性は十二分に尊重する必要がある。
- 放送局の定額確保の問題と、担うべき公共的価値の再確認の問題とに区分可能。**

情報空間について 情報空間の多層性・複合性

- 情報空間は単数形で語れるものではなく、様々な性質の壁で囲まれた無数の空間が多層的に複合したもの。
- 最も固く閉じたものとして、会員限定のオンラインサロンや、実社会でも固定メンバーでの会合。
- すべての人々に開かれたマスメディアやソーシャルメディア。
- しかし、マスメディアやソーシャルメディアは、形式上は開かれているといっても、実際の利用者には偏りがある。
- 開かれた情報空間については、次に見るような介入の理由からして、公権力の介入がありうる。

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）曾我部構成員資料

➡放送制度、NHKのインターネット活用業務の在り方も、そのなかで考えるべき問題

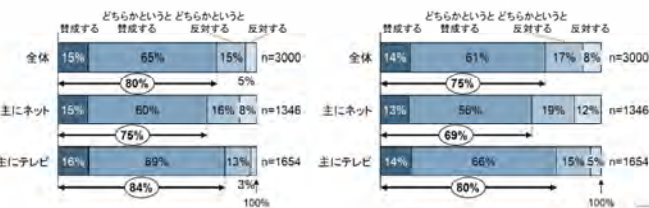
- 伝統メディアは、インターネットにおける品質確保に貢献することを期待されている

従来型メディア、NHKの情報空間への影響評価

- 従来型のメディアがインターネット配信事業者に良質なコンテンツを提供することで良い影響を及ぼすことについて、8割の人が賛成。NHKについては75%の人が賛成。

■（設問）従来型のメディア（NHK、民放、新聞社などメディア全体）が良質なコンテンツをインターネットの配信事業者に提供することで、インターネットも含めたメディア・情報空間に良い影響を及ぼすべきであるという意見があります。あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。

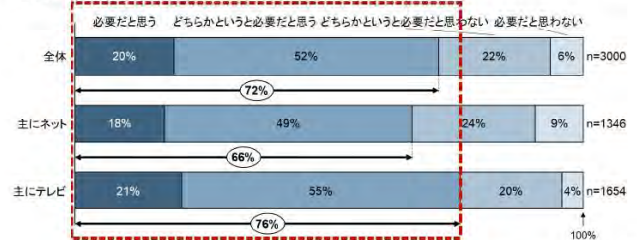
■（設問）NHKが良質なコンテンツをインターネットの配信事業者に提供することで、インターネットも含めたメディア・情報空間に良い影響を及ぼすべきであるという意見に対してどのように思いますか。



インターネット上での伝統メディアへの期待 —インターネットコンテンツの品質確保の必要性—

- 7割が、旧来のテレビや映画のようにコンテンツに一定の質の水準を確保する機能がインターネット等の広がる情報空間においても必要だと回答。

■（設問）インターネット等の広がる情報空間では、さまざまな種類のコンテンツが豊富に提供されていますが、旧来のテレビや映画のように、多くの時間と費用をかけたコンテンツではないため、一過性の人気や面白さはあっても、見応えや信頼感が無いとの指摘もあります。あなたは、旧来のテレビや映画のようにコンテンツに一定の質の水準を確保する機能が、インターネット等の広がる情報空間においても必要だと思いますか。



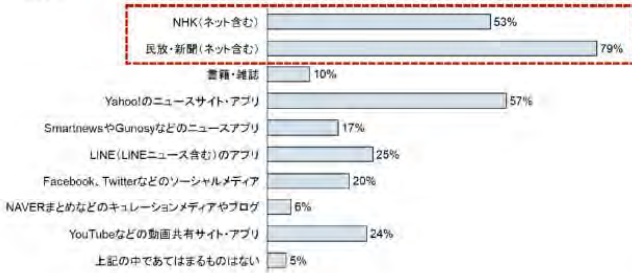
出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

- 伝統メディアは、世の中のニュースを知るために習慣的に利用されている（ネット経由含む）

メディアへの評価(情報源・信頼・質) -情報の入手経路①-

- 世の中のニュースを知るための習慣的に利用しているメディアとしては「伝統的メディア」が多い。中でも、民放・新聞の利用率が約8割と最も高い。

■ あなたが、世の中で起きているニュースを知るために、普段、習慣的に利用しているものをすべてお知らせください。



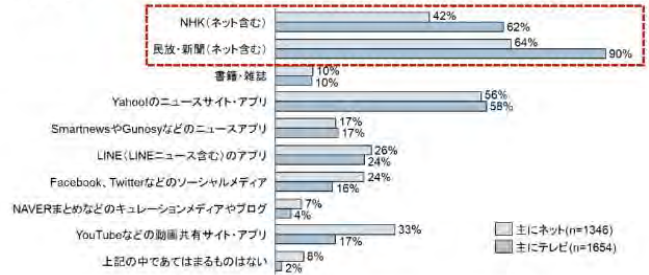
(出所) 野村総合研究所 2020年11月

5

メディアへの評価(情報源・信頼・質) -情報の入手経路②-

- 主にネットを利用している人でも、世の中のニュースを知るための習慣的に利用しているメディアとしては、民放・新聞やNHKなど「伝統的メディア」が多い。

■ あなたが、世の中で起きているニュースを知るために、普段、習慣的に利用しているものをすべてお知らせください。



主としてインターネットの利用時間がテレビの利用時間より多い人、もしくはテレビの利用時間がゼロの人、主としてテレビの利用時間がインターネットの利用時間以上の人

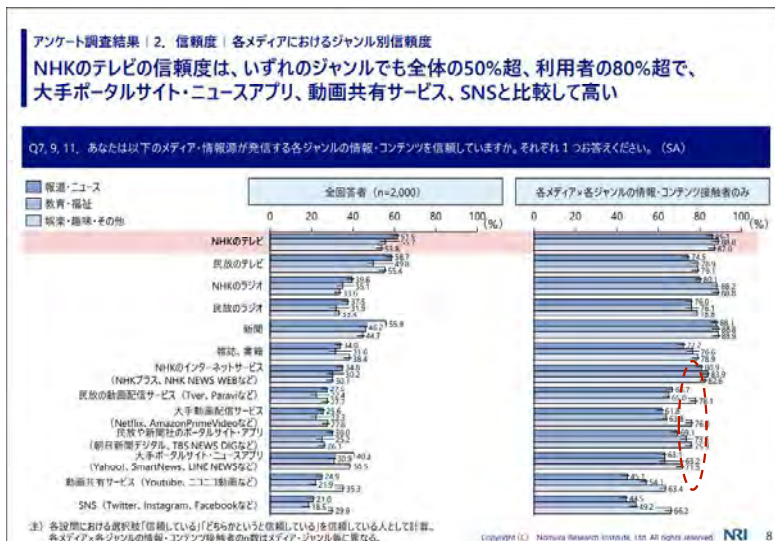
(出所) 野村総合研究所 2020年11月

6

出所: デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 (第2回)

情報空間全体の視点~伝統メディアの幅広い信頼度

- NHKのテレビの信頼度は、いずれのジャンルでも全体の5割超、利用者の8割超
- 民放のテレビの信頼度は、全体の約5割、利用者の約8割
- 新聞の信頼度は、全体の約5割、利用者の8割超
- それぞれ、ネット経由の接触者も信頼度は高い



出所: 公共放送ワーキンググループ (第2回) 「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果 (強調はNHK追加)

- 本ワーキンググループにおいても、知る権利の充足などに必要となる情報空間の環境整備に対しては、公共放送を含む放送制度の議論だけでなく、民放や新聞等も含めた多様な主体まで広げる必要性が指摘されている

(大谷構成員)

自分が知りたいかどうにかかわらず、知っておいたほうがよい情報に触れることのできる情報源や視聴スタイルというのが放送にはあり、それこそが放送の公共的な価値。

ネット配信について、公共放送と民放の位置づけが、視聴者の時間を奪い合う競争関係と捉えるのではなく、情報空間を支える社会インフラとして相互補完関係にあるものと捉える必要がある。

(曾我部構成員)

情報空間の環境整備に関する論点は、本来は新聞業界の支援なども含めて幅広いものが考えられる。

直近では、伝統的かつ例外的に情報空間の環境整備のための国の政策が展開されてきた放送制度の改革が重要な意味をもち、とりわけ、純然たる放送制度の所産である公共放送に関する議論はその中核を占める。

(三友座長)

これからの議論を業界の問題として矮小化してはいけない。

重要なのは、時代の変化の中にあって、メディアから情報を受ける国民にとって、より多様で、そして普段の生活のみならず災害時の非常時等、様々な意味で役に立つプログラムが提供されることである。

国民の受益の中身がよりリッチになるように必要なことは何か、議論を尽くすべき。

出所:公共放送ワーキンググループ(第1回)議事要旨よりNHKまとめ

- デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした「テレビ離れ」など、大きく変化し、情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。
- 他方、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化する中で、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス(情報的健康)の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増えていると言える。

出所:デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ

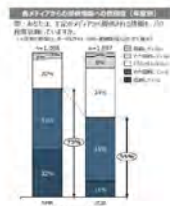
公共放送の位置づけ

放送の公共性の中核的な担い手として想定され、実際にもその役割を果たしてきたのは公共放送ではないか。

● 放送の公共性の中核的な担い手としての公共放送

- 放送法は、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとした(受信料判決)
- 二元体制がとられているが、放送の公共性の中核的な担い手は公共放送であるNHKである。ヨーロッパ諸国などは、民放の公共性も強調され、法制度上も一定の規律を受けているが、日本では民放に対する規律は少ない。

● 「市民」の利益と「消費者」の利益との区別の必要性と、放送の公共性の核心は前者への寄与にある(以下「参照」)



【放送法に関する専門小委員会(次世代NHK)に関する調査結果(2016年)】
<http://www.nhk.or.jp/nextgen/committee/summary.html>

(参考) 市民の利益と消費者の利益との区別 (英国の議論)

citizens' interestsは社会全体にわたる利益、consumers' interestsは個人にわたる利益と正確である。

| 各interestsの定義 | Ofcomの議論 |
|--|---|
| consumers' interests (消費者の利益) 「個人や企業としての」 消費者として扱われること ● 特定の消費者は、製品やサービスを、品質、価格、サービス、アフターサービス、信頼性、保証などの観点から評価する。必要に応じて、必要に応じて消費者保護を要求する。 | Ofcomの主要目的の一つは、consumers' interestsの保護にある。 ● 消費者の利益は、消費者が製品やサービスを購入する際に、十分な情報に基づいて選択できるように確保することである。消費者が十分な情報に基づいて選択できるように確保することは、市場の健全な競争を促進する。 |
| citizens' interests (市民の利益) すべての市民が享受する、同じ権利と責任を持つこと。人々の社会参加を促進する。市民は、政治、社会、文化、経済、環境などの分野で、市民の利益を代表する。市民は、社会全体の利益を代表する。市民は、社会全体の利益を代表する。 | Ofcomの主要目的の一つは、citizens' interestsの保護にある。 ● 市民の利益は、市民が社会に参加し、社会の発展に貢献できるように確保することである。市民が社会に参加し、社会の発展に貢献できるように確保することは、社会全体の利益を促進する。 |

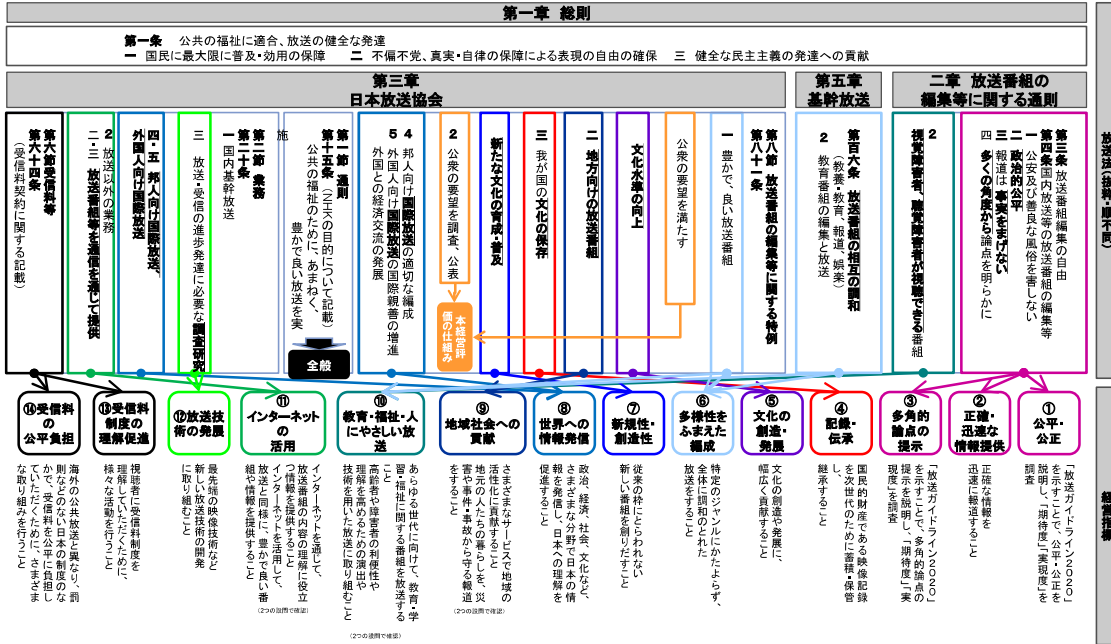
ただし、citizens' interestsはよりconsumers' interestsと重複する。
 ● 消費者として扱われることには、消費者として扱われる必要はない。
 ● 市民として扱われることは、消費者として扱われる必要はない。
 ● 市民として扱われることは、消費者として扱われる必要はない。

次世代NHKに関する専門小委員会の報告に関する補足資料127頁
http://www.nhk.or.jp/nextgen/committee/assets/pdf/Su127_01.pdf

出所:公共放送ワーキンググループ(第2回)「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」(曾我部構成員資料)

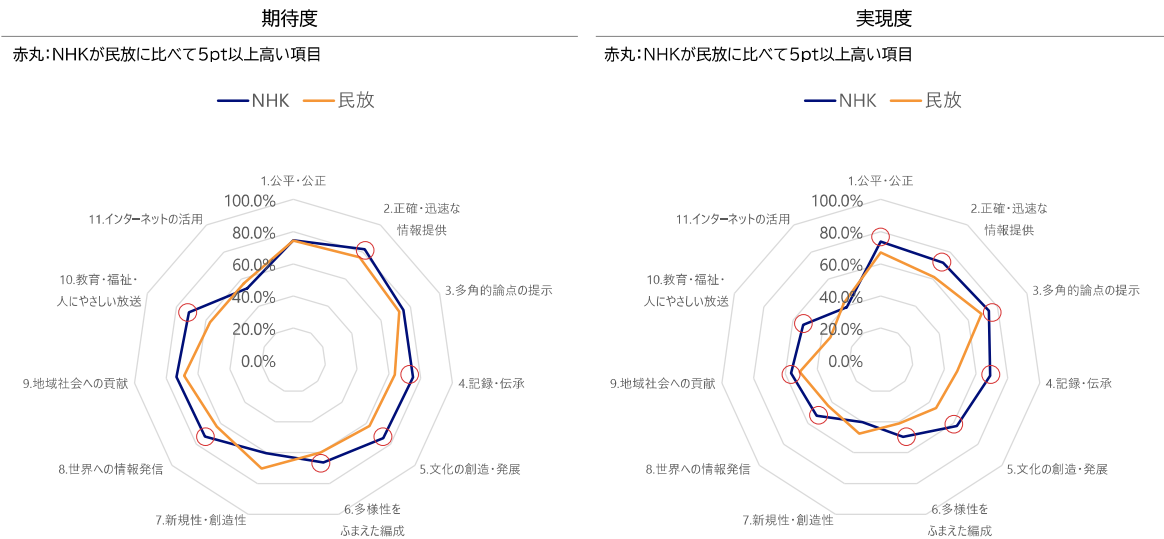
放送の二元体制とは何か

- NHKでは放送法に基づく指標を設定し、視聴者・国民からの期待・評価を定点的に観測している



放送における二元体制の評価

- 「4. 記録伝承」「5. 文化の創造・発展」「6. 多様性」「10. 教育・福祉」等でNHKに対する期待が民放よりも高い
- 公共放送と民放の二元体制は、このような差異を相互補完し、切磋琢磨していると言えるのではないかと



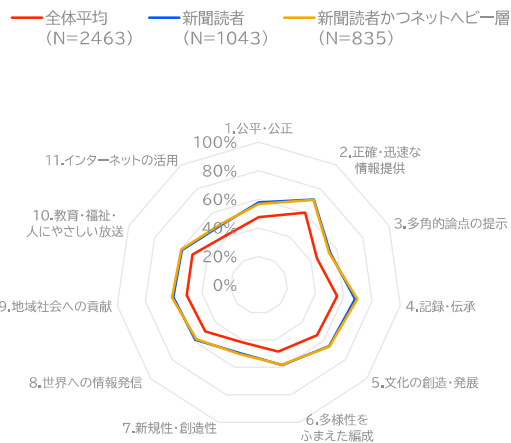
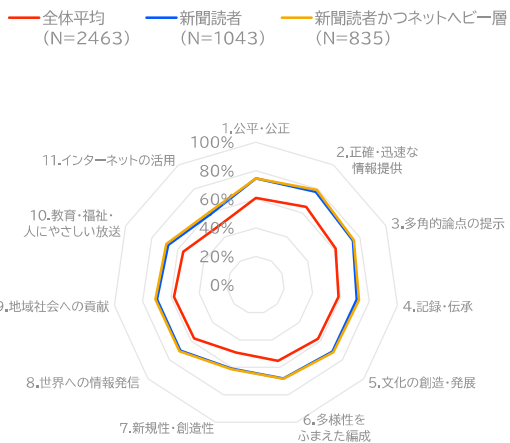
※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかという期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかという実現している」と回答した人の割合
 出所) NHK世論調査(2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816)
 *「民放」については、回答者がもっともよく見る民放を想定して回答。

(参考) 新聞読者におけるNHKの評価

- ・ 新聞読者はNHKへの期待や評価が高く、相乗効果により情報空間に貢献することを期待していると言えるのではないかと
- ・ 同時に、この関係は、情報空間における多元性確保時の前提と言えるのではないかと

NHKへの期待度

NHKの実現度評価



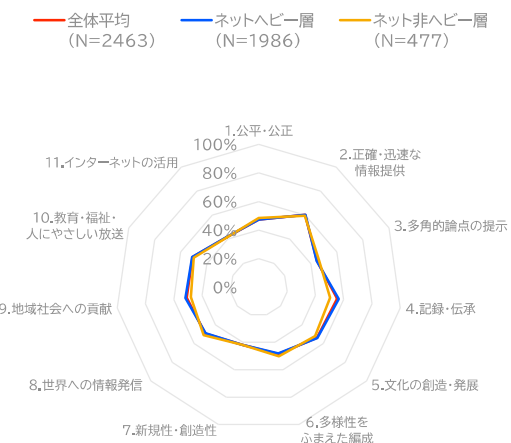
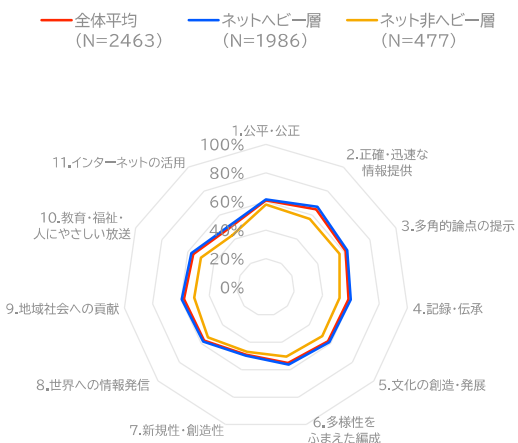
期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかという期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかという実現している」と回答した人の割合
 新聞読者：新聞を月に1度以上読んでいると回答した人
 ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
 出所：NHK調査（2022年10月 全国15～79歳男女、インターネット調査、N=2463）

ネットで情報収集する人におけるNHKへの期待

- ・ NHKの各公共的役割に対し、6～8割が期待をしている
- ・ インターネットサービスを活用して情報収集する人は、全体平均と比べてややNHKへの期待や評価が高い

NHKへの期待度

NHKの実現度評価



期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかという期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかという実現している」と回答した人の割合
 ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
 出所：NHK調査（2022年10月 全国15～79歳男女、インターネット調査、N=2463）

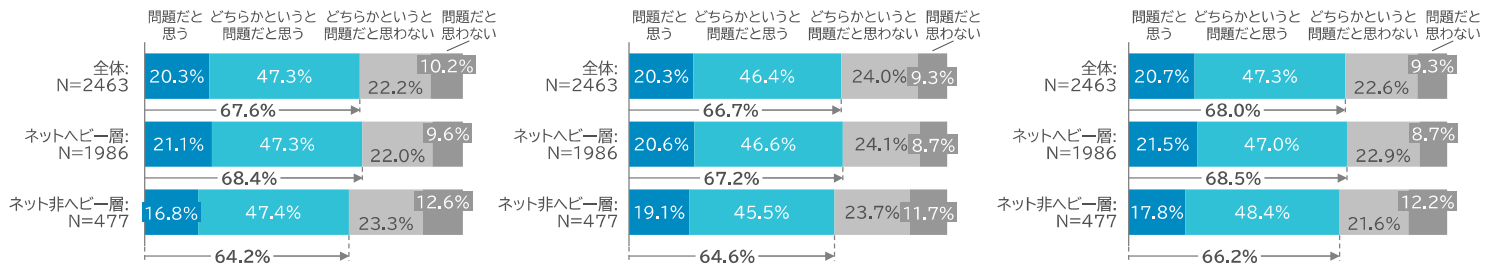
- 全体でもネットヘビー層でも、動画配信サービスの普及により「若者に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなること」「日本の国際社会の中でのプレゼンスが低下すること」に対して7割弱が問題視（⇒修正経営計画方針の前提への賛意）

近年、NetflixやAmazon Prime Video等のインターネット動画配信サービスが普及してきていますが、放送事業者がその環境変化に対応しきれておらず、若者層を中心にテレビを視聴する人が減っていると言われています。そのことにより、若者層を中心に、政治や選挙情報、社会全体で共有し考えるべき課題等の社会にとって必要とされる基本的な情報が共有されにくくなる可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる(つぶれる)ところも出てくる可能性があります。海外の事業者が、なるべく多くの世界の視聴者に見てもらおうことのみを優先してコンテンツを制作するあまり、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなる可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる(つぶれる)ところも出てくる可能性があります。それにより、国際社会に対して、正確な日本の文化・伝統や社会情勢を発信するメディアが減り、日本の国際社会の中でのプレゼンス(存在感や影響力)が低下する可能性が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いませんか。(ひとつだけ)【必須】



※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：NHK調査（2022年10月 全国15～79歳男女、インターネット調査、N=2463）

3. 今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

②寄与できること、すべきことは何か：放送と同じ価値・異なる態様

放送と同じ価値・異なる態様：教育コンテンツへの期待

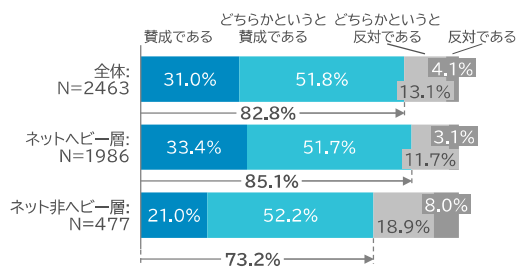
- 教育格差解決のために、家庭環境に関わらず受けられる教育や学習支援サービスが必要という考えに「賛成」の人は全体の8割超であり、6割弱の方は、NHKがネットを活用したサービスで支援することを期待

置かれた環境によって受けることができる教育に不平等が生まれてしまう教育格差が、新型コロナウイルスをきっかけに拡大したと指摘されています。特に子どもでは問題が深刻で、コロナにより学級閉鎖やオンライン授業が行われましたが、裕福な家庭では子どもを塾に通わせたり、自身で教えたりして対処をした一方、裕福でない家庭ではその余裕がなく、学級閉鎖で授業が受けられない子どもの学力が低下し、教育格差が広がったと考えられています。この教育格差を解決するためには、**家庭環境に関わらずに手軽に受けられる学校以外の教育や学習支援サービスが必要**だという意見があります。

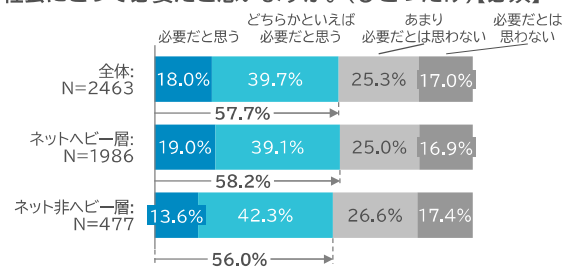
教育格差を解決するために、NHKはこれまで教育テレビ(Eテレ)で学習番組を提供する等して対処を行っています。しかし、近年必修化されたプログラミング等についてこれまでのような放送による提供だけでは習得が難しいため、海外の公共放送局では以下のような一定の双方向性を備えたサイト等を通じ、最低限の環境でも学習ができるように支援するサービスを提供しています。そこでNHKにも、海外の放送局と同様に**インターネットを通じて学習できるサービスを提供すべきだ**という意見があります。



Q.あなたはどのように思いますか。(ひとつだけ)【必須】



Q.あなたは、このようなサービスを、NHKが提供することは、社会にとって必要だと思いますか。(ひとつだけ)【必須】



※ネットヘビー層:ポータルサイト・アプリ、ニュースキューションアプリ、専門サイト・アプリ、レジャーサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所: NHK調査(2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

放送と同じ価値・異なる態様：フェイク・分断への対応

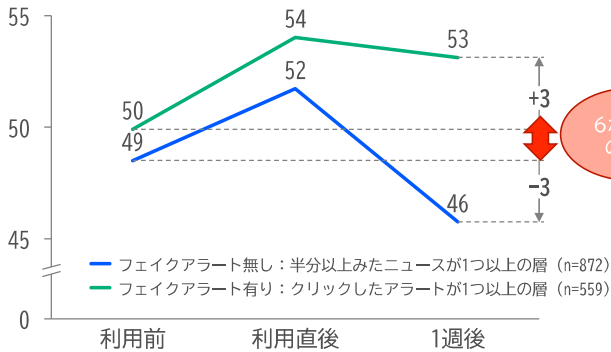
- フェイク(分断)アラート(第一期社会実証③)
インターネット特有の“分断”等の課題について、放送の効用(基本的な情報の共有(同報性)、多元性)で対応することを企図しているもの
→インターネット特有の課題について、行動変容を促す効果が確認された



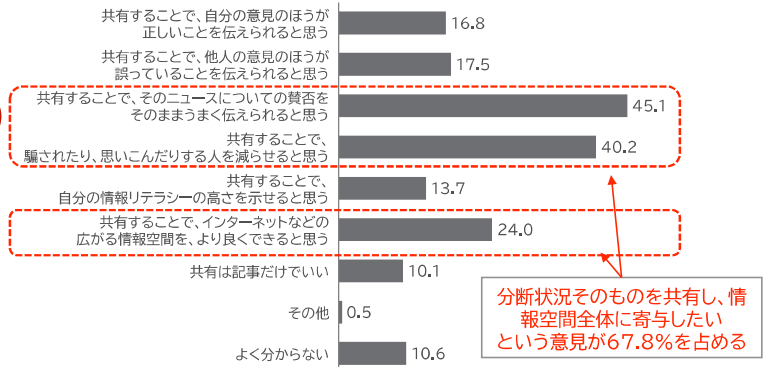
・分断のネットワーク図を見た層は、より慎重に各種情報に対処するようになった(時間をおいて効果・効用を分析)
・分断状況そのものを共有し、情報空間全体に寄与しようとする傾向も観察された(利用者の7割弱)

- フェイクアラート利用有無による行動変容の差を明らかにするサービスの実証調査を実施
 - グループを二つに分けて調査(フェイクアラート無しの通常のニュースサイト利用、フェイクアラート有りのニュースサイト利用)。1週間後に再度調査を行い、効果が継続しているか分析
- ネットワーク図を見た層は、より慎重に各種情報に対処するようになった
 - フェイクアラートサービス利用者は、サービス利用直後に「情報・コンテンツの真偽を確認するようにする」と回答した人が増え、さらに1週間後も継続
 - 一方、フェイクアラート無しのサービス利用者は、サービス利用直後に「情報・コンテンツの真偽を確認するようにする」と回答した人が増えたが、1週間後には元の水準に戻った
- 分断状況そのものを共有し、情報空間全体に寄与しようとする傾向も観察された

Q.あなたが、ふだんメディアを利用する際に気を付けたいと思っていることについて、あてはまると思うものをお知らせください。
情報・コンテンツの真偽を確認するようにする



Q.共有機能について、どのように評価しますか。
 以下の中からあてはまるものをすべてお知らせください。(いくつでも)【必須】
 (母数:ネットワーク図を見た人の中で、共有機能を利用して、ニュースを共有したいと回答した人388人(見た人の中の58%))

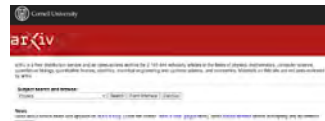


出所)NHK(ネット)調査【サービス利用調査】調査日:2022年11月4日(金)~2022年11月6日(日) サンプル数:4000(2000×2)全国 15-79歳 ブロック別の人口動態割付
 【追跡調査】調査日:2022年11月11日(金)~2022年11月14日(月) サンプル数:3499(1757、1742)サービス利用調査回答者全員に配信し、期間内に回答が得られた方

(参考) 社会貢献・業界貢献、オープンイノベーション

- フェイク (分断) アラート (第一期社会実証③)

その分析アルゴリズムについては、論文の形で公開 (学会誌投稿中)

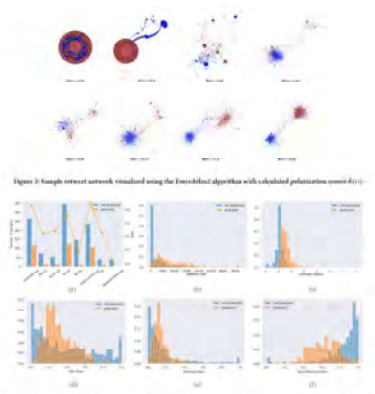
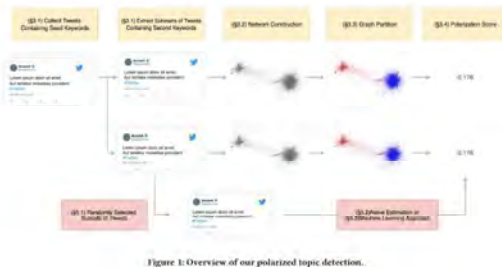


How Many Tweets Do We Need? Efficient Mining of Short-Term Polarized Topics on Twitter: A Case Study From Japan

ABSTRACT
 In recent years, social media has been criticized for picking polarization. Identifying emerging, divergent and growing polarizations is important for journalists to create alerts and provide more balanced coverage. While recent studies have shown the existence of polarizations on social media, they primarily focused on limited topics such as public health with a long volume of data collected in the long term, especially over months or years. While these findings are helpful, there are two issues to create an alert immediately. In addition, this topic, we develop a domain-specific mining method to identify polarized topics on Twitter in a short time period, namely 12 hours. As a result, we find that daily Japanese news-related topics in early 2022 were polarized by 31.6% within a 12-hour range. We also analyze how they tend to construct information diffusion networks with a relatively high average degree, and half of the users are connected by a relatively small number of people. However, it is very costly and impractical to collect a large volume of tweets daily on news topics and monitor the polarization due to the limitation of the Twitter API. To make it more cost-efficient, we also develop a pre-trained neural network. As a result, we compare the polarization level using manually collected tweets leveraging the network information. Experiments demonstrate a significant saving in collection costs compared to baseline methods. In particular, our approach achieves F-scores of 0.70, requiring 1/10th tweets to achieve the baseline. To the best of our knowledge, our work is the first to predict the polarization level of the topics with low resource costs. Our findings have practical implications for the news media, allowing journalists to detect and disseminate polarizing information quickly and effectively.

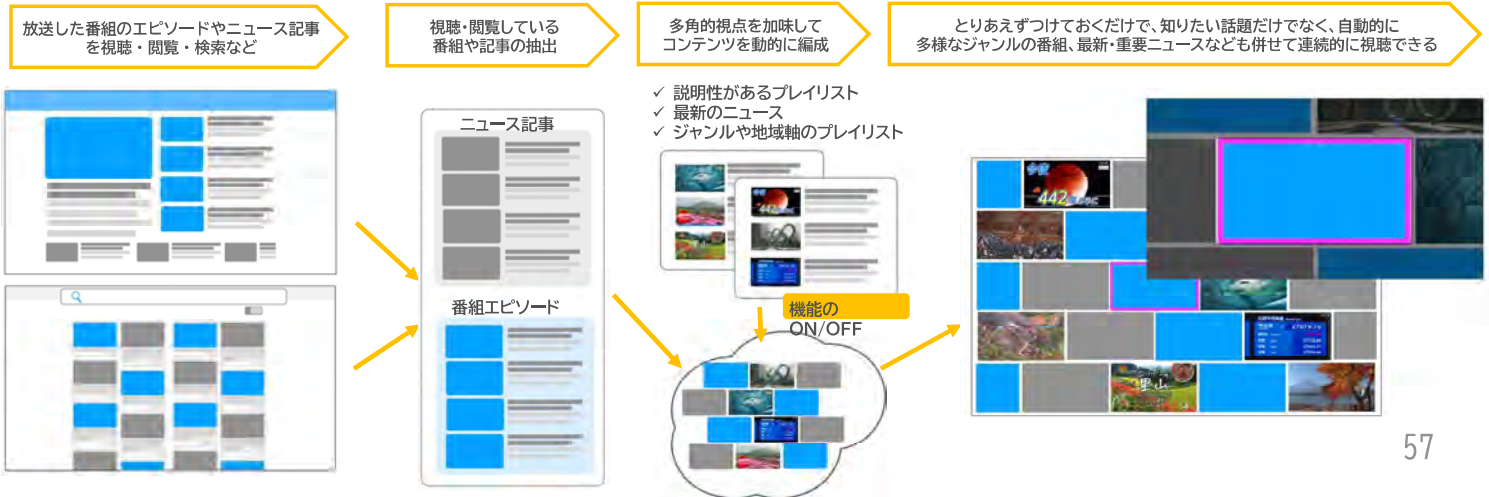
KEYWORDS
 Information systems • Social networks

ACM Reference Format:
 Anonymous Author(s). 2022. How Many Tweets Do We Need? Efficient Mining of Short-Term Polarized Topics on Twitter: A Case Study From Japan. In Proceedings of the ACM Conference on WWW '22, May 14–19, 2022.



- 同技術は特許出願中 (なお、放送局・新聞社からの要望があれば提供想定)

- 一望・連続再生（第一期社会実証⑥）
インターネット特有の“分断”等の課題について、放送の効用（基本的な情報の共有（同報性）、多元性）で対応することを企図しているもの
→放送での“総合編成”と同様の効用がネットにもたされることを確認



- 令和3年8月27日、総務省より、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズ検証のため、テレビを保有していない方々を対象とした社会実証実施の要請
- NHKの新たな在り方に繋げることを目指し、情報空間におけるNHKの意義や存在価値の確認を実施

NHKプラスのサービス概要とネット配信社会実証

47

- NHKプラスはインターネットでNHKの地上波放送番組（総合テレビ・教育テレビの放送番組）を視聴できる動画配信サービス。
- NHKプラスは利用者に対価を求めることなく実施されるが、受信契約を確認できない者に対しては、同時配信の画面上に受信契約を確認するための情報提供を求めめるメッセージを表示し、見逃し番組配信を利用不可としている。
- 2021年9月末時点で、NHKプラスのID登録完了数は約175万件となっている。



NHKが社会実証で目指すこと

総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（第2回） 日本放送協会資料より

総務省の要請を受け、情報空間におけるNHKの意義、役割の確認のため、社会実証を実施した。

社会実証の経緯

- 令和3年8月27日、総務省からNHKに、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、テレビを保有していない方々を対象として、放送番組等の配信を行う社会実証実施の要請があった。
- NHKはかねてより、総務省検討会などの場でインターネット時代の公共放送の意義や役割等が課題であることを提起してきており、要請もふまえて実施することとした。

社会実証で目指すこと

情報空間におけるNHKの意義、存在価値の確認

- NHKは公共放送として、「表現の自由のもと、正確で公平、公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義と文化の向上に寄与すること」を掲げ、業務にあつてきた。
- しかし、インターネットやスマートフォンの普及などで、NHKを取り巻くメディア環境や視聴者行動が大きく変化しており、情報空間におけるNHKが果たす意義や存在価値を確認する必要が出てきている。
- このため、今回の社会実証で、NHKが情報空間に提供するサービスについて、テレビ未所有者などの利用の可能性や、サービスの意義を確認し、結果を踏まえて、NHKの新たなあり方につなげることを目指す。

社会実証のポイント

- 多元性、多様性、地域性、フェイクニュース対策等への貢献を確認
- 報道、教育、教養、娯楽の各分野での意義も確認
- 社会実証の状況を提示し、一定規模の世論調査も実施

- ネット配信社会実証
- NHKが提供する同時配信サービス・見逃し配信サービス（NHKプラス）については、**現在、受信契約者のみが視聴可能（テレビを保有していないネットのみの利用者は視聴不可）**。
 - 令和3年8月27日、NHKに対し、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、**テレビを保有していない者を対象として、放送番組等の配信を行う社会実証の実施について要請**。
 - 社会実証の詳細は、現在、NHKにおいて検討中であり、**令和4年4月以降に開始予定**。

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第1回）

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第10回）インターネットでの社会実証（第一期）結果報告

放送と同じ価値・異なる態様：「社会実証」から～非テレビ層

- ・ 社会実証の対象者から、情報空間におけるNHKの意義や存在価値に対し7割程度の有用性を確認した
- ・ また、テレビ層についても同様の結果となった

社会実証の評価

3つの機能、それを実装したサービス（機能）への評価は高く、一定の評価ができるのではないかと。

| 情報空間の課題 | 3つの機能 | 個別機能への評価 | 数値 | |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------------------------|--|-------|
| フェイクニュース リコメンデーション SNS上の複雑な意見 | 正しい情報が 環まり、気付く | 情報を正しく、偏りなく理解することを支援する機能が、社会に必要かどうか | アラートマーク フェイクニュース（自身） | 72.0% |
| | | 多様性が共有され、分断の改善に役立つ機能が、社会に必要かどうか | 意見の分断状況を可視化 社会的分断（自身） | 74.9% |
| | | 地域上で各地の違いや多様性を可視化 | 偏りや多様性の理解（社会） | 79.7% |
| リコメンデーション SNS上の複雑な意見 | 知識が広がる、 つながる | 多角的視点での提供機能が社会に必要かどうか | 関連ニュースを多角的な視点で提示 信頼できる情報・幅広い情報を見つける（社会） | 77.3% |
| | | 偏ったリコメンデーションを避けるなどの機能が社会に必要かどうか | 関連番組を幅広く分野を超えて提供 偏ったリコメンデーション（社会） | 75.6% |
| | | 簡単に、必要な情報を見つけられる機能が、社会に必要かどうか | 連続再生で他のニュースを提示 簡単に必要な情報を見つけられる（社会） | 66.1% |
| アクセス困難 メディアリテラシー | 簡単に、必要な情報が 見つかる | 簡単に、必要な情報を見つけられる機能が、社会に必要かどうか | 災害情報のマップ化・集積化 防災・減災（社会） | 81.2% |
| | | 知識や視野を広げ、社会の全体像を掴むのに役立つ機能が、社会に必要かどうか | 適切な編集方針でニュースの一望が可能 知識や視野を広げる（社会） | 64.1% |
| | | 位置情報から動画等で地域文化を発見 | 各地域の文化を発見（社会） | 68.0% |
| | | | | 4.4 |

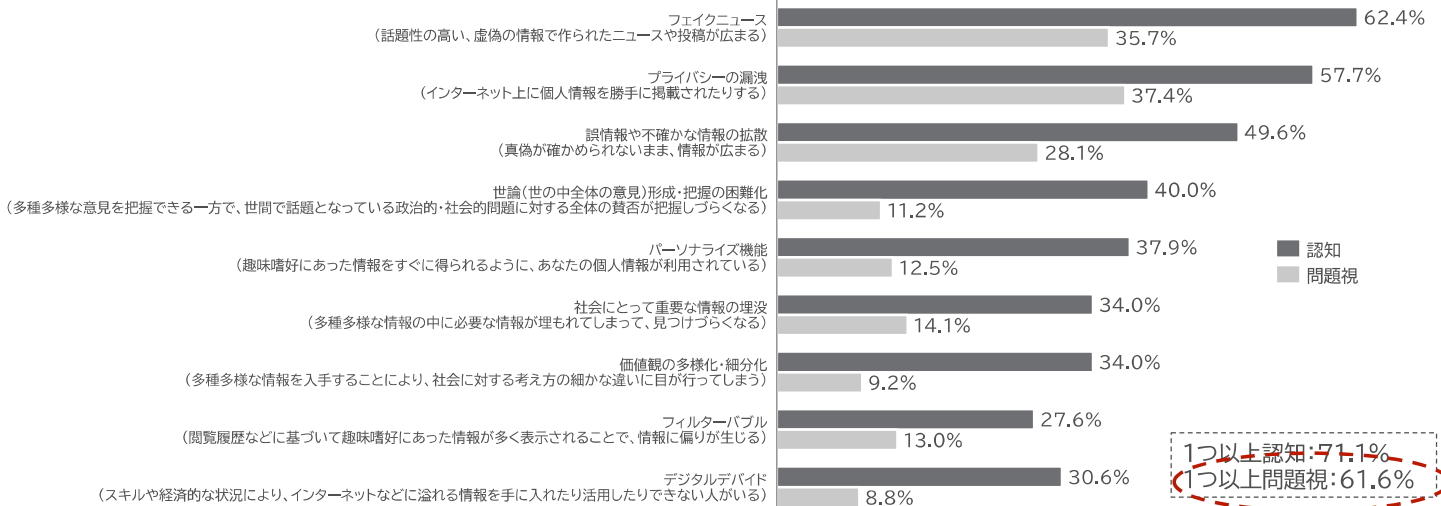


出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第10回）インターネットでの社会実証（第一期）結果報告

非テレビ層のインターネット特有の課題に対する認知・問題意識

- ・ ネットに慣れていよう「非テレビ層」でも、フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する問題意識を持っている人は少なくない

Q.インターネットによる情報取得が広く行われるようになり、利便性が高まる一方で、現代社会にはさまざまな問題が起きています。それらを表す以下の言葉の意味するものをあなたは知っていましたか。また、ご自身で問題だと感じていますか。

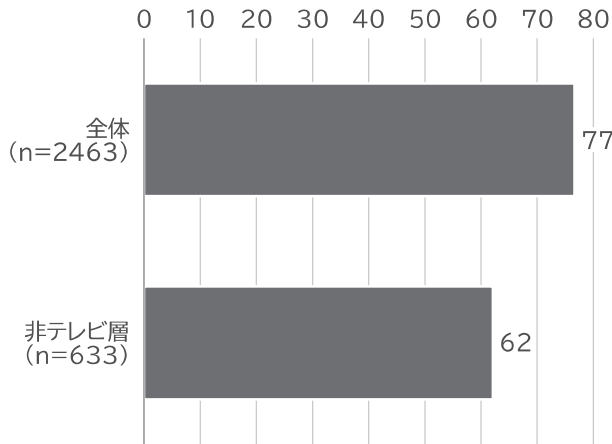


出所：NHK調査（2022年10月 全国15～79歳男女、インターネット調査、N=2463）

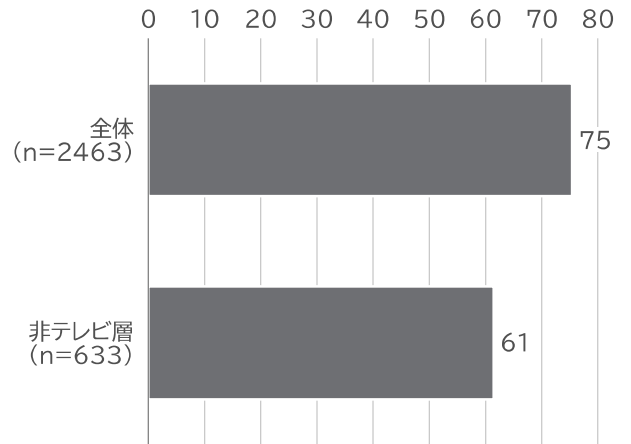
非テレビ層のNHKへの期待

- 非テレビ層でも、公共的役割に対し1つ以上期待している人が約6割存在

NHKの公共的役割に対して、1つ以上期待していると回答した人(%)



NHKの公共的役割に対して、1つ以上実現していると回答した人(%)

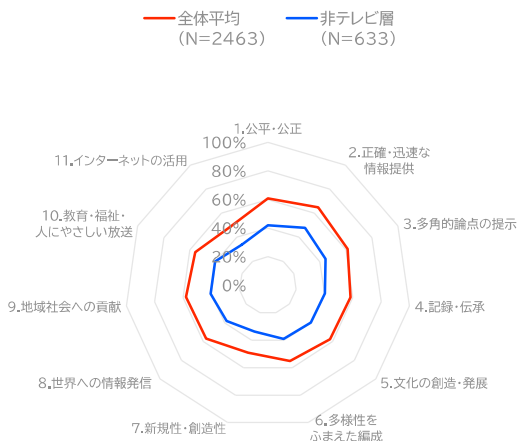


期待は各項目に対して「期待している」「どちらかという期待している」、実現は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかという実現している」と回答した人
 非テレビ層: 平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間以下の層
 出所: NHK調査 (2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

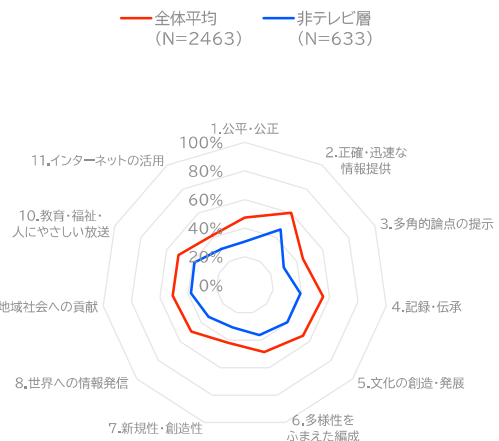
(参考) 非テレビ層のNHKへの期待

- 非テレビ層でも、約5割程度の期待を示している項目がある(役割を1つ以上期待している人は62%)
- 評価軸は全体と同じ傾向であることが分かる

NHKへの期待度



NHKの実現度評価



期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかという期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかという実現している」と回答した人の割合
 非テレビ層: 平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間以下の層
 出所: NHK調査 (2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

- テレビ非保有者と想定される方より、NHKプラスを登録/利用したいがテレビを持っていないため受信契約ができない旨の問い合わせ、SNSでの書き込み等が少なくない状況であり、テレビ非保有者のご要望が観察できる

コールセンターに寄せられた声(一部):

(視聴者からの声はサービス開始以来、継続して寄せられており、10月には12件の要望、問い合わせを確認している)

- ・テレビを持ちたくないだけなのに、どうしてNHKプラスを見られないのか
- ・払ってもいいと思っているのに、どうして見られないのか
- ・テレビがないまま受信契約ができないのはなぜか

SNSで語られている声(一部):

(開始以降、月数件レベルでコンスタントに言及されている)

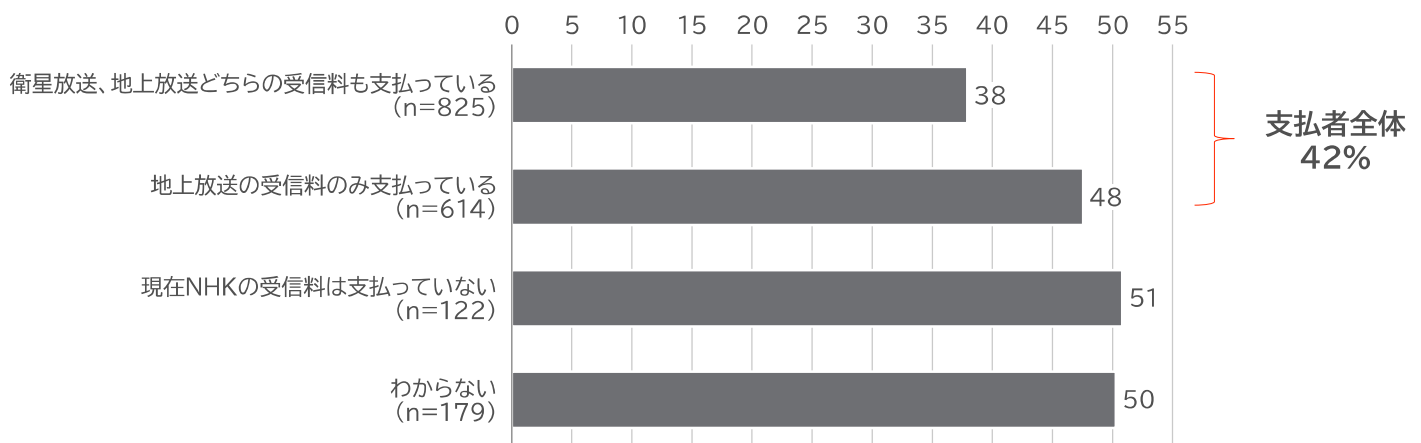
- ・NHKプラスが見たいから受信料を払いたいと言っても、契約させてもらえないようになっている
- ・テレビを持っていない家はNHKプラスに登録するなってこと?
- ・テレビがあることにすれば、NHKプラスに申し込めるのだろうか

- NHKのインターネット活用業務は、放送を補完するものであり、支払者との公平性からも、許容は不可能。(放送法において禁止されている(20条11項:放送の受信設備を対象とする受信契約制度の趣旨に反しないこと)) 63

(参考) 受信料支払者の意識

- 受信料支払者の42%が「他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない」と思っている。
- “不公平感”について、強い意識が存在している。(=ネットのみ利用層のフリーライドを許容できる限界)
- ネットサービスの期待に貢献したい思いと、負担の公平性確保の両立が“息苦しさ”の一部

Q.あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか。
 他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない
 (「そう思う」と回答した人の割合:%)



出所) NHK世論調査(2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816)

- NHKが「社会環境の変化を踏まえ、重点項目1、3の内容を強化し、取り組んでいくこと」に対して、**ネットヘビー層の6割が評価すると回答 → 優先していくべき事項**

感染症の拡大やウクライナ情勢など新たな課題を踏まえ、「5つの重点項目」のうち、「1.安全・安心を支える」、「3.あまねく伝える」の内容を強化します。

1.「安全・安心を支える」

災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。

■国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。

- ・フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
- ・取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
- ・専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組めます。

■信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。

- ・学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
- ・放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。

3.「あまねく伝える」

地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。

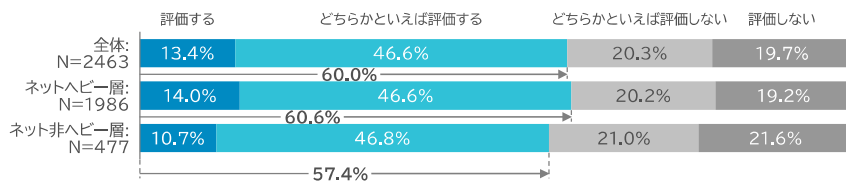
■二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。

- ・民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靱な放送ネットワークを維持します。

■レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。

- ・適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します(災害対応のためのFM補完局を含む)。
- ・経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

Q.あなたは、NHKが社会環境の変化を踏まえ、以上のような重点項目と具体施策の追加を行い、今後取り組んでいくことを評価しますか。(ひとつだけ)【必須】



※ネットヘビー層:ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所: NHK調査(2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

(参考) 方針1・3を評価するネットヘビー層

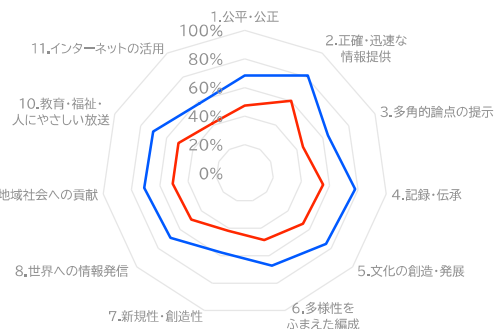
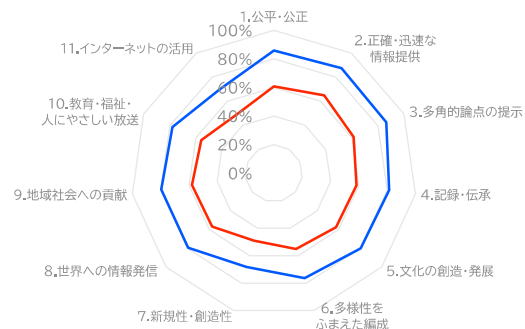
- 修正経営計画の方針1・3を評価しているネットヘビー層は、NHKの各公共的役割に対し、いずれの項目も6割以上が期待をしている

NHKへの期待度

NHKの実現度評価

— 全体平均 (N=2463) — ネットヘビーかつ方針1,3評価層 (N=1203)

— 全体平均 (N=2463) — ネットヘビーかつ方針1,3評価層 (N=1203)



※ネットヘビー層:ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
※方針1,3評価層:NHKが「社会環境の変化を踏まえ、重点項目1,3の内容を強化し、取り組んでいくこと」に対して「評価する」「どちらか」として評価した人
出所: NHK調査(2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

情報空間の参照点への期待

テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い

信頼できる多元性への期待

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きい

- 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）
- 新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる
- NHKには「情報空間の参照点の提供」（とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献）、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないが

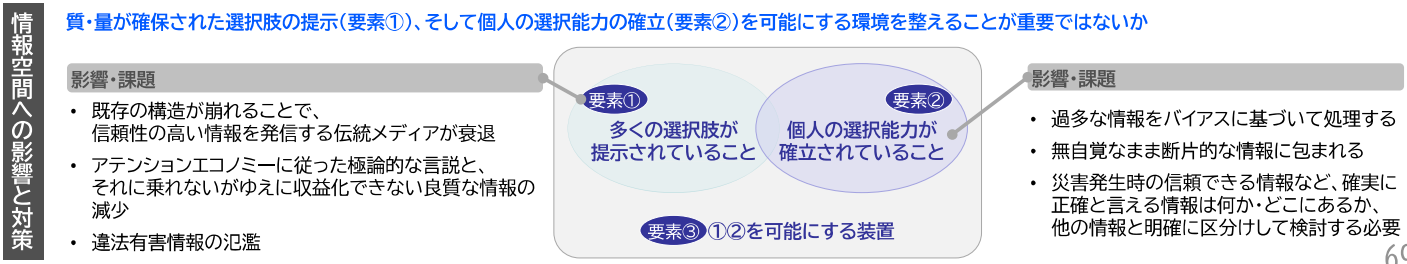
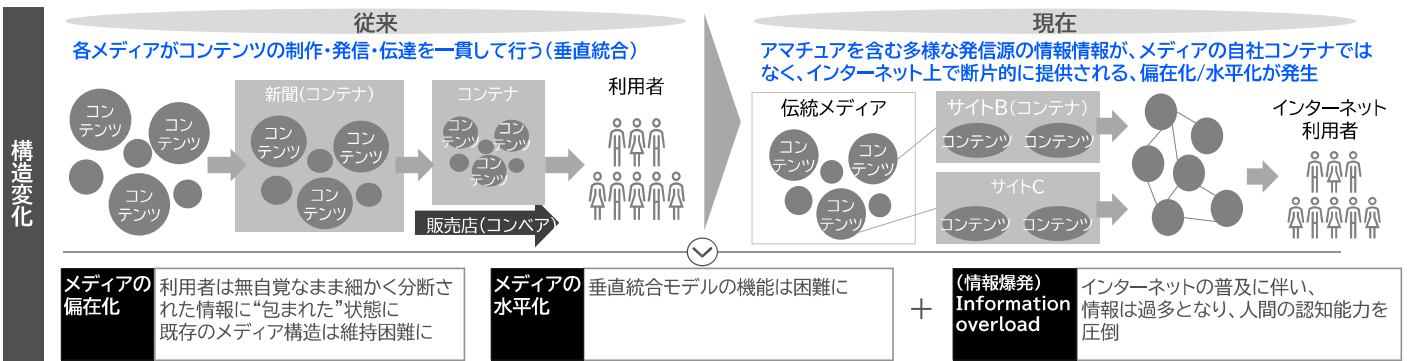
67

3. 今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

③規律の在り方について～欧州の事例も踏まえて

68

- メディアの偏在化・水平化の構造の変化に伴い、メディア全体で望ましい情報空間の維持に努める必要があるのではないか



出所:公共放送ワーキンググループ(第2回)「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」(曾我部構成員資料)等から

- 情報空間の変容を踏まえた、公共放送の役割、在り方(そして規律)については、様々な論点がある
- 放送に準じた放送同時配信等
 - インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった**放送の価値をインターネット空間にも浸透させていくことが重要**となっており、今後本格化していく放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等の取組がキーとなる。
 - 第1に、論点の2について、同時配信の本来業務化でございます。ジャーナリズムに裏づけられた公共的な動画配信が日本で遅れた結果、健全なデジタル社会に必要な情報空間に若い世代を含む人々が参加できなかつたり、偽情報が流布されたり、その場が海外サービスに左右されたりするといった事態が危惧される状態だと私は思っております。本来業務化によりNHKに先導的な役割を果たさせることで、**民間放送も含めて公共的な情報が適切にネットに供給され、健全な世論が形成されることを、デジタル社会の基本政策として確保することが必要**であると私は思っております。(穴戸構成員)
- 放送の視聴習慣が失われる中での公共放送の提供
 - 生命・身体・健康の維持のための情報や、個人の自律的な生き方を考えるための情報、社会や経済、政治など公共にかかわる情報など、**国民全体が共有すべき基本的情報**を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強みですが、テレビ保有率が低下傾向にあり、放送の視聴習慣が失われつつあるなか、**公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかは、情報空間の環境整備に関する議論のなかでも重要な論点**となります。(曾我部構成員)

出所:デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ、公共放送ワーキンググループ(第1回)

- ・ 情報空間のエコシステム（市場規律を含む）全体の中で果たし得る役割を踏まえ、規律を検討すべきとされる

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。
メディアの多元性(≒「情報空間全体における二元体制の維持」)の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
 - ・ 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
 - ・ 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
 - ・ 「インターネット」では限定にならない。
 - ・ 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
 - ・ 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
 - ・ なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
 - ・ 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと史料。
 - ・ メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
 - ・ NHKの設置及びネットへの進出は、情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。



出所:公共放送ワーキンググループ（第2回）「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」（曾我部構成員資料）

- ・ 公共放送に期待される役割の前提には「独立性」等が要請されており、これを意識した規律づけが必要ではないか

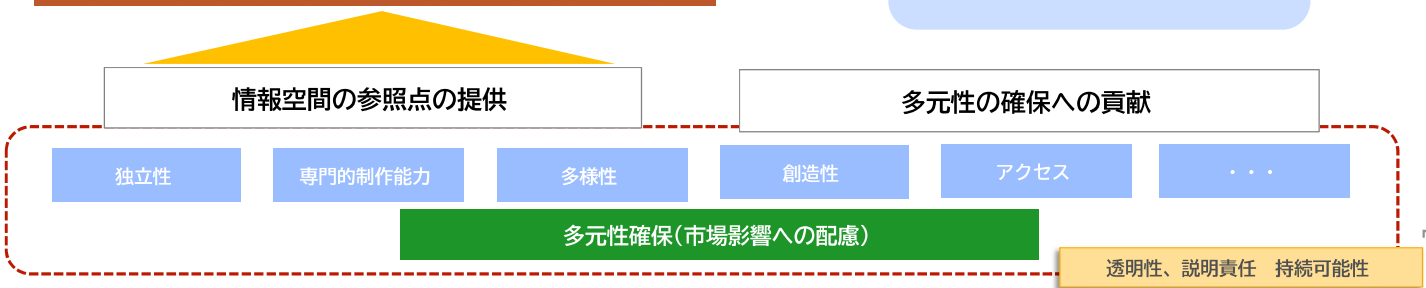
公共放送の位置づけ 放送に期待される役割

放送制度、さらには公共放送の設置という形で国家が情報空間に介入する理由として、国民が広く共有すべき「基本的情報」の提供確保であるが、その具体的な項目としては主に下記のようものが考えられるのではないかと。

| | |
|------------------------|---|
| 生命・身体の維持 | 一般の需要が高いが、放送制度がなくても情報空間に十分に提供されると思われるが、不正確な情報が広まるといった健康被害が生じる。 |
| 社会の多様性を提示し、個人の自律を助ける情報 | 教育情報は典型的に当てはまる。 たとえば、方言のようのものであるが、伝統的・学識者専ら社会の中で自律を目指す人々の多様性を掘り下がり、性的マイノリティの懸念を描く作品などは、当事者をエンパワーし、非当事者に社会の多様性を知らせることにより、民主主義の前提となる多様な社会や、個人の自律に寄与することになる。 もともと、このカテゴリーの情報については幅が非常に広いため、どのようなものが過少提供になるのか、どこまで公権力の力を借り情報空間に発信すべきなのかに、多少は判断が難しと思われる。 |
| 「国民」の維持 | 国民国家としての日本という観点からすれば、国民統合のため、国民全体で共有するべき「物語」が存在することが必要である（例えば、戦後文化を含む）伝統文化のほか、NHKが番組として、社会、大河ドラマ、朝ドラ等がこれら観点から理解可能か。 他方で、もちろん、国民統合のための物語を公権力の手を借りて供給することの危険性を指摘する声もあるだろう。やや異なるものとして、政治的な国民統合という観点もある。 |
| 民主主義の維持 | 典型的には（全国的、地域的な）報道番組であり、知られる社会問題を広く知らせるドキュメンタリー等でもある。 民主主義社会において、国民が主権者としての役割を果たすことが可能になるような情報が提供される必要がある。 |
| その他 | 産業政策的な観点から介入することはありうるが、これは憲法的な観点からは規範的に要請されるものではなく、表現の自由の不当な制約とならぬ範囲で許される。 |

出所:公共放送ワーキンググループ（第2回）
「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」
（曾我部構成員資料）

欧州放送連合(EBU)のとりまとめた
公共サービスメディアのガバナンス原則
に従い、求められる規律の要素について
まとめた

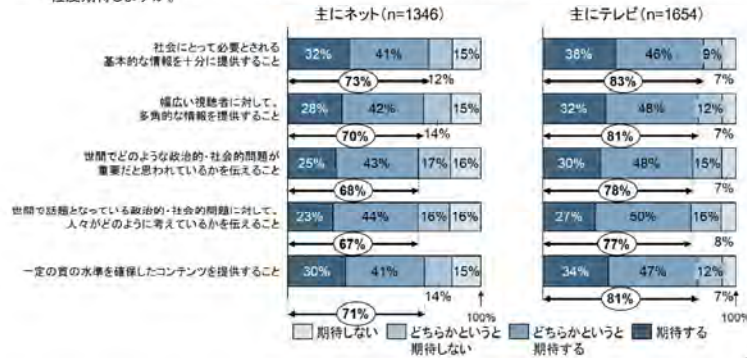


出所:EBU, Governance Principles for Public Service Media, 2021

- 民主主義の観点では、消費者的な意味での知る権利とは異なり、知りたいことだけを知れば足りるということではなく、多様な意見を知ることが求められ、情報空間全体への貢献について、視聴者・国民はそのような期待をNHKに対して示している

インターネットコンテンツの品質確保に向けたNHKの取り組みへの期待

- 主にテレビを利用する人では約8割、主にネットを利用する人でも約7割が、NHKに対しインターネット等の広がる情報空間への取り組みを期待している。
- (設問) あなたは、インターネット等の広がる情報空間において、NHKが以下の各項目を実現することをどの程度期待しますか。



出典) NHK調査 2020年10月

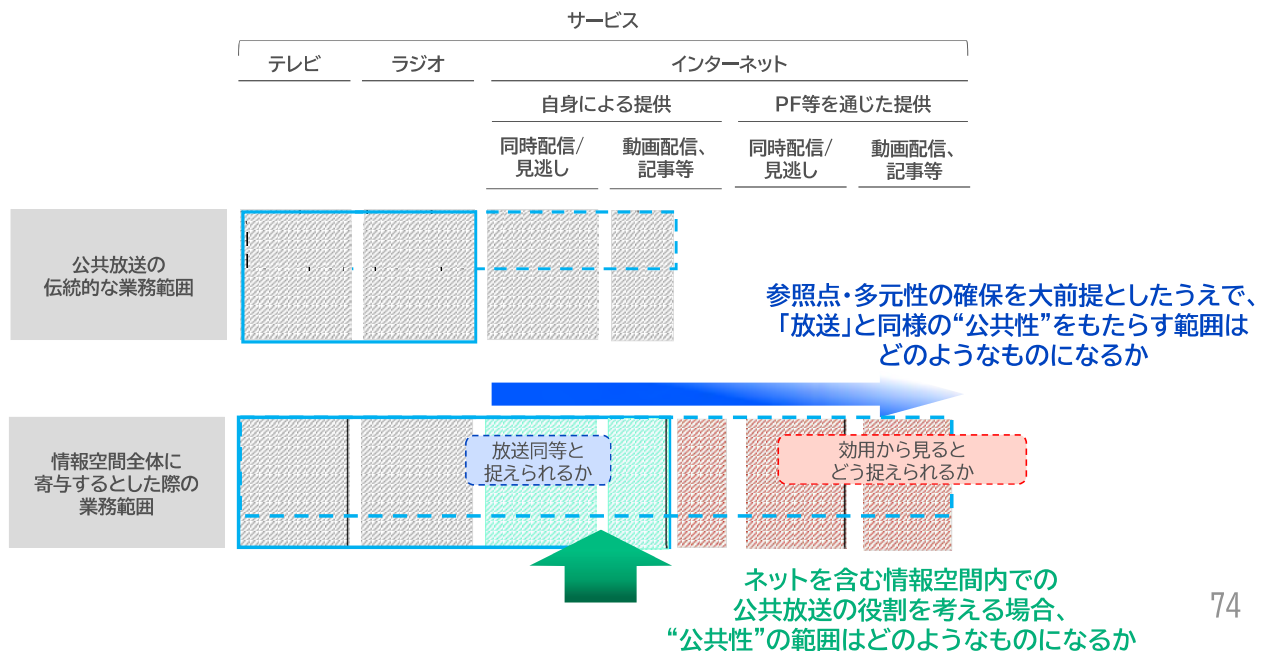
出所: デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 (第2回)

27

73

規律に関する論点の模式図




- 業務範囲については、欧州の事例を踏まえると、以下のような論点となるのではないかと



74

欧州の事例から (参照点・多元性を確保した判断)

- ・ イギリスでは、当局による競争評価を含めた厳格な「公共性テスト」を実施し、適否を判断
- ・ ドイツでは、提供形態・内容を事前に詳細に規定



| | イギリス  | ドイツ  |
|---|---|---|
| 新しいサービスを提供する際に必要な手続き | <ul style="list-style-type: none"> ・ P I T (Public Interest Test、公共性テスト) の実施 BBCが公共サービスに関する重要な変更を行う場合、変更提案を行う前にP I Tが行われる(協定書(2017)第8条)。 ※BBCが提案する変更を重要だと判断しなかった場合も、Ofcom(情報通信庁)が重要だと判断した場合は、Ofcomの要請に従いP I Tを実施する。 ・ P I Tを踏まえたOfcomの承認 P I Tの結果に対し、P I Tの3つの構成要素を満たしているかがOfcom目線で分析される(B C A (BBC Competition Assessment))。 - 検討すべきポイントが限定される場合には簡易評価を実施 - BBCはOfcomの最終決定の遵守義務を負う | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3段階テストの実施 新たなテレメディアの提供、提供するコンテンツの本質的な変更がある場合、各公共放送局は各監督機関に対して3段階テストに照らし問題がないことを証明する(メディア州間協定第33条)。 ・ 各公共放送局評議会による承認 3段階テストの結果を踏まえ、各公共放送局の監督機関である評議会が新たなテレメディアの提供、本質的な変更を認可する。 - 審議結果・決定理由は専門家意見を含め公表される ・ テレメディアコンセプトの更新 各公共放送局は具体的な内容や主要なターゲット、提供期間などを詳細に規定したテレメディアコンセプトを作成、明示、更新しなければならない。 |
| 公共性テストの分析項目  | <ul style="list-style-type: none"> ・ P I Tでの分析項目 <ul style="list-style-type: none"> - 変更提案は、BBCのミッションの達成と、5つの公共目的のうち1つ以上の公共目的の促進に貢献すること - 変更提案は、市場の公正かつ効果的な競争に悪影響を及ぼさない妥当な措置が図られていること - 変更提案における公共価値は、提案により生じる市場競争への悪影響のリスクに比べ、有意義であること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3段階テストの分析項目 <ul style="list-style-type: none"> - 当該コンテンツが社会の民主的、社会的、文化的ニーズに合致していること - 当該コンテンツが質的な観点からジャーナリズム上の競争に寄与していること ※市場への影響も分析 - 当該コンテンツに必要な財政支出 |

まとめ

各国共に情報空間の変化と共にインターネットサービスの提供を強化する必要性が生じてきている。イギリスではインターネットサービスの提供内容・条件は具体的に規定されていないが、サービスの提供に際しては提供方法や媒体等について、公共性テストやOfcomによる審査が行われる。一方、ドイツはテレメディアの提供内容・条件を具体的に規定しているが、全国民に公共サービスを届ける使命が重んじられているほか、放送の自由の原則(コンテンツの選択・内容・制作を自ら決定する権限が放送局にある)がテレメディアにも適用されるため、各公共放送局におけるテレメディアの形態や媒体等の自由が許容されている。また、いずれも新しいサービスを開始・変更する場合には公共性が市場影響を上回るか審査される。



欧州の事例から (情報空間全体に貢献する際の“公共性”)

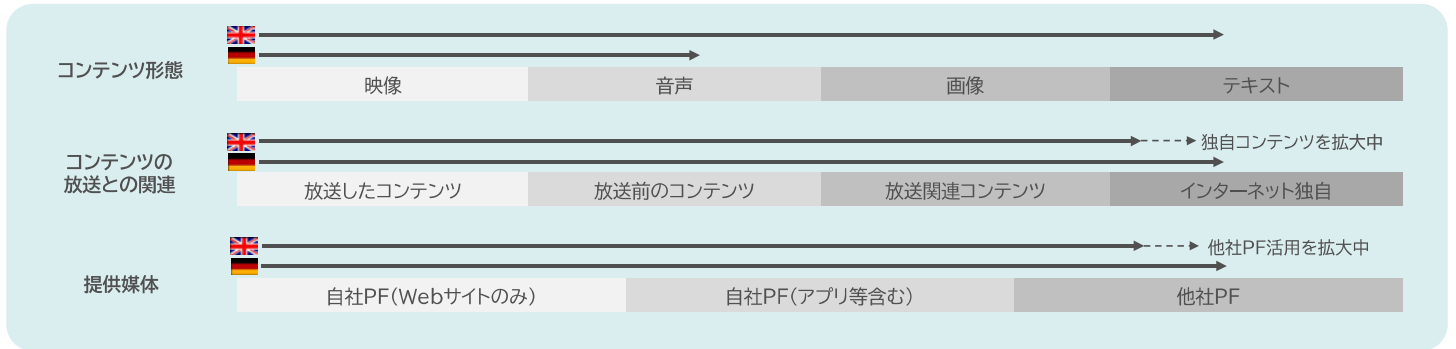
- ・ イギリスでは、情報の提供・教育・娯楽という伝統的定義は変えず、注力する「公共目的」を明記
- ・ ドイツでは、提供形態・内容を詳細に記述している(娯楽定義等)

| | イギリス  | ドイツ  |
|---------------------------------|--|---|
| インターネットサービスの定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許状(2017)第7条にて、BBCが公共目的を達成するために実施する公共サービスの構成要素の一つと規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ メディア州間協定第27条にて、インターネットサービス(テレメディア)は放送と並ぶ公共放送の任務と規定 ・ 公共放送のテレメディアには以下が求められる(メディア州間協定第30条) <ul style="list-style-type: none"> - 放送前/後のオンデマンド番組・独立した視聴覚コンテンツ - 購入した欧州の長編映画/TVシリーズ/委託でない制作物は放映後30日以内、国内主要イベント/第1・第2リーグ(サッカー)試合は放映後7日以内のオンデマンド配信 - 有益な歴史や文化の記録(アーカイブ) |
| インターネットサービスを規定する公共放送のミッション・公共目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ BBCのミッション(特許状(2017)第5条) 情報の提供・教育・娯楽に供する、不偏不党、高品質、かつ独自のコンテンツ及びサービスを通じて全ての視聴者に奉仕し、公共の利益に基づいて行動すること ・ BBCの公共目的(特許状(2017)第6条) <ol style="list-style-type: none"> ① 人々が、自身の周囲の世界を理解し関わっていくために有用な、不偏不党のニュースや情報を提供すること ② 全ての年代の人々の学習を支援すること ③ 最も創造的で、最高品質の、独自性あるコンテンツ及びサービスを提供すること ④ 英国のすべての国・地域の多様なコミュニティを反映し、代表し、奉仕するとともに、それらの活動を通じて英国中のクリエイティブ経済を支援すること ⑤ 英国に関する事柄と、文化・価値観を世界へと発信すること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共放送の使命と原則(メディア州間協定第26条) <ul style="list-style-type: none"> - 個人及び公共の自由な意見形成に資するものとして活動し、社会の民主的、社会的及び文化的な需要を満たすこと - 全ての生活領域における重要な出来事について、包括的な概観を提供し、社会的な結束を促進すること - 提供物は教養・情報提供・助言及び娯楽に資するものとし、娯楽は公共放送の性格に合致するものとする。 (23年1月発効予定のメディア州間協定改正案では提供してよい娯楽番組の条件を文化/教養/情報/暮らしの助言の4分野に資するものと定める) - 報道の客観性、不偏不党性、多様性、提供者の調和を考慮すること - 個人的・公的意見形成に奉仕する放送の「基本的供給」を担い、存続と発展が財源等の面から保障されること ・ ZDFのミッション(ZDF定款3条1項~3項) <ul style="list-style-type: none"> - ドイツ国民に世界の出来事と現在のドイツを総合的、客観的に伝え、個人及び世論の自由な形成を促進する - 各州の出来事やドイツの文化的多様性を適切に紹介する - 人間の尊厳、生命、自由、他者の信念と意見、道徳的・宗教的信念、自然と環境への尊重に寄与する - ドイツにおける一体感を促進し、社会全体の統合に貢献する |

欧州の事例から (インターネットサービスの限定)

- ・ イギリスでは、注力する「公共目的」、市場影響を明記した規律
- ・ ドイツでは、動画・音声を含む等の形態まで事前に詳細に規律

| | イギリス  | ドイツ  |
|--------------------------|---|---|
| インターネットサービスの提供範囲 (または制限) | <ul style="list-style-type: none"> ・ BBCの提供するインターネットサービスは下記の条件を満たす必要がある(特許状(2017)第7、9、11条)。 <ul style="list-style-type: none"> - ミッション・公共目的に資するコンテンツを提供すること - 国内利用者向けのサービスであること(以上第7条) - 経済的・社会的・文化的便益がコストを上回ること(第9条) - 市場競争への悪影響を回避するよう努めること(第11条) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共放送の提供する“テレメディア”は下記の条件を満たす必要がある(メディア州間協定第30条)。 <ul style="list-style-type: none"> - プレス(新聞・雑誌等)との違いを担保するため、テレメディアコンテンツは動画・音声を含むこと - テレメディアでの商業広告・スポンサーは禁止 - その他メディア州間協定に記載されたネガティブリストのコンテンツ提供が禁止(料金比較ポータルサイト等17項目) |



欧州の事例から (イギリス・ドイツ公共放送の概要)

| | イギリス  | ドイツ  |
|------------------------|--|---|
| 主な公共放送局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ BBC (イギリス放送協会) | <ul style="list-style-type: none"> ・ ARD (ドイツ公共放送連盟) ・ ZDF (第2ドイツテレビ) ・ DLR (ドイツラントラジオ) |
| 公共放送の根拠法/協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許状 (Charter) ・ 協定書 (Agreement) | <ul style="list-style-type: none"> ・ メディア州間協定 |
| 公共放送の規制当局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Ofcom | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各公共放送局のテレビ評議会・管理評議会 |
| サービスに関する取り決め/規制当局による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Ofcom事業運営フレームワーク ・ Ofcom事業運営ライセンス | <ul style="list-style-type: none"> ・ ARD州間協定 ※ZDF、DLRも同様 |
| 公共放送の主な財源 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受信許可料 (Licence Fee) <ul style="list-style-type: none"> - 特許状によって定められる - 英国内で受信許可を持つ世帯・施設に支払義務あり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送負担金 (Rundfunkbeitrag) <ul style="list-style-type: none"> - 租税一般法典、放送負担金州間協定、放送財源州間協定で定められる - 受信機の有無問わず全ての住居占有者・事業主に支払義務あり |
| 公共放送が、上記財源の範囲で提供するサービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受信許可料を財源として提供できるサービスは「公共サービス」のみである(協定書(2017)第49条)。 <ul style="list-style-type: none"> - 「公共サービス」: 商業活動や国外向けサービス等は含まれないが、放送・ラジオ・インターネット等の媒体を包括的に含む - BBCは「公共サービス」として国内放送・ラジオ、iPlayer(同時・見逃し配信)を中心としたインターネットサービスを提供している | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送受信機に応じて徴収する制度から住居単位で徴収する制度に変わったことで、インターネットサービス(テレメディア)も放送負担金が前提とするサービスとなった(第15次州間協定改正による)。 <ul style="list-style-type: none"> - 主にARD、ZDFが国内放送、ラジオ、テレメディアを提供している - テレメディアでは自社PFによる同時・見逃し配信サービスに加え、独自のコンテンツを様々な外部PFでも提供している |

本日の説明のまとめ

79

まとめ～情報空間全体への貢献の視点から

情報空間の参照点への貢献の要請

テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い
(とくに、修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献すること)

伝統メディアとともに、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている(社会実証)

信頼できる多元性確保への貢献の要請

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に求められていると考えられる

上記を踏まえた、NHKのインターネット活用業務の範囲・規律・負担の考え方

上記2点を踏まえ、「放送」と同様の“公共性”の効用をもたらす業務範囲、情報空間全体を踏まえた、核となる“公共性”の範囲で、NHKのインターネット活用業務の範囲・規律・負担を考えるのが適切なのではないか

他方、規律については、報道・言論機関であり、そもそもの価値の期待の源であることを踏まえ、「独立性」等を担保したうえで検討すべきであり、公共放送のインターネット活用で先行する欧州の事例を参照することを考えてもよいのではないか

上記を踏まえたご検討が進み、NHKが視聴者・国民の期待に応えられることを期待

80

NHK

総務省「公共放送WG」ご説明資料

2022年11月24日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1

はじめに

- フェイクニュースやフィルターバブル、アテンションエコノミーなどの課題が指摘されるなか、情報空間の健全化のために、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報はますます重要になると考えます。
- 民放事業者のインターネット配信は、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら競争している事業分野です。民放事業者は「放送」で培ってきた信頼性を堅持しながら、新たな事業領域であるインターネットにおいても、多様で豊かなコンテンツや地域に根差したコンテンツを届けていきます。
- インターネットはグローバル企業を含めた大小さまざまなプレイヤーが切磋琢磨している事業領域です。公共放送のインターネット活用業務の在り方によっては、こうした事業環境に大きな影響を与える可能性があります。

論点1 インターネット時代における公共放送の役割（1）

- 第2回会合で曾我部構成員から、▽情報空間の健全化のためにNHKに役割が期待されるとしても、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない、▽NHKの業務範囲は原則法律で規定すべきだ、▽具体的なサービスの可否を、NHKの設置目的および公正競争の観点から、客観的に判断する仕組みが必要、▽NHKがネットに進出することで、他のメディアの存在が脅かされることになれば、情報空間全体としてプラスにならず本末転倒である—とのご意見がありました。これらは非常に重要な指摘だと受け止めています。
- 情報空間におけるメディアの多元性確保のために、NHKと民間事業者との公正な競争環境が維持されるよう、議論を丁寧に進めていただきたいと思います。

論点1 インターネット時代における公共放送の役割（2）

- NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、不断に一体的な改革を進める必要があることは、言うまでもありません。
- 民放連はNHK経営計画修正案に対し、「受信料水準等の見直しが実現することを評価するとともに、引き続き、三位一体改革が推進されることを期待する」旨の意見を表明しました。NHKがインターネット活用業務に変更を加えようとするのであれば、受信料および経営の在り方との関係を整理し、広く視聴者・国民の理解を得ることが欠かせません。

論点2 NHKのインターネット活用業務の在り方（1）

- 複数の構成員から、安定した受信料財源に支えられたNHKのインターネット活用業務は、公正競争を阻害しないことが求められる旨のご指摘がありました。
- 林構成員からは、①市場の画定と競争阻害効果の識別を行い、個別具体的に分析すべきだ、②欧州では公正競争の観点から公共放送に関するルールが作られている、などのご指摘もありました。
- 公正競争を阻害しないために、例えば、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設ける、などの取り組みが、最低限必要だと考えます。
- NHKが必須（本来）業務化などを検討しているのであれば、その趣旨や業務内容を具体的に説明していただきたい。そのうえで、関係する民間事業者や視聴者・国民の意見を広く聴取し、丁寧な議論を行っていただきたいと考えます。

論点2 NHKのインターネット活用業務の在り方（2）

- 内山構成員、飯塚構成員からは、海外の動画配信プラットフォームの隆盛や、国内事業者との競合について知見が示されました。動画配信事業者・プラットフォームに対するNHKのコンテンツ提供の在り方については、こうした視点も重要と考えます。
- NHKが提供するコンテンツの前後にCMが表示されるサービスが確認されました。これは、「サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や 広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき」は提供しない、とする「NHKインターネット活用業務実施基準」に抵触すると考えます。
- NHKが提供するコンテンツに、CMや広告が近接して表示されることは不適切です。

論点3 民間放送事業者への協力の在り方

- 民放事業者のインターネット配信は、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら競争している事業分野です。したがって、NHKとの協力・協調の可能性は、ケース・バイ・ケースで判断するのが基本です。
- テレビ受信機を持たない層へのリーチの確保は、民放事業者にとっても共通の課題です。NHKには引き続き、インターネット配信に関する技術的知見・情報の共有などを期待します。

論点4 インターネット活用業務の財源と受信料制度

- NHKインターネット活用業務の必須(本来)業務化について検討するのであれば、財源および受信料徴収の問題をしっかりと議論し、結論を得ていく必要があります。
- PCやスマートフォンを保有するだけでは受信料を課さないことをもって、テレビ受信機に紐づく従来の受信料制度との整合性や、負担の公平性などの議論を先送りしてはならないと考えます。

ローカル局のネット展開

<ご質問(内山構成員)>

ローカル社の自主制作比率の高い平日夕方の情報／ニュース等、ネット展開に関しての今後の展望は？（仮に中短期的にはクリップのVoD配信で十分としても、同時配信等の展開は、超長期的観点においては必要か不要か？）

- 民放連事務局が把握しているローカル局のライブ配信の実例としては、▽九州朝日放送が2022年4月から、朝の情報番組「アサデス。」のスマホアプリ向けライブ配信を実施、▽TOKYO MXが2015年から、スマホアプリ/Webサイト「エムキャスト」で朝のニュース番組等のライブ配信を実施——があります。
- ローカル局の同時配信等の展開について、現時点で見通すことは難しいと考えます。ローカル局がライブ配信を実施するには、実施費用、著作権処理、運用人員の確保、マネタイズなど、さまざまな課題があると聞いています。先行事例の視聴者への浸透や評価なども踏まえ、今後、各社が判断するものとみています。

民放事業者が取れないリスク

<ご質問(瀧構成員)>

「NHKは民間よりもリスク投資をしやすい財源を持つ」とのことだが、インターネット対応について、民間が取れないリスクとは何か。

- 「民放事業者はネット配信の投資において、どのような取捨選択をしているのか」といった趣旨と受け止めましたが、ネット配信は民放各社の競争領域であり、個社の戦略に関して、民放連からご説明することは難しいものと考えます。

情報空間の課題等

<ご質問(落合構成員)>

情報空間の課題をどう捉え、その中で民放・新聞が担える部分はどこか。また、NHKが行っている業務で「困る」ものがあれば教えてほしい。

<情報空間の課題等>

- フェイクニュースやフィルターバブル、アテンションエコノミーなどの課題が指摘されるなか、情報空間の健全化のために、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報はますます重要になると考えます。民放事業者はインターネット配信においても、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら、「放送」で培ってきた信頼性を堅持し、多様で豊かなコンテンツや地域に根差したコンテンツを届けていきます。

NHKインターネット活用業務に対する懸念

<ご質問(落合構成員)>

情報空間の課題をどう捉え、その中で民放・新聞が担える部分はどこか。また、NHKが行っている業務で「困る」ものがあれば教えてほしい。

<NHKのインターネット活用業務に対する懸念>

- 公正競争を阻害しないために、例えば、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設ける、などの取り組みが、最低限必要だと考えます。
- 「理解増進情報」の範囲を拡大解釈すると、民放や新聞などと競合し、公正な競争環境を阻害するおそれが高まると考えます。また、安定的な受信料収入に支えられたNHKが同時配信等を必須業務化することにより、スポーツ中継の配信権料や出演者のギャランティなどの高騰を招くおそれがあると考えます。
- NHKはその独自性、NHKらしさに基づいた分野に注力することで、民間事業者との不要な競争を避け、健全な競争・協調関係を築いていただきたい。

2022年11月24日

公共放送ワーキンググループに対する意見
(総務省 第3回「公共放送ワーキンググループ」ヒアリング)

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

インターネット上に大量の情報があふれ、フェイクニュース（偽情報）の拡散といった問題が情報空間で顕在化するなか、正確な情報は欠かせず、信頼できる報道へのニーズはより高まっている。新聞・通信社は国内外に広く記者を配置し、社内に何重ものチェック体制を構築し、正確で信頼できる情報の発信に努めている。

公共放送ワーキンググループ（WG）ではインターネット上の情報空間の課題解決に向け、NHKのインターネット業務を拡大すべきだとする議論がなされている。ネット上ですでに存在感を高めているNHKが、巨額の受信料を財源にインターネット業務を際限なく拡大していけば、新聞をはじめ民間メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない。言論・表現の自由や国民の「知る権利」を棄損し、民主主義の維持・発展に影響を及ぼすことにもつながるのではないか。

今般示された、NHKの経営計画（2021-23年度）の修正案で、受信料の1割値下げが盛り込まれたが、NHKのこれまでの取り組みをもって、受信料、業務、ガバナンスの「三位一体改革」が終わったとは到底いえない。公正な競争を阻害しないという観点が極めて重要で、NHK自ら公共放送としてふさわしい業務範囲を絞り込み、それに見合った受信料体系を示すべきで、不断の改革が求められる。

NHKが公共的な役割を今後も果たさなければならない存在に変わりはない。WGにおいては、「本来業務化ありき」の議論ではなく、NHKの在り方をまず問い直し、公正競争の確保に十分留意した精緻な議論を求めたい。そのことが、情報空間における言論の多様性やメディアの多元性、民主主義の維持・発展につながると考える。

以下、具体的に述べる。

情報空間における多元性の価値について

本年8月に公表された「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」は、フェイクニュースやエコーチェンバーなど、ネット上の情報空間のゆがみを是正するには、NHKと民放による「二元体制」がネット空間でも維持されることが重要だと指摘した。しかし、ネット空間にはNHK、民放だけでなく、新聞・通信社をはじめ多様な民間のメディア事業者がすでに存在し、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信している。第2回WGで、曾我部真裕構成員は、NHKのネット業務拡大について「偽情報やフィルターバブルなど情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的」だと指摘した。さらに「二元体制の維持はメディアの多元性の観点から新聞なども視野に入れるべきであり、NHKのネッ

ト進出がメディアの多元性によって提供される価値を毀損してはならない」との発言もあり、当委員会も賛同するところだ。

情報空間全体の環境をよりよくするために NHK がネットに先導的に広く進出したとしても、他の報道機関があおりを受けてしまい、結果として改善につながらないならば本末転倒ではないか。正確で信頼できる情報を発信するメディアの多元性こそが、健全な情報空間の基盤になる。インターネットで多角的なジャーナリズムを維持していくため、WG には責任ある議論を求めたい。

公正な競争と求められる規律について

公正な競争を阻害してはならない、という視点は極めて重要だ。NHK の受信料はそもそも公共放送を維持・運営するために独占的に徴収権を与えられている「特殊な負担金」で、年間収入は約 6800 億円（2021 年度）。インターネット業務はあくまで「放送の補完」との位置付けでありながら、予算上限は 200 億円にのぼっている。新聞・通信社は広告収入や課金型モデルなど収支を勘案し、経営努力を積み重ねながら、ネット空間でも取材に裏打ちされた質の高い報道とサービスを早くから提供してきた。200 億円という NHK のネット予算の上限は、すでに、新聞・通信社単独のデジタル事業の予算を大きく上回っている。NHK ネット事業が本来業務に格上げされた場合、予算の歯止めすらなくなる可能性があり、事業が継続できなくなるメディアも出てきかねない。

NHK は放送番組の「理解の増進に資する情報」との名目でネットコンテンツを展開しており、なし崩し的な業務拡大の一因となっている。「NHK NEWS WEB」や「NHK ニュース防災」アプリはコンテンツの内容や訪問者数を見る限りその存在感は大きく、デジタルサービスでの有料会員や広告収入獲得を目指す新聞・通信社と競合している。NHK が配信した記事が検索サービス上で上位に表示されるなど、ウェブ上にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられないのではないかと懸念される。ニュースを深掘りして解説するようなインターネットでのオリジナルコンテンツを展開している事例も散見される。民間ならば有料にしなければ採算が合わないものばかりだ。すでに外部のプラットフォームを通じてテキスト記事を配信する事例も多くあるが、今後、さらにプラットフォーム事業者と結びつきを強め、配信を拡大することになれば、民間報道機関のデジタル事業に影響を受けるのは明らかだ。

理解増進情報は NHK 自らが「特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のもの」と定義しているが、実態はこれを逸脱して拡大している。公正競争という観点だけでなく、受信料制度との整合性の観点からも課題だ。「理解増進情報」の在り方を抜本的に見直すべきだ。

民間報道機関のデジタル事業との関係でいえば、NHK はすでに各種のデジタルサイネージ（電子広告）にも記事を配信している。すでに NHK の子会社を通じた業務との競合により、価格設定などに悪影響が生じたとの指摘もある。

現状、インターネット業務は「放送の補完」であるにもかかわらず、すでに動画やテキストコンテンツ、アプリなどさまざまな形態で広がっている。今後、法的な位置付けを変えて、際限なく拡大することを危惧する。公正競争の観点から客観的に判断する仕組みの構築を求める

意見が複数の有識者から上がっており、その点は同意する。

NHK改革の評価について

NHKのネット業務の在り方を議論するにあたって、これまでの改革の取り組みの評価がきわめて重要だ。今般、NHK経営計画の修正案が示されたが、「三位一体改革」について、改革が終わったとは評価していない。「本来業務化」ありきではなく、まず公共放送の役割についての国民的な議論を尽くす必要がある。本業としての公共にふさわしい放送番組や事業はどのようなもので、そこから公共放送としてふさわしい業務範囲や付随する予算を導き出し、業務範囲に応じた受信料制度をつくり、国民や視聴者が納得する料金水準を定める、というプロセスをたどるべきだと考える。

それこそが、当委員会だけでなく政府・国会が繰り返し求めてきた業務、受信料、ガバナンスを一体的に見直す「三位一体改革」の本旨ではないか。松本剛明総務大臣はNHKが三位一体改革を不断に進めることが重要だとし、改革の中でネット業務の在り方について検討する必要性について指摘した。さらに、「一層効率的な運営を通じ、さらなる値下げの原資が確保できるよう努力することが期待される」と述べたが、これに同意する。

当委員会はこれまで、改革の進捗よくについて指摘や質問を重ねてきたが、十分な説明が果たされていない。本業の放送番組では視聴者ニーズにかかわらず、公共放送としてふさわしいジャンルに集中すべきではないか。収支を勘案する民間では取り組みにくい報道・防災・教育・福祉・伝統芸能などが公共放送にふさわしい分野といえないか。NHKがこれまで、こうした分野で良質な番組を制作してきたことは評価しており、視聴率を意識せざるを得ない民放とは異なる観点から番組制作に集中する必要があるのではないか。近年拡大傾向にある「番宣」についても、放送時間を使ってまでやるべきものか再検討すべきだ。

子会社の業務やガバナンスに関する改革についても課題は山積している。子会社が担うべき業務はNHK本体同様、民間に担えない業務に限定すべきではないか。会計検査院から指摘された業務の妥当性や内部留保・随意契約の割合についてその後の改善状況の具体的な開示を求めたい。関連団体への業務委託はその業務に従事する出向者の給与を業務委託費として支払う仕組みになっているケースもあり、会計検査院から経費削減に結びついていないと指摘されていた。改正放送法で中間持株会社の設立が認められたが、大事なのはグループ経営がどう変わったかを検証することだ。改革にあたっては、経営委員会にも情報開示の徹底や監視強化の舵取りを求めたい。

情報空間における課題と新聞・通信社の役割について

ネット空間が急拡大するなか、フェイクニュースの横行が民主主義への深刻な脅威になる。新聞・通信社は一次情報に接し、多くのコストをかけて信頼できるニュースを手がけ、情報の質の確保に努めている。メディア環境が激変するなかでも、世の中に流通するニュースの発信源を担い、公共性の高い情報や地域情報などを届け続ける責務がある。

しかし、情報空間が広がり、コンテンツと時間の奪い合いが激しくなるなか、ニュースの担い手の確保も切実な課題だ。第2回WGで野村総研が示した調査では、「報道・取材制作を担

う事業者の衰退で報道コンテンツが手に入りにくくなる」ことに「問題」「どちらかといえば問題」と答えた割合は75%にのぼり、「地域で報道・取材する事業者の衰退で地域情報が届けられにくくなる」ことにも、同様に74%が問題視している。プラットフォームとの関係も含めた持続可能なジャーナリズムの在り方に関する議論が国際的にも広がっている。

ネットの情報空間においては、NHKだけでなく、ニュースの送り手でもある新聞・通信社、民間放送事業者が、それぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されており、NHKの在り方について拙速な議論を行えば、こうしたシステムが毀損されかねない。WGには、そうした観点から、三位一体改革をはじめ「NHKが取り組む業務」についてさらなる議論を求めたい。

以 上

公共放送ワーキンググループ に対する意見 ご説明資料

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

一般社団法人 日本新聞協会

1

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割
2. NHKとの競合領域
3. まとめ

一般社団法人 日本新聞協会

2

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

➤米大統領選挙をめぐる一連の混乱など、インターネット上の偽情報（Disinformation）・フェイクニュースの拡散がもたらす問題は、民主主義社会の脅威となっている。（中略）新型コロナウイルスの感染拡大に伴って誤情報やデマが拡散し、感染者や医療従事者への差別や偏見、誹謗中傷が問題化した。偽情報・フェイクニュース対策は、いまや世界中で喫緊の課題。（中略）新聞・通信社が取り組む最大の偽情報対策は、正確で信頼できる情報の発信と考える。そのために全国各地に取材記者を配置し、社内に何重もの情報チェック体制を構築して、情報の質を担保し発信している。コロナ禍では、ネット上の偽情報を打ち消し、社会の動揺を落ち着かせるための報道も推進した。今後も情報発信者としての責務を果たすことで、健全な民主主義社会の発展に寄与したい。

（新聞協会 「Disinformation 対策フォーラムの中間とりまとめについて」、2021.3.30）

➤アテンション・エコノミーの下では、丹念な取材を基に書かれた事実よりも刺激的な偽情報が利益を生み、さらに偽情報の増加を招く実情がある。この弊害を防止するためには、コンテンツの価値が正当に評価され、正確で信頼ある情報が流通する必要がある。

（新聞協会 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ（案）」に対する意見、2022.8.3）

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

コストをかけ情報の質を担保する仕組みを構築



- 記者など「編集部門」の人材は約2万人※1
- 総局・支局など通信機構は国内約2100か所、海外約230か所※2。このほか、行政機関等に取材拠点を設置し、日常的な取材活動に当たる
- デスク、校閲など社内に何重ものチェック体制を構築
- 編集綱領や記者行動規範などを定め、倫理向上をはかる

※1 22年4月現在は18,497人。 <https://www.pressnet.or.jp/data/employment/employment02.php>
 ※2 21年7月1日現在。『日本新聞年鑑 2022』より作成

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

不確かな情報のチェックも役割に



毎日新聞 <https://mainichi.jp/ch191047912i/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%83%82%A1>



神戸新聞 <https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202007/0013549466.shtml>



高知新聞 <https://www.kochinews.co.jp/article/detail/379308>

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

デジタル社会、情報空間の課題を指摘する報道



読売新聞 <https://www.yomiuri-osaka.com/lp/kyojitsu/>



日本経済新聞 <https://www.nikkei.com/theme/?dw=18032300>



朝日新聞 <https://www.asahi.com/rensai/list.html?id=1568>

一般社団法人 日本新聞協会

7

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

デジタルならではの取材・表現手法も



News Video <https://newsvideo.jp/>



中日新聞 https://static.chunichi.co.jp/chunichi/pages/feature/stats/traffic_accidents_in_your_neighbourhood.html



西日本新聞 <https://anatoku.jp/>

一般社団法人 日本新聞協会

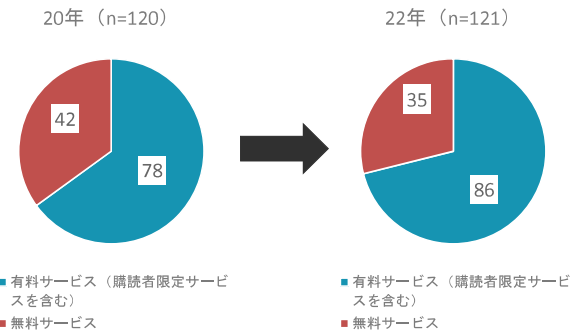
8

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

本格化するデジタルサービス、サブスク型主流へ



新聞・通信社「総合ニュースサービス」の提供状況について



新聞協会「デジタルメディアを活用した新聞・通信社の情報サービス現況調査」より

1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

部門を超え、多彩な取り組みで収益化を図る

<パーティカルメディアの展開事例：朝日新聞社>



<地方紙の事業拡張事例>

【下野新聞社】



【福井新聞社】



『JURACA』カード事業



1. 情報空間で新聞・通信社が果たす役割

- 国内外の取材網、内部のチェック体制、記者倫理の向上など、情報の質を担保して発信する仕組みを構築。正確で信頼できる情報を発信し、デジタル化した情報空間に寄与
- 不確かな情報のチェックも新たに取り組み、デジタル社会・情報空間の課題を指摘する報道も。デジタル上での情報発信を強化し、デジタルの特性を生かした取材や表現方法を模索。デジタル上の情報空間でも役割を果たせるよう取り組みを強化
- サブスクリプションサービスの強化のほか、多様な事業により収益化を図る。民間企業である以上、社会的役割を果たしつつ、収益を見合いながらの事業展開が大前提

2. NHKとの競合領域

2. NHKとの競合領域

デジタル部門での収益化が大きな課題に

＜参考＞

一般紙の売上高※₁に占める
デジタル関連事業収入は
2.297%
(64社平均)

※₁ 営業収入を指す

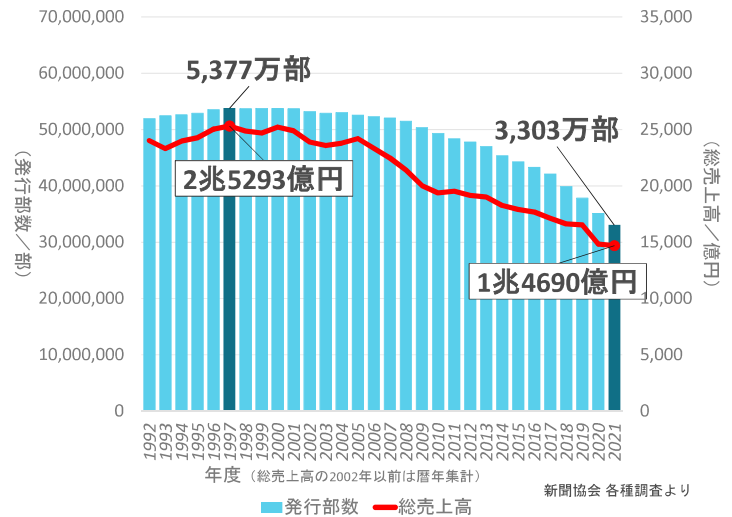
新聞協会「2021年度新聞社デジタル事業売上調査」より

新聞社の総売上高※₂は
1兆4690億円
(86社)

※₂ 営業収入+営業外収益+特別利益を指す

新聞協会「2021年度新聞社総売上高推計調査」より

新聞の発行部数と新聞社の総売上高



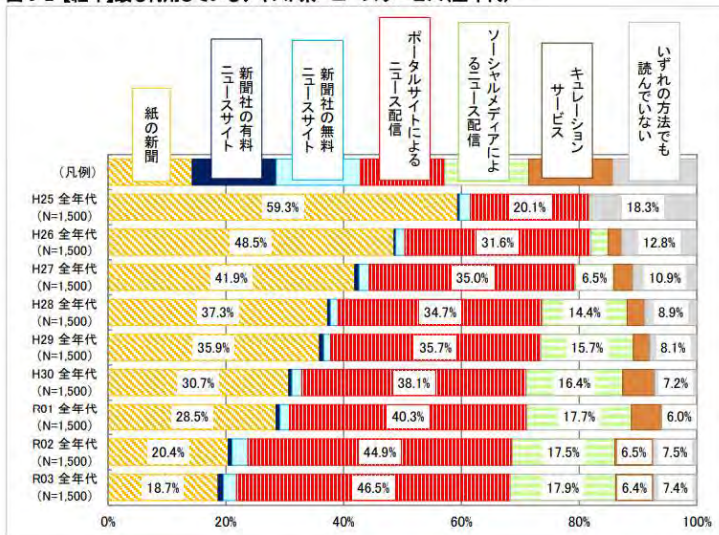
新聞協会 各種調査より
一般社団法人 日本新聞協会

13

2. NHKとの競合領域

厳しい競争環境にあるニュースサービス

図 5-2 【経年】最も利用しているテキスト系ニュースサービス(全年代)



総務省情報通信政策研究所
「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」
(令和4年8月)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000831290.pdf 74ページより

一般社団法人 日本新聞協会

14

2. NHKとの競合領域

言論の多様性、メディアの多元性を考慮した議論を

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。
メディアの多元性(≒「情報空間全体における二元体制の維持」)の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
 - 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
 - ・ 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
 - ・ 「インターネット」では限定にならない。
 - 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
 - ・ 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
 - ・ なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
 - ・ 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと思料。
 - ・ メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
 - ・ NHKの設置及びネットへの進出は、情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。

曾我部真裕構成員
「公共放送ワーキンググループ」
第2回 配布資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/000841133.pdf 11ページより

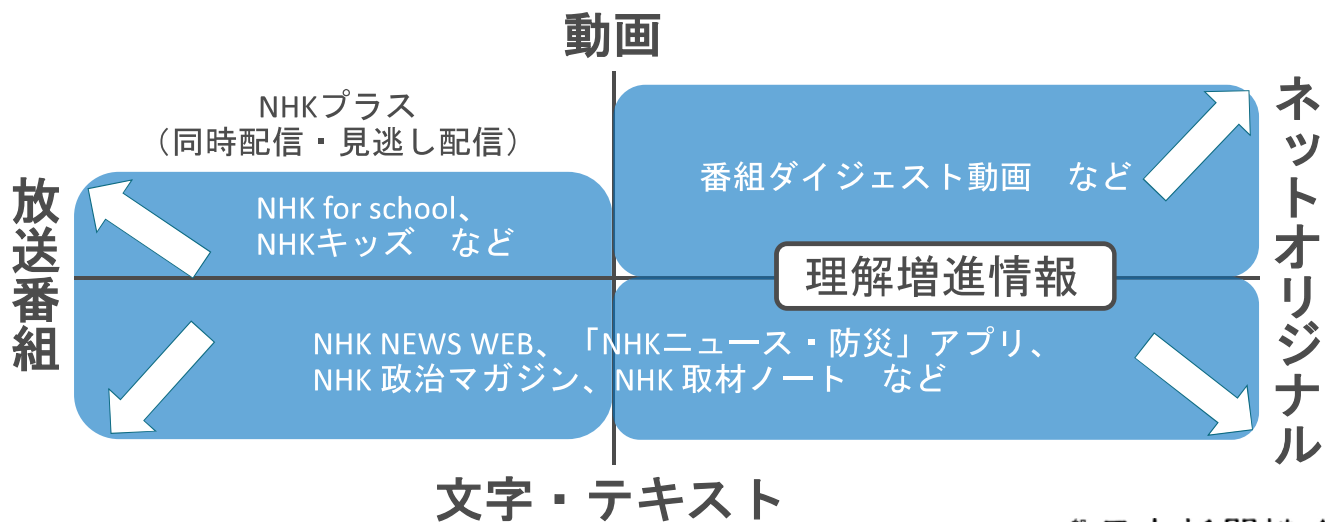
2. NHKとの競合領域

競合から考える現状のNHKネット業務の課題

- 現状のNHKのインターネット業務は「放送の補完」でありながら、予算の上限は200億円。新聞・通信社デジタル事業単独の予算を大幅に上回る事業規模で、動画やテキスト、音声など多様なコンテンツを展開。配信先も自社サイト・アプリにとどまらず、プラットフォームにも提供している。受信料を支払っていなくてもコンテンツが見られるという問題もある。
- 配信した記事が検索サービス上で上位に表示されるなど、ウェブ上にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられない（広告を掲載していないためページの表示速度が速く、民間メディアよりも検索順位で有利ではないかという指摘もある）。
- とりわけ「理解増進情報」としてのネット展開がなし崩しの業務拡大につながっている。「特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のもの」を超えているのでは。公正な競争の確保が極めて重要。

2. NHKとの競合領域

理解増進情報の名目で、ネット展開が拡大



一般社団法人 日本新聞協会

17

2. NHKとの競合領域

理解増進情報の抜本的な見直しを

(理解増進情報の提供に係る基本原則)

第5条 理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- 一 放送番組を周知・広報するもの
- 二 放送番組等を再編集したもの
- 三 放送番組の内容を解説・補足するもの
- 四 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの
- 五 協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したもの
または当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの
- 六 その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

一般社団法人 日本新聞協会

18

2. NHKとの競合領域

プラットフォームとの関係も整理が必要

- LINE NEWSでは1日2回、各8本記事を提供している。「NHK取材ノート」など外部プラットフォームを活用した展開もある。番組取材班がヤフーに協力する形で、ヤフーの特集記事になっているケースもあった。
- プラットフォームとの契約関係や実施の枠組みは不明だが、プラットフォーム事業者への配信を制限なく拡大すれば、民間事業者のビジネスに影響が出かねない。

2. NHKとの競合領域

公正な競争環境の確保が不可欠

- 現状、「補完」業務であるにもかかわらず、実態はなし崩し的に拡大。「理解増進情報」「プラットフォームを通じた記事配信」などの運用の見直しが必要。
- すでになし崩し的な業務が行われており、さらに法的な位置付けを変えた場合、業務が際限なく拡大してしまうことを懸念。事業が継続できなくなるメディアも出てきかねない。メディアの多元性が失われかねず、公正な競争の確保が重要。
- 「本来業務化ありき」の議論には反対。受信料制度との整合性と、公正競争の観点から業務を客観的に判断する仕組みが不可欠。

3. まとめ

3. まとめ

「三位一体改革」の本旨を考える

- 「国民・視聴者の受信料で成り立つ公共放送としての使命を引き続き果たしていくため、三位一体改革を不断に進め、その中で、NHKのインターネット活用業務の在り方も検討していく」「NHKは一層効率的な運営を通じ、さらなる値下げの原資が確保できるよう努力することが期待される」（松本剛明・総務大臣）
- 「三位一体改革の狙いは、NHKをデジタル社会における公共メディアの役割としてふさわしい組織にしていくことだ。NHKがデジタル社会で必要な役割を自ら具体化して実施するためにも、経営委員会のガバナンスを含むNHKのガバナンス改革が必要。ガバナンス改革の進捗について報告を受け、検証する必要がある」（宍戸常寿・公共放送WG構成員）

3. まとめ

「三位一体改革」の各論では

業務

➢ 収支を勘案する民間企業では取り組みにくい放送番組の制作に注力し、該当しないジャンルについては撤退または縮小することで、大胆に経費を削減するよう求める。子会社の業務範囲もNHK本体業務の枠から逸脱しない範囲にとどまるべきだ

受信料

➢ 業務範囲の再定義を踏まえてさらなる抜本的な経営合理化策を講じるとともに、こうした原資を活用することで引き続き国民・視聴者に還元する姿勢を示してほしい。
 ➢ 中長期的には、より公平で低廉な受信料制度への移行についても検討を深めるべきで、インターネット活用業務との整理も必要だ。

ガバナンス

➢ 会計検査院が指摘した業務の妥当性や内部留保、随意契約の割合の高さに関して進ちよくを明らかにするとともに、改革の道筋を示すべき。

3. まとめ

情報空間には信頼できる多様な情報が不可欠

【令和3年度】各メディアの信頼度(全年代・年代別・インターネット利用/非利用別)

| | | テレビ | 新聞 | インターネット | 雑誌 |
|---------|--------------|-------|-------|---------|-------|
| 全年代 | 全年代(N=1,500) | 60.3% | 62.8% | 28.2% | 16.5% |
| 年代 | 10代(N=141) | 70.2% | 66.0% | 31.2% | 19.1% |
| | 20代(N=215) | 46.0% | 49.3% | 25.6% | 20.0% |
| | 30代(N=247) | 55.9% | 51.4% | 25.5% | 16.2% |
| | 40代(N=324) | 55.2% | 60.8% | 30.9% | 17.9% |
| | 50代(N=297) | 66.3% | 69.4% | 31.6% | 13.8% |
| | 60代(N=276) | 69.9% | 77.2% | 24.3% | 13.8% |
| インターネット | 利用(N=1,484) | 60.2% | 62.8% | 28.4% | 16.4% |
| | 非利用(N=16) | 68.8% | 62.5% | 6.3% | 18.8% |

総務省情報通信政策研究所
 「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書 <概要>」
 (令和4年8月)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000831289.pdf 15ページより

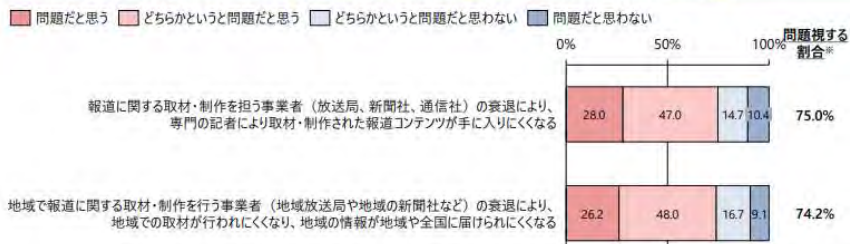
3. まとめ

メディアの多元性を考慮した検討が必要

アンケート調査結果 | 3. 情報空間上の課題認識 | コンテンツ業界に関する課題

日本のコンテンツ業界に関する課題について聴取したところ、どの課題についても70%以上が問題と認識

Q13. インターネットの利用が広まった現代において、人々の視聴習慣が変化したり、インターネット事業者が増加・拡大したりすることにより、日本のコンテンツ業界に以下のような課題が生じる可能性があるという意見があります。あなたは、以下のような課題が生じた場合どの程度問題だと思いますか、それぞれ1つお答えください。(SA)



野村総合研究所
「公共放送ワーキンググループ」第2回 配布資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/000841135.pdf 10ページより

一般 日本新聞協会 25
社団法人

3. まとめ

- インターネット上の情報空間では、多様なプレイヤーがそれぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されている。巨額の受信料を財源にNHKがインターネット業務を際限なく拡大していけば、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない。公正な競争環境の確保が重要。
- NHKが公共的な役割を今後も果たさなければならない存在に変わりはない。「本来業務化ありき」の議論ではなく、NHKの在り方から問い直した議論が必要ではないか。「三位一体改革」が求めているポイントと重なる。
- ネットの情報空間においては、NHKだけでなく、ニュースの送り手でもある新聞・通信社、民間放送事業者が、それぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されてきた。NHKの在り方について拙速な議論を行えば、こうしたシステムが毀損されかねない。WGには、そうした観点から、三位一体改革をはじめ「NHKが取り組む業務」についてさらなる議論を求めたい。

一般 日本新聞協会 26
社団法人

前回会合における質問事項への回答 (日本放送協会)

公共放送WG事務局

令和4年12月22日

日本放送協会に対する質問・回答①

1

(大谷構成員)

- NHKのインターネット活用業務について、将来的には、多元性の確保などへの配慮を行った上で、本来やるべき業務として位置付けられるべきではないかと考えるが、任意業務か必須業務かという一律の分け方ではなく「公共放送としてのあるべき姿をどのようにデザインされているか」をNHKさんの言葉で語っていただきたい。

(落合構成員)

- 「何が公共放送として求められる役割なのか」をしっかりと定義していくことが議論の出発点として重要。英国やドイツでの議論を踏まえた場合に、NHKとして「日本においてはどのようなものが公的な性質を持った役割と考えているか」について、お伺いしたい。

(答)

第3回会合におけるご説明のとおり、NHKには「情報空間の参照点の提供」「多元性の確保への貢献」が求められていると考えており(資料3-1 67ページ)、現在の放送と同様の範囲・効用のあるものについては、提供の態様が異なってもNHKとして役割を果たしていくことが出来るものと考えます。

第1回会合の事務局説明(資料1-3 18ページ)のとおり、NHKは幅広い役割を担っていると考えておりますが、その中でも特に強化すべき項目は、修正経営計画(案)で示したとおり、“安全・安心を支える”“あまねく伝える”の2点であると考えております。

いずれにいたしましても、視聴者・国民の皆様のご理解を得ることが大前提であり、本WGにおける議論が深まり、情報空間全体の中で、NHKが引き続き視聴者・国民の期待に適切に応えられることを期待しております。

(落合構成員)

- 二元体制もしくは新聞なども含めた多角的な言論を考えていく際には、少なくとも競争環境自体を理解することが重要。今のNHKと民放・新聞との間でのネット業務に関する競争環境について、NHKとして、どのように認識しているか。特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、(民放連からは制作・配信しないことが最低限必要との考えが示されているが)これを制作・配信することが、民放や新聞との競争上どのような影響をもたらさうと考えられるか、お伺いしたい。

(答)

(前のご質問への回答のとおり、)基本は現在の放送と同様の範囲・効用のあるものについては提供の様相が異なってもNHKとして役割を果たしていくことが出来るものと考えます。また、「情報空間の参照点の提供」と同時に「多元性の確保への貢献」が期待されており、NHKが新聞や民間放送事業者と競い合うことで、相互の信頼性を高め、情報の多元性に寄与することができると認識しております。そのため、新聞や民間放送事業者と適切にクオリティで競い合える環境を創り出していくことが重要と考えます。

何をもちってオリジナルのコンテンツとするかは一意に定まりにくいものと考えますが、「多元性の確保」がなされることは大前提と考えており、規律の在り方を検討する上では、競争上の悪影響が生じないよう整理を行っていく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、視聴者・国民の皆様のご理解を得ることが大前提であり、本WGにおける議論が深まり、情報空間全体の中で、NHKが引き続き視聴者・国民の期待に適切に応えられることを期待しております。

<会合後の追加質問>

(事務局)

- (宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、)今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、NHKの業務に関する情報の提供について、NHKとしてご協力いただけるか。

(宍戸構成員)

NHKのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫するという事は、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にもそういう部分があると思っておりますが、業界構造やプラットフォームの行動とかいろいろな要素がある中で、NHKの業務拡大、あるいはNHKの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思っております。

もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばNHK自身にどういう情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが1点目でございます。

(林構成員)

放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースの検討が必要だと思っております。

(大谷構成員)

予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったですのですが、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからNHKが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

(答)

NHKとしても本WGにおける議論が深まることを期待しており、議論に必要な情報については、可能な限りご協力をさせていただく考えです。

前回会合における質問事項への回答 (（一社）日本民間放送連盟)

公共放送WG事務局

令和4年12月22日

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答①

1

(央戸構成員)

- 業界構造やプラットフォームの行動など様々な要素がある中で、NHKのインターネット活用業務の拡大あるいは存在が、民放との競争関係にどれだけの影響をもたらすと考えられるかについて、何らかのエビデンス・調査が、個社あるいは業界団体としてお持ちならば出していただきたい。また、お持ちでない場合、NHK自身あるいは政府に調査の要望などがあれば出していただきたい。

(答)

- ・ 第3回WGで曾我部構成員が書面で寄せた「NHKのインターネット活用業務が拡大された暁には、NHKの設置目的や公正競争の観点から歯止めが設けられるにしても、民放や新聞には一定の不利益が生じることは避けられません」とのご意見は、極めて重要な指摘と受け止めています。
- ・ 民放連は現時点で、民放への影響に関するエビデンスや調査結果を持ち合わせていませんので、政府やNHKは必要に応じて、NHKのインターネットサービスの拡大で民放や新聞に不利益が生じるかどうかを明らかにする調査などを実施していただきたいと思います。
- ・ NHKからは、ネットサービスの社会実証の結果などが示されていますが、一定の評価や支持が得られたとする調査に加え、例えば、「国民視聴者が、どのようなサービスを、いくらの料金であれば提供を受けたいか」という調査を実施すれば、今後の業務範囲の検討において有効だと考えます。

(落合構成員)

- インターネット配信におけるNHKと民放との競争環境について、どのように評価しているか。
特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、民放連様からは「制作・配信しないことが最低限必要」との考えが示されているが、NHKがネットのオリジナルコンテンツを制作・配信することが、民放との競争上、具体的にどのような問題につながっていくのかについて、お伺いしたい。

(答)

- ・ 「ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない」との民放連の指摘は、現行の受信料制度に則った原則を述べたものです。放送番組に紐づくはずの理解増進情報を幅広く解釈・運用すれば、オリジナルコンテンツに近いものになってしまいます。現行の受信料制度を維持したままNHKの新たな業務範囲を検討するのであれば、新たな業務範囲においてもオリジナルコンテンツが含まれないことは当然と考えます。
- ・ 第3回会合で民放連は「本WGでは、NHKがしたいこと、NHKにさせたいことの議論はあるのですが、財源の受信料制度をどうするかという議論が、まだまだこれからだと思います。財源の問題の議論を抜きにして、この話はできないと思っています」と述べました。

(林構成員)

- アプリダウンロード数やブラウジング数などで比較する限りでは、NHKプラスよりもTVerのほうがかなり先行しているようにも考えられ、少なくとも現状において競争環境としては、それほど不健全な状況にはなっていないと思うが、NHKと民放との間でのインターネット配信に関する競争環境について、民放連として、どのように認識しているか。

(答)

- ・ 民放各社は放送番組の見逃し配信に限らず、インターネット事業においてさまざまなサービスを手掛けています。TVerは在京キー局を中心に運営している動画配信サービスですが、NHKプラスとTVerの比較のみでは、NHKと民放のインターネット配信における競争環境の評価は難しいと考えます。
- ・ NHKインターネット活用業務の費用上限は 10億円、40億円、受信料収入の2.5%と段階的に増大し、現在は200億円となっています。この200億円という金額は、収支を勘案しながらインターネット事業を行う民放事業者にとっては破格の金額です。

(林構成員)

- 民放連様からは「予算に厳格な歯止めを設ける」ことが最低限必要との考えが示されているが、NHKのインターネット活用業務(BtoC)の現状予算上限200億円は、民放のデジタル事業の予算と比べて、どのように評価しているか。

(答)

- ・ NHKインターネット活用業務の費用上限は 10億円、40億円、受信料収入の2.5%と段階的に増大し、現在は200億円となっています。200億円という金額は、収支を勘案しながらインターネット事業を行う民放事業者にとっては破格の金額です。

(林構成員)

- Netflixの広告付きプランに関し、民放連様から「NHKが提供するコンテンツにCMや広告が近接して表示されることは不適切」との指摘があったが、同プランは、むしろ民放コンテンツへの影響も大きいと考えられるところ、動画配信事業者に対して、NHKと民放が軌を一にして放送コンテンツへの配慮を求めて動くべきと思うが、こうした考えについてどのように思われるか。

(答)

- ・ コンテンツの提供先は、あくまでもコンテンツホルダーが自ら決めることが原則です。
- ・ 11月18日の民放連会長会見で遠藤会長が述べたとおり、今回のネットフリックスの広告付き視聴プランの開始は、コンテンツ提供の前提条件が変わることについて、民放事業者に対して事前に十分な説明や調整がなく、唐突で残念との受け止めです。NHKにとってはより深刻な問題と考えており、民放各社もNHKも、それぞれの立場で対応していることと思います。
- ・ 公共放送WGの第2回会合では、内山構成員が「日本の事情に合ったルールで運用していくプラットフォームも自ら持ち、なおかつ国民に両方の選択肢が常に見えている状況をつくる必要がある」と指摘されました。また親会の第14回会合で飯塚構成員は「NHKと民放の相互補完の関係をさらに強化していくことが必要であり、日本の放送局にとって競合する相手は、海外の大手動画配信プラットフォームだと思う」と指摘されました。この視点は重要だと受け止めています。

<会合後の追加質問>

(林構成員)

- NHKの公表資料「NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方」を読む限り、民放連は、在外邦人向けのインターネット活用業務の拡大に非常に慎重であるように見受けられる。現在は任意業務であるため、一部の番組の配信権が国際について取得できないような状況が生まれているのではないかと考えられるところ、必須業務とすることにより、一定の限定を付した上で、在外邦人の公共放送を視聴しうる便益にも一定の配慮を行うべきと考えについて、どのように思われるか。

(答)

- ・ 民放連は、当該業務を受信料を財源とする「3号受信料財源業務」で行う必然性や趣旨の説明が、意見募集資料においては不十分とする意見を提出しています。
- ・ これは在外邦人向けの配信による情報提供自体を否定するものではありません。
- ・ 必須業務化については、前回会合でNHKから具体的なご説明はなく、今後の前提が不明確ですので、回答を控えたいと存じます。

＜会合後の追加質問＞
（事務局）

- （宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、）今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、民放連様や加盟各社様の業務に関する情報の提供について、民放連様としてご協力いただけるか。

（宍戸構成員の実際の発言）

NHKのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するという事は、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にもそういう部分があると思っておりますが、業界構造やプラットフォームの行動とかいろいろな要素がある中で、NHKの業務拡大、あるいはNHKの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思っております。

もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばNHK自身にどのような情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが1点目でございます。

（林構成員の実際の発言）

放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースでの検討が必要だと思っております。

（大谷構成員の実際の発言）

予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったですのですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからNHKが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

（答）

民放のインターネット事業は、各社の経営判断の下で個別に展開する事業領域であるため、民放連が詳細を把握することは難しく、現時点で、民放連が情報提供することは困難と考えます。

前回会合における質問事項への回答 (（一社）日本新聞協会メディア開発委員会)

公共放送WG事務局

令和4年12月22日

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答①

1

(宍戸構成員)

- 現在のインターネット環境の中で、各メディアが自由な経営判断に基づく取材、報道、情報発信を行うことで国民の知る権利が果たされると思われるか。あるいは、NHKなり放送制度を前提とした上で、どういう協力をしていけば知る権利の充実があり得るとお考えになっているか。情報空間の全体構造との関係での新聞の役割あるいはNHKとの協力の在り方について、お考えがあればお聞かせいただきたい。

(答)

インターネット環境でも国民の知る権利に応えるため、各メディアが競争しながら報道活動を行っているが、こうした情報発信者の取組のみで情報空間の弊害を直接是正できるとも考えてはいない。情報発信者だけの課題ではなく、メディアリテラシー教育などを含め、情報環境全体の問題だとみている。

他方、情報空間の歪みの是正を名目にNHKのインターネット業務がさらに拡大すれば、公正な競争が阻害され、こぼれ落ちる民間メディアが出てきかねないと危惧している。

放送だけでなく新聞・通信社が今まで以上に情報空間の課題解決に向けた取組を強化していくことももちろん重要で、その中でNHKと協力できる事項もあるかもしれない。しかし、NHKがネット業務に関して具体的な内容や範囲、それに伴う受信料制度なども含めた全体像を現時点で示していない段階ではお答えできない。

(落合構成員)

- インターネット配信に関するNHKと新聞との競争環境について、どのように評価しているか。特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、(民放連様からは「制作・配信しないことが最低限必要」との考えが示されているが、) NHKがネットのオリジナルコンテンツを制作・配信することが、新聞との競争上、具体的にどのような問題につながっていくのかについて、お伺いしたい。

(答)

新聞・通信社はデジタルサービスで有料会員や広告収入の獲得を目指しており、採算をみながら事業展開しているが、オリジナルコンテンツを含む「理解増進情報」はこうしたサービスと競合している。ニュースを深掘りして解説するようなオリジナルコンテンツを展開している事例も散見され、民間ならば有料にしなければ採算が合わないものが大半だ。NHKが受信料を原資に採算性を考慮せずに展開すれば、新聞・通信社をはじめとする民間報道機関のデジタル事業は成り立たなくなる恐れがある。公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要だ。

<会合後の追加質問>

(林構成員)

- 新聞協会様から「必須業務化すると予算の歯止めすらなくなる可能性がある」旨の考えが表明されているが、必須業務とするかどうかは公共放送としての役割から導いた上で、公正競争上の懸念に対しては別途、客観的・中立的に独立した検証を行うという考え方が欧州主要諸国の現下の趨勢であるようにも見受けられる。逆に、我が国がこのまま制度を変えずに放置したままだと、インターネットを含めた情報空間全体の中で市民の健全な情報アクセスにおいて日本がますます周回遅れになるという意見もあると思われるが、このような考え方についてどう考えるか。

(答)

市民の健全な情報アクセスに向けて新聞・通信社はさまざまな取組を行っている。その中で特にNHKに絞って、具体的にどのような課題に対応するためにどのような業務を拡大すべきと考えるかは、丁寧な議論が必要であり、必須業務化を前提にした議論であってはならないと考えている。現状でも「理解増進情報」などでネット業務のなし崩し的な拡大がみられるなどの課題がある。NHKの業務範囲全般について公正競争の観点から客観的に検討する仕組みを構築すべきだ。

<会合後の追加質問>

(林構成員)

- 報道・防災・教育・福祉・伝統芸能について、NHKに加えて民放や新聞も手がけているように、娯楽やエンタメを含めた様々な文化・芸能ジャンルからNHKを排除するのではなく、NHKと民放・新聞が切磋琢磨することでコンテンツの質の向上を図るべきで、それが情報空間全体にとっても望ましいという考え方もあると思われるが、このような考え方についてどう考えるか。

(答)

三位一体改革の観点から、NHKの業務は収支を勘案する民間では取り組みにくいジャンルに集中すべきと提起した。コンテンツの質の向上は重要だが、公共性はあっても民間メディアなら採算が合わない形でコンテンツが配信されれば、健全な競争環境は崩れかねない。その結果、メディアの多元性が失われ、結果として情報空間の荒廃につながると考えている。インターネット時代における公共放送の役割について議論するのであれば、公共放送として取り組むべき業務範囲から検討が必要だ。

<会合後の追加質問>

(事務局)

- (宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、) 今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、新聞協会様や加盟各社様の業務に関する情報の提供について、新聞協会様としてご協力いただけるか。

(宍戸構成員)

NHKのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するという事は、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にもそういう部分があると思っておりますが、業界構造やプラットフォームの行動とかいろいろな要素がある中で、NHKの業務拡大、あるいはNHKの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思います。

もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばNHK自身にどういう情報を調査して出させるのか、政府がこういう点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが1点目でございます。

(林構成員)

放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースでの検討が必要だと思っております。

(大谷構成員)

予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからNHKが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

(答)

今後の議論に寄与するため、可能な範囲で協力したい。しかし、個社の判断もあり、情報提供について限界があることは承知おきいただきたい。今後の議論にあたっては、NHKがネット業務に関して具体的な内容や範囲、それに伴う受信料制度も含めた全体像を示すべきだ。

I はじめに－なぜ競争評価が必要か

(1) Manifest Destiny を超えた「業務拡大」→フロンティア

従来型メディアの視聴からインターネットでの視聴へと移行しつつある。これに伴って、公共放送のインターネット業務の本来業務化やこれに伴う業務拡大は当然のこのようにも見える。従来の放送をインターネット上でも視聴できるという意味でのインターネット化は既に進展している。しかし、インターネットで展開される業態は、これに留まるものではない。また、様々に変化する可能性がある。

(2) 伝統メディアのインターネット業務

公共放送のインターネット業務の本来業務化・業務拡大を正当化する根拠
情報空間の健全化

インターネットの進展とともに、変質する情報空間

アテンションエコノミー化、DPF による伝統メディアのマージナル化 etc

→伝統メディア（放送・新聞 etc）の古典的言論のエコシステムの衰退

問題発掘・ファクトチェックするための、調査、相互検証 etc

伝統メディアも、インターネット空間で橋頭堡を築くための努力をしている

→困難極まりない作業、

←国によっては、伝統メディアの機能強化のための施策

伝統メディアの一員としての公共放送のインターネット上での役割

(3) 業務拡大の進展と競争評価

しかし、従来の放送業務を超えた業務を行う→新たな分野での「国家補助」事業の拡張
有力な公的企業が、国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがある。

仮に、歪曲効果があるなら、それが何らかの公共目的に照らして必要なものであるか、目的に照らして釣り合いの取れた効果であるかをチェックする必要がある。

このような競争歪曲効果は、不可逆的な変化をもたらすため事前にチェックする必要がある。

公共放送が有力であり、国家補助が、影響を与える市場規模に比して大きい場合は特にその必要性がある。制度や市場環境の違いによって差異はあるし、評価内容も異なる

→先例、Ofcom の競争評価（BBC の自己チェックへの審査）

II 以下はそれを参考にした。しかし、競争評価は各国の独自性がある。メディア空間のエコシステムが各国によって違う。同じ業務であっても悪影響が生じるセグメントも異なり

得る。BBCで問題ないから日本も問題はないとは直ちに言えない（逆も言える）。日本語の情報空間、メディアの特性などに注目して検討する必要がある。

(4)競争評価のその他の機能

(a)情報空間の健全性の維持

公正競争の確保だけではなく、伝統メディア空間（エコシステム）の脆弱化の防止

伝統メディアのインターネット内でのカンニバリズムでは無意味

健全化のための国家補助がかえって健全化を害する危険性

(b)国家補助の正当性チェック

公益性審査（競争歪曲効果という反公益性を償う別個の公益性）は、当該国家補助がなぜ必要かという観点からの、補助の適切性審査にもつながる。これは、業務拡大の内容があいまいなまま進展する場合には重要。近時、国家補助規制（競争評価）の機能として重視されている。

II 競争評価の対象

(1) 評価の行われる関連市場

インターネット業務への拡大と言っても、具体的に影響を受ける市場単位で検討すべき
ただし、重層的な市場画定 また、クロスネットワーク効果、補完的市場も重要。

(2) どのような市場が考えられるか、

インターネット業務の場合、伝統メディアが行っているインターネット上での業務が競合するセグメントの第1候補。ただし、その範囲を確定する作業が重要。

留意点

- ・ 個々の事実関係に依存する。ケースバイケースの作業
- ・ フォワードルッキングな評価のため、過去の需要代替性だけで断定できない。
→適切なサーベイ調査 etc、定性的評価も重要
単純な仮定的独占者基準は利用できない。影響を受ける競争者視点も重要。
- ・ 影響を受ける事業者からの情報が端緒として重要

- ・ 直接影響を受けるセグメントだけでなく、そのセグメントとクロスネットワーク効果が及ぶセグメントでの悪影響も重要である。→市場画定の問題というより悪影響の評価の問題として見ることもできる。

III 競争への影響

(1) 悪影響のレベル

国家補助は原則的に歪曲効果を持つ（レベルプレイングフィールドへの悪影響）

しかし、それを越えた悪影響をもつ場合もある。

「公正で効果的な競争への重大な悪影響」

国家補助によってよりよい取引条件を提示することそれ自体も大きな問題だが、(2)に至ると特に問題が大きい。

(2) 「公正で効果的な競争への重大な悪影響」としてのクラディングアウト等

有力な事業者が国家補助によって業務を展開することによって、競争事業者が締め出されることになったり、投資やイノベーションを行うインセンティブが抑制される効果など、競争する力を損なうものと考えられる場合が特に問題となる。

業務の拡張は選択肢の拡大という意味で消費者厚生にかなっているが、それがクラディングアウト等の効果を持つとかえって消費者の選択肢を減少させる。

多様なメディアによる相互批判、相互検証といった、伝統メディアエコシステムの機能を破壊しかねないという点にも注意。

この場合、公益的目的による正当化は妥当しないものと考えられるのではないか。

∵補助の反公益性が高い

なお、公正競争への悪影響という反公益性を正当化するだけの公益性があるかないかの審査（当事会社に説明責任がある）は、そもそも適切な業務拡張であるか否かの評価としての側面も有していることに注意。→II(4)(b)

IV 競争評価のフレームワーク

(1) 評価のタイミングー事前評価の必要性

不可逆性(ネットワーク効果 etc)、エコシステムを破壊したら戻しようがない

(2) 評価の対象

規制コストや実効性からは、ある程度の規模に絞るのが得策かもしれない。

200億円という金額が妥当か否かは別にして、これまで付随的業務について金額キャップをつけることで評価なしで済ませてきたのは、その点では賢明かもしれない。

Ofcom はかなり詳細に業務拡張を審査してきた。そこまで必要か？

絞り込みの基準、質的評価（従来の業務と大きく異なる態様のもの）、量的評価（「想定予算規模で絞る」

2023年4月27日

総務省・デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」 御中

一般社団法人 日本民間放送連盟

NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より民間放送の活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

下記のとおり、NHKインターネット活用業務の検討に対する見解と質問を提出いたしますので、ご査収のうえ、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

記

1. 民放連の見解

- 公共放送WGの主な検討課題は、①インターネット時代に公共放送が担うべき役割、②ネット活用業務の在り方、③その財源と受信料制度とされています。これまでの議論では、情報空間の健全性を確保するためにNHKはデジタル空間においても放送と同等の公共性を発揮することが望ましいとの認識のもと、NHKのインターネットサービスの「必須業務化」が焦点となり、当初設定された③の課題を後回しにして、民間事業者との公正競争の検討に着手しました。WGのこうした議論の経過を踏まえて、私たちは3つの根本的な疑問や懸念をあらためて申し述べたいと思います。

【必須業務化と受信料制度・財源との関係について】

- 一つ目は、拡張するデジタル空間において独占的な受信料を財源とする公共メディアは真に必要なのか、です。NHKによる綿密な調査結果がWGで開示され、ネット空間におけるNHKの情報提供への期待などが明らかになっています。ただ、ネット進出を強めることにより、視聴者・国民の負担がどう変わるのかなどは現時点で見通しが立たず、財源をめぐるWGでの精緻な議論を待つ必要があります。

【必須業務化と情報空間の健全性確保について】

- 次に、NHKのネット業務の拡張の背景・理由とされる情報空間の健全性の確保についてです。この問題の重要性に異論はありませんが、重要であるがゆえに、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあつてしかるべきです。NHKのネット業務を加速させるための「錦の御旗」として掲げられることに、強い違和感を覚えざるを得ません。

【放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲について】

- そして最後に、これが最も大きな疑問と懸念ですが、通信と放送の間に伝送路の違いなどに依拠した区分が厳然とある中で、放送法に存立基盤を置く特殊法人NHKがインターネット活用を拡大するのには限界があるのではないかということです。2013年にNHKのインターネット活用業務の拡大を提言した総務省の「放送政策に関する調査研究会」は、「放送を目的に設立された特

殊法人という性格から無限定の実施は不適切」と述べ、任意業務として実施できる判断基準について、▽公共性が認められる、▽放送の補完の範囲にとどまる（番組との密接関連性、支出規模）、▽市場への影響の程度——の3点を示し、その後の放送政策の基礎となりました。インターネット活用業務の予算規模は10億円で始まり、40億円、受信料収入の2.5%、200億円と拡大した経緯がありますが、「放送」を規律するための放送法のもとで、それと矛盾しない形でインターネット活用業務を広げてきたとも言えます。今般のWGの議論は、この従来の枠組みを一気に超えていこうとしているようにも見えます。

- ・ 以上の問題意識に基づき、下記の質問をまとめました。NHKがかねて標榜されている「公共メディア」への転換は、NHK自身がその意図するところを社会に広く説明し、視聴者・国民、多岐にわたる関係事業者などの理解と協力を得て、初めて進められるものです。議論が円滑に進み、視聴者・国民各層に理解いただくためにも、ぜひ民放連の質問にご回答いただきたいと思います。同じ放送法に立脚し、二元体制の一翼を担う民放事業者としてNHKの在り方には極めて高い関心を持っています。NHKの将来を決めようとする本WGの議論を正しく理解させていただくためにも、ぜひ前向きにご対応くださるよう重ねてお願いいたします。
- ・ 民放連はその回答を踏まえて、引き続き検討を深めてまいりますので、民放の意見を述べる場を設けていただきたいと思いますと考えます。

2. 「公共放送WG」に対する質問

【必須業務化と受信料制度・財源との関係について】

- ① NHKの必須業務および任意業務の定義をご教示ください。
- ② すでに幅広く展開されているNHKのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、視聴者・国民にとって何がかわるのか、よく分かりません。見解をご教示ください。
- ③ 仮にNHKインターネット活用業務を必須業務化する場合、NHKが負う義務や規律を具体的にご教示ください。（例：放送に課されているあまねく受信義務、重大事故の報告、安全信頼性基準の適合、放送番組審議会、受信料契約、▽現行のインターネット活用業務に課されている費用上限、インターネット活用業務実施基準の認可、同実施計画の届出、▽業務管理体制（ガバナンス）など。）
- ④ 放送法において、インターネット配信を放送のように規律する考えでしょうか。そうであれば、その根拠をご教示ください。
- ⑤ インターネット活用業務の必須業務化を志向するのであれば、インターネット視聴と受信料制度・財源との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。必要とすれば、具体的な検討はいつ開始するお考えでしょうか。
- ⑥ NHKから、テレビ受信機を持たないがNHKプラスを視聴したいニーズがあるとの説明があり、「公共放送WG」では、端末（アプリ）認証を行って課金するなどの意見がありました。これについても、受信料制度との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。

【必須業務化と情報空間の健全性確保について】

- ⑦ NHKのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、なぜ情報空間の健全性が高まることになるのか、見解をご教示ください。
- ⑧ 情報空間の健全性確保においては、「特定デジタルプラットフォーム提供者」のユーザへの責務

など、放送法の外側にあるネット配信全般についての検討も必要と考えますが、「公共放送WG」あるいは総務省において、そのような検討を行う考えはあるでしょうか。

- ⑨ NHKのインターネット活用業務を必須業務化することは、わが国最大のメディアであるNHKの強大な地位を、インターネットの世界において固定化しかねず、ひいては受信料財源の動画配信事業者を新たに作ることになりかねないと考えますが、その社会的意味や是非を含め、見解をご教示ください。

【放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲について】

- ⑩ 仮にNHKインターネット活用業務を必須業務化する場合、放送法第20条の第1項に限定列举された、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、衛星基幹放送、放送・受信の進歩発達に必要な調査研究、国際放送等と同列に、インターネット業務を規定するお考えでしょうか。仮にインターネット活用業務を区分し、一部を必須業務、残りを任意業務とする場合は、どのように規定にするお考えでしょうか。
- ⑪ NHKは電波の「放送」を行うために、テレビ受信機に紐づく受信料を独占的に徴収することが認められています。現行の受信料制度を継続する前提においては、「放送政策に関する調査研究会」が述べたとおり「放送を目的に設立された特殊法人という性格から無限定の実施は不適切」であり、NHKのインターネット活用業務は「放送」と同等かつ付随的（小規模）なサービスに限られると考えますが、見解をご教示ください。
- ⑫ 有力な公的企業が国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがあるとの指摘が有識者からありました。公正競争の議論においては、先に具体的なサービスを特定して検討すべきであり、対象業務が抽象的なままでは、抽象的な議論にしかならないことを懸念しますが、見解をご教示ください。
- ⑬ 民放連は2022年11月24日開催の「公共放送WG」第3回会合のヒアリングにおいて、NHKインターネット活用業務は公正競争を阻害しないために、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設ける——などの取り組みが最低限必要と述べました。こうした民放連の考えに対する見解をご教示ください。

以 上

公共放送ワーキンググループ (第8回) 説明資料

NHK

目次

NHK

NHKのインターネット活用業務の今後について

1. 大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WGで示されたご期待・ご要望
 - 「情報空間の参照点」への期待
 - 「信頼できる多元性確保」への貢献
 - “三位一体改革”の継続
2. NHKのインターネット活用業務に関する基本的な考え方
3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
 - ①業務範囲の考え方
 - ②ガバナンスの在り方
 - ③負担の在り方
 - ④多元性確保への貢献

1. 大前提となる視聴者・国民の期待、 本検討会・WGで示されたご期待・ご要望

3

基本的な考え方（令和4年11月24日ご提示）

「情報空間の参照点」への期待

テレビ層・非テレビ層を問わず、
拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い

「信頼できる多元性確保」への期待

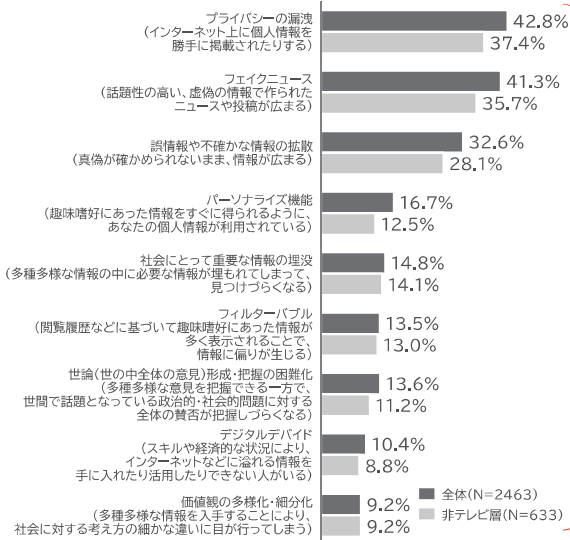
新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する
期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きい

- ・ 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）
- ・ 新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる
- ・ **NHKには「情報空間の参照点の提供」（とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献）、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないが**

4

前提：「情報空間の参照点」への期待

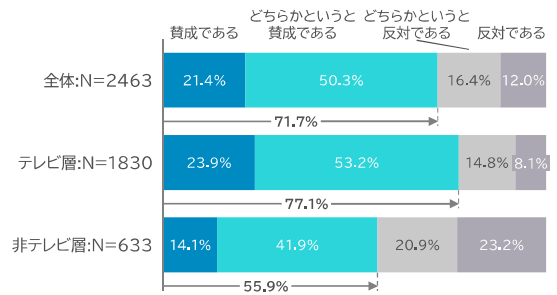
- テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広く、NHKへの期待も高い
 - フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する問題意識は、「全体」の7割ネットに慣れているであろう「非テレビ層」であっても、6割が同じ問題意識を持っている
 - そのような課題に対応するために、NHKが報道等の分野を強化し提供していくことに、「全体」の7割、「非テレビ層」の55%が賛成している



1つ以上問題視
 全体:69.7%
 非テレビ層:61.6%

「1.安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。インターネット上において、新型コロナウイルスワクチンに関するデマやフェイクニュース、極端な説を強調する記事、対立を煽る投稿、世界での紛争を偏った視点で伝えるネット記事等、不確かで曖昧な情報が増えているなどという課題に対処するために、NHKが、報道分野や、災害・科学・軍事・国際分野等の社会が要請する分野を大幅に強化し、放送やインターネットで提供していくべきだという意見があります。

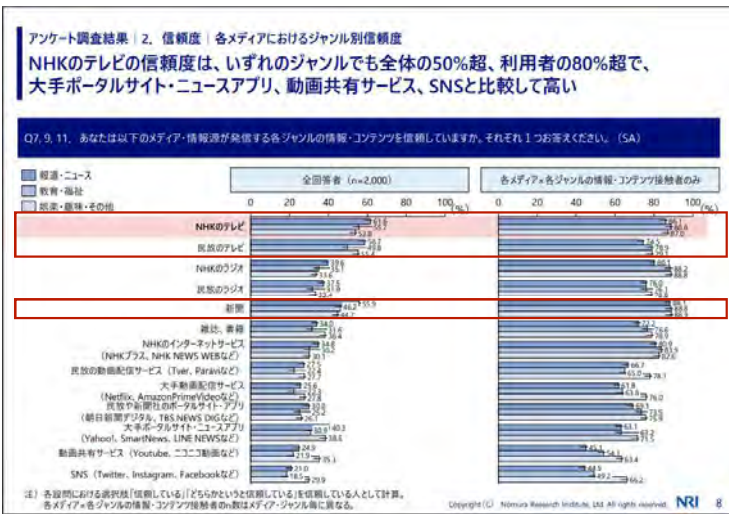
Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。(ひとつだけ)【必須】



非テレビ層：平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間程度以下の層
 出所：NHK調査（2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463

前提：「信頼できる多元性確保」への期待

- 新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する「信頼」は、利用者の7割以上の水準にある
- さらに、伝統メディアが情報空間に良い影響を及ぼすことへの「期待」も、全体の8割、主にネットを利用している人でも75%と高い水準にある

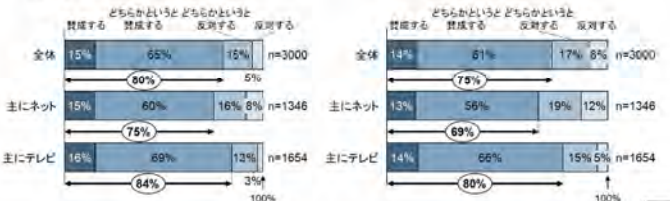


出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果（強調はNHK追加）

従来型メディア、NHKの情報空間への影響評価

- 従来型のメディアがインターネット配信事業者に良質なコンテンツを提供することで良い影響を及ぼすことについて、8割の人が賛成。NHKについては75%の人が賛成。

（設問）従来型のメディア（NHK、民放、新聞社などメディア全体）が良質なコンテンツをインターネットの配信事業者に提供することで、インターネットも含めたメディア・情報空間に良い影響を及ぼすべきであるという意見があります。あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。



出所：NHK調査 2022年10月
 主にネット・インターネットの利用率がテレビの利用率より多い人、もしくはテレビの利用率がゼロの人、主にテレビ・インターネットの両方とも利用している人

- 三位一体の改革（業務・受信料・ガバナンスの改革）を通じて、提示されている受信料値下げ水準や、値下げの原資を用意することができる見込みとなったことについて、支払い者の7割が評価。今後とも、**不断の取り組みを継続**

現経営計画期間中の2023年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等（受信料体系の見直し）を実施します。

■還元（値下げ等）の方法 ※いずれも、2023年10月から実施します。

- ・地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。
- ・学生への免除を拡大します。

| 契約 | 従来方法 | 円高（課税別） | 円高（課税別） |
|------|------|---------|---------|
| 地上波 | 従来方法 | 1,275円 | 1,275円 |
| 衛星契約 | 従来方法 | 2,275円 | 2,275円 |
| 衛星契約 | 従来方法 | 1,900円 | 1,900円 |

■還元（値下げ等）の規模

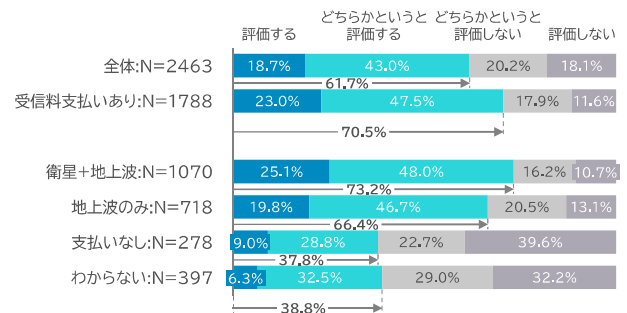
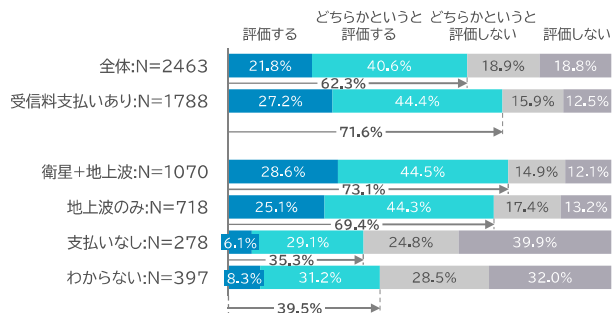
- ・値下げに際して充当する還元の原資…総額1,500億円を想定

「NHK経営計画(2021-2023年度)の修正(案)」で述べられている通り、NHKは、NHK経営計画(2021-2023年度)で策定した以下の改革を進めてきたことで、受信料を値下げするための原資を用意することができる見込みです。

- 1)経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、他のコストを削減
- 2)受信料の契約活動を「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に転換させ、コストを抑えて受信料収入を増額

Q.この受信料値下げについては、もともと示していた衛星契約の割値下げだけでなく、**地上契約の値下げ、学生への免除など、さらに踏み込んだ過去最大規模の還元を行う方針**になっています。あなたは、このNHKの受信料値下げの考え方について、評価しますか。(ひとつだけ)【必須】

Q.あなたはこのようなNHKの取り組みを評価しますか。(ひとつだけ)【必須】



出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料より抜粋（NHK調査（2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463））

2. NHKのインターネット活用業務に関する基本的な考え方

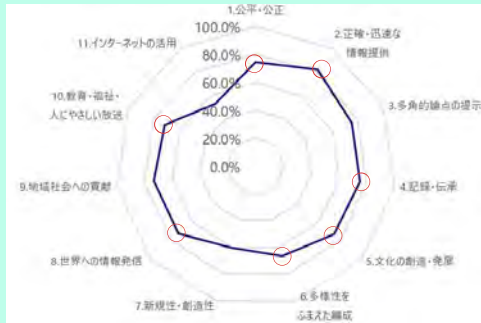
「情報空間の参照点」の提供

「信頼できる多元性確保」への貢献

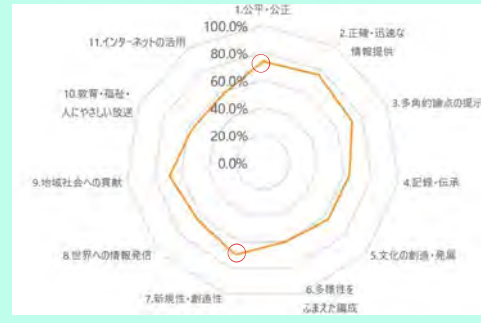
上記を通じて、放送法に掲げる「健全な民主主義の発達に資すること」を目指す

NHKと民放の「二元体制」で、相互補完し切磋琢磨することで民主主義の発達に寄与していく

放送法に基づく指標に対する「NHK」への期待度



放送法に基づく指標に対する「民放」への期待度



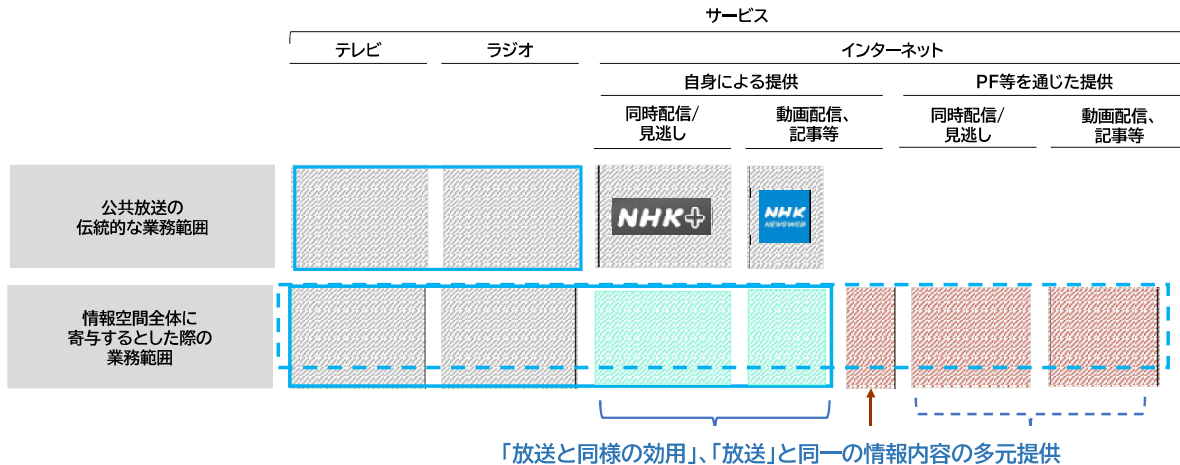
“必須業務化”に際しては、伝統メディア全体への期待・信頼が高いことを踏まえ、NHKに関しては「放送と同様の効用」をもたらす範囲に限って実施していくのが適切と考える

9

※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」と回答した人の割合。※「民放」については、回答者がもっともよく見る民放を想定して回答。※赤丸：NHKまたは民放がもう一方に比べて5pt以上高い項目、また、同水準の項目
出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料より抜粋（NHK世論調査（2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816）

3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

- 「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)」が基本
上記以外は、「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施(詳細は後述)
- 同様の効用をもたらすという観点から、全体として、公平性確保、多角的論点提示等の規律が必要
(「放送」同様の、自律型モデルが望ましいと考える)

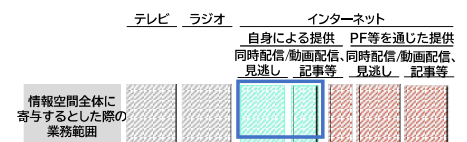


参照点・多元性の確保を大前提としたうえで
「放送と同様の効用で異なる態様のもの」を提供

出所:公共放送ワーキンググループ(第3回)NHK提出資料より抜粋

基本:「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)」

- 「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)」が基本
上記以外は、「放送と同様の効用が異なる態様」で実現されるものについて実施(後述)



現在のサービス「NHKプラス」「NHK NEWS WEB」

NHK+

- 常時同時配信・見逃し番組配信サービス
- 各地域のコンテンツもスマホなどで視聴可能
- 利用者に対価を求めず、現在は受信契約者本人と、本人と生計を同一にする方のみが視聴可能
- テレビを保有していないインターネットのみの利用者は視聴不可

⇒ 以下のような価値を提供

- いつでも どこでも公共放送の番組を視聴可能
- 地域理解促進、異なる考え方を発見

NHK NEWS WEB

- 動画配信、記事等
- 社会・気象/災害・科学/文化・スポーツなど、多様な情報を提供
- 様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能

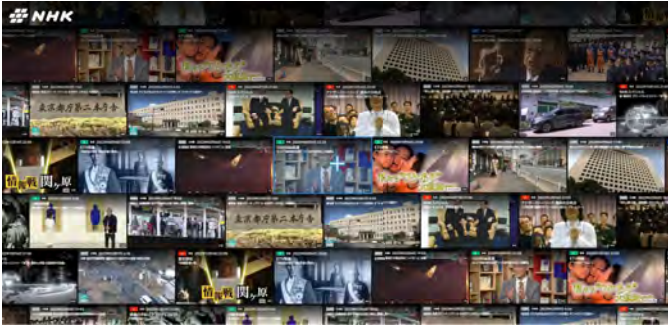
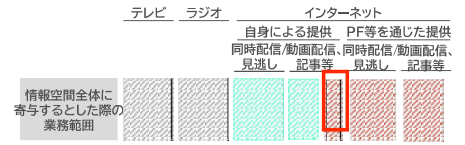
⇒ 以下のような価値を提供

- 公平・公正で信頼できる情報を取得
- 世の中で議論となっている事象・問題を把握

出所:NHK「インターネットでの社会実証(第一期)結果報告」より抜粋

放送と同様の効用で異なる態様のもの:例)一望・連続再生

- インターネット特有の“分断”等の課題に対して、放送の効用(基本的な情報の共有、多角的論点提示)で対応することを企図し、放送での「総合編成」と同様の効用を提供するための「異なる態様」の一例
- 「NHKが選んだ主要ニュースと多様なジャンルの番組」と「自分が設定した地域ニュースと興味ジャンルの番組」の2つの提示した場合、「思いがけないコンテンツなどに触れられた」と回答した割合は前者の方が高く、全体の65%が評価。
- アテンションエコノミーへの受容性が高い人でも6~7割が評価。



Q. 今回のNHK社会実証サイトで提供した①「総覧視聴・連続再生」機能では、YouTubeのように関連する動画が次々に表示されるのではなく、多角的な視点のきっかけとして色々な分野のコンテンツが表示されました。この機能を利用して、思いがけないコンテンツや普段はあまり目に見えないようなコンテンツに触れたことを実感しましたか。

| | (NHKが選んだ主要ニュースと番組) | (自分が設定した地域ニュースと興味ジャンルの番組) |
|----------------------|--------------------|---------------------------|
| 非テレビ層全体 (N=1123) | 64.6% | 58.4% |
| 情報取得受動的 (N=420) | 61.7% | 59.5% |
| レコメンド受容性高 (N=709) | 69.7% | 63.0% |
| フィルターバブル受容性高 (N=541) | 63.2% | 58.0% |

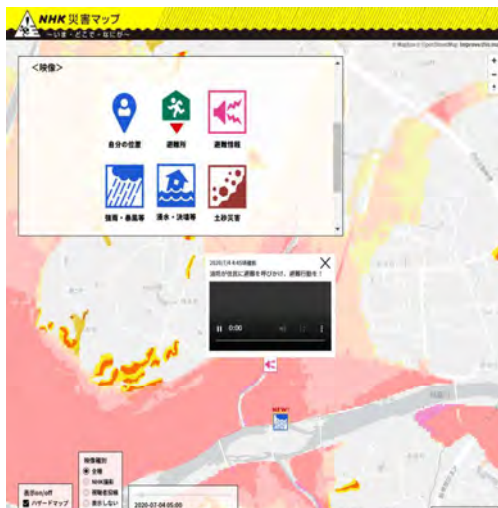
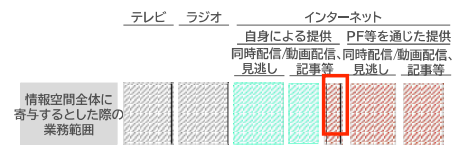
(「実感した」+「まあ実感した」の割合)

各属性の定義:
 情報取得受動的: 検索した結果、知りたかったことがわかればそれで満足する
 レコメンド受容性高: 動画やニュース等がレコメンドされることは自分の興味に合ったものを見られるのでありがたい
 フィルターバブル受容性高: 自分の興味・関心のあるジャンルや好きなコンテンツだけ見ていたい

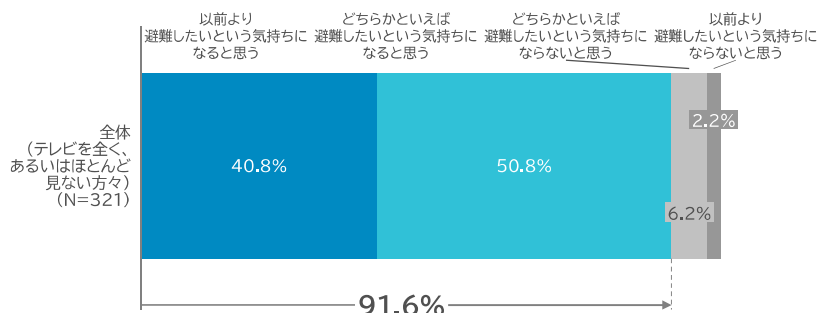
出所: NHK「インターネットでの社会実証(第二期)結果報告」

放送と同様の効用で異なる態様のもの:例)災害マップ

- 災害報道による防災・減災は公共放送の必須機能。放送では提供する情報の「時間」「範囲」が限定されることで、「避難のスイッチ」がなかなか入らないとの指摘
 → 居住地近くの報道関連映像を時系列に地図上で可視化することで、迅速な避難につなげるという効用を提供する(「異なる態様」の一例)
- 利用者の9割が「これまでよりも避難したいという気持ちになる」と回答



Q. あなたは、今回ご利用いただいた「災害マップ」のように、今後、お住まいの地域についての「過去に起きた災害の情報」を利用することで、実際に災害が起きテレビなどを通じて避難指示が出た際に、これまでよりも避難したいという気持ちになると思いますか。

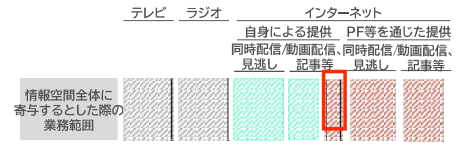


出所: NHK「インターネットでの社会実証(第二期)結果報告」

放送と同様の効用で異なる態様のもの:例)教育コンテンツの提供



- 教育テレビはそもそも、教育の格差是正が大きな機能
- デジタルの浸透による教育格差の拡大が再度指摘
- 双方向性の効果が高い分野については、インターネットの特性を生かして「学びの機会」を提供
 - 視聴者・国民の6割弱は、同様のサービスをNHKが提供することが必要と考えている
 - 海外放送局も、教育格差是正のためにインターネットを通じて学習できるサービスを提供



左記のようなサービスの必要性

教育格差を解決するために、NHKはこれまで教育テレビ(Eテレ)で学習番組を提供する等して対処を行っています。しかし、近年必修化されたプログラミング等についてこれまでのような放送による提供だけでは習得が難しいため、海外の公共放送局では以下(※左図を提示)のような一定の双方向性を備えたサイト等を通じ、最低限の環境でも学習ができるように支援するサービスを提供しています。そこでNHKにも、海外の放送局と同様にインターネットを通じて学習できるサービスを提供すべきだという意見があります。

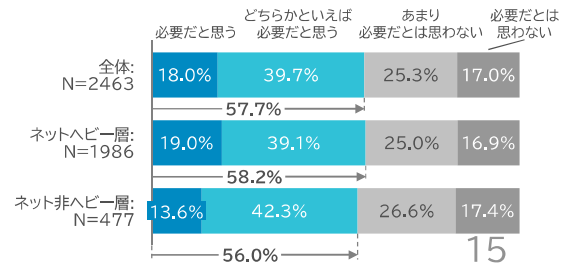
NHKの提供するサービス例 (NHK for School上のプログラミング学習コンテンツ)



BBCの提供するサービス例 (インターネットを通じてプログラミング学習ができる)



Q.あなたは、このようなサービスを、NHKが提供することは、社会にとって必要だと思いますか。(ひとつだけ)【必須】

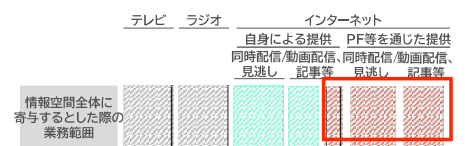


※ネットハビー層:ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所:NHK調査(2022年10月 全国15-79歳男女、インターネット調査、N=2463)

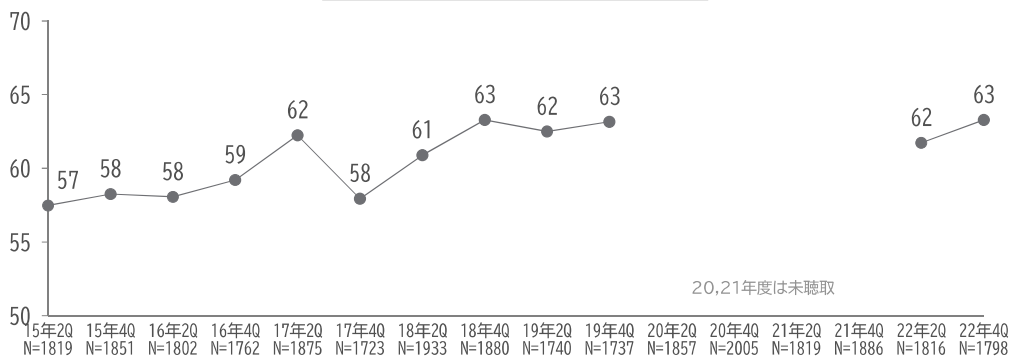
放送と同様の効用で異なる態様のもの:例)国際のインターネット発信



- 「日本の情報を世界に発信し、世界の人々の日本への理解を促進する」という国際放送の効用を、放送だけでなく現地のOTTやSNSを通じて実現する「異なる態様」
 - 「日本の情報を世界に伝えること」を重要視している人におけるNHKの「インターネット活用」への期待度は約6割。さらに、長期的に増加傾向にあり、インターネットの活用を通じた国際発信への期待は徐々に高まっているといえるのではないかと



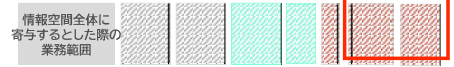
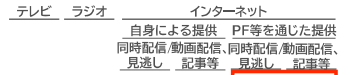
「日本の情報を世界に伝えること」を重要視する人におけるNHKの「インターネット活用」への期待度



※「日本の情報を世界に伝えること」を重要視する人とは、「日本が、日本の情報を世界に伝えること」を「重要だと思う・どちらかという重要だと思う」と回答した人。
※インターネットの活用を期待している人とは、NHKが「インターネットを通じて、放送番組の内容の理解に役立つ情報を提供すること」または「インターネットを活用して、放送と同様に、豊かで良い番組や情報を提供すること」を「期待している・どちらかという期待している」人。

出所:NHK世論調査(層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への調査。2020年2Qまでは訪問調査、2020年4Qからは郵送調査)

プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか



(受信料領域)

- あくまで提供実態で判断されるものであるが、実質的に「自身による提供」であれば、同様の扱いではないか

(その他)

- 「NHKオンデマンド」については、市場競争に配慮しつつ、有料アーカイブ事業として継続・強化すべきではないか（収支が改善すれば、よりロングテールのアーカイブコンテンツについて提供を強化する等、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与していく）



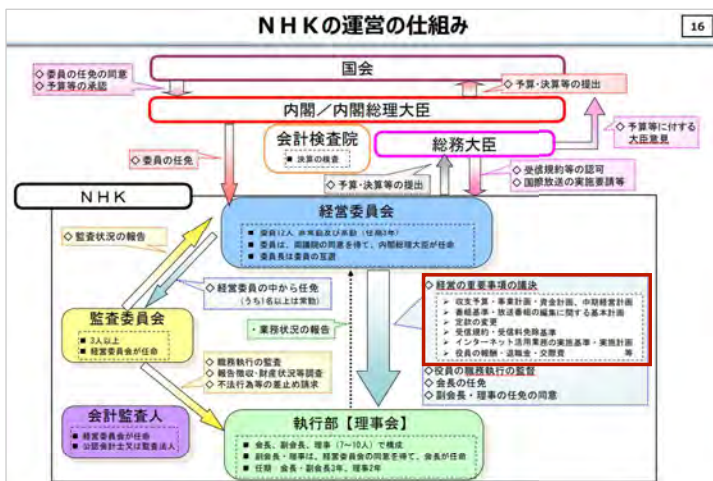
出所:Amazon サイトから引用



- その他の提供形態については、市場流通が確立している場合は、子会社経由等の有料提供が原則ではないか

ガバナンスの在り方

- インターネット活用業務が必須業務となった場合は、上記のような範囲のサービスについては、放送各波同様、毎年度の予算・事業計画で規模、内容をお示していくことになるのではないかと
=放送番組審議会等の審議を経て、最終的に経営委員会で議決を得る(その後大臣意見を付され、国会審議)。
また、適正性については経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける、現在の放送同様のガバナンスを想定



【目次】

I. 2023年度予算について

II. 一般勘定

- 1. 地上放送
- 2. 衛星放送
- 3. インターネット活用業務 (必須業務化した場合追加)
- 4. 報道取材
- 5. 地域放送
- 6. 制作共通費等
- 7. 放送・サービス維持運営経費
- 8. 国際放送費・国際放送番組配信費
- ...

III. 有料インターネット活用業務勘定

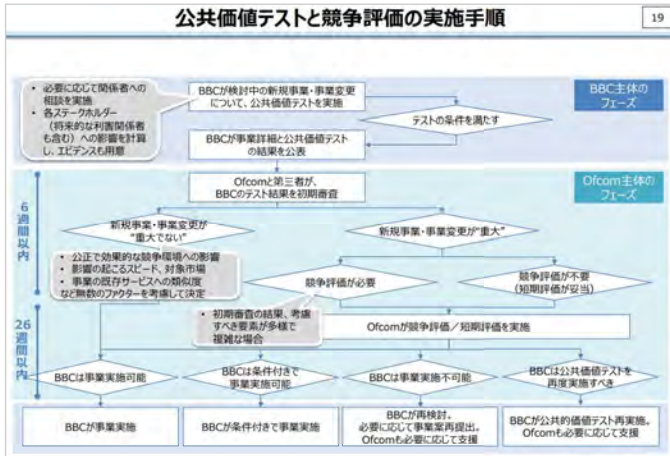
IV. 受託業務等勘定

(イメージ)

出所:公共放送ワーキンググループ(第1回)「公共放送の現状について(事務局資料)」

出所:NHK「2023年度収支予算と事業計画の説明資料」(赤字は必須業務化した場合に追加されるイメージ)

- ・ 欧州の公共放送では、新規または既存サービスの大幅変更を行う場合、監督機関が公共価値テストを実施。公共性が市場影響等を上回るかを審査の上、適否を判断している(下記はイギリスBBCの事例)
- ・ NHKでも同様に、新規内容で一定の規模にかかるものは、(経営委員会の監督のもと)いわゆる「公共価値テスト」を事前実施ののち、追加することとなるのではないか(その際には、NHKで現在設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」の知見が活用できるのではないか)
- ・ また、BBC等で行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うこともあり得るのではないか



出所:公共放送ワーキンググループ(第4回)事務局資料

インターネット活用業務審査・評価委員会とは

インターネット活用業務審査・評価委員会(以下、「審査・評価委員会」という)は、インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、NHKインターネット活用業務実施基準に照り、NHK会員の透明性向上と共に行なわれます。

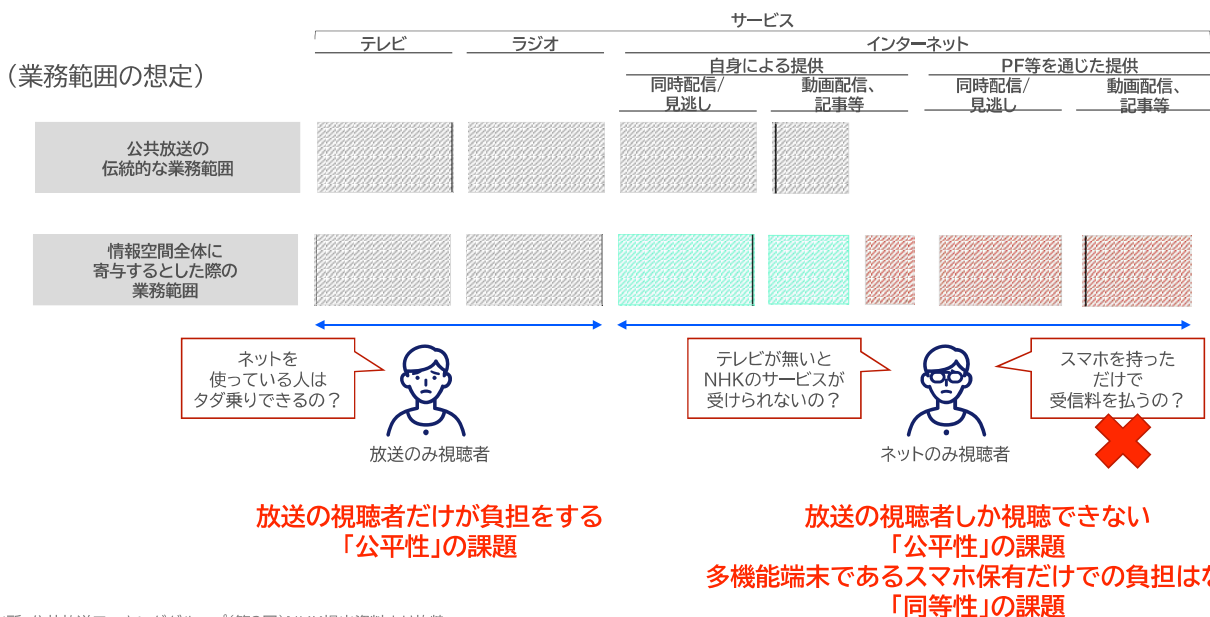
審査・評価委員会は、NHKに寄せられたインターネット活用業務に関する諸当事者からの意見・苦情等に対して迅速な対応を確保し、NHKはその結果を踏まえて必要な措置を講じます。審査・評価委員会の検討の対象となる最終・苦情等については、こちらをご覧ください。審査・苦情等の受付方法についてはこちらをご覧ください。

また、審査・評価委員会は、インターネット活用業務実施計画の適正な実施状況の把握に当たり、公共放送の確保としての適切性を確保する観点からの見解を述べるようになっていきます。

- ・ [インターネット活用業務審査・評価委員会について\(委員名簿・2023年4月現在\)](#)
- ・ [インターネット活用業務審査・評価委員会規程](#)
- ・ [インターネット活用業務審査・評価委員会運営規程](#)
- ・ [意見・苦情等への対応の検討にあたっての考え方](#)

出所:NHKホームページ NHKのインターネット活用業務について

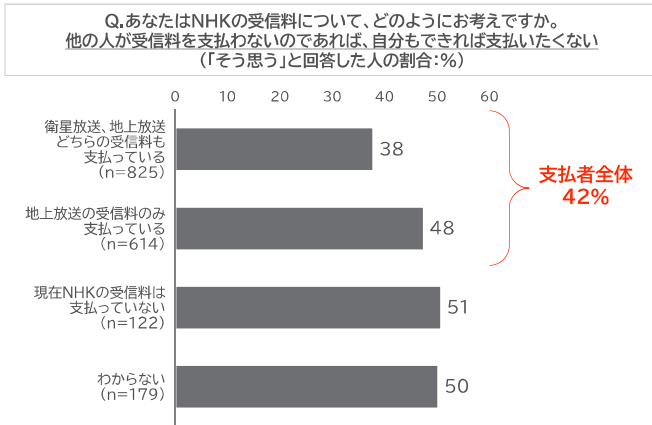
- ・ 負担の在り方を検討するにあたっては、「公平性」と「同等性」が重要となるのではないか
- ・ フリーライドを抑止し、ネットのみの環境の方に機会を提供する一方、多機能端末であるスマートフォンを保有しただけで、現在のテレビ受信機のように扱うことは**選択肢には入らない**



出所:公共放送ワーキンググループ(第3回)NHK提出資料より抜粋

- 公平性、公平負担の観点から、同様の効用が得られているのであれば、同様の負担を頂くのが適当ではないか
 - 受信料支払者の4割が「他の人が受信料を支払わないのであれば自分もできれば支払いたくない」としており、不公平感が存在している。
 - 一方で、非テレビ層でもテレビを持っていないため受信契約ができないという声も少なくない。

受信料支払者の意識



出所: NHK世論調査(2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816)

非テレビ層(特にテレビ非保有者)からの声

コールセンターに寄せられた声(一部):

(視聴者からの声はサービス開始以来、継続して寄せられており、10月には12件の要望、問い合わせを確認している)

- テレビを持ちたくないだけなのに、どうしてNHKプラスを見られないのか
- 払ってもいいと思っているのに、どうして見られないのか
- テレビがないまま受信契約ができないのはなぜか

SNSで語られている声(一部):

(開始以降、月数件レベルでコンスタントに言及されている)

- NHKプラスが見たいから受信料を払いたいと言っても、契約させてもらえないようになっている
- テレビを持っていない家はNHKプラスに登録するってこと?
- テレビがあることにすれば、NHKプラスに申し込めるのだろうか

出所: 公共放送ワーキンググループ(第3回)NHK提出資料より抜粋

- 『公平性』と『受益感』(個人、社会への貢献の実感=一定の『同等性』の証拠)が同様になるタイミングから、支払いをお願いすることが望ましいのではないかと
 → “受益感”が無い“所有即契約”ではなく、“受益感”が公平性を上回る有料契約=“サブスク”でもない形
 - 詳細は、エンフォースメントの在り方も含め、法的・技術的要件を精確に詰めていく必要

公共放送ワーキングでの構成員からのご意見

- (瀧構成員) 必須業務化によってネットから受ける便益がテレビと変わらなくなるので、負担を求めることが公平であり受信料制度の考え方にも整合すると考えている。(中略)ペイウォールの先にあるコンテンツは広く世の中に伝わらないと思うので、NEWS WEBなどは無料で出しておいた方が良いという結論になるように思う。テレビを持たず、積極的にネット上での配信も見えないという人たちに対して、広く言論空間であったり文化へのスピルオーバーはあるものだったりするので、**その余地の存在を確認しておくことは大事**なのかなと思った。
- (落合構成員) 「公共放送を受信できる環境にある」とは何かを精査すべきだ。(中略)「受信しうる環境」は、アプリをダウンロードしたときか、利用規約を承諾したときか。(中略)ソフトウェアは、比較的簡単に取り外しができる。その特性上、アプリを入れただけで受信設備を置いたのと同じと言えるか。
- (穴戸構成員) インターネット端末をいわばテレビとして使う何らかの契機をつかまえて受信料相当の負担を求める、というのが筋ではないか。
- (林構成員) 公共放送を受信できる環境にあることを受信者の黙示の意思表示として契約関係を生じさせる意思主義的な法的整理がよいと思う。

出所: 公共放送ワーキンググループ(第7回)議論よりNHK作成(議事要旨公開前のため文責NHK)

これまでの構成員等の主な意見

- 【構成員等の主な意見】
- 費用負担のあり方については今後丁寧な議論を尽くすべきであると考えているので、受益者負担に立つならば、受益する者が平等な負担感を持つことが重要。(第1回: 三友圭史)
 - 最終判断を踏まえ、受信し得る環境にある者に広く公平に負担を求めていくのが受信料であると認識しているが、ネット配信という現状、部分的であり、放送全部を見るものと同等の負担を課すべきではないかという点もある。(第1回: 落合構成員)
 - PCやスマートフォンを保有するだけでは受信料を課さないことを、テレビ受信機に紐づく従来の受信料制度との整合性や、負担の公平性などの議論を先送りしてはならない。(第2回: 民放連)
 - インターネット活用業務の必須業務化が必要なのか、任意業務ではできないが必須業務になるようにできることがあるのか、必須業務化に伴い、受信料制度の見直しが必要なのかどうか、よく分からない点が多い。NHKに類似する機能を複数の検体を先行して、NHKの料金や受信料制度の見直しといった肝心なための議論が深掘りになっており、視聴者には分かりにくい議論となるのではないかと危惧している。(第2回: 民放連)
 - 受信料制度の在り方に関しては、インターネットに接続する機能を保有しているだけで受信料を払うという制度をいかなり考えるというは難しいのではないかと。(第1回: 山本圭典代理、沢村構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員)
 - 最近のテレビは連年部分もあるが、少なくとも当初、放送法ができて昭和、平成の中期くらいまでは利用用途が放送受信に限られていた一方で、スマートフォンやPCなどは必ずしもネット配信を見るためだけのものではないことが明らかなので、視聴者をもっと視聴者と捉えていくについても難しい問題がある。(第1回: 落合構成員)
 - スマホのアプリをインストールするような自らNHKを受信できる環境を整えようとする視聴者については、ある意味積極的に受信に開示しようとするのであるから、このWGで議論自体はよいのではないかと。(第1回: 三友圭史、林構成員)
 - 現在の受信料制度は放送の対価ではないが受益の観点も加味した制度となっており、この考え方を前提としても、無料にする、アプリをインストールした場合に有料とする、端末所有者に負担させるなど多様な選択肢があり得る。第2の選択肢が、受益の観点を加味するという考え方に親和性が高いと考えられるが、いずれも理論的に決まらずに。(第2回: 落合構成員)

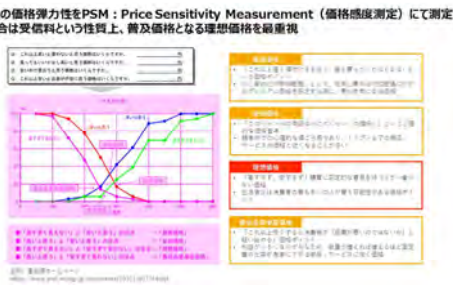
出所: 公共放送ワーキンググループ(第7回)「インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点」(事務局説明資料)

(参考)負担の在り方

- 社会実証において検証したサービス(放送と同様の効用で異なる態様のもの)については、利用することで一定の受益感(金銭的価値)が存在することが確認できている
- また、ネットヘビーユーザーであっても、NHKサービスへの支払意思額は現行の受信料(地上契約)を上回る

社会実証におけるインターネットサービスの金銭的価値評価

支払意思額の調査(設問)



これから、公共放送の価値についてお伺いいたします。現在のNHKの受信料がなくなると仮定していただきます。その上で、あなたは現在のNHKの総合テレビ、教育テレビ(Eテレ)、ラジオ番組やインターネットで提供している情報・サービスを視聴するために月々いくらまでなら支払いますか。

この金額は「放送料」としてNHKが提供する様々な番組の制作や、放送に必要な技術開発など公共放送維持のために必要な事業運営に適切に使用されます。お答えになる際は、月々その金額があなたの家計から支払われるため、その分家計に影響があるということをお考えの上お答えください。尚、本質問の回答結果によって、あなたのお宅が支払っているNHK受信料に影響が生じることはありません。

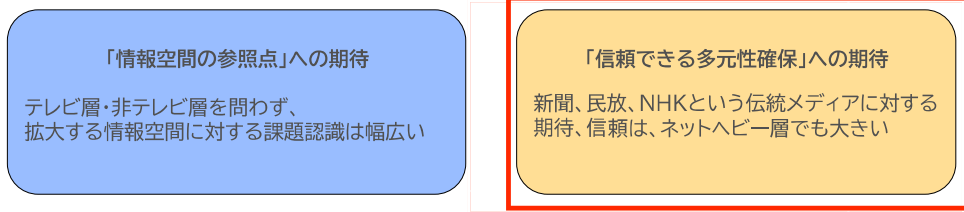
注:ネットヘビーユーザーの1ヶ月あたりの支払意思額は、約1299円となり、現行の地上契約2ヶ月払継続振込等での1275円を上回る
注:ネットヘビーユーザー:平日または休日のインターネット利用時間が3時間以上の人
出所:NHK世論調査(2023年1月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1798)

出所:NHK「インターネットでの社会実証(第一期)結果報告」から作成

(情報空間全体の)多元性確保への貢献

- 新聞、民放、NHKという伝統メディアへの信頼の構図が維持・強化されることは、NHKがインターネット業務を展開することの前提となる。その観点から、協力すべきことは“本来業務”として取り組む

基本的な考え方(令和4年11月24日ご提示)



- 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている(社会実証)
- 新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる

• NHKには「情報空間の参照点の提供」(とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献)、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないかと

出所:公共放送ワーキンググループ(第3回)NHK提出資料

(情報空間全体の)多元性確保への貢献

- 国内外で、情報空間全体の多元性確保等に資する、新聞、民放、公共放送という伝統メディアによる協力体制が築かれはじめている。このようなさまざまな取り組みに、積極的に貢献していきたい

(さまざまな事象・事例イメージ)

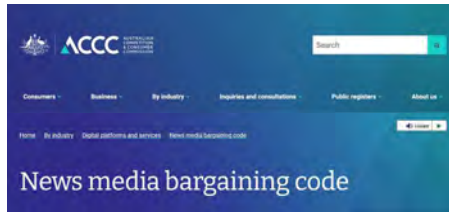
トラステッド・ニュース・イニシアティブへの参加



- 有害な偽情報・誤情報に関する知見や対策方法を共有する国際的なメディアネットワーク
- BBCやワシントン・ポストなど欧米の主要メディアや、大手ITプラットフォーム企業が連携し、2019年に開始
- NHKは2022年から参加している

出典：
<https://www.bbc.com/uk/beyondfakenews/trusted-news-initiative/about-us/>

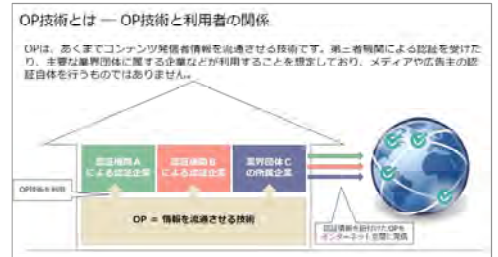
ニュースコンテンツの“対価”を得る法的枠組み確立へ協力・貢献(オーストラリア等)



- いわゆる大手ITプラットフォーム企業を対象に、新聞、民放、公共放送などの報道機関への正当な対価の支払いなどを義務付ける規律を策定
- メディア環境の激変の中で、情報空間の課題に伝統メディアが共闘して対応した

出典：<https://www.accc.gov.au/by-industry/digital-platforms-and-services/news-media-bargaining-code/news-media-bargaining-code>

(参考)オリジネーター・プロフィール技術(最新技術により情報空間の信頼性向上へ)



⇒情報空間全体の信頼性、透明性を高めていく技術開発については、ぜひ積極的に貢献していきたい

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第18回)「Originator Profile概要説明資料」

(情報空間全体の)多元性確保への貢献

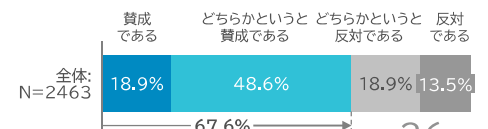
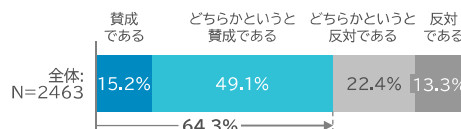
- NHKが、多元性の確保のために以下のような業務に取り組むことに対して、国民の約6~7割が賛成している
 - 放送ネットワークを、NHKが民放と協力しながら効率的に維持・管理することに約64%が賛成
 - NHKが日本のコンテンツ産業を後押しすることに、約64%が賛成
 - NHKが中心となり、放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発等を進めていくことに約68%が賛成

「3. あまねく伝える」の中の「二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。」に関連してお伺いします。日本の人口減少の加速や、大雨、地震等の自然災害の増加により、放送事業者が日本全国各地の人々に向けて放送ネットワークを維持することが困難になり、NHKと民放の二元体制の下で提供されてきた社会にとって必要とされる基本的な情報※が、地域に住む人々に届けられにくくなるという課題に対して放送事業者が単独で対応していくには限界があり、業界全体で対応していく方が効率的です。そこで、今は各社バラバラに対応していることが多い**放送のネットワーク(鉄塔等)**を、今後NHKが中心となって民放と協力を進めながら、**効率的に維持・管理して行くべきだ**という意見があります。※全国向けの情報だけでなく、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等

「1. 安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。海外の事業者が多くの世界の視聴者に見てもらうことを優先することで、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなるという課題に対処するために、NHKが、業界全体の制作力向上支援や日本コンテンツへの投資促進支援等を通じて、**日本のコンテンツ産業を後押しして行くべきだ**という意見があります。

「1. 安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。欧米を中心とした海外の放送局では、放送と同時にインターネットにコンテンツを提供していくことが標準になっています。日本としても同様に対応していくために、NHKが中心となり**放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発**等を進めて行くべきだという意見があります。

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。(ひとつだけ)【必須】



出所：NHK調査(2022年10月 全国15~79歳男女、インターネット調査、N=2463)

NHK

2023年5月19日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

NHK インターネット活用業務の検討に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

総務省「公共放送ワーキンググループ」(以下、WG)はこれまでNHKインターネット活用業務の在り方について検討してきた。当委員会は昨年11月24日の第3回会合に出席し、巨額の受信料を財源にNHKがネット業務を際限なく拡大すれば、新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねないと指摘した。また、NHKの在り方をまず問い直した上で、公正競争の確保に十分留意する精緻な議論を求めた。しかし、その後の貴WGの検討状況を見る限り、こうした論点を十分に吟味しないままインターネット業務の「本来(必須)業務化」ありきの議論をしているといわざるを得ない。議論の前提として、NHK自らが考えるインターネット業務の具体像を示し、国民や視聴者、関係する事業者の理解を得て進めることが必要であり、早期に実現すべきだ。

当委員会の問題意識を以下に挙げるとともに、別紙に質問事項をまとめた。質問はNHKのインターネット業務に関して議論する上で不可欠なポイントである。WGで議論をしたうえで一点一点、回答をお願いしたい。

【情報空間の健全性確保とネット業務の関係】

貴WGが課題として掲げた情報空間の健全性は、放送制度・放送政策の枠組みを超えた問題である。NHKがネット業務を本来(必須)業務にすれば、メディアの多元性や言論の多様性に影響するというのは貴WGでも指摘された問題である。こうした民主主義の根幹にかかわる論点について、放送政策、なかでも公共放送を専門的に議論する貴WGのみで結論を出すのは妥当ではないのではないか。放送に関連する事業者や専門家だけでなく、より幅広い主体を交えて開かれた議論が行われるべきだ。

NHKのネット業務拡大が情報空間の健全性確保に不可欠だという論理にも、強い違和感がある。これまでの貴WGの会合で「偽情報やフィルターバブルなど情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的」(曾我部真裕構成員)という重要な指摘があったものの、その後は十分な議論がなされていない。また、NHKだけでなく、民放や新聞なども公共的な役割を担い、信頼できる情報を提供している。そうした視点を改めて確認し、NHKの役割、多様な報道機関との競争環境について議論すべきだ。NHKのネット業務拡大が情報空間全体の改善にどの程度寄与するか、その効果が他の報道機関などに与える悪影響より優先されるのかを示すべきである。NHKがネット業務を拡大したとしても、メディアの多元性を損なうようでは本末転倒といえる。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、そうした点に留意した議論が行われるべきだ。

【受信料を原資としたネット業務拡大の是非】

フェイクニュース（偽情報）の拡散など情報空間の課題が顕在化しているとの認識に賛同する。しかし、テレビ受像機にひも付く受信料を原資にする NHK がネット上の課題解決に向けて役割を果たすことの是非については、十分に議論されていない。受信料は公共放送を支える制度の根幹であり、国民や視聴者にとっても関心が高い。4月27日の第7回会合でようやく検討が始まったが、さらなる深掘りの議論が必要ではないか。

当委員会がかねて、NHKのネット業務について、放送番組に関連づけられた補助的な内容の「理解増進情報」やプラットフォームとの結びつきの拡大などの課題も指摘してきた。ネット業務は放送の補完と規定されていながら崩壊的に拡大している。そうした問題の検証も不十分ではないだろうか。他の報道機関と比べて圧倒的に強固な体制もある中で、ネット業務の拡大が他の民間メディアとの公正競争に与える悪影響を懸念している。一方で、受信料という限られた財源の中で、ネット業務を際限なく拡大すれば、放送にそのしわ寄せが及ぶ可能性もある。ネットを有効活用できない高齢者などへの影響も検討課題だと考える。

貴 WG では、こうした懸念への議論が十分とは言えない。既存の補完業務では何ができないのか、本来業務化によって何を変えるのかなども、狙いを含めて具体的に示さないのは問題だと考える。

【議論の進め方に対する懸念】

貴 WG は2月24日の第5回会合以降、事務局がまとめた資料「論点と考え方」に基づいてテーマごとに検討している。テーマごとの個別の検討を終えた後、最終的に包括的に検討するとしているが、今夏に取りまとめを予定するなら十分な時間は残されていない。総務省がこれまで求めてきた業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」の趣旨を踏まえればさまざまなテーマを関連付けた議論が極めて重要であり、このままでは全体として整合性が取れた結論が得られるのか疑問だ。多くの論点で二者択一の議論がなされ、「本来（必須）業務化ありき」で審議が進められているという懸念が拭いきれない。スケジュールのみを優先し、検討を拙速に進めてはならない。

【NHKによる説明の必要性】

複数の有識者から指摘があった通り、本来、NHK 自らが考える業務の将来像を説明することが議論の出発点であるべきだ。NHK が目指す「本来（必須）業務化」の範囲はどこまでか。同時配信、見逃し配信、オンデマンド、もしくはテキストも含むのか。料金は、アプリ導入による課金制か、無料か。民間メディアが被る悪影響をどう考慮するのか。NHK の意見表明がいまだになく、貴 WG が、こうした議論を抜きにしたまま、「NHK はネット空間でも公共的な役割を果たすべき」という抽象的な意見のみで「本来（必須）業務化」に突き進んでいるように見えるのは大きな問題だ。NHK に対して、早期に貴 WG の会合で説明することを要請してほしい。その際 NHK は、これまで指摘があった理解増進情報に対する懸念や、構成員で意見が一致した事前の競争ルールの導入などについても考えを述べ、国民や視聴者、関係する事業者の理解を得るべきだ。また貴 WG には、その回答を踏まえて当委員会にも意見を述べる場を設けてほしい。

以上

別紙

公共放送 WG に対する質問事項

- ①NHK のネット業務拡大がどのように情報空間の健全性確保につながるかは明確でなく、メディアの多元性から見ると逆効果になりかねないとの指摘もある。NHK のネット業務拡大と、情報空間の健全性確保の関係についてどう考えるのか。
- ②NHK はすでに理解増進情報などの名目でネット業務を幅広く展開している。現状のネット業務は情報空間の課題解決にどの程度寄与してきたと考えるのか。
- ③民主主義を維持するためのメディアの多元性の重要性をどう捉えているのか。NHK のネット業務拡大によって、メディアの多元性にどの程度影響が出ると考えるのか。
- ④仮に NHK のネット業務を必須業務とする場合、新聞・通信社や民放以外の事業者への影響も考慮する必要はないか。他にどのような企業や組織、団体に影響が出ると考えるか。またこうした事業者からも意見を聞く必要性をどう考えるか。
- ⑤放送の持つ公共性と、ネット空間の公共性の違いをどのように考えるか。ネット空間の公共性をどのような枠組みで制度化するのか。通信・ネットの領域を放送法の改正で規定することは適切なのか。放送制度の枠を超えた議論が必要になると考えるが、どう対応するか。
- ⑥「NHK ニュース防災」アプリや「NHK NEWS WEB」「NHK 政治マガジン」など、理解増進情報として展開しているサービスは、受信料を支払わなくても利用できる。受信料制度の整合性などをどう考えるか。ネットのオリジナルコンテンツも多いが、問題はないとみているのか。必須業務化を考える際に検証する必要はないのか。
- ⑦ネット業務の必須業務化の可否については、NHK がまず具体的な業務構想を示し、その効果、他の事業者や市場への影響について十分議論を重ねた上で検討すべきではないか。これまでの議論の進め方はあるべき姿とは順序が異なっているのではないか。
- ⑧任意業務から必須業務となった場合、具体的に業務展開はどう変わるのか。あるいは何が可能になるのか。任意業務のままでは、具体的にどのようなデメリットがあり、変更する必要があると考えるのか。国民・視聴者にとっても分かりやすく説明すべきではないか。
- ⑨受信料という原資だけでなく、受信料を基に築き上げてきた組織体制や設備などもあり、報道分野での NHK は圧倒的な存在感がある。ネットを必須業務にした場合も巨大な組織や人員を活用すれば、収支を勘案してネット業務に取り組む他の報道機関は公正な競争が難しいのではないか。
- ⑩NHK の業務、受信料、ガバナンスの「三位一体改革」は道半ばだ。ネット業務拡大を議論する前に、まずは、貴 WG でこれまでの NHK による「三位一体改革」の検証をするべきではないか。また、「経営委員会のガバナンスを含む、NHK のガバナンス改革が必要」との指摘もあったが、どう検討するのか。

以上

NHK執行部の対応について

2023年6月7日

日本放送協会

経緯

- 2022年10月上旬
12月14日 一部役員が前会長から衛星放送番組同時配信の了解を得たと説明
稟議で「NHKプラスにおける衛星放送番組の配信対応整備」の調達開始を決定
(NHKの稟議・・・措置された予算の中で、5億円を超える契約や調達について、
関係役員等の審査・承認を経て会長が可否を決定する仕組み)
- 2023年1月25日 稲葉会長就任
- 4月6日 NHK内で設備の調達を進めていることを覚知
- 4月7日 12月の稟議書を確認 会長・副会長に報告し、調査を開始
- 4月18日 副会長が、監査委員に事案を報告
- 4月24日 理事会で正式な調査と業務停止を指示
- 5月15日 理事会で調査結果が報告される
・この時点で違法性が疑われる支出がないことを確認
・今後も違法性を疑われないよう内容を是正するとともに目的を明確化すべき
→会長が報告に基づく対応、再発防止策の検討を指示
- 5月15日 監査委員会に報告
- 5月16日 経営委員会に報告
- 5月17日 理事会で15日に指示した対応の報告をうけ、会長が再開を判断
- 5月29日 総務省に報告
- 5月30日 理事会で再発防止の検討体制を報告し、決定
経営委員会にも報告

今回の対応

< 予算事業計画に計上された設備整備 > (予算書上「放送番組設備整備計画」「研究施設・一般施設整備計画」として計上)

- (1) BS番組の周知広報配信
- (2) 地上波配信の局内設備障害時のバックアップ

< 稟議で計画された設備整備 >

- (1) BS番組の周知広報配信
- (2) 衛星波の同時・見逃し配信

< 今回の対応 >

- (1) BS番組の周知広報配信 → 当初計画どおり整備を進める
- (2) 衛星波の同時・見逃し配信
 - ・衛星波の同時・見逃し配信のみに必要な設備整備は契約せず中止
 - ・設備整備の目的の変更
 - 予算事業計画で想定していた「地上波配信の局内設備障害時のバックアップ」に変更

2

再発防止の検討

- 体制
 - 会長直属のアドバイザー：
外部の弁護士とガバナンスに詳しい方
- 検討内容
 - ・協会の意思決定のあり方
 - ・稟議規程等、各種規程のあり方
 - ・組織風土、ガバナンスなど
- 検討期間
 - 7月末には、一定の方向性を得たい
 - ただし、直ちに対処すべきものは迅速に実施していく

3

前回合会における質問事項への回答（日本放送協会）

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------|---|---|
| 1 | 大谷構成員 | 質問 「放送と同様の効用」について、インターネット活用業務を必須業務化することによって国民・視聴者に対し、どのような効用があるのかをNHKの言葉で教えていただきたい。災害や教育コンテンツ等が例として挙げておりイメージしやすいところだとは思いますが、加えて、放送かネットかといった伝送路に関わらず、NHKが視聴者の声に耳を傾けることになれば、情報空間全体の批評・批判についてすべて対応することが効用として思い浮かぶところ。 | 【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、NHKに一定の役割を期待していると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 「視聴者・国民がNHKに求めているものは何か」という期待・要請の中で今、必須業務を行っているが、これをネット空間でも行っていくということである。 |
| 2 | 大谷構成員 | 質問 これまでネットが放送の補完をしていたところ、今後は放送がネットの補完をすることも考えられるが、国民・視聴者や競合事業者等、競争の観点から問題意識を持たれている人に対して、どのような説明をすればよいか。 | 【執行部】 「情報空間の参照点」の提供と並んで重要な点として、「信頼できる多元性確保」への貢献を掲げさせて頂いた。 資料9頁に書かせて頂いた通り、この役割は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨によって実現できるものと考えている。 よって、11頁に示した通り、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様が異なるもの」を限定的に提供し、全体について、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律がかかるものだと考えている。 |
| 3 | 大谷構成員 | 質問 資料8-1のp11について、サービス領域が横長に拡大する半面、縦方向には圧縮されており、インターネット活用業務の必須業務化によって財源を拡大するというよりは、同じ程度の財源でサービス領域を広げていこうとしているのか、その点NHKの意図を確認したい。 | 【執行部】 三位一体の改革に基づき、これから大幅な減収が予定されているほか、必須業務となっても、財源が増加していくようなものではないと認識している。 NHKに最も求められている「正確な情報」「多様な番組」「信頼できる情報空間の参照点」といった内容により純化して、業務を行っていく考えである。ネットにおいても放送においても、質を向上させることで、NHKの情報空間における価値を高めたい。 |

| | | | |
|---|-------|--|---|
| 4 | 林構成員 | 意見 資料8-1のp19のガバナンスの在り方については、前提として競争ルールの在り方とネット規律の在り方の話に分けて考える必要があるが、ステートエイドの問題が抜きがたい。競争ルールについては、民放連や新聞協会の懸念はよくわかる。競争ルールの整備や運用について、現状お示しされている協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はmustだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省に認可制度にかからしめることが必要。 他方、p11のネット規律についてはガバナンスへの考えとは逆に、公共放送の自覚と責任において、ネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主・自律にゆだねるべきと考えている。ただし、ガイドラインのバージョンアップは必須。法律上の手当てをすと拡大解釈されるおそれもある。 | — |
| 5 | 林構成員 | 意見 また、毎年度又は複数年度において市場検証会議のような形で、定点観測としてレビューを行う必要がある。 | — |
| 6 | 落合構成員 | 質問 競争規律に関わる部分については、NHKから十分な説明があったとは思わない。具体的にどのように進めていくのかという準備ができていないと感じた。どのような組織内の体制を整備し、どのような基準で進めていくことを想定しているか、明確にご説明頂きたい。 | 【執行部】（【経営委員会】は別途） （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、NHK自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みの蓄積も活用できると考えている。） |
| 7 | 落合構成員 | 質問 資料8-2の新聞協会の意見の中にも「NHKの説明が必要」だとして、競争規律の在り方についてと料金体系についてどうするか書かれていたところ。おそらくアプリダウンロード等の一定の視聴者の積極的行為を契機とする課金制であろうかと思うが、できるかぎり明確に、料金体系についてどう考えているのか明確に説明していただきたい。業務ごとに異なる場合には業務ごとに、無償が有償か、また有償の場合にはどのような課金額の算定を想定されているか。 | 【執行部】 現時点でお示しさせて頂いたのは、20頁以降にあるように、「放送の同時配信・見逃し」（地上放送を想定）について、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないかと、いうもの。よって、当然に、多機能端末であるスマートフォンを保有するだけで契約をお願いするようなことは入らない。他方、いわゆる「課金制」と認識できてしまうことは、公共放送の本旨と相容れないものと考えている。 |
| 8 | 落合構成員 | 質問 また、その際、財源の論点も重要になってくると思う。例えば、以前の合会で、民放への協力に対する資金として広告収入を得ていくことも将来的には考えられるのではないかと発言をしたが、広告収入についてどう考えるのか。さらに、国際放送についても国内放送と同様に考えていくのか。 特に広告収入について質問を詳細にすると、本来的な財源というよりは、民放への協力をするための財源として、広告料を使うことによってプロミネスとの関係を踏まえたエコシステムの構築のため、という観点からどうお考えかを伺いたい。 | 【執行部】 論点としてはあり得ると考えるが、広告財源と受信料財源は、放送の二元体制のコアであり、ご指摘のようにエコシステム全体から考えるべきものと思っている。 |

| | | | | |
|----|-------|----|---|--|
| 9 | 落合構成員 | 意見 | ネット規律については、一定程度NHK側の裁量を認めていくという林構成員のご意見の方向もありうるものの、現実には民業に対する影響を考えないといけない場合が多いと思うので、新たな業務を行う場合の手続全体としては、民業圧迫を考慮した競争観点でのレビューにより、NHKの業務の拡大に対する制約もかからざるをえないため、多くの場面ではNHK側の裁量だけではなく、十分な弊害防止を確認しつつ進めていくことになるのではないかと考えている。 | ー |
| 10 | 落合構成員 | 質問 | NHKオンデマンドについては、放送の二次利用サービスとして開始されたという経緯があるが、ネットの普及の中で特に若年層など同時性を重視しない視聴方法も多くなっているところ、オンデマンドの効用をどう考えているか。オンデマンドは地域性だけではなく日本全体の文化の保存の役割も果たすコンテンツ配信なども含まれていると思う。そのため、オンデマンドについて引き続き任意業務で実施するのか、必須業務とすることを考えているのか、競争状況への認識も踏まえて、回答いただきたい。 | 【執行部】 NHKプラスの見逃しサービスも含め、放送の厳密な“同時性”を超えた大きなニーズが「オンデマンド」にあるのは承知している。お尋ねの件は、有料業務である「NHKオンデマンド」のことだと思われるが、こちらについては、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配慮しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料でやっている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。 |
| 11 | 落合構成員 | 質問 | 理解増進情報について、なし崩し的な拡大に対し強い懸念が示されているところではあるが、例えばニュース防災アプリなど現在無料で提供されているものについて、放送と同一の情報ととらえられているのか。「放送と同一の情報」と「理解増進情報」との関係はどう考えているのか。 | 【執行部】 現在、「理解増進情報」とは、「放送番組の理解増進情報」となっている。このため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供されている形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできるものと思っている。 他方、ここで申し上げた、放送と同一の情報内容を多元提供する「報道サイト」等は、それ自身が公共放送のミッションであることを想定している。よって、サイト、サービス全体で公平性を確保し、多角的論点を提示するもので、個別放送番組の理解を促すコンテンツ群が増えていくようなことにはならないと認識している。 |
| 12 | 落合構成員 | 質問 | 理解増進情報については、NHKインターネット活用業務実施基準の下で行われ、強い批判が出ているところではあるが、NHKとしてどのような評価をしているのか。また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信について、需要等を踏まえてどのように考えているのか伺いたい。 | 【執行部】 インターネット実施基準のもと、インターネット実施計画に基づき適切に実施していると考えている。関連しないコンテンツについては、そもそも配信は認められていないところである。 他方で、ネット全体で見た場合に、もっと純化すべきではないか、という声があることは承知している。上記の間（11）のように、「理解増進情報」ではなく「必須業務」となることで、公共放送のミッションそのものを体現する、引き締まったものになると考えている。 |
| 13 | 瀧構成員 | 質問 | 理解増進情報の定義については、①今流れている放送番組に対する理解を増進するもの、②公共放送の存在に対する理解を増進するもの、③それ以外のものが存在すると考えているが、②について、NHK+が有料のストリーミングサービスとして捉えられるようになったときに、NHKニュースなどのネット配信コンテンツがPayWallの手前ではなく向こう側にあるものとする、という考えもあり得るところ、どう考えているのか。 | 【執行部】 今回のプレゼンテーションで示した「報道サイト」等については、ご指摘のような考え方は十分あり得ると思っている（なお、有料金とは考えていないため、「ペイウォール」ではないと思われる）。 他方で、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないかと考えており、どのようなバランスが適切かは、実態を見て考えることが重要ではないかと思う。しかし、繰り返しになるが、ご指摘の論点は、公共放送の本旨に照らしても、重要だと考えている。 |

3

| | | | | |
|----|--------|----|--|---|
| 14 | 瀧構成員 | 質問 | 資料p25のように、様々な多元性確保に貢献するものについて、正しい情報のための公共財のような役割を果たすことが好ましいと思っているが、それを進めるとする場合にNHKは人やお金など具体的に何を提供するのか、具体的な構想についてもう少し言及してほしい。民放や新聞のどのようなサービスと競合するのか、またどのようなところが協調領域になるのかという点を明確化したいという趣旨。 | 【執行部】 今回お示したように、ジャーナリスト、エンジニア等の人的貢献、制度検討等の知的貢献のほか、「編集」に関わらない部分についての協調領域は幅広くあると思われる。 |
| 15 | 内山構成員 | 質問 | 現在の190億というネット活用業務の規模について、NHK+とNODは基本は放送番組の素材の転用すなわち共通費に該当するものが主と思われるが、共通費ではないネット業務の純然たる追加費用はどの程度か。また、この先どれくらいの規模を見込んでいるのか。 | 【執行部】 情報財の配賦計算は容易ではないが、2023年度予算では、常時同時配信等業務に65億円、その他のニュース発信等に102億円となっている（国際が30.4億）。 今後どのような会計上の計上となるかにもよるが、追加費用が増加していくような認識は持っていない。 |
| 16 | 内山構成員 | 質問 | 仮に民放ローカルが、ニュース番組のリアルタイム配信の出口にNHK+を検討した場合、NHKとしては協力が可能か。 | 【執行部】 提供の仕組み自体はニュートラルなものであり、技術的には可能と考える。二元体制の維持・強化のため、ご協力できることはぜひ行いたい、広告財源と受信料財源というエコシステム全体から考えるべきテーマだと考えている。 |
| 17 | 内山構成員 | 質問 | ネット業務が必須業務化した場合に、「あまねく義務」はどのような実務としてかかると考えるか。実務者側としてどのようなことが考えられるか教えていただきたい。 | 【執行部】 重要な論点と考える。ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える。海外公共放送では、アクセスが大きいことが想定される際、サーバーの増強を行う等の措置をしていることを承知している。 |
| 18 | 内山構成員 | 質問 | ネットを使った国際展開については、どう考えているか。（ユーザー（在外法人と外国人）とB2B（日本のコンテンツとIPホルダーに対して）協力の二面においてどう考えているか。） | 【執行部】 インターネットを使った国際展開については、海外での日本理解の促進と在外邦人への情報提供の観点の双方から重要であると考えている。 2015年度から、国際放送、そのネット展開の拡充は実施したが、現在では海外ではOTT、SNSでの提供が浸透している。各地の個別事情を踏まえつつ対応を行い、その際には、外部プロダクションが制作したコンテンツ等についても、しっかり発信をサポートしていきたい。 |
| 19 | 曾我部構成員 | 意見 | NHKから多元性の確保について必須業務として取り組むというステートメントがあったが、現行法ではそのような点は挙げられていないと思うので、するのであれば放送法にNHKの目的として書き込んでしかるべき。 | ー |
| 20 | 曾我部構成員 | 質問 | ネット業務を必須業務として取り組むのであれば、より体系的・計画的な取り組みが必要になる。ファクトチェックやオリジネーター・プロフィール技術についても何か事案があつてから取り組むという印象であるところ、本来はNHKが戦略を持って施策を考えていくとすることがあるべき姿。個別への案件への対応ではなく、より体系的に何か取り組むということを考えているか。 | 【執行部】 現在は、上記の先生のご意見のように、必須業務とはなっておらず、体系的な取り組みまでは至っていない。方向性について、視聴者・国民のご了解をいただければ、ぜひそのように進めて参りたい。 |

| | | | | |
|----|--------|----|---|---|
| 21 | 曾我部構成員 | 質問 | p11の理解増進情報について、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」と事実上対応していると思われるものが理解増進情報と考えられるところ、新しい制度に移行したときに、理解増進情報は廃止となり、「放送の効用で異なる態様のもの」に衣替えすることになると思うが、現状の理解増進情報と同様に歯止めがないという指摘がなされることが考えられる。その場合、p18の一般的なガバナンスの中で歯止めをかけていくということが考えられるが、個別の番組への指摘など経営委員会でガバナンスをかけることは難しいところ、別のガバナンスが必要となるのではないのか。 | 【執行部】（【経営委員会】は別途） （現在でも、個々の波の規模、音声波・国際放送の規模、コンテンツのあり方等については、経営委員会の制度下で審議され、決定されている。範囲についてが問題となるが、これについては、（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、NHK自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。） |
| 22 | 曾我部構成員 | 質問 | NHKアーカイブについて、社会的に効用の高いものと思われるところ、新しい制度のもとでどのように位置づけられていくと考えているのか。 | 【執行部】 NHKアーカイブ・アーカイブ有料提供事業については、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配慮しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料でやっている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。 |
| 23 | 長田構成員 | 質問 | 今後、ネット業務が必須業務化したときには、NHK+で地上派のすべての番組を流す方向で考えられているのか。また、BSの番組についてはどう考えているのか。 | 【執行部】 今回の提示は地上波を念頭においており、なるべくすべての番組を流していきたい。BSについては、これからの課題だと考えているところである。 |

5

| | | | | |
|----|-------|----|--|--|
| 24 | 穴戸構成員 | 質問 | 「放送と同様の効用」とは何かということについては、個別のサービスや案件に基づいた説明があるべきであるところ、その前提としてまずNHKが何を指して向かっていこうとしているのかが分からない。デジタル化が進み、ネット業務が必須業務化する中で、どのように進めていくのかを示してほしい。また、どのタイミングで示していただけるのか。 | 【執行部】 全体を説明しようとするために、抽象度が高くなってしまったことをお詫びする。 NHKとしては、必須業務化を通じ、社会において信頼できる基本的情報は「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になれば考える。 11頁に示した通り、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律のもと、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様の異なるもの」を限定的に提供したい。 法体系が見えないなかで明確なお答えは難しいが、来年度からの中期経営計画に向けて、一定の方向性はお示ししたい（以下、現時点の仮案である）。 必須業務における、基本的な考え方の執行部イメージは、以下の通り。 *必須業務化=ネットのみ接触層に放送と同様の価値・"効用"を提供（放送同様、行わなければならない業務） ・「安全・安心」「あまねく伝える」を重視、社会の基本的な情報を多角的に伝え、公共放送として果たしてきたメディアの役割を果たす ・デジタル情報空間の課題に向き合い、価値判断に資するコンテンツを発信する ・デジタルの特性を生かして展開し、同時に放送サービスの進化にもつなげる ・最も大切なのはコンテンツであり、取材・制作力の強化が第一である |
| 25 | 穴戸構成員 | 意見 | 必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている。従来のガバナンス体制のままでよいというのであれば、どのような改革を考えているのか具体的にお示しいただかなければ、外からの規律が必要ということになってしまう。 | — |
| 26 | 穴戸構成員 | 質問 | また、現在は政府からの強い力が及ばないよう経営委員会制度が採られていると思うが、このWGでの議論の温度感が経営委員会にきちんと伝わった上でご判断いただけているのかが分からない。WGの場で経営委員会からもお話しいただけるのか教えてほしい。 | （【経営委員会】別途） |

| | | | | |
|----|--------|----|--|--|
| 27 | 山本主査代理 | 質問 | 資料p11には放送同様の自律型モデルが望ましいと書かれているが、ネット活用業務を必須業務化し、放送と同様の効用が得られる業務を行うというときに、放送法の規律がネット活用業務にも及ぶのかという議論になる。この点についてはWGでもさらに議論する必要があるが、放送法と同様の規律がネット活用業務にもかかるとした場合に、NHKが業務を行う上で支障があるか否かを教えてほしい。 | 【執行部】 放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もある。そのため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性確保・多角的論点提示等の確保が行えるようにして頂ければ考える。 |
| 28 | 山本主査代理 | 質問 | 現行の費用上限は、本来必須業務を行うものを削ってネット活用業務を行うことから設けられているものだが、競争を阻害しないために費用上限を維持することも考えられるところ、仮に必須業務化した場合でも今と同じ程度の費用上限がある場合に、何か支障はあるか。 | 【執行部】 現在の国際放送や音声波と同様、一定の費用上限は定まるものと考えており、その意味では、一定の上限はあり得ると考える。ただし、曾我部構成員ご指摘のように、枠組みが変化することで、費用を構成する要素も変化と想定されることから、適合させうえて判断する必要があると考える。ただし、全体として、現在規模から増加していくような認識は持っていない。 |
| 29 | 山本主査代理 | 質問 | 資料p22の負担の在り方について、基本的な考え方が示されているが、エンフォースメントも含め法的・技術的要件を考えていく必要があるとWGに投げられたと思うが、実務上留意していただきたいことがあれば伺いたい。また、BBC等の諸外国の状況を踏まえ、より積極的にこうしたほうがよいと思う点等あれば教えてほしい。 | 【執行部】 まさに先生方専門家にご検討いただきたいところだが、多機能端末、様々なプラットフォーム等が進化しつつ存在することから、現在の放送受信料制度とバランスの取れた内容について（持ったら即契約ということなどではなく、他方で単純な「有料課金」でもないもの）、柔軟かつ実質的な形で、規定いただければと考える。 |
| 30 | 落合構成員 | 質問 | 「放送と同様の効用」については、必ずしも電波で情報を受信していた時代の放送の役割と、現代の情報が発達する中での放送の役割は異なっていると思うので、そもそも現在の情報空間において、メディア、放送が果たすべき意義を明らかにしつつ、さらに公共放送の役割を論じることが必要ではないか。この点、従前の放送と同じ役割を果たすことだけではなく、情報空間の中でどのように公共放送の役割が求められているのかという点は改めて整理した上で、どのような業務をNHKがインターネット利用業務に関して行うべきと考えるか、ご回答いただきたい。 | 【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、NHKに一定の役割を期待していると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、NHKへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多角的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えている次第である。 |
| 31 | 穴戸構成員 | 質問 | NHK経営計画で示されることになるであろうNHKが目指すビジョンについては、紙でお示しいただきたい。 | 【執行部】 問27に現時点の考えを示した。経営計画は、パブリックコメント等も必須となっているものであり、しばしお待ちいただきたい。 |

7

| | | | | |
|----|-------|----|--|---|
| 32 | 穴戸構成員 | 質問 | 仮に共同規制をするにせよ、規制する側と規制される側にそれぞれインターフェイスがあり、競争評価をめぐる問題等に対してきっちり評価できるものがNHKの中になければならない。諸課題の第1次とりまとめでも専門家を置くという話があったところ、現状検討状況はどうなっているのか。また、会長直下で評価組織を置くのではなく、外部に置くことも手だと思う。 | 【執行部】 （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、NHK自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みも参考になると思われる。） 設置する位置は、ご指摘の通りさまざまあり得ると考える。 |
| 33 | 内山構成員 | 質問 | 現状、国内で競争している場合ではないという思いが強くあり、NHKには2040年に一番脅威となるコンペティターを誰と考えているのか。 | 【執行部】 この方、ということをご個別に申し上げることは差し控えたい。様々なプレイヤーと切磋琢磨することが大事だと思っている。 |
| 34 | 三友主査 | 質問 | 「放送と同様の効用」の定義が分からない。どのようにかかるのか。そもそも、同じ効用をもたらす必要があるのか。 | 【執行部】 まず、経済学的な用法とも異なる抽象的な表現になったことをお詫びする。 11頁に示した通り、インターネットにおいて、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」という基本的なサービスをまともにして考えていることを指して、「放送と『同様の効用』」を企図したものとした次第である。 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、NHKに一定の役割を期待していると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、NHKへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多角的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えており、このような放送由来の業務を行いたいとの意図から、「放送と『同様の効用』」という言葉を用いた。「放送と『同様の価値』」の提供を企図したもの等とも言い得ると考えている。 |

<会合後の追加質問>

| | | | | |
|---|-------|----|---|--|
| 1 | 穴戸構成員 | 質問 | 質問32の関連。この間、経営委員会自身含めて、NHKのガバナンスに深甚な不安を覚えさせる事態が相次いでいる。特に、衛星放送同時配信費用が基準変更なく当時の執行部の稟議を経て、予算に計上され議決されていた件は、当時の執行部はもちろん、議決した経営委員会及び稟議の問題点を看過した監査委員会にも重大な責任があると考え、NHK執行部及び経営委員会の認識如何。 | 【監査委員会】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかったとはいえ、監査委員会としても重く受け止めている。執行部で稟議の問題点も含め、経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視し、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するとともに、監査委員会として必要な対応を考えていく。 【執行部】 (執行部側の経緯については、7日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している) (【経営委員会】は別途) |
| 2 | 穴戸構成員 | 質問 | 予算議決後執行までの段階で、監査委員会が執行部から独立に予算執行の問題点に気づき、それを止める契機はなかったのか。合わせて、本件が5月16日経営委員会に報告されてから同月末までNHKより公表されなかった理由は何か。 | 【監査委員会（前段のみ）】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかった。オブザーバーで出席している理事会や役員会でもそうした議論には接していなかった。4月18日に常勤監査委員に第一報の説明があり、事態を覚知した。 【執行部（後段のみ）】 (執行部側の経緯については、7日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している) |
| 3 | 穴戸構成員 | 質問 | このように問題ある予算を議決した一件からも、現在の経営委員会及び監査委員会の体制で、NHKのインターネット活用業務について、競争評価を含む適切な監督、監査は困難と考えるが、その点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識及び現在の改善策如何。合わせて、すでに諸課題検第二次とりまとめで提言された、専門家を経営委員会の下に置いて機能強化を図る制度整備についての経営委員会の検討状況、認識如何。 | 【監査委員会（前段のみ）】 インターネット活用業務の評価主体の如何にかかわらず、評価の体制、プロセスと結果を注視し、必要な意見・見解を経営委員会に報告していく。 【執行部（前段のみ）】 執行部は、経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける側であり、申し上げる立場にはない。各種審議事項の審議、様々な情報交換、監査委員への適時の報告等に努めているつもりではあったが、このような事態を招き、大変申し訳ないと考えている。 (【経営委員会】は別途) |
| 4 | 穴戸構成員 | 質問 | 仮に必須業務化した場合のインターネット活用業務についてすら実効的な監督、監査を経営委員会ができないのであれば、経営委員会制度は存在理由を失い、その廃止ないし抜本的見直しが必要と考えるが、この点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識如何。 | 【監査委員会】 執行部で経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する見解を監査委員会として経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 (執行部は監督を受ける側であり、お答えは差し控えたい) (【経営委員会】は別途) |

| | | | | |
|---|-------|----|---|---|
| 5 | 落合構成員 | 質問 | 衛星放送同時配信費用の予算計上の件（以下、「本件事案」という。）についてですが、担当事業部門、担当理事、法務部、理事会、経営委員会、監査委員会が以下の各段階で、事実としてどのような関与、行動を行っていたかを伺いたい。 1 本件事案の予算計上に至るまでの検討及び稟議の経緯並びに各機関等の関与内容 2 本件事案の稟議に関する内部規程の策定、規程の必要性の検討 3 本件事案について、各機関が問題を認識した日時及び認識した経緯 3 各会議体において、本件事案発覚後のそれぞれの最初の会議で行った意見交換の内容 4 本件問題事案の調査に関する各機関の関与、指示内容 5 本件問題事案の再発防止策の策定方針策定に関する各機関等の関与、指示内容 | 【監査委員会】 4月18日に常勤監査委員に第一報の報告があり、事案を覚知した。5月15日の監査委員会で事案の内容などについて説明を受けた。翌日16日の経営委員会で、この事案について監査委員会の議論の中で出された意見を報告した。主な意見は、職務権限があいまいであり明確化される必要があること、手続きの各段階で責任を持ってチェックする必要があること、設備整備の目的変更は視聴者への説明責任が果たされる形が望ましいこと、重大な意思決定がクローズなところで不透明な形でされているガバナンスや組織風土の問題、など。再発防止策については、第三者の知見も取り入れる方向で執行部で検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 (執行部側の経緯については、7日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している) (【経営委員会】は別途) |
|---|-------|----|---|---|

NHKインターネット活用業務の 必須業務化に関するNHKの説明について

2023年6月7日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1

本日のご説明

- ▶ はじめに
 1. 業務範囲の考え方について
 2. 理解増進情報の見直しと費用上限について
 3. ネット業務のガバナンスについて
 4. 負担の在り方について
 5. 多元性確保への貢献について
- ▶ 結び

はじめに

- 民放連は必須業務の定義や法制度上の整理について、「公共放送WG」に対し、4月27日付で「NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問について」(以下、「見解と質問」)を提出しましたが、まだ回答をいただいております。
- 「公共放送WG」第8回会合(5月26日)では、NHKから「インターネット活用業務に関する基本的考え方」とともに、必須業務化に関する「業務範囲、ガバナンス、負担の在り方」について、初めて説明がありました。
- NHKの説明内容に対しまして、「公共放送WG」の回答と照らし合わせて検討・分析することはできませんが、現時点における民放連の意見を述べることにします。
- 「見解と質問」においてお願いしましたとおり、「公共放送WG」の回答をいただいた後に、民放連の意見を述べる場を設けていただきたいと思います。

1. 業務範囲の考え方について(1)

- NHKの説明資料では、必須業務化を想定した業務範囲の考え方が、次のとおり記載されています。

<基本>

- ① 放送の同時配信・見逃し
- ② 報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)

<上記以外>

- ③ 「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施

(資料8-1、11ページ)

- 業務範囲の考え方は、必須業務そのものの定義や、法制度に直結する重要なテーマです。

1. 業務範囲の考え方について(2)

- ②の報道サイトにおける「放送と同一の情報内容」や、③の「放送と同様の効用」は、判断基準が不明確です。特に③の概念は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切です。
- 「放送と同様の効用」の定義や概念への疑問は、「公共放送WG」第8回会合において、三友主査および宍戸構成員からも示されました。
- また、業務範囲をNHK自身が判断するとすれば、結果として無限定なものになりかねないことを危惧します。放送の自律を前提としつつ、誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要だと考えます。
- ②や③の判断基準が、コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要と考えます。
- ネット業務の実施計画の変更を、事前認可する現行制度は維持すべきと考えます。

1. 業務範囲の考え方について(3)

- 業務範囲の考え方については、「公共放送WG」第8回会合においてNHK井上副会長から、
 - ✓放送と同様の効用をもたらす範囲に限って実施
 - ✓受信料を値下げし収入規模が減る中で、選択と集中により、「正確な情報の提供」「情報空間における参照点」「多角的な番組の提供」などによりお金をかける
 - ✓NHKの役割を研ぎ澄まし、より純化したものになり、業務範囲の幅が狭まる
 - ✓必須業務化によりNHKは本来のコンテンツ、あるいは報道についてさらに磨きをかけて、放送の効用を増していく—などの説明がありました。
- こうした説明を踏まえれば、NHKは今般、理解増進情報の名の下で膨らんだインターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢を打ち出したものと、民放連は受け止めています。

2. 理解増進情報の見直しと費用上限について

- 「公共放送WG」第8回会合では、必須業務化に伴い、現在の理解増進情報がどのように整理されるかとの視点で、落合構成員、曾我部構成員、瀧構成員から発言がありました。
- また、ネット業務の費用上限の必要性について、内山構成員、山本構成員から発言がありました。
- NHK井上副会長からは、「放送と同様の効用をもたらすという範囲の中には、理解増進情報に含まれるものもある。必須業務になった場合、この定義等を含めてあらためて再整理したい」「ネット業務の費用上限の設定はあり得る」旨の発言がありました。
- この「再整理」とは、縮小の方向だと民放連は受け止めています。インターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢のもとで、理解増進情報を見直すべきです。
- これを明確にするためにも、ネット業務の費用上限は継続して設定すべきと考えます。

3. ネット業務のガバナンスについて(1)

- インターネット活用業務の必須業務化に伴うガバナンスの在り方や実効性担保については、「公共放送WG」第8回会合において、宍戸構成員、曾我部構成員、林構成員から発言がありました。
- 「公共放送WG」の審議の一方で、NHKは5月30日、NHKのインターネット活用業務に係る設備調達で、令和5年度収支予算及び事業計画との関係で明確な説明が行われないうまま稟議・契約が進められ、内部手続きが適切ではなかったと考えられる事項があった、との報道発表を行いました。
- これに対し総務省は、違法性が疑われる支出は認められなかったとしながら、再発防止の徹底と、NHKにおける契約手続きその他の意思決定のプロセスについて、ガバナンスの面で再確認を行うことを期待する、とコメントしています。

3. ネット業務のガバナンスについて(2)

- 総務大臣に認可されていないBS同時配信の設備調達に着手したことや、その名目の予算が9億円も計上されていたことにより、NHKも認めているとおり、ガバナンス・内部統制上の問題が浮き彫りになりました。これはNHKの信頼を揺るがしかねない、深刻な事態だと考えます。
- 今般、インターネット活用業務のガバナンスの問題があらためて指摘されたことから、「公共放送WG」においても「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体の議論を、これまで以上にしっかりと行っていただきたいと考えます。

4. 負担の在り方について

- 「公共放送WG」第8回会合において、NHKから必須業務化に伴う負担の考え方について、①負担と視聴の「公平性」と、②端末の「同等性」の2つの課題が重要としたうえで、▽同様の効用が得られているのであれば、同様の負担が適当、▽公平性と受益感が同様になるタイミングから、支払いが望ましい—といった説明がありました。
- ネット配信と受信料制度・財源との整合性は、根源的で重要な問題です。任意業務の現状においても、NHKが資料に記載しているとおりに「放送の視聴者だけが費用を負担し、ネットを使う人はタダ乗り」とも言える状況です。
- 民放連はかねて、NHKの役割・業務の議論を先行して、肝心の受信料制度・財源の議論が後回しになっていると指摘しました。先の「見解と質問」でも「必須業務化と受信料制度・財源との関係」を最初に掲げ、6件の質問を提示しています。
- NHKが必須業務化と受信料制度・財源との関係をどのように考えているのか、ネット経由のみの視聴にどのような負担を求めるのかを、抽象的な言葉ではなく具体的に提案したうえで、議論を行うべきと考えます。

5. 多元性確保への貢献について(1)

■NHKの説明資料(資料8-1、26ページ)では「(情報空間全体の)多元性確保への貢献」と題し、

- ①放送ネットワークを、NHKが民放と協力しながら効率的に維持・管理すること
- ②NHKが日本のコンテンツ産業を後押しすること
- ③NHKが中心となり、放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発等を進めていくこと——の3点の取り組みについて、国民から支持されている旨が記載されています。

■こうした「多元性確保への貢献」の取り組みは、NHKとして、放送事業全体のサステナビリティを維持・確保していく趣旨だと受け止めます。コンテンツ流通のグローバル化に対峙する日本の放送事業者にとって、これは極めて重要なテーマです。

5. 多元性確保への貢献について(2)

■NHKの受信料制度を合憲と判断した2017年12月の最高裁判決によれば、日本の放送制度は、異なる財源に基づくNHKと民間放送の二元体制をとることで、放送が全体として国民の福祉に役立つよう設計されています。

■民放連は、2020年9月の総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」第8回会合において、

- ✓NHK受信料の用途について、民放も含めた放送文化に裨益するという視点をもっていただきたい
- ✓条件不利地域へのユニバーサルサービス維持という観点で、ミニサテ等の費用をより多くNHKに負担していただきたい
- ✓NHKには放送全体の発展につながる取組を一層進めていただき、民放との協力関係を深めていただきたい——などと要望しました。

5. 多元性確保への貢献について(3)

- 放送法(2022年6月改正)は、難視聴解消のための放送インフラの共同利用などを念頭に、民放への協力努力義務をNHKに課しています。これにより、民放が難視聴解消などの放送法上の責務を効率的に遂行できるようになり、放送の効用の最大化が期待できると、当時の金子総務大臣が説明しています。
- 「公共放送WG」第7回会合(4月27日)では以下の発言がありました。
 - ✓受信料制度はNHKの経営を支えると同時に二元体制を支えるもの、ひいては放送の普及という、最高裁判決もはっきりと憲法上の要請と捉えたそのものを支える仕組み(宍戸構成員)
 - ✓受信料は二元体制を支えるものとの視点は非常に重要(三友主査)
- 本年5月成立の改正放送法により、「放送ネットワークの共同利用」が制度上可能となりました。NHK受信料を放送全体のために使う事業として、早期に具体化できることを期待しています。

結び

- 民放連は「見解と質問」において、
 - ①必須業務化と受信料制度・財源との関係については、財源をめぐるWGにおける精緻な議論を待つ必要がある
 - ②必須業務化と情報空間の健全性確保については、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべきである
 - ③放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲については、今般のWGの議論は、従来の枠組みを一気に超えていこうとしているようにも見える——との問題意識を述べました。
- 「公共放送WG」には、今般のNHKの説明内容に対しても、こうした問題意識に照らし、丁寧かつ慎重に議論を重ねていただき、視聴者・国民や民放事業者をはじめとするステークホルダーが納得できるような結論を導いていただきたいと考えます。

2023年6月7日

「NHKのインターネット活用業務の今後について」に対する意見
(総務省 第9回「公共放送ワーキンググループ」ヒアリング)

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は5月19日付で、総務省「公共放送ワーキンググループ(WG)」に「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」を提出した。その際、NHKのネット業務について議論する際に不可欠な前提として10項目の質問を示した。民放連も質問を提出している。まず、速やかにこうした懸念や疑問に関して討議し、回答するよう改めて求める。また、回答後、WGがとりまとめをする前に当委員会に意見表明する機会を設けていただきたい。

当委員会は19日付の意見で、NHK自らがインターネット活用業務の希望を具体的に示すべきだと指摘していた。貴WGの第8回会合でNHKは必須業務化の範囲などについて初めて考えを表明したが、「放送と同様の効用」や『放送』と同一の情報内容など具体性を欠く説明を繰り返した。なぜ必須業務化が必要なのか、必須業務化で何をどう変えるのかという根本的な疑問への回答はなく、視聴者や利用者にとって重要なサービスの具体像、有料・無料エリアの線引きも示さなかった。当委員会が繰り返し指摘してきた理解増進情報の課題についても、懸念を払拭する説明はなく、構成員の質問と返答の内容がかみ合わない場面も目立った。抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、現状の理解増進情報のように業務範囲が際限なく拡大することになりかねない。新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない、との懸念は深まった。こうした問題を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省やNHKに委ねることに等しいのではないか。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性がある。

競争評価などをNHK内部で済ませる考え方にも異論が相次いだ。ガバナンスの在り方についてさらに検討を深めるべきだ。第8回会合以降、NHKが業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題が判明した。NHKは、内部では4月に発覚し、5月16日の経営委員会に報告したにも関わらず、その後2週間も公表せず、報道があった翌30日に初めて説明した。経営委員会や監査委員会を含めたガバナンスの問題が以前から指摘される中、放送同様NHK内部の監督・監査のみでインターネット活用業務をチェックしていくことが難しいという実態が明らかになった。これまで当委員会が重要性を指摘してきた、業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」が不十分であることの証左といえる。受信料収入で運営する組織であるにもかかわらず、意思決定の過程やその透明性を軽視しているのではないか。貴WGで議論する領域との関係も密接で、公表しないまま必須業務化の意見を表明したことは適切だったのか。

6月2日に公表された議事録によれば、経営委員会と執行部で経営委員会の役割をめぐる激しい衝突があった。両者の間で責任の所在が整理できていないことも、ガバナンス上の大

きな課題だ。議論の前提条件が揺らぎかねない問題が相次いで発覚したことを踏まえ、貴 WG としてインターネット業務の必須化を論じる前に、過去のインターネット業務予算や三位一体改革の進捗状況を NHK に確認し、検証する必要があると考える。

第 8 回会合での NHK の説明に対する当委員会の考え方や疑問点を以下の通りまとめた。民放連や構成員からも多数の意見・質問が出されているが、回答が示されていない。貴 WG には、NHK から明確な説明を得た上で、この夏にも予定していた取りまとめを見送り、懸念の一つ一つについて丁寧に時間をかけて議論するよう求める。

【1. 大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WG で示されたご期待・ご要望】

基本的な考え方

- ・視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭である。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点は多い。また、NHK が情報空間の参照点を果たしていけるかを議論するためには、具体的な業務やサービスの在り方をもとに検討すべきだと考える。

【2. NHK のインターネット活用業務に関する基本的な考え方】

インターネット活用業務に関する基本的な考え方

- ・なぜ必須業務化が必要なのか、また、今の補完業務ではなにができないのか具体的な説明がなされていない。
- ・「放送と同様の効用」の定義があいまいで、必須業務化の範囲として適当ではない。現状の「理解増進情報」もあいまいな定義を拡大解釈し、なし崩し的な業務拡大につながってきた。構成員から「歯止めがないと言われている理解増進情報と同じ問題が発生するのではないか」との指摘もあったが、同様の事態が起りかねない。
- ・「放送と同様の効用」について議論するのであれば、放送の効用をどのように定義し、どう効用を測るのかを明確にすべきである。

【3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方】

基本：「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」

- ・報道サイトが「基本」に含まれていることに疑問と懸念がある。例示されている「NHK NEWS WEB」について、当委員会は理解増進情報の具体的な事例として、メディアの多元性や公正競争の観点から懸念を示してきたが、こうした懸念に対し説明がなされていない。
- ・『放送』と同一の情報内容」の定義があいまいで、拡大解釈につながりかねない。現状の「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えない。また、仮に同一の情報内容であっても、さまざまな機能を加え提供されている。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方には疑問だ。

放送と同様の効用で異なる態様のもの

- ・「放送と同様の効用」「異なる態様」の定義があいまいで拡大解釈につながりかねない。効用と態様は密接に関連しており、提供する態様が違えば効用も変化することも想定される。同様の効用だと判断できる根拠も不明だ。
- ・「基本」とされた報道サイトなどの部分と、どのように扱いが異なるのかわからず、評価できない。
- ・「教育コンテンツ」については、報道機関だけでなく、多数の民間企業がネット上で展開している。そうした領域でのネット展開拡大については、さまざまな民間企業からも意見を聞くべきではないか。

プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか

- ・当該部分の資料は説明が著しく欠落している。
- ・「実質的に『自身による提供』であれば、同様の扱いではないか」との記述について、「実質的に」という文言により拡大解釈が推し進められる恐れが強い。これまでの貴WGでも構成員からプラットフォームを通じた事業展開について競争政策の観点から慎重な検討を求める意見があり、当委員会としてもプラットフォーム事業者と結びつきを強めることについて懸念を示してきた。既存の3号受信料業務との関係も分からない。第8回会合でも明確な説明はなく、重要な論点にもかかわらず議論を深めることはできていない。
- ・「その他の提供形態」については子会社経由等の有料提供を打ち出しているが、原価配賦の操作によりコストの大部分を受信料負担とすることで、市場競争を破壊する恐れがある。

ガバナンスの在り方

- ・「国家補助」事業の拡大に際しては事前ルールの明確化の必要性が指摘され、構成員の議論でも一致していた部分だ。今回、構成員から多数指摘があったように、経営委員会などNHK内部による競争評価では、公正競争に対する懸念は払拭されないのではないかと。英BBCの事例を基に「公共価値テスト」の事例などを紹介しているものの、具体像が明確ではない。重要な部分にも関わらずあいまいなままでは議論を深めることも難しい。
- ・インターネットのニュースに関する市場は、ニュースを発信する事業者だけでなく、流通に携わるプラットフォーム事業者などさまざまなステークホルダーがおり、複雑になっている。必須業務化すると、公正競争への懸念はさらに高まるが、内部のみで競争評価ができるのか疑問がある。
- ・「公共価値テスト」の対象として新規内容で一定の規模にかかるものが挙げられているが、これまで、「理解増進情報」のように既に実施しているネット業務についても懸念が示されている。仮に公共価値テストのような枠組みを導入するとすれば、こうした懸念があるサービス全てを対象にすべきではないか。
- ・構成員から必須業務化した場合の費用上限の考え方について指摘を受け、「考え方はあり得る」との回答があった。競争ルールだけでなく、自主的な規律の枠組みの重要性も指摘されていたが、具体的な費用上限も含め、NHKが具体的に説明すべきではないか。

負担の在り方

- ・スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になることはないということは理解できるが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」など表現が抽象的で意味を正確に捉えづらい。議論をすることが困難ではないか。
- ・現状、「フリーライドがある」との認識が示されているが、今後この部分をどう整理していくかが分からない。
- ・放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題があるとし、コールセンターに寄せられた声や SNS 上の意見が紹介されているが、「月数件」などとあり、制度改革を進めるほど多くの意見だと言えるのか。

(情報空間全体の) 多元性確保への貢献

- ・情報空間の多元性確保へ貢献するため、他のメディアとの協力に取り組むとの説明は意義深い。ただし、この点は「本来業務」と資料に記載しており、法定の「必須業務」と別の考え方なのか、明確にすべきだ。
- ・新聞・通信社は正確で信頼できる情報の発信などによって情報空間へ貢献できるよう努めており、多元性確保に資する取り組みは重要になる。他方、具体的にどのような全体像を描き、どのように取り組んでいくのかイメージをつかめなかった。

以 上

「NHKのインターネット活用業務の今後について」に関する疑問点

- ①「情報空間の参照点」は新聞社や民間放送も同様の役割を果たしていると考えられるが、NHKの特殊な概念なのか。そうだとすれば、その具体像はどのようなサービスや事業展開なのか。
- ②なぜ必須業務化が必要なのか、また、今の補完業務では何ができないのか。NHKとして必須業務化を行いたいのか。NHKがいう「必須業務」と「本来業務」の定義は異なるのか。
- ③「放送と同様の効用」とは、具体的には何を指すのか。既存の「理解増進情報」との関係はどう整理されるのか。
- ④後述のように必須業務の範囲について、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」「放送と同様の効用で異なる態様のもの」の3層で整理されているが、それぞれ具体的にどのようなサービスイメージや料金体系、規律の在り方を想定しているのか。
- ⑤「ニュース防災アプリ」など現在展開しているサービスの中で、「報道サイト」に該当するものは何か。「『放送』と同一の情報内容」と「理解増進情報」との関係はどう整理されるのか。
- ⑥なぜ「異なる態様」で「放送と同様の効用」が実現できるものがあると言えるのか。
- ⑦「基本」とされた部分と、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」では、どのように扱いやルールが異なるのか。とりわけ「報道サイト」との線引きが難しいように感じるが、どのように整理するのか。
- ⑧既存の外部事業者を通じたコンテンツ提供のルール（3号受信料業務や、2号受信料業務で展開するプラットフォームを通じた展開など）とはどのように整理できるのか。「自身による提供」のルールが他と異なるのはなぜか。
- ⑨「子会社経由等の有料提供」が市場に与える影響をどのように考えるのか。
- ⑩競合する民間事業者から、どのように意見を聞くのがよいと考えているか。
- ⑪費用上限の導入を検討するか。仮に導入した場合、どのような形になると想定するか。
- ⑫新たなサービスではどこまでが無料で、どこからが受信料の対象になるのか。ペイウォールなどを設ける可能性はあるのか。また、ペイウォールを設ける場合、「フリーライド」との関係はどう考えるのか。
- ⑬「フリーライド」と認識があるにもかかわらず、理解増進情報をはじめネット業務を拡大してきたことをどう説明するのか。
- ⑭「同様の負担」の「同様」とは、料額の水準も含めたものか。
- ⑮ネット業務の必須業務化について、メディアの多元性にどの程度影響があると考えているのか。また、その点を踏まえ、多元性確保への貢献に向けどのような取り組みを行いたいと考えているのか。

以 上

「NHKのインターネット活用業務 の今後について」 に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

一般社団法人 日本新聞協会

1

1. はじめに
2. NHKの説明に対する考え方・疑問点
3. まとめ

一般社団法人 日本新聞協会

2

1. はじめに

- 5月19日付でWGに「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」を提出し、NHKのネット業務について議論する際に不可欠な前提として10項目の質問を示しています。
- 我々の懸念や疑問に関して速やかに討議し、回答するよう改めて求めます。また、回答後、WGがとりまとめをする前に当委員会に意見表明する機会をいただきたいと考えます。

1. はじめに

- 前回会合で、NHKは必須業務化の範囲について「放送と同様の効用」「『放送』と同一の情報内容」など具体性を欠く説明を繰り返しました。なぜ必須業務化が必要なのか、何をどう変えるのかという根本的な疑問への回答はなく、視聴者にとって重要なサービスの具体像、有料・無料エリアの線引きも示しませんでした。理解増進情報への懸念を払拭する説明はなく、構成員の質問と返答がかみ合わない場面も目立ちました。
- 抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、業務範囲の際限ない拡大につながりかねません。公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない、との懸念は深まっています。

1. はじめに

- 問題を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省やNHKに委ねることに等しいのではないのでしょうか。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性があります。
- 前回会合では、競争評価などをNHK内部で済ませる考え方にも異論が相次ぎました。ガバナンスの在り方についてさらに検討を深めるべきです。

1. はじめに

- 前回会合以降、衛星放送のネット配信に関する問題が判明しました。内部では4月に発覚し、5月16日の経営委員会に報告したにも関わらず、その後2週間公表しませんでした。経営委員会を含めたガバナンスの問題が指摘される中、内部の監督・監査のみでネット活用業務をチェックすることが難しい実態が明らかになりました。「三位一体改革」が不十分なことの証左で、意思決定の過程や透明性を軽視しているのではないのでしょうか。WGで議論する領域との関係も密接で、公表しないまま前回会合で意見を表明したことは適切だったのでしょうか。

1. はじめに

- 議事録からは経営委と執行部の間で責任の所在が整理できていないという、ガバナンス上の課題も浮き彫りになりました。議論の前提が揺らぎかねない問題が相次いで発覚したことを踏まえ、ネット業務の必須化を論じる前に、過去のインターネット業務予算や三位一体改革の進捗状況を確認し、検証する必要があると考えます。
- 民放連や構成員からも多数の意見・質問が出されていますが、回答が示されていません。NHKから明確な説明を得た上で、この夏にも予定していた取りまとめを見送り、丁寧に時間をかけて議論するよう求めます。

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

1. 大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WGで示されたご期待・ご要望 基本的な考え方

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」4ページ)

- 視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭です。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くあります。NHKが情報空間の参照点を果たしていけるか議論するために、具体的な業務やサービスの在り方をもとに検討すべきではないでしょうか。

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

2. NHKのインターネット活用業務に関する基本的な考え方

インターネット活用業務に関する基本的な考え方

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」9ページ)

- なぜ必須業務化が必要なのか、今の補完業務ではなにができないのか具体的な説明がなされていません。
- 「放送と同様の効用」の定義があいまいで、必須業務化の範囲として適当ではありません。なし崩しの業務拡大につながってきた「理解増進情報」と同様の事態が起こりかねません。
- 「放送と同様の効用」を議論するならば、放送の効用をどのように定義し、どう効用を測るのかを明確にすべきではないでしょうか。

一般社団法人 日本新聞協会

9

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

基本：「放送の同時配信・見逃し」

「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」12ページ)

- 報道サイトが「基本」に含まれていることに疑問と懸念があります。例示された「NHK NEWS WEB」に懸念を示してきましたが、説明がなされていません。
- 「『放送』と同一の情報内容」の定義があいまいで、拡大解釈につながりかねません。「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えません。仮に同一の情報内容だとしても、さまざまな機能を加え提供されています。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方は疑問です。

一般社団法人 日本新聞協会

10

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

放送と同様の効用で異なる態様のもの

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」13～16ページ)

- 「放送と同様の効用」「異なる態様」の定義があいまいで拡大解釈につながりかねません。効用と態様は密接に関連しており、提供する態様が違えば効用も変化することも想定されます。同様の効用だと判断できる根拠も不明です。
- 「基本」とされた報道サイトなどの部分と、どのように扱いが異なるのかわからず、評価できません。
- 「教育コンテンツ」は、多数の民間企業がネット上で展開しています。さまざまな企業からも意見を聞くべきではないでしょうか。

一般社団法人 日本新聞協会 11

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」17ページ)

- 資料は説明が著しく欠落しています。明確な説明がなく、重要な論点にもかかわらず議論を深めることはできていません。
- 「実質的に『自身による提供』であれば、同様の扱いではないか」は、「実質的に」という文言で拡大解釈が進められる恐れが強いと考えます。プラットフォームを通じた事業展開について競争政策の観点から慎重な検討を求める意見があり、結びつきを強めることへ懸念も示してきました。
- 子会社経由等の有料提供を打ち出していますが、コストの大部分を受信料負担とし市場競争を破壊する恐れがあります。

一般社団法人 日本新聞協会 12

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

ガバナンスの在り方

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」18、19ページ)

- 構成員から多数指摘があったように、経営委員会などNHK内部による競争評価では、公正競争に対する懸念は払拭されません。「公共価値テスト」などを紹介していますが、具体像は明確ではありません。重要な部分にも関わらずあいまいなままでは議論を深めることは難しいと考えます。
- インターネットニュースに関する市場は、発信する事業者だけでなく、流通に携わるプラットフォーム事業者などさまざまなステークホルダーがおり、複雑になっています。必須業務化すれば、公正競争への懸念はさらに高まりますが、内部のみで競争評価ができるのか疑念があります。

一般社団法人 日本新聞協会

13

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

ガバナンスの在り方

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」18、19ページ)

- 「公共価値テスト」の対象として新規内容で一定の規模にかかるものが挙げられていますが、「理解増進情報」のように既に実施しているネット業務についても懸念が示されています。仮に公共価値テストのような枠組みを導入するとすれば、こうした懸念があるサービスすべてを対象にすべきではないでしょうか。
- 構成員から必須業務化した場合の費用上限の考え方について指摘を受け、「考え方はあり得る」との回答がありました。自主的な規律の枠組みの重要性も指摘されましたが、具体的な費用上限も含め、NHKが具体的に説明すべきではないでしょうか。

一般社団法人 日本新聞協会

14

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方 負担の在り方

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」20～23ページ)

- スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことは理解できますが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」など表現が抽象的で、誰もが意味を正確に捉えて議論をすることが困難です。
- 「フリーライドがある」との認識が示されていますが、今後この部分をどう整理していくかが分かりません。
- 放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題があるとし、意見が紹介されていますが、制度改革を進めるほど多くの意見と言えるのでしょうか。

一般社団法人 日本新聞協会 15

2. NHKの説明に対する考え方や疑問点

3. 業務範囲・ガバナンス・負担の在り方 (情報空間全体の) 多元性確保への貢献

(NHK「公共放送WG第8回(5/26)説明資料」24～26ページ)

- 情報空間の多元性確保へ貢献するため、他のメディアとの協力に取り組むとの説明は意義深く感じています。ただし、この点は「本来業務」と資料に記載しており、法定の「必須業務」と別の考え方なのか、明確にすべきです。
- 新聞・通信社は正確で信頼できる情報の発信などによって情報空間へ貢献できるよう努めており、多元性確保に資する取り組みは重要になります。他方、NHKが具体的にどのような全体像を描き、どのように取り組んでいくのかイメージをつかめませんでした。

一般社団法人 日本新聞協会 16

3. まとめ

- NHKの説明に対する15項目の疑問点を、別途まとめています。NHKから説明を得られるよう、貴WGに求めます。
- 「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」（5月19日付）や「NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問」で示された懸念やた疑問に関して速やかに討議し、回答するよう求めます。

3. まとめ

- 本日お示しした懸念や疑問点を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省やNHKに委ねることにほかならず、WGがこれまで積み重ねてきた議論が無意味になりかねません。
- メディアの多元性や言論の多様性は民主主義社会の基盤であり、国民・視聴者にとっても不可欠です。国民の「知る権利」や民主主義の維持・発展に十分留意したていねいな議論を求めます。

公共放送ワーキンググループ (第10回)

説明資料 (これまでのご説明の補足)

NHK

必須業務として想定する業務範囲について

NHK

・現時点で想定する必須業務の基本は、「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト」

理解を容易にするため、以下は、現在の基幹サービスである「NHKプラス」「NHK NEWS WEB」をベースに記述

NHK+

- 常時同時配信・見逃し番組配信サービス
- 各地域のコンテンツもスマホなどで視聴可能
- 利用者に対価を求めず、現在は受信契約者本人と、本人と生計を同一にする方のみが視聴可能
- テレビを保有していないインターネットのみの利用者は視聴不可



⇒ 以下のような価値を提供

- いつでも どこでも公共放送の番組を視聴可能
- 地域理解促進、異なる考え方を発見

報道サイト(同内容のアプリ提供も想定)

- 動画配信、記事等
- 社会・気象/災害・科学/文化・スポーツなど、放送同様の情報を提供
- 様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能

⇒ 放送同様、以下のような価値を提供

- 公平・公正で信頼できる情報を取得
- 世の中で議論となっている事象・問題を把握



NHK NEWS WEB 等を再整理したものを想定
(放送と同一の情報内容の多元提供)

- ・その他は、社会実証でお示した「災害マップ」「一望・連続再生」「フェイクニュース対応」等を限定的に提供することを想定
(新規サービスについては、**多元性確保の確認のため**、“競争評価”等のプロセスを経て追加する想定)

(理解を容易にするため、社会実証の結果をベースに記述)



- ・ **一望・連続再生**
放送の“見せ方”を、ネット時代に合わせ、かつ、公共放送に求められる多様性確保を追求したもの



- ・ **災害マップ**
放送への活用も前提となる、災害報道の高度化(放送と目的、価値は同様)

出所:公共放送ワーキンググループ(第8回)NHK提出資料より

現在の規律(「NHKインターネット活用業務実施基準」(総務大臣認可))

第2条 この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。

- 一 放送番組
放送をする事項の種類、内容、分量および配列
- 二 理解増進情報
日本放送協会(以下「協会」という。)が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(放送番組または当該情報を編集したものを含む。)
- 三 放送番組等
協会が放送したまたは放送する放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報

(理解増進情報の提供に係る基本原則)

第5条 理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- 一 放送番組を周知・広報するもの
- 二 放送番組等を再編集したもの
- 三 放送番組の内容を解説・補足するもの
- 四 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの
- 五 協会が放送した放送番組(以下「既放送番組」という。)の一部を編集したものまたは当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの
- 六 その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

- ・ あくまで個別サービスの内容、提供の実態で判断されるものであるが、インターネット業務が必須となった際には、上記のように規定される現在の放送番組に対する「理解増進情報」は必然的に再整理されると考えている。
- ・ **インターネット業務が放送同様のミッションになる以上、付加的な情報によって、放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えている。**

➔放送からだけ情報を得る方も、ネットからだけ情報を得る方も、等しく「NHKの提供する価値」を享受いただくよう努める義務を負うのが、“必須業務化”だと理解している(公平性、同等性)

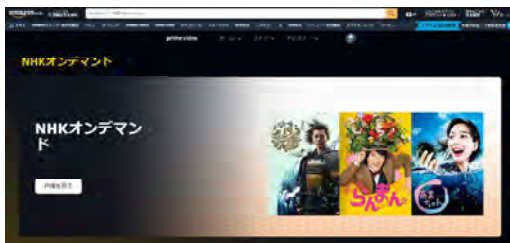
今後の再検討のイメージ

- インターネットの個々のサービスでは、本来ミッションのそのままと受け止められる、放送番組丸ごとの提供や災害報道、放送番組そのものの広報、付加的な情報によって放送への誘導を図る内容等が、必然的に混在してコンテンツを形成している。
- インターネット業務が放送同様のミッションになる以上、付加的な情報によって、放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えており、放送と同一の情報内容をネットの特性に合わせて提供することに注力することになるため、「純化”されていく」と称しているところ。
(テキスト情報についても、放送と同一の情報内容のもの、ネットの特性に合わせたものを提供することが基本となる。)
- そのため、2頁では、現在の「NHK NEWS WEB」という書き方ではなく、「報道サイト」としている。
(アプリについても、同内容を提供することが基本となる)

5

(参考)「NHKオンデマンド」ほか、有料業務について

- 「NHKオンデマンド」については、市場競争に配慮しつつ、有料アーカイブ事業として継続・強化すべきと考えている。
(収支差が生じた場合は、よりロングテールのアーカイブコンテンツについて提供を強化する等、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与していく)



出所: Amazon サイトから引用



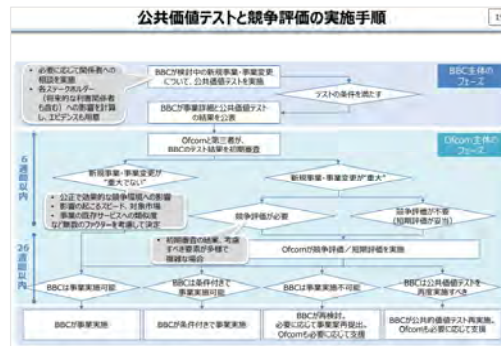
- その他の提供形態については、市場流通が確立している場合は、子会社経由等の有料提供が原則と考えている。

出所: 公共放送ワーキンググループ(第8回)NHK提出資料より

6

“競争評価”プロセス(多元性確保の確認)について

- 3頁に記載したように、今回提示した「必須業務」範囲想定外の新規サービスを開始する場合には、市場影響等について、**欧州同様の審査のうえ、適否を判断すべき**ものと考えている(下記はイギリスBBCの事例)。
- この事前審査、パブリックコメント等を経てから、各年度の予算・事業計画に盛り込むことを想定している。



- 主体は、**経営委員会の監督のもと、情報空間全体のステークホルダーの状況も理解する専門家からなる委員会**を想定(任命、プロセス等を適切に整備することで執行部からの独立性、他の伝統メディアの意見提出機会等を確保する)
*市場調査の手法等については、現在設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」の知見が活用できると考える
- また、英BBC等で行われているように、**数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うべき**とも考えている。7

(一社) 日本民間放送連盟の質問への回答

公共放送ワーキンググループ
令和 5 年 6 月

① NHKの必須業務および任意業務の定義をご教示ください。

(回答)

- ・ NHKの必須業務とは、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 15 条に定められたNHKの目的を達成するために、行うこととされている業務（同法第 20 条第 1 項）をいい、NHKの任意業務とは、NHKの目的を達成するために、行うことができることとされている業務（同条第 2 項）をいいます。

② すでに幅広く展開されているNHKのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、視聴者・国民にとって何がかわるのか、よく分かりません。見解をご教示ください。

(回答)

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ テレビ受信機を持っていないからという理由だけでNHKの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい
- ・ 任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはNHKのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、NHKのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、NHKもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる
- ・ インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてNHKに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる
- ・ 必須業務化によりテレビを持ってない方に対しNHKが新聞や民放と同じ土俵に立つ、その上で公正な競争環境が確保されれば、多元性確保に資するとの考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、日本新聞協会メディア開発委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限 200 億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうなると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ③ 仮にNHKインターネット活用業務を必須業務化する場合、NHKが負う義務や規律を具体的にご教示ください。(例：放送に課されているあまねく受信義務、重大事故の報告、安全信頼性基準の適合、放送番組審議会、受信料契約、▽現行のインターネット活用業務に課されている費用上限、インターネット活用業務実施基準の認可、同実施計画の届出、▽業務管理体制(ガバナンス)など。)
- ④ 放送法において、インターネット配信を放送のように規律する考えでしょうか。そうであれば、その根拠をご教示ください。

(回答)

本ワーキンググループでは、「NHKのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、インターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ インターネット活用業務が必須業務化した場合「あまねく義務」との関係はどうなるのか。実務上どのようなことが考えられるのかとの構成員からの質問に対し、NHKから、ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える旨回答があった
- ・ 放送法と同様の規律がインターネット活用業務にもかかるとした場合に、NHKが業務を行う上で支障があるか否かとの構成員からの質問に対し、NHKから、放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がインターネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もあるため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性や多角的論点提示等の確保が行えるようにしていただきたい旨回答があった
- ・ インターネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主自律に委ねるべき
- ・ 仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、NHKから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった
- ・ 必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要
- ・ 必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている
- ・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、NHKはこれからどんどんインターネット活用業務にかかる経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかりと決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容を取りまとめ、総務省にその後の具体的検討を求めていくべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑤ インターネット活用業務の必須業務化を志向するのであれば、インターネット視聴と受信料制度・財源との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。必要とすれば、具体的な検討はいつ開始するお考えでしょうか。
- ⑥ NHKから、テレビ受信機を持たないがNHKプラスを視聴したいニーズがあるとの説明があり、「公共放送WG」では、端末（アプリ）認証を行って課金するなどの意見がありました。これについても、受信料制度との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「インターネット活用業務の財源と受信料制度」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ 放送の分野で受信者共同体に入る人たちには受信料制度をとり、テレビを持っていないが同時同報のサービスを利用するという道を開く場合は、フリーライドできないようにして公平性を担保する観点から何らかの負担を求めることは正当化でき、受信料制度と矛盾しないのではないかと
- ・ テレビを持っていないが同時同報のサービスを利用するという道を開く場合に、フリーライドできないようにして公平性を担保する観点から何らかの負担を求めるという考え方について、どう考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、例えばNHKプラスについて、このワーキンググループでの議論でもアプリで視聴の意思を確認してそれを有料化するという意見があったが、それはNHKオンデマンドの有料提供と同じ性格のものなのか。どういうものをイメージされているのかよく分からない旨回答があった
- ・ テレビを設置しない人のうち、テレビを設置するのと同等の「公共放送を受信できる環境にある者」として、インターネット端末を通じてNHKのコンテンツを受信するために能動的な行動をとった人から負担を求めることが適切ではないかと
- ・ あるいは、放送コンテンツは、直接視聴しなくても、時代を共有することも含めて利便を受けるので、全世帯が幅広く費用を負担することが望ましいのではないかと
- ・ NHKが必須業務化と受信料制度・財源との関係をどのように考えているのか、ネット経由のみの視聴にどのような負担を求めるのかを、抽象的な言葉ではなく具体的に提案したうえで、議論を行うべき
- ・ スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことは理解できるが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」などNHKの資料の表現が抽象的で、誰もが意味を正確に捉えて議論をすることが困難。「フリーライドがある」との認識もNHKの資料に示されているが、今後この部分をどう整理していくかがわからない

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑦ NHKのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、なぜ情報空間の健全性が高まることになるのか、見解をご教示ください。

⑨ NHKのインターネット活用業務を必須業務化することは、わが国最大のメディアであるNHKの強大な地位を、インターネットの世界において固定化しかねず、ひいては受信料財源の動画配信事業者を新たに作ることになりかねないと考えますが、その社会的意味や是非を含め、見解をご教示ください。

(回答)

これまでのワーキンググループでは、以下のような意見が出ています。

- ・ インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてNHKに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる
- ・ 日本では、同時配信の実施が遅れた結果、情報空間に若い世代が参加できなかつたり、偽情報が流布されたり、場が海外サービスに左右されたりすることが危惧される。NHKに先導的な役割を果たさせることで、健全な情報空間を確保することがデジタル社会の基本政策として必要
- ・ 国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強み。テレビ保有率が低下傾向にあり放送の視聴習慣が失われつつある中、公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかが重要
- ・ もっとも、情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的
- ・ 必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、NHKのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様、NHKもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる
- ・ NHKが視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くある

なお、松本総務大臣は、国会において、放送は、公共性の高い情報をあまねく伝える、いわば「質の担保された情報」を提供するといった使命があり、我が国では、公共放送と民間放送とが切磋琢磨する二元体制の下で、多元な主体による多様な放送が確保されてきたところ、インターネット上で膨大な情報が行き交う今だからこそ、情報の出し手として存在意義があり、メディアとしての重要性は増してきている旨を答弁しています

こうした点も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑧ 情報空間の健全性確保においては、「特定デジタルプラットフォーム提供者」のユーザへの責務など、放送法の外側にあるネット配信全般についての検討も必要と考えますが、「公共放送WG」あるいは総務省において、そのような検討を行う考えはあるのでしょうか。

(回答)

本ワーキンググループにおいては、第1回会合の事務局資料において示されているとおり、

- (1) インターネット時代における公共放送が担うべき役割
- (2) NHKのインターネット活用業務の在り方
- (3) インターネット活用業務に関する民間放送事業者のとの協力の在り方
- (4) インターネット活用業務の財源と受信料制度

を主な検討項目としています。

この点に関し、これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ 情報空間の健全性確保については、本ワーキンググループだけではなく親会の検討会でも検討されているところがあり、ワーキンググループの中だけで、NHK以外のメディアも含め、どういう役割なのかという議論まではされていないと思われる。一方で、全体としては、メディア全体としてどういう形で推進していくのかといった議論自体はされている部分があり、互いにレポートしあうような会議間の関係性もあるので、一般的な会議体の進め方としてはあり得ると思う。
- ・ さらに、どういう形で議論を行っていくと議論が深まるのかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、放送事業者だけではなく関係するプラットフォーム事業者も入れるということであり、その意味では、すでに総務省では「プラットフォームサービスに関する研究会」があり、そこでは基本的にプラットフォーム事業者の自主自律に任せるという結論だったが、その上で、放送の中で情報空間の健全性の話をするのは、話の途中から始まっている感じがする旨回答があった。

- ⑩ 仮にNHKインターネット活用業務を必須業務化する場合、放送法第20条の第1項に限定列挙された、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、衛星基幹放送、放送・受信の進歩発達に必要な調査研究、国際放送等と同列に、インターネット業務を規定するお考えでしょうか。仮にインターネット活用業務を区分し、一部を必須業務、残りを任意業務とする場合は、どのように規定するお考えでしょうか。

(回答)

本ワーキンググループでは、「NHKのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、放送法におけるNHKのインターネット活用業務の位置付けについても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ インターネット活用業務は必須業務として考えていくべきであり、その上で課題をクリアしていくべき
- ・ 「インターネット活用業務」は外延が不明確なので、どこまでが必須業務かは別途議論が必要
- ・ 今後、インターネット活用業務が必須業務化したときには、NHKプラスで地上波のすべての番組を流す方向なのか、また、BSの番組についてはどう考えているのかとの構成員からの質問に対し、NHKから、地上波を念頭に置いており、なるべくすべての番組を流していきたいが、BSについてはこれからの課題と考えている旨回答があった
- ・ NHKの資料にある「放送と同様の効用」はNHKプラスのことを指すのか。また、NHK NEWS WEBの内容のうち、放送と本当に同一の文字化された内容を特定のコンテンツとしてみなして、それ以外のところを理解増進情報として定義して、そこは必須業務に含めないという整理が現時点で可能なのかとの構成員からの質問に対し、NHKから、NHKプラスが基本であるが「報道サイト」をまとまりとして考えていきたい、テキストを何でもやろうというわけではなく、テキストも含めた理解増進情報の部分について再整理をしっかり検討していきたい旨回答があった
- ・ NHKの資料にある「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」は、判断基準が不明確。特に後者の概念は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切
- ・ NHKは必須業務化の範囲について「放送と同様の効用」「『放送』と同一の情報内容」など具体性を欠く説明を繰り返した。抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、業務範囲の際限ない拡大につながりかねない

具体的な規定ぶりについては、本ワーキンググループにおける検討結果の取りまとめを踏まえ、総務省において検討されるべき事柄であると考えていますが、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容を取りまとめるべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑪ NHKは電波の「放送」を行うために、テレビ受信機に紐づく受信料を独占的に徴収することが認められています。現行の受信料制度を継続する前提においては、「放送政策に関する調査研究会」が述べたとおり「放送を目的に設立された特殊法人という性格から無限定の実施は不適切」であり、NHKのインターネット活用業務は「放送」と同等かつ付随的（小規模）なサービスに限られると考えますが、見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「NHKのインターネット活用業務の在り方」や「インターネット活用業務の財源と受信料制度」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ 公共放送の活動領域を広く認めることによってメディア間の競争が阻害され、全体として情報空間の環境の改善につながらなかつたりむしろ悪化してしまつたりすることは避けなければならない、全体として何が最適なのかを考慮しつつ、公共放送の活動領域やその規律、費用負担のあり方を、拙速にならない形で検討する必要
- ・ NHKが受信料を財源にインターネット活用業務を際限なく拡大すれば、公正な競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれ、国民や社会に不利益を及ぼしかねない
- ・ 必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか
- ・ 一部報道によるとテキストニュースを縮小する方針とのことだが、NHKニュースウェブやテレビマガジン等のテキスト系の報道について、今後どうするつもりなのかとの構成員からの質問に対し、NHKから、放送でやるべきものをネットでやるということであり、放送でやらないようなものはなるべくネットでやらないということが必須業務化。NHKの本来業務としての仕事をネットでもやっていきたいということであり、NHKの役割が純化すると、やるべきものがクリアになってくると考える。どういう業務が本来業務としてふさわしいのか、「放送と同等の効用」にふさわしいのかは、再整理をしっかりとしていく必要があると考えている旨回答があった
- ・ どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とNHKのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、NHKはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、NHKとしてやってみたいということをお話するのが先ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑫ 有力な公的企業が国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがあるとの指摘が有識者からありました。公正競争の議論においては、先に具体的なサービスを特定して検討すべきであり、対象業務が抽象的なままでは、抽象的な議論にしかならないことを懸念しますが、見解をご教示ください。

(回答)

本ワーキンググループでは、「NHKのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、インターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ NHKが新たな業務を実施する場合に公共性を持つのか、具体的にどこまで実現できているのかについて、どの時点でチェックするのかを、具体的に制度設計として整理する必要がある。その際、NHK自身が公共性や適切性等についてどこまで明確な考えを持ち、具体的なファクトや予測を立てて審査する体制を有するかどうか依存する
- ・ 審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある
- ・ ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要
- ・ 仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、NHKから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった
- ・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、NHKはこれからどんどんインターネット活用業務にかかる経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった
- ・ 強い批判が出ている理解増進情報についてNHKとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、NHKから、インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑬ 民放連は2022年11月24日開催の「公共放送WG」第3回会合のヒアリングにおいて、NHKインターネット活用業務は公正競争を阻害しないために、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設けるなどの取り組みが最低限必要と述べました。こうした民放連の考えに対する見解をご教示ください。

(回答)

本ワーキンググループでは、「NHKのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、放送法におけるNHKのインターネット活用業務の位置付けやインターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ 強い批判が出ている理解増進情報についてNHKとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、NHKから、インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった
- ・ どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とNHKのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、NHKはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないかと。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、NHKとしてやってみたいということをお話するのが先ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうかかわからないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった
- ・ 本来的な財源というより民放への協力資金として広告収入を得ていくことも将来的に考えられるが、NHKとしてどう考えるかとの構成員からの質問に対し、NHKから、論点としてはあり得るが、広告財源と受信料財源は放送の二元体制のコアである旨回答があった
- ・ 仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、NHKから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった
- ・ 必須業務化した場合、NHKにおいてインターネット活用業務に関する費用の範囲や上限をある程度明確にした上で、ほかの業務との費用の按分方法も適正に定めるなど、会計上の透明性確保を図っていく必要がある
- ・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、NHKはこれからどんどんインターネット活用業務にかかる経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会の 質問への回答

公共放送ワーキンググループ
令和 5 年 6 月

- ① NHKのネット業務拡大がどのように情報空間の健全性確保につながるかは明確ではなく、メディアの多元性から見ると逆効果になりかねないとの指摘もある。NHKのネット業務拡大と、情報空間の健全性確保の関係についてどう考えるのか。
- ② NHKはすでに理解増進情報などの名目でネット業務を幅広く展開している。現状のネット業務は情報空間の課題解決にどの程度寄与してきたと考えるか。

(回答)

これまでのワーキンググループでは、以下のような意見が出ています。

- ・ インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてNHKに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる
- ・ 日本では、同時配信の実施が遅れた結果、情報空間に若い世代が参加できなかつたり、偽情報が流布されたり、場が海外サービスに左右されたりすることが危惧される。NHKに先導的な役割を果たさせることで、健全な情報空間を確保することがデジタル社会の基本政策として必要
- ・ 国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強み。テレビ保有率が低下傾向にあり放送の視聴習慣が失われつつある中、公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかが重要
- ・ もっとも、情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的
- ・ 必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、NHKのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様、NHKもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる
- ・ NHKが視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くある

なお、松本総務大臣は、国会において、放送は、公共性の高い情報をあまねく伝える、いわば「質の担保された情報」を提供するといった使命があり、我が国では、公共放送と民間放送とが切磋琢磨する二元体制の下で、多元な主体による多様な放送が確保されてきたところ、インターネット上で膨大な情報が行き交う今だからこそ、情報の出し手として存在意義があり、メディアとしての重要性は増してきている旨を答弁しています

こうした点も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ③ 民主主義を維持するためのメディアの多元性の重要性をどう捉えているのか。NHKのネット業務拡大によって、メディアの多元性にどの程度影響が出ると考えるのか。
- ④ 仮にNHKのネット業務を必須業務とする場合、新聞・通信社や民放以外の事業者への影響も考慮する必要はないか。他にどのような企業や組織、団体に影響が出ると考えるか。またこうした事業者からも意見を聞く必要性をどう考えるか。
- ⑨ 受信料という原資だけでなく、受信料を基に築き上げてきた組織体制や設備などもあり、報道分野でのNHKは圧倒的な存在感がある。ネットを必須業務にした場合も巨大な組織や人員を活用すれば、収支を勘案してネット業務に取り組む他の報道機関は公正な競争が難しいのではないか。

(回答)

本ワーキンググループでは、「NHKのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ NHKのインターネットへの進出がメディアの多元性によって提供される価値を毀損してはならない。NHKのネット進出により他メディアの存在が脅かされるとしたら、情報空間を悪化させることになり本末転倒
- ・ 必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか
- ・ 審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある
- ・ ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要
- ・ 仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、NHKから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった
- ・ 必須業務化した場合、NHKにおいてインターネット活用業務に関する費用の範囲や上限をある程度明確にした上で、ほかの業務との費用の按分方法も適正に定めるなど、会計上の透明性確保を図っていく必要がある
- ・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、NHKはこれからどんどんインターネット活用業務にかかる経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。本来業務になったからこそ、逆に実施基準をしっかりと決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑤ 放送の持つ公共性と、ネット空間の公共性の違いをどのように考えるか。ネット空間の公共性をどのような枠組みで制度化するのか。通信・ネットの領域を放送法の改正で規定することは適切なのか。放送制度の枠を超えた議論が必要になると考えるが、どう対応するか。

(回答)

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ 今もうこれだけ時代が移ってきている中で、1人1台のテレビはないけれども、1人1台のスマホがあるという状態の中で、自分と常に一緒にいるものところで放送を見たい。それも同時放送以外の形でもいろいろ選択ができるような形で見たいというのは、本当に時代の動きだと思うので、これは本来業務としてガバナンスを効かせながら見ていくものだろう
- ・ 重要なのは、時代の変化の中にあって、メディアから情報を受ける国民にとって、より多様で、そして普段の生活のみならず災害時の非常時等、様々な意味で役に立つプログラムが提供されることであるとする。国民の受益の中身がよりリッチになるように必要なことは何か、議論を尽くすべき
- ・ テレビ受信機を持っていないからという理由だけでNHKの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい
- ・ 任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはNHKのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、NHKのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、NHKもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる
- ・ このような考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、貴委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限200億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうすると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨の回答があった

具体的な規定ぶりについては、本ワーキンググループにおける検討結果の取りまとめを踏まえ、総務省において検討されるべき事柄であると考えていますが、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容を取りまとめるべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑥ 「NHKニュース防災」アプリや「NHK NEWS WEB」「NHK政治マガジン」など、理解増進情報として展開しているサービスは、受信料を支払わなくても利用できる。受信料制度の整合性などをどう考えるか。ネットのオリジナルコンテンツも多いが、問題はないとみているのか。必須業務化を考える際に検証する必要はないのか。

(回答)

インターネット活用業務については、総務大臣の認可を受けたインターネット活用業務実施基準に従って行わなければならないとされ（放送法第20条第12項）、総務大臣が認可するに当たっては、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに料金その他の提供条件に関する事項が受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないことを審査することとなっています（同条第11項第3号）。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ 強い批判が出ている理解増進情報についてNHKとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、NHKから、①現在の「理解増進情報」は「放送番組の理解増進情報」となっているため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供される形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできる。②インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった
- ・ 必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか
- ・ どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とNHKのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、NHKはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、NHKとしてやってみたいということをお話するのが先ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうか分からないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった
- ・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、NHKはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑦ ネット業務の必須業務化の可否については、NHKがまず具体的な業務構想を示し、その効果、他の事業者や市場への影響について十分議論を重ねた上で検討すべきではないか。これまでの議論の進め方はあるべき姿とは順序が異なっているのではないか。

(回答)

NHKからは、5月26日の第8回会合において、

- ・ NHKには「情報空間の参照点」と同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか
- ・ 業務範囲については「放送と同時配信・見逃し」と「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」が基本であり、これら以外は「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施
- ・ ガバナンスについては、新規内容で一定の規模にかかるものは、（経営委員会の監督のもと）いわゆる「公共価値テスト」を事前実施ののち、追加することとなるのではないか
- ・ また、BBC等で行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うこともあり得るのではないか

といった考えが示されたところであり、この内容も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑧ 任意業務から必須業務となった場合、具体的に業務展開はどう変わるのか。あるいは何が可能になるのか。任意業務のままでは、具体的にどのようなデメリットがあり、変更する必要があると考えるのか。国民・視聴者にとってもわかりやすく説明すべきではないか。

(回答)

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- ・ テレビ受信機を持っていないからという理由だけでNHKの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい
- ・ 任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはNHKのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、NHKのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、NHKもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる
- ・ インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてNHKに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる
- ・ 必須業務化によりテレビを持ってない方に対しNHKが新聞や民放と同じ土俵に立つ、その上で公正な競争環境が確保されれば、多元性確保に資するとの考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、日本新聞協会メディア開発委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限200億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうなると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

- ⑩ NHKの業務、受信料、ガバナンスの「三位一体改革」は道半ばだ。ネット業務拡大を議論する前に、まずは、貴WGでこれまでのNHKによる「三位一体改革」の検証をするべきではないか。また、「経営委員会のガバナンスを含む、NHKのガバナンス改革が必要」との指摘もあったが、どう検討するのか。

(回答)

NHKについては、国民・視聴者の負担する受信料で支えられていることを踏まえ、業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」に不断に取り組むことが求められます。NHKも、5月26日の第8回会合において、今後とも三位一体改革について不断の取組を継続していく旨を表明しています。

インターネット活用業務を必須業務化とした場合における経営委員会を含むガバナンスの在り方については、これまでのワーキンググループにおいて、以下のような意見が出ています。

- ・ 公共的な情報流通を担保し、国民の知る権利を実現すると同時に、NHKが突出して情報空間を歪めたりしないという点でイギリスやドイツのような仕組みが非常に重要となるが、この議論をする以上は、NHKのガバナンスの問題の議論は不可避であり、当然に経営委員会のガバナンスの問題が極めて重要
- ・ ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っている
- ・ NHKが新たな業務を実施する場合に公共性を持つのか、具体的にどこまで実現できているのかについて、どの時点でチェックするのかを、具体的に制度設計として整理する必要がある。その際、NHK自身が公共性や適切性等についてどこまで明確な考えを持ち、具体的なファクトや予測を立てて審査する体制を有するかどうかに依存する
- ・ 審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある

このような意見も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

第8回会合における質問事項への回答

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------|------|---|
| 1 | 大谷構成員 | 質問 | 「放送と同様の効用」について、インターネット活用業務を必須業務化することによって国民・視聴者に対し、どのような効用があるのかをNHKの言葉で教えていただきたい。災害や教育コンテンツ等が例として挙がっておりイメージしやすいところだとは思いますが、加えて、放送がネットかといった伝送路に関わらず、NHKが視聴者の声に耳を傾けることが必須業務となれば、情報空間全体の批評・批判について適切に対応することが効用として思い浮かぶところ。 |
| 2 | 大谷構成員 | 質問 | これまではネットが放送の補完をしていたところ、今後は放送がネットの補完をする相互作用も考えられるが、必須業務とすることの意味について、国民・視聴者や競合事業者等、競争の観点から問題意識を持たれている人に対して、どのような説明をすれば分かりやすいと考えるか。 |
| 3 | 大谷構成員 | 質問 | 資料8-1のp11について、サービス領域が横長に拡大する反面、縦方向には縮小されており、インターネット活用業務の必須業務化によって財源を拡大するというよりは、同じ程度の財源でサービス領域を広げていこうとしているのか、その点NHKの意図を確認したい。 |
| 4 | 林構成員 | 意見 | 資料8-1のp19のガバナンスの在り方については、前提として競争ルールの在り方とネット規律の在り方の話に分けて考える必要があるが、スタートエドの問題が抜きがたい。競争ルールについては、民放連や新聞協会の懸念は競争のイコールフィッティングという点で私も非常にわかる。競争ルールの整備や運用について、現状お示しされている協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省に認可制度にかからしめることが必要。 他方、p11のネット規律についてはガバナンスへの考えとは逆に、公共放送の自覚と責任において、ネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主・自律にゆだねるべきと考えている。ただし、ガイドラインのバージョンアップは必須。法律上の手当てをすると拡大解釈されるおそれもある。 |
| 5 | 林構成員 | 意見 | また、毎年度又は複数年度において例えばインターネット放送市場検証会議のような形で、定評としてレビューを行う必要がある。 |

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------|------|--|
| 6 | 落合構成員 | 質問 | 競争規律に関わる部分については、NHKから十分な説明があったとは思わない。具体的にどのように進めていくのかという準備ができていないと感じた。どのような組織内の体制を整備し、どのような基準を進めていくことを想定しているか、明確にご説明いただきたい。 |
| 7 | 落合構成員 | 質問 | 資料8-2の新聞協会の意見の中にも「NHKの説明が必要」として、競争ルールと料金体系についてどうするか書かれていたところ。おそらくアプリダウンロード等の一定の視聴者の積極的行為を契機とする課金制であろうかと思うが、できるかぎり明確に、料金体系についてどう考えているのか明確に説明していただきたい。業務ごとに異なる場合には業務ごとに、無償か有償か、または有償場合にはどのような課金額の算定を想定されているか。 |
| 8 | 落合構成員 | 質問 | また、その際、財源の論点も重要になってくると思う。例えば、以前の会合で、民放への協力に対する資金として広告収入を得ていくことも将来的には考えられるのではないかと発言をしたが、広告収入についてどう考えるのか。さらに、国際放送についても国内放送と同様に考えていくのか。特に広告収入について質問を詳細にすると、本来的な財源というよりは、民放への協力をするための財源として、広告料を使うことによってプロミネンスとの関係を踏まえたエコシステムの構築のため、という観点からどうお考えかを伺いたい。 |
| 9 | 落合構成員 | 意見 | ネット規律については、一定程度NHK側の裁量を認めていくという林構成員のご意見の方向もあろうものの、現実には民業に対する影響を考えないといけない場合が多いと思うので、新たな業務を行う場合の手続全体としては、民業圧迫を考慮した競争観点でのレビューにより、NHKの業務の拡大に対する制約もかからざるをえないため、多くの場面ではNHK側の裁量だけではなく、十分な弊害防止を確認しつつ進めていくことになるのではないかと考えている。 |

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------|------|--|
| 10 | 落合構成員 | 質問 | 【執行部】 NHKプラスの見直しサービスも含め、放送の厳密な「同時性」を超えた大きなニーズが「オンデマンド」にあるのは承知している。お尋ねの件は、有料業務である「NHKオンデマンド」のことだと思われるが、こちらについては、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に留意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。取支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行うことから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料でやっている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。 |
| 11 | 落合構成員 | 質問 | 【執行部】 現在、「理解増進情報」とは、「放送番組の理解増進情報」となっている。このため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供されている形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできるものと思っている。 他方、ここで申し上げた、放送と同一の情報内容を多元提供する「報道サイト」等は、それ自身が公共放送のミッションであることを想定している。よって、サイト、サービス全体で公平性を確保し、多角的論点を提示するもので、個別放送番組の理解を促すコンテンツ群が増えていくようなことにはならないと認識している。 |
| 12 | 落合構成員 | 質問 | 【執行部】 インターネット実施基準のもと、インターネット実施計画に基づき適切に実施していると考えている。関連しないコンテンツについては、そもそも配信は認められていないところである。 他方で、ネット全体で見た場合に、もっと純化すべきではないか、という声があることは承知している。上記の間（11）のように、「理解増進情報」ではなく「必須業務」となることで、公共放送のミッションそのものを体現する、引き継ぎたものになると考えている。 |
| 13 | 溝槽構成員 | 質問 | 【執行部】 今回のプレゼンテーションで示した「報道サイト」等については、ご指摘のような考え方は十分に得ると思っている（なお、有料料金とは考えていないため、「ペイウォール」ではないと思われる）。 他方で、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないかと考えており、どのようなバランスが適切かは、実態を見て考えることが重要ではないかと思う。しかし、繰り返しになるが、ご指摘の論点は、公共放送の本旨に照らしても、重要だと考えている。 |
| 14 | 溝槽構成員 | 質問 | 【執行部】 今回お示したように、ジャーナリスト、エンジニア等の人的貢献、制度検討等の知的貢献のほか、「編集」に関わらない部分についての協調領域は幅広くあると思われる。 |
| 15 | 内山構成員 | 質問 | 【執行部】 情報財の賦課計算は容易ではないが、2023年度予算では、常時同時配信等業務に65億円、その他のニュース発信等に102億円となっている（国庫が30.4億）。 今後どのような会計上の計上となるかにもよるが、追加費用が増加していくような認識は持っていない。 |

3

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|--------|------|--|
| 16 | 内山構成員 | 質問 | 【執行部】 提供の仕組み自体はニュートラルなものであり、技術的には可能と考える。二元体制の維持・強化のため、ご協力できることはぜひ行いたい。広告財源と受信料財源というエコシステム全体から考えるべきテーマだと考えている。 |
| 17 | 内山構成員 | 質問 | 【執行部】 重要な論点と考える。ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える。海外公共放送では、アクセスが大きいことが想定される際、サーバーの増強を行う等の措置をしていることを承知している。 |
| 18 | 内山構成員 | 質問 | 【執行部】 インターネットを使った国際展開については、海外での日本理解の促進と在外邦人への情報提供の観点の双方から重要であると考えている。 2015年度から、国際放送、そのネット展開の拡充は実施したが、現在では海外ではOTT、SNSでの提供が浸透している。各地の個別事情を踏まえつつ対応を行い、その際には、外部プロダクションが制作したコンテンツ等についても、しっかり発信をサポートしていきたい。 |
| 19 | 曾我部構成員 | 意見 | — |
| 20 | 曾我部構成員 | 質問 | 【執行部】 現在は、上記の先生のご意見のように、必須業務とはなっておらず、体系的な取り組みまでは至っていない。方向性について、視聴者・国民のご了解をいただければ、ぜひそのように進めて参りたい。 |
| 21 | 曾我部構成員 | 質問 | 【経営委員会】 インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【執行部】 （現在でも、個々の波の規模、音声・映像の国際放送の規模、コンテンツのあり方等については、経営委員会の制度下で審議され、決定されている。範囲についてが問題となるが、これについては、（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大規模変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、NHK自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。） |
| 22 | 曾我部構成員 | 質問 | 【執行部】 NHKアーカイブについて、社会的に効用の高いものと思われるところ、新しい制度のもとでどのように位置づけられていくと考えているのか。 |
| 23 | 長田構成員 | 質問 | 【執行部】 今回の提示は地上波を念頭においており、なるべくすべての番組を流していきたい。BSについては、これからの課題だと考えているところである。 |

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|--------|------|--|
| 24 | 穴戸構成員 | 質問 | <p>「放送と同様の効用」とは何かということについては、個別のサービスや案件に基づいた説明があるべきであるところ、その前提としてまずNHKが何を指して向かっていこうとしているのかが分からない。デジタル化が進み、ネット業務が必須業務化する中で、どのように進めていくのかを示してほしい。また、どのタイミングで示していただけるのか。</p> |
| | | | <p>【執行部】 全体を説明しようとするために、抽象度が高くなってしまったことをお詫びする。 NHKとしては、必須業務化を通じ、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 11頁に示した通り、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律のもと、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様の異なるもの」を限定的に提供したい。 法体系が見えないなかで明確なお答えは難しいが、来年度からの中期経営計画に向けて、一定の方向性はお示ししたい（以下、現時点の仮案である）。</p> <p>必須業務における、基本的な考え方の執行部イメージは、以下の通り。 *必須業務化＝ネットのみ接触層に放送と同様の価値・効用を提供（放送同様、行わなければならない業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心」「あまねく伝える」を重視、社会の基本的な情報を多角的に伝え、公共放送として果たしてきたメディアの役割を果たす ・デジタル情報空間の課題に向き合い、価値判断に資するコンテンツを発信する ・デジタルの特性を生かして展開し、同時に放送サービスの進化にもつなげる ・最も大切なのはコンテンツであり、取材・制作力の強化が第一である |
| 25 | 穴戸構成員 | 意見 | 必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分か問われている。従来のガバナンス体制のままでよいのであれば、どのような改革を考えているのか具体的に示していただかなければ、外からの規律が必要ということになってしまう。 |
| 26 | 穴戸構成員 | 質問 | <p>また、現在は政府からの強い力が及ばないよう経営委員会制度が採られていると思うが、このWGでの議論の温度感が経営委員会にきちんと伝わった上でご判断いただけているのかが分からない。WGの場で経営委員会からお話しいただけるのか教えてほしい。</p> |
| | | | <p>【経営委員会】 WGでの議論については、執行部からつど報告を受けている。今後の議論についても注視していく。</p> |
| 27 | 山本主査代理 | 質問 | 資料p11には放送同様の自律型モデルが望ましいと書かれているが、ネット活用業務を必須業務化し、放送と同様の効用が得られる業務を行うというときに、放送法の規律がネット活用業務にも及ぶのかという議論になる。この点についてはWGでもさらに議論する必要があるが、放送法と同様の規律がネット活用業務にもかかるとした場合に、NHKが業務を行う上で支障があるか否かを教えてほしい。 |
| | | | <p>【執行部】 放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もある。そのため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性確保・多角的論点提示等の確保が行えるようにして頂ければと考える。</p> |
| 28 | 山本主査代理 | 質問 | 現行の費用上限は、本来必須業務を行うものを削ってネット活用業務を行うことから設けられているものだが、競争を阻害しないために費用上限を維持することも考えられるところ、仮に必須業務化した場合でも今と同じ程度の費用上限がある場合に、何か支障はあるか。 |
| | | | <p>【執行部】 現在の国際放送や音声波等と同様、一定の費用上限は定まるものと考えており、その意味では、一定の上限はあり得ると考える。ただし、 myself 構成員ご指摘のように、枠組みが変化することで、費用を構成する要素も変化と想定されることから、適宜させたいと判断する必要があると考える。ただし、全体として、現在規模が増加していくような認識は持っていない。</p> |
| 29 | 山本主査代理 | 質問 | 資料p22の負担の在り方について、基本的な考え方が示されているが、エンフォースメントも含め法的・技術的要件を考えていく必要があるとWGに投げられたと思うが、実務上留意していただきたいことがあれば伺いたい。また、BBC等の諸外国の状況を踏まえ、より積極的にこうしたほうがよいと思う点があれば教えてほしい。 |
| | | | <p>【執行部】 まさに先生方専門家に検討いただきたいところだが、多機能端末、様々なプラットフォーム等が進化しつつ存在することから、現在の放送受信料制度とバランスの取れた内容について（持ったら即契約ということなどではなく、他方で単純な「有料課金」でもないもの）、柔軟かつ実質的な形で、規定いただければと考える。</p> |

5

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------|------|---|
| 30 | 落合構成員 | 質問 | <p>「放送と同様の効用」については、必ずしも電波で情報を受信していた時代の放送の役割と、現代の情報が氾濫する中で放送の役割は異なっていると思うので、そもそも現在の情報空間において、メディア、放送が果たすべき意義を明らかにしつつ、さらに公共放送の役割を論じることが必要ではないか。この点、従前の放送と同じ役割を果たすことだけではなく、情報空間の中でどのように公共放送の役割が求められるのかという点は改めて整理した上で、どのような業務をNHKがインターネット利用業務に関して行うべきと考えるか、ご回答いただきたい。</p> |
| | | | <p>【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、NHKに一定の役割を期待していることと承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、NHKへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多角的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えている次第である。</p> |
| 31 | 穴戸構成員 | 質問 | NHK経営計画で示されることになるであろうNHKが目指すビジョンについては、紙でお示しいただきたい。 |
| | | | <p>【執行部】 問27に現時点の考えを示した。経営計画は、パブリックコメント等も必須となっているものであり、しばしお待ちいただきたい。</p> |
| 32 | 穴戸構成員 | 質問 | 仮に共同規制をするにせよ、規制する側と規制される側にそれぞれインターフェースがあり、競争評価をめぐる問題等に対してきっちり評価できるものがNHKの中になければならない。諸課題の第1次とりまとめでも専門家を置くという話があったところ、現状検討状況はどうなっているのか。また、会長直下で評価組織を置くのではなく、外部に置くことも手だと思ふ。 |
| | | | <p>【執行部】 （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、NHK自身の意見とあわせて意見募集等を行い、最終的な判断を得る、「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みも参考になると思われる。） 設置する位置は、ご指摘の通りさまざまなあり得ると考える。</p> |
| 33 | 内山構成員 | 質問 | 現状、国内で競争している場合ではないという思いが強くあり、NHKには2040年に一番脅威となるコンペティターを誰と考えているのか。 |
| | | | <p>【執行部】 この方、ということ個別に申し上げることは差し控えたい。様々なプレイヤーと切磋琢磨することが大事だと思っている。</p> |
| 34 | 三友座長 | 質問 | 「放送と同様の効用」の定義が分からない。どのようにかかるのか。そもそも、同じ効用をもたらす必要があるのか。 |
| | | | <p>【執行部】 まず、経済学的な用法とも異なる抽象的な表現になったことをお詫びする。 11頁に示した通り、インターネットにおいて、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」という基本的なサービスをままとりして考えていることを指して、「放送と『同様の効用』」を企図したものとした次第である。 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、NHKに一定の役割を期待していることと承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、NHKへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多角的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えており、このような放送由来の業務を行いたいとの意図から、「放送と『同様の効用』」という言葉を用いた。「放送と『同様の価値』の提供」を企図したもの等とも言い得ると考えている。</p> |

< 会合後の追加質問 >

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------|------|--|
| 1 | 穴戸構成員 | 質問 | <p>質問32の関連。この間、経営委員会自身含めて、NHKのガバナンスに深甚な不安を覚えさせる事態が相次いでいる。特に、衛星放送同時配信費用が基準変更なく当時の執行部の稟議を経て、予算に計上され議決されていた件は、当時の執行部はもちろん、議決した経営委員会及び東議の問題点を看過した監査委員会にも重大な責任があると考え、NHK執行部及び経営委員会の認識如何。</p> |
| 2 | 穴戸構成員 | 質問 | <p>予算議決後執行までの段階で、監査委員会が執行部から独立に予算執行の問題点に気づき、それを止める契機はなかったのか。合わせて、本件が5月16日経営委員会に報告されてから同月末までNHKより公表されなかった理由は何か。</p> |
| 3 | 穴戸構成員 | 質問 | <p>このように問題ある予算を議決した一件からも、現在の経営委員会及び監査委員会の体制で、NHKのインターネット活用業務について、競争評価を含む適切な監督、監査は困難と考えるが、その点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識及び現在の改善策如何。合わせて、すでに諮課題検第二次とりまとめで提言された、専門家を経営委員会の下に置いて機能強化を図る制度整備についての経営委員会の検討状況、認識如何。</p> |

7

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------|------|---|
| 4 | 穴戸構成員 | 質問 | <p>仮に必須業務化した場合のインターネット活用業務についてすら実効的な監督、監査を経営委員会ができないのであれば、経営委員会制度は存在理由を失い、その廃止ないし技術的見直しが必要と考えるが、この点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識如何。</p> |
| 5 | 落合構成員 | 質問 | <p>衛星放送同時配信費用の予算計上の件（以下、「本件事案」という。）についてですが、担当事業部門、担当理事、法務部、理事会、経営委員会、監査委員会が以下の各段階で、事実としてどのような関与、行動を行っていたかを伺いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件事案の予算計上に至るまでの検討及び稟議の経緯並びに各機関等の関与内容 2 本件事案の稟議に関する内部規程の策定、規程の必要性の検討 3 本件事案について、各機関が問題を認識した日時及び認識した経緯 3 各会議体において、本件事案発覚後のそれぞれの最初の会議で行った意見交換の内容 4 本件事案の調査に関する各機関の関与、指示内容 5 本件事案の再発防止策の策定方針策定に関する各機関等の関与、指示内容 |

第9回会合における質問事項への回答

(1) 第9回会合における質問事項への回答（日本放送協会）

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 日本放送協会 回答内容 |
|----|--------|---|--|
| 1 | 穴戸構成員 | 質問 業績の問題は予算案と関係がないという説明があったが理解ができていない。 令和5年度予算案を執行部で作成し、経営委員会に諮り、経営委員会で議決をされる手続で、9億円という大変大きな金額のものを執行されるということであれば、本来事業計画に記載し、予算として議決を仰るというのが、普通の経営の在り方ではないかと思うが、業績と予算議決、事業計画の関係がどうして切断されているのかについて、説明をいただきたい。 | 【執行部】 令和5年度予算案計画では、NHKプラスの衛星放送同時配信名目の予算は盛り込んでおらず、令和6年度からの衛星放送の同時配信についての経営決定をしていない。インターネット活用業務実施基準・実施計画等で認められた範囲の予算を計上していたが、業績の段階で、令和6年度の衛星放送の同時配信という業績になったということである。 理事会での審議、経営委員会等との議論がなかったのかということ、御指摘のとおり、業績内容の精査が不十分、関係法等に対する認識不足等の課題があり、ガバナンスの問題であるとの認識である。 結果として、予算事業計画に問題はなかったが、業績上、検討段階でチェックがなく、放送法に違反するおそれのある案件となり、公共放送のガバナンス上あってはならないこと。深刻に受け止め、再発防止にしっかり取り組んでいく。 |
| 2 | 曾我部構成員 | 質問 一部報道によると、テキストニュースを縮小する方針を説明されたことなどが、このNHKニューズウェブやテレビマガジン等のテキスト系の報道について、今後どうするつもりなのか、継続されるとすれば、受信契約締結義務との関係はどう整理されるのかということについて、改めて伺いたい。 | 【執行部】 テキストの件であるが、NHKがやるべき内容というのは、放送でやるべきものをネットでもやるということであり、放送でやらないようなもの、それはなるべくネットでもやらないということが必須業務であると説明している。つまり、NHKの本業としてやるべき業務をネットでもやっていきたいということである。NHKの役割が純化する、やるべきものがクリアになってくると考える。どういった業務が本来業務としてふさわしいのか、「放送と同等の効用」にふさわしいのかということ、は、再整理をしっかりとっていく必要があると考えている。 |
| 3 | 林構成員 | 質問 受信料の使途や費用上限の根拠の適正性、明確性に関して、受信契約者や関係事業者などの的確な理解の増進を図ることが必要だと思うが、まだ不十分ではないかと思う。この点について、考えがあればお示しいただきたい。 | 【執行部】 上限を設けた場合の区分経理だが、透明性確保の上でも適切な説明が必要になっていくことは言うまでもない。費用は明確にすべきであり、上限のありようは、費用の構成の内容によっても変わるかと思うが、しっかり適合させていく必要があると考えている。会計の透明性の確保には、法令にのっとりしっかりと取り組んでいく。 |
| 4 | 穴戸構成員 | 質問 デジタル空間における情報の参照点としてなぜ必須業務化が必要なのか、また、必須業務化といった場合、地上2波なのか、衛星放送を含めて同時配信が必要なのか、また、単に番組を同時配信するというだけではなく様々な機能がついてくるといったことを、情報の参照点とらんとすることの関係でどう考えているのか。 | 【執行部】 これまで公共放送としてやってきたことをネットでもやるということが必須業務である。放送でやらないことはネットでもやらない、そのため必須業務化ということをお願いしている。NHKの中核になる仕事をネットでもやりたいということ。ネット業務で何でもやってもいいということではなく、役割は逆にクリアになってくると考えている。 情報空間の参照点については、情報の信頼性、信頼できる多元性の確保への貢献、それから参照点の提供という部分を考えて、放送法に届けられている健全な民主主義の発進に資することを旨とする。これまでもNHKは民主主義の発進に寄与してきたと考えているが、これは何もNHKひとりで行うのではなく、新聞、民放、NHKで切磋琢磨し、様々な意見を出し合って議論をする中で、日本の民主主義は発進してきたと考えており、このような役割をネット空間でも果たしていきたいと考えている。 衛星放送についてはこれからの検討課題である。 |
| 5 | 林構成員 | 質問 競合事業者等からのNHKの苦情相談窓口というのは「インターネット活用業務審査・評価委員会」の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は0件になっている。そして、これまでずっと苦情受付件数は低調であったと承認をしている。NHKの苦情相談窓口が機能していないのはなぜなのか。 原因の1つとして、NHKの審査委員会では、「これまで苦情を申し立てるに足りる正当な理由があること」、「苦情を申し立てるにつき合理的な根拠があること」、「その苦情を申し立てる以外に救済の方法がないこと」の3要件を1つでも満たさない限り、審査委員会ではこうした苦情は取り扱わないこととされており、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考えている。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると考えがあれば教えていただきたい。この点、問題意識があれば回答をお願いしたい。 | 【執行部】 インターネットの苦情等々の問合せがしにくいという指摘について、基本的にはインターネット活用業務審査・評価委員会でもルールを決めている。運用上の問題があるという認識はないが、問題があるのであれば指摘いただき、しっかりと真摯に向き合って対応してまいります。 |
| 6 | 大谷構成員 | 質問 BS同時配信の設備投資について、内部統制やガバナンスの課題について、向き姿勢を見せたいという旨を、その結果やプロセスについても、ぜひ透明性高く進めていただくことを期待している。その際、ガバナンス上で非常に重要だと思っていることは、NHK協会内の組織とカーン一人のメンバーにどういった意識が生まれているのか、組織風土の部分を探知していただく必要があるのではないかと考えている。つまり、同時配信について、今後どうなるか、現状どうだと皆さんが理解されているのか、どういった説明をしてられているのかといったことを、経営委員会ははじめ幹部の皆さんがどう理解しているのかを教えてください。 | 【執行部】 指図の組織風土、これは非常に大きな課題だと思っている。ルールや規程などで決めるのではなく、職員一人ひとりの総体として風土が生まれるものであり、体質も含めて大きな課題だと思っている。今回の検討も含め、外部の皆様の見解を伺いながら、しっかり検証して見直していきたい。 放送法に違反するおそれがあった案件も含めて、改めて規程やルールを、役職員が再度しっかりと確認することに尽きるため、この点も真摯に取り組んでまいります。 |

1

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 日本放送協会 回答内容 |
|----|--------|--|--|
| 7 | 大谷構成員 | 意見 情報空間の参照点の趣旨が不明瞭であるとか、なぜ情報空間の健全性の確保につながるのかなどの質問をいただいている、必須業務とする必要はないかと改めて伺いたい。これは、やはり多元性の確保ということとそれに役割を期待されている民放、新聞協会共通の理解に立つということ、この議論のために必要だと考えているので、まずはNHKには、この点について、今後も様々な形で分かりやすく説明していただくことを期待したい。 | - |
| 8 | 大谷構成員 | 意見 組織風土にどういった課題があったのかということも含めて、公にされることを期待している。 | - |
| 9 | 瀧構成員 | 質問 見出し「報道サイトのまとまりと御回答がある中で、明示的に確認したが、「放送と同様の効用」というのはNHKプラスのことを指しているのか。また、NHK NEWS WEBの内容のうち、放送と本同一の文字化された内容を特定のコンテンツとしてみながら、それ以外のところを理解増進情報として定義して、そこは必須業務に含めないという整理が現時点で可能なか。 | 【執行部】 NHKプラスが基本であるかどうかということだが、基本的にはそうであるが、質問への回答でも示したように、報道サイトとまとまりとして考えていきたい。 テキストの考え方が、何でもかんでもやろうということではなく、当然、そのテキストも含めた理解増進の部分について、再整理をしっかりと検討していきたい。 |
| 10 | 瀧構成員 | 質問 プラットフォームへのコンテンツ提供について、競争の範囲の議論が多々あるところではあるが、インターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかというのを、現時点で可能な回答として、説明をお願いしたい。 | 【執行部】 民放、新聞との競合関係については、しっかり精査したいと思っている。 |
| 11 | 曾我部構成員 | 意見 「放送と同様の効用」をネットでも提供していくという基本的な考え方には賛成。ただ、ネット上のサービスは不定形であるので、この基本的・抽象的な考え方は、具体的なコンテンツの提供の可否の基準にはならない。その点では、より具体的な議論を求める民放連や新聞協会の意見には賛成である。 | - |
| 12 | 曾我部構成員 | 質問 現状、NHKは共同通信に加盟して社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識していますが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方誌編集部に配置するといった事業がされているようである。新聞協会においては、既にNHKによる新聞への協力が行われているという事実を、単なる事実から、NHKと新聞との関係に関する考え方の1つとして認知し、その改善や進化を検討していく余地が本当にないか伺う。 また、同じ点についてNHKに対して、先ほどのイギリスの例のように、更に踏み込んだ新聞への協力として何かお考えのことはないかお尋ねしたい。 | 【執行部】 新聞、民放の協力との部分ではあるが、これはジャーナリストの育成やエンジニアの育成、制度面、フェイクニュース対策等々をしっかりとやっていくことと考える。もとより、記者同士の交流もあるので、全体を通じてしっかりと協力していきたいと思っている。 |
| 13 | 瀧構成員 | 意見 一連の議論の中で、整理というのは縮小とそのまま解釈していることは若干の危うさを見ている。様々な新聞で、私も実際購読者として扱っている立場として思うと、長尺のしっかりした記事がNHKでしか読めないという経済環境にある方々もいると思う。ですので、そこはしっかり議論をして、縮小しすぎるという意見もあるのか、それを加味して、ぜひ議論を進めていただければと思っている。 | - |
| 14 | 長田構成員 | 意見 放送で伝えたものを別のものでも補うという場合に、放送では完全に省略しているものをネット上のほうで補っているから放送したのと同じになるというわけではないことは、少し曖昧な言い方ですが、そこはきちんと気をつけていただきたいと思っている。 | - |
| 15 | 落合構成員 | 質問 NHKのほうでも、理解増進情報についてできる限り定義の明確性は行っていただきたいということなので、事後でもよいので、より具体化をしていただきたい。 | 【執行部】 理解増進情報は、現在の放送に対する理解の増進に連動するという定義で、インターネット活用業務が任意業務である今の制度を前提としている。今回、放送等の効用をもちいた範囲として示した中には、現在の理解増進情報も含まれているものもある。ですから、必須業務になった場合は、定義も含めてしっかりと再整理されていくと考えている。 |
| 16 | 落合構成員 | 質問 費用負担の部分について、インターネット活用業務が必須業務となった場合、全体として費用負担や内部の事業間での費用の配分などをどうしていくのか。以前説明を伺った限りでは、全体として絞っていく中でネットの部分も少し増やしていくという話だったと思う。抽象論としては全く理解できないものではないが、具体的に丁寧な説明という意味では、より詳細化していただけたらと思う。議論として重要ではないかと思いますが、これも進んで結構ですので、ぜひ、より具体化された考え方を伺いできればと思う。 | 【執行部】 財源の話は、必須業務になってもそもそも今後NHKは大幅に減収し大幅な事業費削減を行っている中で、インターネット関係の費用が大幅に増える環境はないということをぜひ理解いただきたい。 |
| 17 | 穴戸構成員 | 意見 深掘りできていないNHKの予算問題をめぐるガバナンスについて、監査委員・経営委員それぞれの役割も、執行部と並んで非常に重要なものだと考えている。これについては、今後、NHKの経営委員会からもしっかり御説明をいただくか文書で御回答いただくか、いずれにしても、それを踏まえて、改めて令和元年放送法改正の趣旨がどれほどNHK全体で御理解いただいているのかということも含めて議論し、三位一体改革についてきちんと議論することが必要であり、それは新聞協会、民放連から求められることですので、これはしっかりとやるべきということをお願いして申し上げる。 | - |

<会合後の追加質問>

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 日本放送協会 回答内容 |
|----|-------|------|--|
| 1 | 落合構成員 | 質問 | NHKの必須業務化の範囲、競争ルール、費用負担・財源については、各者の議論を踏まえると、理解増進情報のような定義が不明確な用語のままでの抽象的な議論への懸念があるが、一方で競争評価仕組みに具体的な措置はなく、一方で財源等については一層の丁寧な説明が必要という民放連、新聞協会の受け止めのように思われる。NHKの説明内容は、その方向性は理解できるものの、さらに適切な説明を行うための工夫を行うものであった。特に民放連からは、ペン図にして実施している業務と、今後制度整備により実施したい業務を併せて示すことが良いのではないかという示唆があり、これを踏まえた定義の明確化や、実際に実施している業務、今後行いたい業務の具体化を進めるべきように思われる。既存業務の一部をスリム化することで、財源を確保することも理解できるが、NHKにおかれては、先程の理解増進情報の点を含めて、より具体化をお願いできないか。 |
| 2 | 落合構成員 | 質問 | 上記の必須業務の範囲、競争ルール、費用負担・財源について、NHKに説明を尽くして頂くことが、インターネット活用業務の必須業務化を行っていくにあたり重要な要素となる。さらにこれに加えて、NHKのガバナンスは、必須業務化した場合の制度運用を考えた場合に重要な論点になると考える。ガバナンスに関する不安が残る中では、どうしてもNHK側に責任を委ねるといふ、従前のWGの議論を踏襲することが難しくなり、どうしても総務省の事前認可型が適当になるのではないかと考える。特に直近の衛星放送配信に係る問題案を踏まえると、NHKが再発防止策で記載されている中で組織の風土の改善が重要であるし、また、組織における機関改革も含めて、各社内組織の役割の整理、相互の牽制機能の実質化が図られ、もって効果的な再発防止策が講じられることが重要と考える。NHKにおいては、このような再発防止策を含めたガバナンスの改善については、公共放送WGに報告頂けないか。そのご報告内容を踏まえつつインターネット活用業務に関する事前認可の論点整理を進めさせて頂けないか。 |

(2) 第9回会合における質問事項への回答 (日本民間放送連盟)

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 日本民間放送連盟 回答内容 |
|----|--------|------|---|
| 1 | 六戸構成員 | 質問 | 放送の分野では受信者共同体に入るという人々には受信料制度をとっているが、他方で、まだテレビを持ってない人については、公平性を担保するといった観点から、何らかの相当の対価支払いを求めるといったことまでは正当化できるし、受信料の価値を毀損しない、受信料制度と矛盾しないというふうな考えで、そのような議論をしていた。このような考え方について、民放連としては、それは1つあり得る考え方だと思うが、違う考え方があるのか、違う考え方があり得るのか。 |
| 2 | 林構成員 | 質問 | 競争事業者等からのNHKの苦情相談窓口というのはインターネット活用業務審査評価委員会の下にあるのに、直近の公開資料でも受信料数は0件である。現在の理解増進情報のなし崩しの拡大に対する懸念があるとしたら、なぜ競争事業者として意見苦情を出さないのかという点について疑問を持っている。NHKの審査委員会では、これまで苦情を申し立てるに足る正当な理由があること、合理的な根拠があること、それ以外に救済の方法がないことといった要件を1つでも満たさない限り、こうした苦情は取り扱わないこととされており、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考える。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があるとの考えがあれば教えてほしい。 |
| 3 | 林構成員 | 質問 | 前提として、これまでのNHKとのやり取りを俯瞰しておりますと、NHKは、どうも競争事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているような印象を受ける。NHKの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任を果たしてきたかという点についてやや疑問を持っている。NHKのこれまでの応答姿勢について、全般的にでもどのように受け止めて評価しておられるか。 |
| 4 | 瀧構成員 | 質問 | プラットフォームへのコンテンツ提供については、競争の範囲の議論が多々あるが、NHKにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のようなネットサービスと競合するものかという点。同様に、民放連と新聞協会にも、その逆側の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有利の適用に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについて伺いたい。 |
| 5 | 曾我部構成員 | 意見 | 今回、民放連からは、NHKの多元性確保への貢献を本来業務とする提案について呼応するような反応が出てきた。新聞協会からは慎重姿勢が伺える。今後のことを考えれば、より能動的な受け止めが求められるのではないかと。現状、NHKは共同通信に加盟して社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひびくは地方紙に対する協力となっていると認識しているが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方紙編集部に配置するといった事業がされているようだ。 |
| 6 | 落合構成員 | 質問 | 民放連からは、情報空間の健全性確保について大きな議論があるべきではないかという話があった。これは、本ワーキンググループだけではなく、観衆の検討会でも検討されている部分があるが、このワーキンググループの中だけで見ると、NHK以外のメディアの方々も含めてどういう役割などという議論まではされていないと思われる。一方で、全体としては、メディアに関する議論自体の在り方を検討し、それをどういう形で推進していくのかという議論自体はされている。これは、お互いにレポートを合意し合うような会議体の関係性もあるので、一般的に会議体の進め方としてはあり得るような進め方になっている。どのような点を改めてこのワーキングで検討すれば議論が深まるのかを、まず、民放連にお伺いしたい。 |
| 7 | 落合構成員 | 質問 | 特に理解増進情報についてなし崩し的に拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないか。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、公正競争の確保のための仕組みを英国やドイツの仕組みも参考しつつというプロセスが入っているかと思っている。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないかと。どういった形で整理をされれば、際限なく拡大される可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や現行整理の考え方について御意見があればお伺いしたい。 |

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 日本民間放送連盟 回答内容 |
|----|--------|--|--|
| 8 | 穴戸構成員 | 意見 要はテレビを設置した方が本来NHKの受信者共同体となり、かつそれを通じて放送という仕組み全体を支えるという立場から、今後は、その受信料を締結した人は放送だけでなく、ネット上の本来業務等も当然享受できるようになりそこまでは受信料制度の範囲内と考える。 これに対して、ネットだけの人も、同時同様のサービスを利用するという道を聞き、しかし、それはフリーライドできないようにし、併せてNHKだけではなく、放送のメディア価値全体を向上させるような先導的役割を果たさせる原質としてはどうかという懸念であったのですが、この点については、おそらく構成員間でも今後議論をしていく必要があると思えますし、民放連からも先ほどのような御意見をいただければさらに議論が深まるのではないかと懸念しています。 | |
| 9 | 林構成員 | 質問 公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンス問題以前に任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたもの。セーフガード措置は現状では任意業務だから必要という制度的趣旨あるいは法的立付けになっているが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを見ても、任意業務だから今の歯止めが必要という問題意識から、前提の祖替えが必要だと受け止めた。任意業務、補完業務だから必要という議論枠組みから脱却して、もし本末業務にするのであればそこで求められる競争規律にふさわしいセーフガード措置の在り方というのを1から議論したい。 本来業務化がそもそも問題という議論と併せて、あるいはそれは別に、もしネット配信が仮に本来業務化した場合には、どういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的議論もしていくこと自体はやぶさかではないと考えか。 | 仮に必須業務化されたときに、この民放連の資料でいうと、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしようかと思う。それはなぜかという、必須業務化されたときの制度の書かれ方がまだ確定していない、イメージされていないからであり、上限についても同じと考える。 今、NHKはこれからどんどんインターネット活用業務にかかる経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは、必須業務になっても必要ではないか。 |
| 10 | 山本主査代理 | 質問 民放連の資料9-3の4ページに書かれていることについてさらに教えていただきたい。3番目で、「業務範囲をNHK自身が判断する」とそれは懸念があり、ただ、「放送の自律は前提」、ここで言うのは、NHKの業務範囲の問題を議論しているの、NHKの放送の自律ということだと思っておりますが、それを前提に「誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要」と書かれているが、どのような点に注意すべきだとおっしゃっているのか。 | この総務省の検討の中でコンテンツの内容に依拠するようなことを議論することは、基本的に適切ではないと民放連は考えている。この業務が、あの業務が、という話になっていったりするものが、あまり適切でないと思うのでこのように書いた。誰がどのように判断を行うかについても、あくまで外形的に判断できると思われるならいいが、ここに政府が関与することについては、やはり不適切だろうし、そういう議論は極めて慎重に考えなければいけないと考える。 |
| 11 | 山本主査代理 | 質問 「コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要」とありますが、具体的にどのような点が懸念されるか、あるいはどのような御主張があるか。 | 同上 |
| 12 | 山本主査代理 | 質問 「事前認可する現行制度は維持すべき」とあるが、以前に、公正競争の観点から競争評価をする際に事前に手続を入れるべきかと議論があったが、ここで言われているのは、そういう公正競争の観点に関する判断について事前認可をするといったことが適当かどうか御主張をされているのか確認をしたい。 | 9の回答と同じ |

(3) 第9回会合における質問事項への回答 (日本新聞協会メディア開発委員会)

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 日本新聞協会メディア開発委員会 回答内容 |
|----|--------|--|--|
| 1 | 穴戸構成員 | 質問 NHK NEWS WEBをはじめとして、競争上、様々な問題点があると指摘している。この点、今までNHKの中で、インターネット活用業務審査・評価委員会に対して競争事業者からの異議申立てというものを受け付けるという仕組みがあるが、これが有効に利用されているように見えない。新聞協会あるいは新聞各社として、これを利用されない何か理由があるのか。ここをどういふように改善すればいいか、あるいはこれじゃ全く駄目だからという議論をするというのが、実際の仕組みを考えていく上での出発点になるかと思う。 | 苦情窓口よりもさらに制度設計に近いところで意見募集がある。例えば2020年頃には、理解増進情報の課題について、競争事業者としてNHKに対して意見を提出している。ただ、結果としては、我々としてはあまり真摯な検討がなされなかったと承知している。それと、何よりも新聞社として何かあるたびに、報道、ニュースで世間に周知していることで、我々の意見としては表明している。ただ、御指摘のとおり、苦情窓口について、そこで真摯な対応がなされるということであれば、今後、新聞協会メディア開発委員会として窓口を使っていくことも考えなければいけないと承知。 |
| 2 | 林構成員 | 質問 競争事業者等からのNHKの苦情相談窓口というのはインターネット活用業務審査評価委員会の下にあるのに、直近の公開資料でも受付件数は0件である。現在の理解増進情報のなし崩しの拡大に対する懸念があるとすれば、なぜ競争事業者として意見苦情を出さないのかという点について疑問を持っている。NHKの審査委員会では、これまで苦情を申し立てるに足りる正当な理由があること、合理的な根拠があること、それ以外に救済の方法がないことといった要件を1つでも満たさない限り、こうした苦情は取り扱わないこととされて、少し要件として厳し過ぎるのではないかと懸念している。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると懸念があれば教えてほしい。 | 同上 |
| 3 | 林構成員 | 質問 資料9-4の3ページ、資料9-5の12ページのプラットフォームのところで「子会社経由等の有料放送を打ち出しているが、原価配賦の操作によりコストの大部分を受信料負担とすることで市場競争を破壊する恐れがある」と指摘しているが、もう少し敷衍していただきたい。私も子会社等との取引については、会計上の透明性を図る、あるいはグループ内における内部相互補助の有利を確認するという観点から、ほかの業務との費用の按分方法を適正あるいは明確に定める必要があると思っておりますが、そういう趣旨と理解してよいのか。 | 資料9-5の12ページについてこの点、費用の点や按分方法については、全くそのとおりだと思う。NHKは子会社を通じて各社のデジタルサイネージ、電子広告などにも記事を配信している。これは、過去に価格設定で我々民間に悪影響を生じたという指摘もあるもので、同様の事態がネット配信でも起きてはならないという懸念を持っている。こういった問題について、今回のBSの設備投資の問題のように、ガバナンスが効かず、予算事業計画に盛り込まれていなかったのにもかかわらず、いつの間にか実施されると非常に困ること。 |
| 4 | 林構成員 | 質問 前提として、これまでのNHKとのやり取りを俯瞰しておりますと、NHKは、どうも競争事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているような印象を受ける。NHKの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任を果たしてきたのかという点についてやや疑問を持っている。NHKのこれまでの応答姿勢について、全般的にでもどのように受け止めて評価しておられるか。 | 未回答 |
| 5 | 大谷構成員 | 質問 今の補完業務は、テレビを持たない方に対してはNHKのコンテンツを提供することができない状態だが、必須業務という位置づけになると、テレビを持っているかどうかに関わらずNHKのコンテンツにアクセスすることができるとい意味で、新聞や民間放送と同様に、NHKもネット上で多様な価値の役割を果たすことができると理解している。新聞であるとか民間放送と同様に、NHKもコンテンツを届けようという意味で同じような土俵に立つと思う。その上で、適切な競争評価を十分に議論することで、多様な価値を損なわず、公正な競争環境を確保すべきというふうに考えることもできるかと思うが、新聞協会も同じ土俵に立つことは気にされていない、その上で十分な競争環境を整備するということに注力すれば、健全性確保、多様な価値に資するというように理解しているかどうかを確認したい。 | テレビを持ってない方と同じ土俵、多様性を確保するという考え方は全く同じだと思う。ただ、現状でも補完業務で上限200億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース・防災アプリ等を提供している。現状でも一定程度同じ土俵、多様な価値はなされていると思うし、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多様な価値の度合いがどこまでさらによくなるのか、ここがはっきりしない。 |
| 6 | 濑構成員 | 質問 プラットフォームへのコンテンツ提供については、競争の範囲の議論が多々あるが、NHKにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかということ。同様に、民放連と新聞協会にも、その受理の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有利の適用に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについて伺いたい。 | インターネットで多くのユーザーに記事を届けようとするれば、自社のサイトだけではなく、その先には流通を担っているプラットフォームとの関係という難しい問題が出てくる。NHKがプラットフォームに積極的にニュースコンテンツを提供することに出来れば、やはり市場のバランスが大きく崩れかねない。 GAF Aをはじめプラットフォームとの関係は、新聞協会としても、いろいろと今検討しているところだが、実際の契約関係は非常に不透明であることが問題になっている。そこに、受信料を支えられるNHKが特定の外部のプラットフォームにコンテンツを配信して参入することが適切なのかについて、非常に懸念に感じている。さらにプラットフォーム内で競合が生じて市場への影響が複雑化し兼ねないとも認識している。 |
| 7 | 曾我部構成員 | 質問 今回、民放連からは、本来業務化への構成員の賛成意見に呼応するような反応が出てきた。新聞協会からは慎重姿勢が伺える。今後このことを考えれば、より能動的な姿勢に求められるのではないかと。現状、NHKは共同通信に加盟して社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひびく地方紙に対する協力となっていると認識しているが、このほか、イギリスでは受信料と記者を雇用して地方誌編集部に配置するという事業がされているようだ。 | 放送だけでなく新聞・通信社も今まで情報空間の課題解決の取組を強化していく中で、NHKと協力できる事項はどうかといったことだと思う。新聞業界としても、フェイクニュース等の拡散がある中で、なるべく正確で信頼ある情報の発信ということを中心に、より取材体制や内部のチェック体制、記者の倫理の向上、情報の質を担保できるような発信の仕組みを構築しようとしているところ。ファクトチェックなどの新たな役割、フェイクニュースなどの問題については、オリジネーター・プロファイル(OP)組合の活動もあり、新聞業界で全国版を中心に参加しているし、NHKもこれに強い関心を示していくと聞いている。NHK、民間を問わず、メディア間で連携して、こういった問題に対処するという1つのヒントになると思う。 |

| 番号 | 質問者 | 質問内容 | 日本新聞協会メディア開発委員会 回答内容 |
|----|--------|--|--|
| 8 | 長田構成員 | 質問 テレビ受信機を持っていない人にもNHKの放送が見られるようになるという思いと、いろいろな情報に、テレビ受信機を持っていないからという理由だけで接することができないというのは厳しい。そこは、必須業務化をすることによって、きちんと放送と同じものを同時に流していただきたい。その必須業務化が非常に曖昧でいろんなものが入ってしまうのではないかとこのところについては、きちんと丁寧な議論をこれからしていけばいい。新聞協会として、私のような考え方であれば取りあえず同時にネット上で見られるということについても何か課題があるとお考えなのか。 | 我々も、放送と同じものが今のNHKプラスというところでテレビ受信機を持っていない方も見られるところには、決して反対するつもりではない。やはりネットのほうでどんどん報道が拡大していき、放送内容と同一となっているが、その幅をどんどん拡大、ネットですら空間が1個、新しく、放送とはさらに別の大きなものができてしまうところはどうかという懸念を述べている。今の長田構成員の御意見には、我々としてもそのとおりだと思う。 |
| 9 | 長田構成員 | 意見 新聞にも紙とデジタルで見せ方が違うところがある。新聞をそのまま読める紙面もありますけれども、デジタルで読みやすくされているところもあると思うので、そういうところをどう考えていくかというのは丁寧な議論が必要かと思う。 | — |
| 10 | 落合構成員 | 質問 特に理解増進情報について前向きに拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないか。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、公正競争の確保のための仕組みを英国やドイツの仕組みも参考にしつつというプロセスが入っているかと思っている。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないかと。どういう形で整理をされれば、際限なく拡大される可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や規律整理の考え方について御意見があればお伺いしたい。 | 業務範囲を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争を阻害されて多様性、多元性が損なわれかねないという懸念が深まっている。理解増進情報の定義の中に、「個別番組にひも付く」というのがある。しかし、番組にひも付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんある。その定義をしっかりと整理していくべき。宍戸構成員からガバナンスに関する御発言があって、NHK執行部だけの問題ではなく、監査委員会や経営委員会そのもののガバナンスの問題も、今回の5月16日の経営委員会の議事録の中で、明らかになった。だから、NHKの執行部自身だけが再発防止策を提出すればよいというものではなく、経営委員会以下のNHK全体でのガバナンスをどう改善していくのか、改めてもらう必要があると考えている。 |
| 11 | 林構成員 | 質問 公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンス問題以前に任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたもの。セーフガード措置は現状では任意業務だから必要という制度的趣旨あるいは法的立付けになっているが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを拝見して、任意業務だから今の歯止めが必要という問題意識から、前提の粗粒えが必要だと受け止めた。任意業務、補完業務だから必要という議論枠組みから脱却して、もし本来業務にするのであればそこで求められる競争規律にふさわしいセーフガード措置の在り方というのを1から議論したい。 本来業務化がそもそも問題という議論と併せて、あるいはそれとは別に、もしネット配信が仮に本来業務化した場合には、どういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的議論もしていくこと自体はやぶさかではないという考えか。 | どのようなセーフガード措置が必要かについて、我々は、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスというのは必要だと考えている。仮に本来業務化するのであれば、逆に実施基準をしっかりと決めてやっていくことは必要であると思う。ただ、例えばネット配信が全面的に実現するとしても、それが本来業務の範囲に入ってくるかわからない現状では、個別に申し上げることは難しい。 |
| 12 | 大谷構成員 | 質問 先ほど、競争評価を適切に行うことに賛同の見解を示していただいた。そこで、市場の動向を測る定量的な指標というのがぜひとも必要だ。特に、今補完業務から必須業務へという変化を検討している中で、その変化を的確に捉えていく仕組みが大切で、補完業務である今と、それから、将来的に必須業務となった場合に、共通して使える指標として何を設定するのがいいのか、また、そのためのデータ、シェアなどを確認するためのデータの提供などに御協力いただけるか、どのようなデータがふさわしいとお考えになるかというのを聞かせていただきたい。 | 議論に必要な前提条件のデータについては我々もなるべくお示ししたいとは思っているが、我々はこれまで様々な質問、意見を寄せており、公平競争の確保の議論に対する答えがなかなか出てこない段階では難しい。前回会合のNHKの説明でもあったが、ヨーロッパの公共価値テスト、イギリスのOfcomの仕組みでも、まずは新しいサービスに参入する側、既存のサービスを大幅に変更する側がデータを出すことによって、市場競争でどのような阻害要因があるのかを示すことになっている。それと公共的価値のメリットを天秤で量って、公共的価値のほうがあれば認めるという仕組みだと思う。我々も努力するが、まずは新しいことをやろうとしているNHKのほうで何らかのデータや前提条件を示せば、我々もそれに対してよりデータを収集しやすくなると思う。 |
| 13 | 山本主査代理 | 質問 新聞協会の資料9-5の13ページの1つ目の部分で、「公正競争に対する懸念が払拭され」ない、具体像が明確でないというふうに書かれているが、具体的に事前にチェックをすべきなのか、あるいは事後にすべきなのか、NHK自身のチェックで足りるのか、それとも外部からのチェックが必要なのか等々の議論はここでも行われている。それから、イギリスやドイツなどにおいてどのような基準でこれが判断されているのかということについて、事務局からもかなり詳しい紹介があり、構成員間でも議論が行われていると認識をしているが、さらにどのような点を具体的に議論すべきだとお考えか。これは、恐らく実際に制度等をつくって動かして、データを集めて、そのデータに基づいて議論することが不可欠ではないかという気もするが、まだそういうところまで行っておらず、また具体的なデータが必ずしも十分集まっていないということもある。さらに、どのような点を具体的に議論すべきだとお考えなのか。 | 同上 |

2023年6月29日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

総務省「公共放送ワーキンググループ」の議論に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、今般、総務省の要請を受けて同省の「第10回公共放送ワーキンググループ(WG)」に出席するにあたり、下記の意見を述べる。

当委員会はこれまでNHKのインターネット業務に関して、貴WGに度々懸念や疑問を示してきた。昨年11月24日は「巨額の受信料を財源にNHKがネット業務を際限なく拡大すれば、新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない」と指摘した。今年5月19日は「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」を提出し、NHKのネット業務について議論する際に「不可欠な前提」として10項目の質問を示した。6月7日には当委員会や民放連が指摘する懸念や疑問に関して速やかに討議し、回答するよう改めて求め、第8回会合で示されたNHKのネット業務に関する説明への考え方や疑問点も示した。

当委員会が繰り返し懸念や疑問を提示しているのは、NHKのネット業務がメディアの多元性や言論の多様性に与える影響は民主主義の維持・発展にかかわる重大な論点であり、議論の出発点となると考えているからだ。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性がある。しかし、貴WGの議論ではこうした点に関する懸念が依然として払拭されたとはいえず、疑問への明確な回答も示されない。改めて、速やかな議論と回答を求める。

NHKが業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題が判明したことも踏まえ、当委員会はNHKのガバナンスのあり方について検討を深めることも求めた。公表されたNHK経営委員会の議事録で経営委員会と執行部の間で責任の所在が整理できていない大問題も露呈している。宍戸常寿構成員も「経営委員会が説明し、三位一体改革について議論すべきだ」と発言した。貴WGは、早急に経営委を招き、ガバナンスについて協議すべきである。

NHKは今般の問題を受け、外部有識者の専門委員会を設置した。7月末までに一定の方向性をまとめる方針という。NHKのガバナンスは、ネット業務の議論の前提条件である。貴WGには、今夏拙速に方針を取りまとめることなく、専門委の検討結果の妥当性や、それがNHKの再発防止策にどう反映されたかを確認した上で、ネット業務に関して本格的な議論をするよう強く望む。

以上

構成員からの質問への（一社）日本民間放送連盟による回答

令和5年7月

長田構成員

- ・ 視聴者はテレビだけではなくネットでも放送番組を見たいと思っているし、実際に、放送番組をネットでも見ていることは確実。こうした視聴者の「インターネットでも放送番組を見たい」というニーズに対応するために、テレビを持っていない人でもインターネットでNHKのコンテンツを見られるようにすることには、反対しないか。改めて確認したい。

（回答）

- ・ テレビ受像機を持たない人にも NHK のテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできますが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できません。このため、回答を差し控えます。

大谷構成員

- ・ 「任意業務を必須業務にすると何がかわるのがわからない」という意見について、必須業務化とは、「テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、NHKの放送番組がインターネットでも見られるようになること」を意味すると考えている。この点については、6月30日の第10回会合において、民放連・新聞協会とも認識に相違がないことが確認できたと考えているが、この点について、異論がないことを改めて確認したい。

（回答）

同上（以下再掲）

- ・ テレビ受像機を持たない人にも NHK のテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできますが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できません。このため、回答を差し控えます。

六戸構成員

- ・ 6月30日の第10回会合において、民放連から、受信料制度との整合性について重要であるが財源の問題をどうするか理解できていないとの回答があったが、この点については、①受信契約締結者との関係では、必須業務化された同時配信等は、デジタル社会にふさわしいアップデートであり、視聴者の支払う受信料の価値・効率を高めるもの、②非締結者との関係では、フリーライドを排除し、受信者共同体に加入し放送制度を支えることに自らコミットした者に負担を求める受信料制度の趣旨から見ても、受信料相当額の支払いを求めることが適当といった整理も示したが、それでは不十分という考えか。（なお、資料10-5(2)の1番、8番も参照のこと）

（回答）

- ・ ②について、▽その受信料相当額の「支払い」の法的位置づけや名称をどうするのか（受信料なのか、有料サービスなのか、どちらでもない第3のカテゴリーなのか）、▽公共放送を支える「特殊な負担金」である受信料制度の本旨に整合するのかがどうかは、慎重に議論する必要があると考えます。

構成員からの質問への（一社）日本新聞協会メディア開発委員会による回答

令和5年7月

長田構成員

- ① 視聴者はテレビだけではなくネットでも放送番組を見たいと思っているし、実際に、放送番組をネットでも見ていることは確実。こうした視聴者の「インターネットでも放送番組を見たい」というニーズに対応するために、テレビを持っていない人でもインターネットでNHKのコンテンツを見られるようにすることには、反対しないか。改めて確認したい。

（回答）

- 当委員会はNHKインターネット業務の必須業務化について反対します。インターネット活用業務の必須業務化は、なし崩しの・際限のない業務拡大につながりかねないためです。まずは受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK全体のガバナンス体制などについて丁寧に議論すべきだと考えます。これらの論点はNHKの在り方に関してより根源的なテーマであり、議論の方向性によって業務範囲に関する考え方も変わる可能性があります。こうした重要な論点について十分に議論しないまま、必須業務化の業務範囲だけを取り出して拙速に議論を進めることには賛同できません。
- 「テレビを持っていない人でもインターネットでNHKのコンテンツを見られるようにすることに反対しないか」との質問ですが、すでにそうした人でもインターネットでかなりの量のNHKのコンテンツを無料で見られるようになっていきます。例えば、ニュース番組そのものはNHKプラス以外に出していませんが、番組内で取り上げているニュース自体は理解増進情報の名目で、記事としてNHK NEWS WEBや「NHK ニュース防災」アプリ上で、無料で配信しています。「政治マガジン」などオリジナルコンテンツも展開しています。当委員会はこうした事例を基に、デジタルサービスでの有料会員や広告収入獲得を目指す新聞・通信社と公正な競争になっていないこと、業務がなし崩し的に拡大していることを繰り返し指摘し、受信料を支払ってなくても「フリーライド」できることをどう考えるのか、を問うてきました。これらの事業が新聞社には到底投下できない200億円規模の巨額の予算で、収支を気にせず運営されています。したがって、「見られるようにする」か否かが問題ではなく、すでに「見られるようになっている」現状の問題点についてしっかりと議論してほしい、というのが私たちの問題意識です。アンフェアな競争に直面する私たちの懸念が全く払拭されていない以上、質問への答えは「反対します」となります。
- 受信料制度との関係も重要な論点です。6月30日にNHKが総務省の公共放送ワーキンググループに提示した資料では、必須業務の基本とされる「報道サイト」について、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と明記しました。これはフリーライドの問題を解消しないまま、ニュースを無料で提供し続けるという趣旨だとしか理解できず、私たちが示し続けてきた懸念に全く応えていない、と考えています。現状のように巨大な規模でNHKが無料のニュースコンテンツを流し続ける状況が続けば、「受信料を払わず、ネットで無料コンテンツを見た方がよい」という視聴者が増えることにはならないでしょうか。
- 新聞・通信社は民間企業として事業を展開する以上、収支を勘案して事業を展開することは欠かせません。購読料や広告料で収入を得た上で、コストなども勘案して可能な範囲でサービスを展開しています。ネット上で無料で見られるニュースも、広告収入を得て成り立っています。現在、新聞・通信社はデジタル事業に注力し、ここ数年、多くの地方紙でもサブスクリプションサービスが始まりました。巨額の予算をもとに、収支を勘案せず、無料で記事を提供し続けることができるNHKの存在感は既に強大であることを改めて認識していただきたいと考えま

す。全国の新聞・通信社が懸命に努力をしているときに、受信料という巨大かつ圧倒的に有利な財政基盤を持つ NHK の業務をネットの市場で拡大させることの影響をどのように考えるのか、その疑問に答えてほしいと考えています。また、これまでの理解増進情報が市場に与えてきた影響をどのように考えるのか、検討をしてほしいと考えています。

- ② 先日の質疑で、新聞協会から「同時配信の必須業務化に反対ではない。ただ、国民が見たいと思っているものを出さなければいけないのは新聞も同じ。NHKに 200 億円もの資金で参入されると多様性・多元性が損なわれる」との回答があった。

NHKも民放も新聞も、テレビ、紙面、インターネットのそれぞれで、視聴者が見たいコンテンツを一生懸命競い合って作ってほしいし、それが視聴者の一番望むことである。

なので、新聞協会の回答は、必須業務化自体が問題なのではなく、NHKが肥大化しないようにチェックしながら、「国民が見たいコンテンツ」で勝負していきたいという趣旨に受け取ったが、そのような考えでよいか。

(回答)

- ・ 私たちは必須業務化自体が問題だと考えています。
- ・ 「視聴者が見たいコンテンツを一生懸命競い合って作ってほしいし、それが視聴者の望むことである」というのはその通りだと考えます。新聞・通信社は国民・視聴者やユーザーの支持を得られるよう、さまざまなメディアと競争しながら報道・事業活動に取り組んでいます。しかし、私たちが問題視しているのは、NHK とは「公正」な競争が成り立つのかという点です。受信料という強固な財源を持つ NHK と、収支を勘案しながら事業展開する民間メディアでは、財政基盤が全く異なります。インターネットの世界では様々な民間メディアが読者・視聴者や広告収入を巡り激しい競争をしています。そこで、NHK という取材網も人員も圧倒的に巨大で、かつ他メディアとは全く異なる収入構造を持つ主体が「必須業務化」の名の下に業務を拡大すれば、アンフェアな競争で退場を余儀なくされるメディアが生まれ、メディアの多元性や言論の多様性が損なわれかねません。
- ・ それは多様な情報を享受できなくなるという意味で、国民・消費者の真の利益に反する結果になるのではないのでしょうか。私たちはこうした懸念を繰り返し指摘してきましたが、依然として払拭されていません。したがって、必須業務化自体が問題だと考えているというのが私たちの回答です。
- ・ 「NHK が肥大化しないようにチェックしながら」とのご指摘もありますが、具体的にはどのような枠組みでチェックしていくのでしょうか。WG の議論では、NHK 内部のみのチェックでは不十分との声もありました。これまで NHK は、理解増進情報の名目でなし崩しの業務拡大を行い、民間メディアは不公平、不利な競争を強いられてきたと考えています。真に有効な枠組みを見出さないまま先に必須業務化の方向を打ち出すのは政府の検討機関として無責任な姿勢だと言わざるをえません。

- ③ また、新聞協会からは、「WGからの回答がない」ことや「ガバナンスの問題」を理由に「夏に取りまとめを見送るべき」との意見が出されている。

しかし、国民からすれば、インターネットがこれだけ当たり前になって、テレビがなくてもインターネットで民放や新聞のコンテンツはすでに見られるのに、NHKのニュースやドキュメンタリーを見るのをどうして早くできるようにしないのかという素朴な疑問がある。

ガバナンスの問題はしっかりやってもらわなければならないが、それは前回の会合でもしっかりやると総

務省が答えていたし、視聴者からすれば、一刻も早く結論を出すべきだし、それがWGとしてのきちんとした回答にもなると思うが、それでも新聞協会は見送るべきとの考えか。いつだったらいののか。

(回答)

- ・ 理解増進情報の野放図な拡大や公正競争の確保、受信料制度との関係、ガバナンスはいずれも真の視聴者利益を保つために極めて重要な論点です。これらについて WG が具体的な結論を持たないまま必須業務化のみ先行して方向性を打ち出すのは、国民・視聴者をないがしろにした議論だと考えます。したがって、私たちは WG の議論の現状を踏まえれば、今夏のとりまとめは見送るべきだと考えます。
- ・ NHK が受信料を財源にしている以上、民間企業との公正な競争を考えるためには慎重な検討が欠かせません。これまでの会合でも、「国家補助」事業の拡張は民間企業との競争を歪めかねない、との指摘もありました。NHK がインターネットでの業務を拡大した結果、民間企業の経営が成り立たなくなってしまうと、視聴者・国民は確か多様な情報が得られなくなってしまう。長期的に考えれば、真の視聴者利益をむしろ損なう、といった点が私たちの懸念です。こうした疑問を解消するような検討を行うとともに、国民にとってわかりやすい形で議論してほしいと考えています。
- ・ また、「総務省がしっかりガバナンスをやる」といっても、それが実効的に機能するかは別の問題です。衛星放送の予算問題でガバナンスの問題がより明確になったように、極めて重要な課題であり、WG が具体的なガバナンス強化策について方向性を示さず、取りまとめを優先することには危惧を覚えています。
- ・ 繰り返しになりますが、現状の理解増進情報のなし崩し的な拡大に鑑みれば、ガバナンスは重要な論点の一つだと考えています。これまで私たちが強い懸念を示してきた理解増進情報をどう評価するのか、受信料制度との整合性をどうとるのか。こうした点に納得できる回答が得られない限り、私たちの懸念は払拭されないと考えています。その点を置き去りにして、「一刻も早く結論を出すべきだ」というのが WG の回答であれば到底賛成できません。

大谷構成員

- ① 「任意業務を必須業務にすると何がかわるのがわからない」という意見について、必須業務化とは、「テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、NHKの放送番組がインターネットでも見られるようになること」を意味すると考えている。
この点については、6月30日の第10回会合において、民放連・新聞協会とも認識に相違がないことが確認できたと考えているが、この点について、異論がないことを改めて確認したい。
- ② 放送においては、NHKと民放の二元体制で「丁寧な取材に裏打ちされ信頼性を高める努力を払った情報（信頼できるコンテンツ）」を放送番組により提供している。しかし、NHKのインターネット活用業務が任意業務である現状においては、テレビを持たない人からすれば、インターネット上では、この二元体制が実現できていない（テキストは見られるが放送番組は見られない）ことになる。
松本大臣が6月19日のタスクフォースでもおっしゃっていたように、インターネットには多種多様な情報が流れているからこそ、必須業務化することで、現在、テレビで実現している二元体制をインターネットでも実現することが重要と考えている。
このように、必須業務化によりNHKの放送番組がテレビを持っていない人にも提供されるこ

とで、インターネットを含めた情報空間全体で二元体制が確保され、このことが新聞等のメディアの提供する情報とも相俟って情報空間の健全性の確保につながり、伝送路を問わず、「信頼できるコンテンツ」に触れる機会をより充実させることは視聴者にとって必要と思われるが、この点についても反対なのか。

(回答)

- ・ 当委員会はNHK インターネット業務の必須業務化について反対します。インターネット活用業務の必須業務化は、なし崩しの・際限のない業務拡大につながりかねないためです。受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK 全体のガバナンス体制などNHK の在り方に関するより根源的な論点について十分に議論がなされておらず、放送番組の配信という個別の業務範囲についてまだ判断できる段階にないと考えています。
- ・ 「必須業務化とは、テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、NHK の放送番組がインターネットでも見られるようになること」とのご説明ですが、すでにそうした人でもインターネットでかなりの量のNHK のコンテンツを無料で見られるようになっています。
- ・ ご質問の「テキスト情報だけでなく」という記述について強い違和感があります。現状の「理解増進情報」については公正競争の観点から懸念があり、また、フリーライドの問題も存在しています。当委員会は、テレビを持たない人であっても、すでに無料のテキスト情報を大量に見ることができていることは問題だと捉えています。ご質問は、現状の業務範囲を追認するように読め、当委員会は認識が異なります。必須業務化によって、有料になるのか無料になるのか、料金体系はどうなるのかといった点は、民間メディアにとって極めて関心の高い事項ですが、まだ明確な回答が得られていません。
- ・ WG では当初、必須業務化の目的について、「現状の情報空間がフェイクニュースやアテンションエコノミーなどの課題を抱えており、その解決のために公共放送がネット空間に出るべき」という趣旨の文言を示していました。しかし、「テレビを持たない人であっても、NHK の放送番組がインターネットでも見られるようになること」が検討の目的に変わったのでしょうか。フェイクニュースやアテンションエコノミーの問題解決にどれだけ NHK のネット必須業務化が有効なのか、WG として分析した結果を示していただきたいと思えます。
- ・ ご質問(2)にある視聴者にとって「信頼できるコンテンツ」に触れる機会を充実させることは重要ですが、新聞等はこうした情報を既に提供しています。そうした中で、受信料を原資にした NHK のインターネット業務をさらに拡大させることが民間メディアに与える影響を懸念しています。民間企業の経営が成り立たなくなってしまうと、視聴者・国民は確かに多様な情報が得られなくなってしまうと。長期的に考えれば、真の視聴者利益をむしろ損ないかねない、というのが私たちの懸念です。
- ・ NHK が提出した資料では、必須業務化した後に新たなサービスなどを始める際には欧州の仕組みにのっとって事前に評価、審査を受けるという趣旨の記載がありますが、この仕組みではまさに「公共性」と「民間の市場への悪影響」を天秤にかけて評価、審査するという事になっています。そしてそのためのデータや資料はサービスを提供する側(NHK 側)が提供することになっています。まずは現状の問題について、このプロセスで評価してみたいかがでしょうか。そうした現状評価もなしに必須業務化を打ち出すのはあまりに性急だと考えます。
- ・ また、かねて指摘してきたとおり、放送制度の原則である二元体制をインターネット空間に持ち出すことは不適切だと考えています。インターネット空間は放送事業者だけでなく、新聞・通信社や情報の流通に携わるプラットフォーム事業者を含め多様な主体によって構成されているためです。こうした考え方に基づき、NHK のインターネット業務が際限なく拡大することを強く危惧しています。

2023年7月24日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

NHK インターネット業務の「必須業務化」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、総務省「公共放送ワーキンググループ（WG）」で議論されている NHK のインターネット業務の必須業務化に対して、あらためて反対する。現状、ネット業務は放送の「補完」であるにもかかわらず、なし崩し的な業務拡大が行われてきた。必須業務化によって際限なく拡大する恐れがあり、メディアの多元性や言論の多様性の観点から懸念を繰り返し指摘してきたが、こうした懸念は依然拭えない。全国の地方新聞社からも「現状の業務でもすでに脅威であり、予算規模を考えると太刀打ちできない。これ以上拡大すれば事業が立ち行かず、地方から言論の多様性が失われかねない」といった危惧の声が寄せられている。

NHK が今後のネット業務に対する具体的な希望を示したのはわずか 2 か月前のことであり、前回の会合で補足の説明もあったが、サービスの具体像や料金体系など依然不明瞭な点が多い。業務範囲だけでなく、受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK 全体のガバナンス体制などの重要な論点についての議論が尽くされていない。これらの論点は NHK の在り方に関してより根源的なテーマであり、議論の方向性によって業務範囲に関する考え方が変わる可能性がある。こうした重要な論点について十分に議論せず、必須業務化の業務範囲だけを取り出して拙速に議論を進めることには賛同できない。また、公正な競争を実現するために有効な枠組みを見出さないまま先に必須業務化の方向を打ち出すのは、無責任な姿勢と言わざるを得ない。この夏に拙速に方針をとりまとめることなく、議論を深めてほしい。

6月30日のWG第10回会合では、当委員会が5月19日に示した質問への「回答」が示された。しかし、過去の意見の紹介にとどまっており、質問に対する正面からの回答とは言えない。不十分な点が多く疑念や懸念が払拭されていないため、さらに議論を重ね回答を求める。WGでの議論が尽くされないと回答できないという説明だったが、議論の大前提である本来業務化の目的や理由について明確な考えが示されなかった点は疑問だ。当初示していた「情報空間の健全性確保」についても、構成員から「弊害を直接是正する効果は限定的」などの指摘もあった。必須業務化について議論しているにもかかわらず、なぜそれが必要なのかという根幹の部分が揺らいでいるのではないか。

業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題で明らかになったように、ガバナンスは重要な論点だ。しかし、具体的なガバナンス強化策について方向性を示さず、取りまとめを優先することには危惧を覚える。6月2日に公開された5月16日のNHK経営委員会の議事録では「執行の定義」「監督のあり方」などガバナンスの根幹にかかわる重要な論点について経営委と執行部の認識がまったく異なり、再発防止策

の取りまとめについても双方が押し付け合っているようなやりとりが露呈した。これまでNHKが「三位一体改革は進んでいる」と言ってきたことが根底から覆され、ガバナンス不全に陥っていた実態が明らかになった。こうした問題を改善するためには、NHKの経営委と執行部を含めたNHK全体のガバナンス改善策を構築することが不可欠であるにもかかわらず、この問題の再発防止策では執行部が外部による専門委員会を設置した形になっている。執行部を監督する立場である経営委員会のガバナンス改革も不可欠であり、そうした全体の改革が進まないうちに、ネット配信の必須業務化を前提とする議論を拙速に進めることには到底賛同できない。

第10回会合ではNHKからこれまでの説明の補足があったが、とりわけ必須業務の「基本」に「報道サイト」を位置付けることは不適切だと考える。「『放送』と同一の情報内容」と説明しているが、定義があいまいだ。理解増進情報と同様、その範囲が際限なく拡大することになりかねない。現状の「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えない。仮に同一の情報内容であっても、さまざまな機能を加え提供されている。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方は疑問だ。また、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と明記しているが、いわゆる「フリーライド」の問題を解消しないまま、ニュースを無料で提供し続けるという趣旨だとしか理解できず、当委員会がこれまで示し続けてきた懸念に全く応えていない。必須業務化によって、有料になるのか無料になるのか、料金体系はどうなるのか、といったユーザーにとって極めて重要な点も明確に示されていない。

また、理解増進情報を「再整理」するとし、その方向性について「放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはない」「“純化”されていく」などと説明している。しかし、理解増進情報の問題は番組への誘引を高めるようなサービスではなく、オリジナルコンテンツを展開するなどなし崩し的にサービスが拡大してきたことだ。WGは既存の理解増進情報がどう整理されるのか詳細な説明をNHKに求めるとともに、これまでの業務展開が市場に与えてきた影響について検討すべきだ。

前回会合では、構成員から「国民やユーザー視点が重要だ」との指摘も寄せられた。極めて重要な指摘で、新聞・通信社は国民・視聴者やユーザーの支持を得られるよう、さまざまなメディアと競争しながら報道・事業活動に取り組んでいる。しかし、NHKと新聞・通信社では公正な競争は極めて困難であり、メディアの多元性や言論の多様性が損なわれかねない。長期的に見れば多様な情報を享受できなくなるという意味で、国民や消費者の真の利益に反する結果になるのではないか。これまでの会合で、「国家補助」事業の拡張は民間企業との競争を歪めかねない、との指摘もあり、多くの構成員から事前ルールの必要性を指摘する声があった。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すのは難しいということが構成員の間でも理解されているものと考えられる。だからこそ、前回会合で一部の構成員から「まずは踏み出せばよい」といった意見が出たことは極めて残念だ。引き続き、メディアの多元性や言論の多様性に配慮した検討を求めたい。

以 上

放送の多元性確保に向けたご提案

【NHKのインターネット活用業務】

- ・ NHKが、テレビ放送で果たしている公共的役割を、インターネットでも果たしたいとするならば、「放送と同じものをネットに出す」ことが原則だと考えます。
- ・ NHKのインターネット活用業務に関しては、新聞協会や民放連など幅広い利害関係者が参画した競争評価会議を新設し、「必須業務」「任意業務」の全般について、その是非を十分に議論することが必要です。
- ・ 利害関係者間の議論をすみやかに開始し、その検討結果を法改正や今後の運用に反映することが重要ですので、競争評価に関する準備組織を早期に設置していただきたいと考えます。

【受信契約者と非契約者の公平性担保】

- ・ NHKの「報道サイト」や「ニュース・防災アプリ」は現在、無料・無認証で閲覧・利用できますが、受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、原則として受信契約に紐づいた認証を必須とすべきです。
- ・ 例外として無料・無認証で提供する情報は、災害関連（放送法108条）、国民保護関係（国民保護法50条ほか）など法律に基づく義務的分野に限るものと考えます。

【放送法へのNHKの新しい責務の明記】

次の2件を放送法に明記することを提案します。

①公正競争確保に関する責務

- ・ NHKがインターネット活用業務を行うにあたり、メディアの多元性・多様性が損なわれることになれば、国民にとって不利益が生じます。
- ・ 仮に、インターネット活用業務をNHKの必須業務に加えるのであれば、放送法においてNHKの公正競争確保の義務を定め、さまざまな担保措置の法的根拠とすることが必要と考えます。

②放送ネットワークインフラの維持に関する責務

- ・ NHKと民放の共同利用型モデルの実現は喫緊の課題ですが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧します。このため、放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を行っていただきたいと考えます。
- ・ NHKには特殊な「負担金」である受信料を財源として、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。
- ・ 特にローカル局の過重な負担になっている「小規模中継局」「ミニサテ」の維持・運用については、NHK、民放の区別なく「あまねく受信」に関するNHKの措置義務の一環と位置づけ、NHKが相応の役割を継続的に担う必要があると考えます。

以 上

2023年8月10日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

総務省「公共放送ワーキンググループ」の検討に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、総務省「公共放送ワーキンググループ (WG)」で検討されている NHK のインターネット業務の必須業務化について改めて反対する。放送のために受け取った受信料を大規模にネットの無料コンテンツに使ってきた現行の「理解増進情報」と同様に、なし崩し的な業務の拡大を招くことを強く懸念している。

まず、理解増進情報について改めて問題点を指摘したい。理解増進情報は受信料を財源としており、かつ「無料」で展開されている。ネットでも放送と同じ内容か、あるいはそれ以上のコンテンツが無料で見られる現状は、「受信料を払ってテレビで視聴するのは損だ」と視聴者に感じさせているのではないか。NHK 自身が、受信料を払う人との間で「不公平感が存在している」「タダ乗り」「フリーライド」などの課題があると述べている。その問題についてなぜ議論を尽くさないのか。まず受信料制度と現状の理解増進情報の矛盾についてNHKの考え方をただし、整合性がとれるよう見直すべきではないか。

当委員会の新聞・通信社は全て民間企業である。受信料のような収入はなく、全ての業務は厳格にコストを考慮して実施している。本業である報道・ニュース配信に関しても、本質的な意味で「無料」はあり得ない。ユーザーがネットで無料で閲覧できる情報も、提供する側は広告収入を得ていたり、購読への誘引戦略があつたりする。対価を得ず収支を意識せずに済む理解増進情報とは、とてもフェアな競争はできない。この機に地方紙からも改めて意見を聞いたが、「理解増進情報はやめるべきだ」という声が相次いだ。当委員会は必須業務化の議論の前提として理解増進情報の問題を WG でも真摯に取りあげてほしいと考え、「NHK は無料のテキスト (文字ニュース) 業務から完全に撤退すべき」と主張する。

次に、必須業務化について意見を申し上げたい。必須業務化の目的は何か。WG 事務局が作成した資料では「テレビを持たない人が NHK のコンテンツに触れるようにする」との意見が多く提示されている。しかし、これまで述べた通り、ネットでは既に「ニュース・防災」アプリや「NHK NEWS WEB」などで大規模かつ無料の NHK コンテンツに触れることができる。地方紙を含め多くの新聞社が「アンフェアな競争だ」と主張するほどの規模だ。「いまはネットで見ることができないから、必須業務化で見られるようにすべき」と受け取れる表現をあえて打ち出す狙いはどこにあるのか。当委員会は「必須業務化の真

の目的は何か。必須業務化しなければできないことは何か」と繰り返しWGに質問・意見を提出してきたが、いまだにこの根幹部分に明確な回答はない。理解増進情報の総括をせず、あたかも現状では取り組めないから新たにネット業務をするかのような論理はととても受け入れられない。「現状でも理解増進情報として、NHKはネットでコンテンツを無料で提供している。だが、新たにしなければならない業務があるため、必須業務化をすべきだ」という論理を明示するのが筋ではないだろうか。

前回WGでは、インターネット活用業務の利用者に対して費用負担を求めることが必須業務化の前提として議論された。国民の立場からすれば、この点の方がはるかに関心が高いのではないか。「ネットで見られるようにする」は現状でも実施している一方、「費用負担を求める」は現状では実施していない新たなテーマだ。WGの議論を見る限り、スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことはわかるが、ネットで視聴する人に費用負担を求める「ネット受信料」の導入こそが、必須業務化の「真の狙い」ではないかとの疑念も生じてくる。当委員会はこれまでも、必須業務化を議論するのであれば、受信料制度の在り方も根本から検討するべきだ、と主張してきた。現状の受信料制度を維持した上で、ネットでの費用負担を国民に求める「ネット受信料」を導入しようとするのであれば、国民の理解を得られるよう丁寧な議論をすべきではないか。受信料制度の拡大に強い懸念を抱く。「放送」のための受信料と、「ネット」のための負担を受け取るのは同じNHKだ。NHKの在り方とともに受信料制度を根本から検討し、明確に必須業務化の政策目的を示した上で議論をするべきである。

WGの資料では「二元体制」について繰り返し言及されているが、新聞・通信社や多様な事業者が存在するネット空間にNHKが進出する影響は大きい。地方紙からは「有料のデジタル会員制のサービスにシフトしつつあるが、経営安定の柱となるまでにはまだ時間がかかる。必須業務化によって無料配信が際限なく拡大すれば、地方紙のデジタル収入への影響は甚大である」「コスト度外視のコンテンツ制作と広告の全くないネット情報の発信はNHKに絶対的優位がある」など強い懸念の声が出ている。NHKがインターネットという伝送路にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられず、必須業務化は放送政策にとどまらない影響がある。一度毀損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すのは難しく、WGは早急に結論を急ぐべきでないと考える。

以上

2023年8月29日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

議論の取りまとめに対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会はこれまで、NHKのインターネット業務について、業務範囲や受信料制度、ガバナンスなども含めNHKの在り方を根本から議論するよう求め、「必須業務化」について反対してきた。前回の会合ではネット業務の一部について「本来業務化」する方向性が構成員の間で一致し、議論の取りまとめを進めることとなった。検討すべき課題が山積し、当委員会の懸念が解消されない中で取りまとめられるならば、賛成できず、遺憾だ。

当委員会が積み残しの課題となっていると考える点を以下に示す。

- ・必須業務化の政策目的を明確にすべきだ。複数の構成員から「テレビを持たない人がNHKのコンテンツに触れられるようにする」などの説明があったが、必須業務化しなくても可能だと考える。必須業務化しなければならないことについて明確に示すべきだ。
- ・「理解増進情報」の問題について、WGとして総括すべきだ。公正な競争が成り立たないだけでなく、受信料制度との整合性の観点からも問題がある。NHKに必要なデータの提供を求めるなどして、制度の運用や競争への影響について検証すべきだ。
- ・放送番組以外のネット業務の範囲を、際限ない業務拡大につながらないよう厳格に定義すべきだ。前回の会合では放送番組以外のネット業務の範囲について、「定性的に法定する」方向で構成員の意見が一致した。しかし、理解増進情報の「放送番組に対する理解の増進に資する情報」というあいまいな定義がなし崩し的な業務拡大につながってきたことを踏まえると、厳格なルールが必要だ。
- ・必須業務化を議論するのであれば、受信料制度の在り方も根本から検討すべきだ。現状の受信料制度を維持した上でそれを拡大し、ネットでの費用負担を新たに求めることには懸念や疑念を感じる。
- ・NHKのガバナンスをどのように確保していくか、明確に考えを示すべきだ。その必要性はBSネット配信予算問題を見れば明らかであり、NHKの再発防止策について、WGは妥当性や運用を検証すべきだ。また、執行部と経営委員会との責任の所在の整理も含め、抜本的なガバナンス確保の在り方についても検討を深めるべきだ。

これらの課題には、メディアの多元性や言論の多様性から極めて重要な論点も含まれている。WGとして議論を深めた上、取りまとめることを求める。

以上